

平成25年11月29日

(照会先)

品質管理部長 竹村 英機

(電話直通 03-6892-0752)

経営企画部広報室

(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

事務処理誤り等(平成25年10月分)について

平成25年10月分の事務処理誤り等の件数及び個別の事案等について、別添のとおりお知らせいたします。

なお、日本年金機構においては、引き続き事務処理誤り等の再発防止に努めてまいります。

事務処理誤り等（平成25年10月分）について

Ⅰ 概 要

日本年金機構（本部及び年金事務所等）における公的年金業務の事務処理誤り及び業務上発生した事件・事故（社会保険庁時代のものを含む。以下「事務処理誤り等」という。）について、10月に、本部担当部署及び年金事務所等の事務処理誤り等の詳細な報告が完了したもの及びシステム事故等の詳細な報告が完了したものを取りまとめたもの。

・これらの事務処理誤り等については、被保険者等の関係者から公表を控えるよう強く要請されない限り、原則として、その事案の概要等を公表します。今回取りまとめた709件のうち、公表可能な691件について、その概要を日本年金機構HPに掲載しています。

Ⅱ 状 況

以下の分析については、システム事故等を除く事務処理誤り等の709件を対象としています。

1 事務処理誤り等区分別件数

(1) 受付時の書類管理誤り	0 件	(0.0%)
〔郵送や窓口で受領した書類の担当部署への回付漏れ等、受付時の誤り〕		
(2) 確認・決定誤り	441 件	(62.2%)
〔届書内容の確認誤り、金融機関等のコード記入誤り等、事実関係の誤認や法令の適用誤り〕		
(3) 未処理・処理遅延	36 件	(5.1%)
〔審査決定すべき届書の未処理、社会保険オンラインシステムへの入力漏れ、日本年金機構本部への進達漏れ、関係部署からの返戻書類の未処理等〕		
(4) 入力誤り	35 件	(4.9%)
〔数字や氏名等の入力誤り、一部項目の入れ違い等、入力時の誤り〕		
(5) 通知書等の作成誤り	45 件	(6.3%)
〔様式誤り、記載事項誤り等、出力・作成時等の誤り〕		
(6) 誤送付・誤送信	53 件	(7.5%)
〔別の送付先への書類混入等の誤送付、誤送信、誤交付等、配付時の誤り〕		
(7) 説明誤り	49 件	(6.9%)
〔窓口、電話等での制度説明誤り、申請書等の指示誤り等、相談時の誤り〕		
(8) 受理後の書類管理誤り	0 件	(0.0%)
〔受理した申請書、添付書類の紛失等〕		
(9) 記録訂正誤り	11 件	(1.6%)
〔別人の記録を訂正、別人の記録を統合〕		
(10) 事故等	39 件	(5.5%)
〔身分証明書等の紛失、不適正な事務処理等、お客様への不審電話等、通常の業務処理の流れの中での誤りには該当しないもの〕		

合計 709 件 (100.0%)

2 制度等別件数

(1) 厚生年金適用関係	98 件	(13.8%)
(2) 厚生年金徴収関係	39 件	(5.5%)
(3) 国民年金適用関係	15 件	(2.1%)
(4) 国民年金徴収関係	126 件	(17.8%)
(5) 年金給付関係	416 件	(58.7%)
(6) 船員保険関係	0 件	(0.0%)
(7) その他	15 件	(2.1%)

合計 709 件 (100.0%)

3 制度等別・事務処理誤り等区分別内訳

表 1 制度等別・事務処理誤り等区分別内訳一覧表

	受付時 の書類 管理誤り	確認・ 決定誤り	未処理・ 処理遅延	入力誤り	通知書 等の作成誤り	誤送付・ 誤送信	説明誤り	受理後 の書類 管理誤り	記録訂 正誤り	事故等	計
厚生年金 適用関係	0 (0)	36 (1)	10 (1)	19 (0)	2 (0)	27 (0)	3 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	98 (2)
厚生年金 徴収関係	0 (0)	12 (0)	1 (0)	0 (0)	6 (0)	11 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	9 (0)	39 (0)
国民年金 適用関係	0 (0)	9 (0)	2 (0)	1 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	15 (0)
国民年金 徴収関係	0 (0)	68 (1)	13 (0)	5 (0)	23 (2)	1 (0)	11 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (1)	126 (4)
年金給付 関係	0 (0)	316 (10)	10 (1)	10 (0)	14 (1)	12 (0)	34 (0)	0 (0)	11 (0)	9 (0)	416 (12)
船員保険 関係	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	14 (0)	15 (0)
計	0 (0)	441 (12)	36 (2)	35 (0)	45 (3)	53 (0)	49 (0)	0 (0)	11 (0)	39 (1)	709 (18)

(注) () 内は、非公表とした事案の件数を再掲したものである。

4 事務処理誤り等の原因

(1) 原因別件数

- ① 確認不足・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 555 件 (78.3%)
 [窓口装置操作の際にキータッチ等を誤ったもの・入力を漏らしていたもの、通知書等の封入封緘時における内容物や宛先の確認を漏らしていたもの等]
- ② 適用・認識誤り・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 103 件 (14.5%)
 [法令や通知等に係る解釈を誤っていたもの、理解が不足していたもの等]
- ③ 届書等の放置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16 件 (2.3%)
 [本来行うべき処理を多忙や失念により適切な時期までに処理を行わなかったもの]
- ④ その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35 件 (4.9%)
 [不正行為、不適正な事務処理、事故等]

合計 709 件 (100.0%)

(2) 原因別・事務処理誤り等区分別内訳

表 2 原因別・事務処理誤り等区分別内訳一覧表

	受付時の書類 管理誤り	確認・ 決定誤り	未処理・ 処理遅延	入力誤り	通知書 等の作成誤り	誤送付・ 誤送信	説明誤り	受理後の書類 管理誤り	記録訂 正誤り	事故等	計
確認不足	0 (0)	365 (11)	21 (1)	34 (0)	41 (3)	53 (0)	30 (0)	0 (0)	10 (0)	1 (0)	555 (15)
適用・認識誤り	0 (0)	75 (1)	1 (0)	1 (0)	4 (0)	0 (0)	18 (0)	0 (0)	1 (0)	3 (0)	103 (1)
届書等の放置	0 (0)	1 (0)	14 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	16 (1)
その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	34 (1)	35 (1)
計	0 (0)	441 (12)	36 (2)	35 (0)	45 (3)	53 (0)	49 (0)	0 (0)	11 (0)	39 (1)	709 (18)

(注) () 内は、非公表とした事案の件数を再掲したものである。

(3) 原因別・制度等別内訳

表 3 原因別・制度等別内訳一覧表

	厚生年金 適用関係	厚生年金 徴収関係	国民年金 適用関係	国民年金 徴収関係	年金給付 関係	船員保険 関係	その他	計
確認不足	84 (1)	27 (0)	12 (0)	100 (3)	332 (11)	0 (0)	0 (0)	555 (15)
適用・認識誤り	10 (0)	3 (0)	0 (0)	15 (0)	74 (1)	0 (0)	1 (0)	103 (1)
届書等の放置	3 (1)	1 (0)	2 (0)	7 (0)	3 (0)	0 (0)	0 (0)	16 (1)
その他	1 (0)	8 (0)	1 (0)	4 (1)	7 (0)	0 (0)	14 (0)	35 (1)
計	98 (2)	39 (0)	15 (0)	126 (4)	416 (12)	0 (0)	15 (0)	709 (18)

(注) () 内は、非公表とした事案の件数を再掲したものである。

5 事務処理誤り等による影響

(1) 事務処理誤り等による影響額別内訳

表 4 事務処理誤り等による影響額別一覧表

影響額	厚生年金 適用関係	厚生年金 徴収関係	国民年金 適用関係	国民年金 徴収関係	年金給付 関係	船員保険 関係	その他	計
影響額なし	59 (1)	27 (0)	11 (0)	92 (4)	119 (2)	0 (0)	15 (0)	323 (7)
1万円未満	4 (0)	1 (0)	0 (0)	9 (0)	16 (1)	0 (0)	0 (0)	30 (1)
1万円以上 5万円未満	6 (1)	1 (0)	0 (0)	13 (0)	37 (1)	0 (0)	0 (0)	57 (2)
5万円以上 10万円未満	8 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	43 (1)	0 (0)	0 (0)	53 (1)
10万円以上 50万円未満	11 (0)	5 (0)	2 (0)	9 (0)	93 (1)	0 (0)	0 (0)	120 (1)
50万円以上 100万円未満	3 (0)	1 (0)	1 (0)	3 (0)	38 (0)	0 (0)	0 (0)	46 (0)
100万円以上 500万円未満	7 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	64 (5)	0 (0)	0 (0)	73 (5)
500万円以上	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	6 (1)	0 (0)	0 (0)	7 (1)
計	98 (2)	39 (0)	15 (0)	126 (4)	416 (12)	0 (0)	15 (0)	709 (18)

(注1) () 内は、非公表とした事案の件数を再掲したものである。

(注2) 影響額の区分は、事務処理誤り等によって年金や健康保険等の給付、保険料徴収額等に影響のあった額を表示した。

(注3) 影響額の区分欄の「影響額なし」とは、①誤送付などで年金や健康保険等の給付額、保険料徴収額等に影響のないもの、②賞与支払届の金額を誤って入力したが、保険料納付までに保険料納付額を訂正できたものなどで年金や健康保険等の給付、保険料徴収額等に影響のないものをいう。また、影響額の未確定のものも「影響額なし」とする。

(2) 事務処理誤り等による事象別内訳

表 5 事務処理誤り等による事象別一覧表

事 象	件 数	総額 (円)	平均金額 (円)
過払い (年金等の額を多く払いすぎた件)	109	86,426,941	792,907
未払い (年金等の額を少なく支払った件)	126	138,292,453	1,097,559
過徴収 (保険料金額を多く徴収した件)	38	14,562,020	383,211
未徴収 (保険料金額を少なく徴収した件)	34	18,305,410	538,394
誤還付 (保険料金額を誤ってお返しした件)	5	273,290	54,658
その他	75	51,016,226	680,216
計	387	308,876,340	798,130

(注1) 「表5 事務処理誤り等による事象別一覧表」は、「表4 事務処理誤り等による影響額別一覧表」の「影響額なし」以外の内訳を表示した。

(注2) 「総額 (円)」は、事務処理誤り等によって年金や保険料徴収額等に影響のあった額の合計金額を表示した。

(注3) 「その他」の内訳は以下のとおりである。

過払いと未払いがある件	28 件	27,741,670 円
過払いと過徴収がある件	39 件	19,535,920 円
過徴収と未徴収がある件	4 件	2,351,691 円
過払いと未徴収がある件	1 件	576,916 円
過徴収と未払いがある件	1 件	492,720 円
未払いと未徴収がある件	1 件	161,957 円
未払いと誤還付がある件	1 件	155,352 円

6 事務処理誤り等の判明契機

(1) 日本年金機構内部で判明	353 件	(49.8%)
(2) 日本年金機構外部からの通報等により判明	342 件	(48.2%)
(3) その他 (事件・事故等)	14 件	(2.0%)

合計 709 件 (100.0%)

Ⅲ システム誤りに伴う事故

- ・ 該当する事故等はありませんでした。

○日本年金機構の平成25年10月分の事務処理誤り等一覧(1～115ページ)

1. 厚生年金適用関係1P 整理番号 1～96
2. 厚生年金徴収関係17P 整理番号 97～135
3. 国民年金適用関係23P 整理番号 136～150
4. 国民年金徴収関係26P 整理番号 151～272
5. 年金給付関係50P 整理番号 273～677
6. その他115P 整理番号 678～691

(注)各事項について、1.受付時の書類管理誤り、2.確認・決定誤り、3.未処理・処理遅延、4.入力誤り、5.通知書等の作成誤り、6.誤送付・誤送信、7.説明誤り、8.受理後の書類管理誤り、9.記録訂正誤り、10.事故等の順に編綴

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
1	厚生年金 保険高齢 任意加入 被保険者 に係る賞 与支払届 の処理誤 りについて	確 認 ・ 決 定 誤 り	富山	富山	2009年 12月30日	2013年 2月28日	○平成25年3月喪失予定の高齢任 意加入被保険者の記録を確認したと ころ、厚生年金保険高齢任意加入被 保険者に係る賞与支払届の処理誤り が判明しました。	○高齢任意加入被保険者に係る賞与 支払届を入力処理する際、確認不足 により、誤って一般の70歳以上の被 保険者として入力を行ったことによりま す。	1事業 所1名	未徴収	87,991	○担当者が事業所及びお客様にお 詫びの上説明し、保険料について、 次回納付時に調整することで了承 を得ました。 ○担当者が処理を行い、事業所あ てに決定通知書を送付しました。	○担当部署において、高齢任意加 入被保険者を有する事業所の賞与 支払届を受理した際は、高齢任意 加入被保険者である旨の表示をす ること及び毎月の保険料計算日前 に、賞与支払届の提出状況の確認 を行うことを周知・徹底しました。	内 部
2	賞与支払 届に係る 標準賞与 額の決定 誤りにつ いて	確 認 ・ 決 定 誤 り	兵庫	事務 センター	2011年 1月11日	2012年 2月1日	○社会保険労務士より、賞与の決定 額について問合せがあり、確認したと ころ、賞与支払届に係る標準賞与額 の決定誤りが判明しました。	○賞与支払届の標準賞与額を入力 する際、同月に支給のあった賞与記 録が登録されていたため、賞与記録 を取消、それぞれの支給額の実数を 合算の上標準賞与額を決定すべきと ころ、千円未満を切捨てた標準賞与 額に支給額の実数を合算し決定した ことによります。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも 誤りに気付かなかったことによりま す。	1事業 所10 名	未徴収	2,600	○担当者が社会保険労務士及び 事業所にお詫びの上説明し、正し い金額の納入告知書を送付するこ とで了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、納入 告知書を送付しました。	○担当部署において、入力後のダ ブルチェックを徹底するよう周知し ました。	外 部
3	賞与支払 届の処理 後の引き 継ぎ不足 による納 入告知漏 れついて	確 認 ・ 決 定 誤 り	大阪	吹田	2012年 8月24日	2012年 10月1日	○事業所より、保険料告知額について 問合せがあり、確認したところ、賞与 支払届の処理後の引き継ぎ不足によ る納入告知漏れが判明しました。	○事業所調査を行った際、平成22年 に提出された賞与支払届に係る賞与 支払年月日の誤りが判明したため、 訂正届を受理し処理を行ったが、その 後速やかに保険料徴収担当者へ引き 継ぎすべきところ、失念したため、徴 収すべき保険料が時効となったもの です。	1事業 所2名	未徴収	76,670	○担当者が事業所にお詫びの上説 明し、保険料について、次回納付時 に調整することで了承を得ました。	○担当部署において、遡及した賞 与支払届を受付た際、速やかに徴 収担当へ引き継ぎを行うことを周 知・徹底しました。	外 部
4	二以上事 業所勤務 被保険者 に係る月 額変更届 の登録誤 りについて	確 認 ・ 決 定 誤 り	奈良	奈良	2012年 9月4日	2012年 12月18日	○担当者が二以上勤務者の管理簿及 び届書等を確認したところ、二以上事 業所勤務被保険者に係る月額変更届 の登録誤りが2件判明しました。	○二以上事業所勤務者の選択事業 所より、月額変更届を受付た際、標準 報酬が上限の範囲内での変更であっ たため、処理不要として返戻すべきと ころ、認識不足により、誤って月額変 更該当として処理したことによります。	2事業 所2名	その他	84,438	○担当者が2事業所にお詫びの 上、保険料の調整について説明し、 了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、決定 通知書の差替を行いました。	○担当部署において、今回の事象 を説明し、審査事務の要点及び入 力処理後のダブルチェック等を徹底 するよう周知しました。	内 部
5	育児休業 等取得者 申出書の 確認誤り について	確 認 ・ 決 定 誤 り	兵庫	事務 センター	2006年 11月2日	2011年 9月13日	○年金事務所より、事業主の保険料 が育児休業等により免除されていると の連絡があり、確認したところ、育児 休業等取得者申出書の確認誤りが判 明しました。	○育児休業等取得者申出書を処理 する際、事業主が育児休業等の対象 となる労働者より除外されることを確 認の上、申出書を返戻すべきところ、 誤って処理したことによります。	1事業 所1名	未徴収	2,430,812	○担当者が事業所にお詫びの上、 時効内の保険料の調整及び時効 分の保険料について、徴収できな いが年金給付には反映することを 説明し、了承を得ました。 ○育児休業等取得者申出書取消 処理を行い、納入告知書を送付し ました。	○担当部署において、今回の事象 を説明し、申請書等の審査時にお ける確認の徹底について周知を行 いました。	内 部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
6	算定基礎 届に係る 標準報酬 月額決定 誤りについて	確認・ 決定誤り	東京	文京	2007年 7月17日	2012年 5月24日	○事務センターより、厚生年金基金と 厚生年金の記録が相違するとの照会 があり、確認したところ、算定基礎届に 係る標準報酬月額の決定誤りが判明 しました。	○算定基礎届を入力処理する際、支 払基礎日数が17日以上月の報酬 月額を基に標準報酬月額を入力すべ きところ、認識不足により、20日以上 の月を基に入力したことによります。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも 誤りに気付かなかったことによりま す。	1事業 所2名	過徴収	55,200	○担当者が事業所にお詫びの上説 明し、保険料について、次回納付時 に調整することで了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、決定 通知書を事業所あてに送付しまし た。	○担当部署において、届書の審査 時における確認を慎重に行うことを 徹底するよう周知しました。	内部
7	70歳以上 被用者不 該当届の 不該当年 月日の処 理誤りについて	確認・ 決定誤り	北海道	事務 センター	2012年 6月14日	2013年 2月27日	○担当者が処理済の資格喪失届及び 70歳以上被用者不該当届を確認した ところ、70歳以上被用者不該当届の 不該当年月日の処理誤りが判明しま した。	○70歳以上被用者不該当届を処理 する際、不該当年月日を5月31日で 処理すべきところ、届書の確認不足に より、6月1日で処理したため、在職老 齢年金の支給調整により、未払いと なったものです。	1事業 所1名	未払い	16,641	○担当者が事業所にお詫びの上説 明し、了承を得ました。 ○担当者がお客様にお詫びの上、 年金の未払について説明し、了承 を得ました。 ○不該当年月日の訂正処理を行 い、年金の支払を確認しました。	○担当部署において、今回の事象 を説明し、申請書等の審査時にお ける確認の徹底について周知を行 いました。	内部
8	健康保険 印紙受払 等報告書 の確認誤 りについて	確認・ 決定誤り	兵庫	加古川	2011年 3月16日	2012年 7月31日	○事業所より、健康保険日雇特例被 保険者の被保険者手帳に誤った印紙 を貼付したとの申出があり、確認した ところ、健康保険印紙受払等報告書 の確認誤りが判明しました。	○事業所より、健康保険印紙受払等 報告書が提出された際、賞金総額の 記入の確認を怠り、誤った印紙が貼 付されていることに気付かなかったも ののです。	1事業 所2名	未徴収	567,280	○担当者が事業所にお詫びの上説 明し、了承を得ました。 ○未徴収分の保険料に係る納付書 を送付し、納入を確認しました。	○担当部署において、今回の事象 を説明し、健康保険印紙受払等報 告書を受付た際、賞金総額に基づ いた印紙が貼付されているかの確 認を徹底するよう周知しました。	外部
9	算定基礎 届に係る 標準報酬 月額決定 誤りについて	確認・ 決定誤り	群馬	高崎	2007年 7月11日	2012年 12月18日	○事務センターより、厚生年金基金と 厚生年金の記録が相違するとの照会 があり、確認したところ、算定基礎届に 係る標準報酬月額の決定誤りが判明 しました。	○算定基礎届を入力処理する際、標 準報酬月額470千円で決定すべきと ころ、平均額に記載されていた380千 円で決定したことによります。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも 誤りに気付かなかったことによりま す。	1事業 所1名	その他	161,957	○担当者がお客様にお詫びの上説 明しました。また、保険料について は時効により徴収できないこと及び 年金給付には反映することを説明 し、了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、お客 様あてに記録訂正に係るお知らせ を送付しました。 ○お客様より年金額仮計算書を受 理し機構本部へ進達しました。	○担当部署において、審査事務の 要点及び入力処理後のダブル チェック等を徹底するよう周知しまし た。	内部
10	二以上事 業所勤務 被保険者 に係る社 会保険料 の告知誤 りについて	確認・ 決定誤り	茨城	水戸南	2013年 5月23日	2013年 5月24日	○事業所より、保険料が含まないと の問合せがあり、確認したところ、二 以上事業所勤務被保険者に係る社会保 険料の告知誤りが判明しました。	○資格取得月に二以上事業所勤務 被保険者として資格取得した場合、同 月内に資格取得・喪失したことになる ため、徴収担当へ依頼の上、保険料 の減額処理を行うべきところ、依頼を 漏らしたことにあります。	1事業 所1名	—	0	○担当者が事業所にお詫びの上説 明し、保険料について、今月末に納 入告知書で納入いただくことで了承 を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、事業 所あてに納入告知書を送付しまし た。	○担当部署において、今回の事象 を説明し、審査事務の要点及び入 力処理後のダブルチェック等を徹底 するよう周知しました。	外部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
11	二以上事業所勤務被保険者に係る厚生年金保険料額の変更処理漏れについて	確認・決定誤り	三重	四日市	2012年 9月1日	2013年 3月27日	○担当者が二以上勤務者の処理内容を確認したところ、二以上事業所勤務被保険者に係る厚生年金保険料額の変更処理漏れが判明しました。	○担当者が厚生年金保険料率の変更に伴い、二以上事業所勤務者の保険料額変更処理を行うべきところ、確認不足により、処理を漏らしたものです。	2事業所1名	未徴収	13,168	○担当者が2事業所にお詫びの上、保険料の調整について説明し、了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、決定通知書を送付しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、二以上事業所勤務被保険者整理簿及び二以上事業所勤務被保険者一覧表の突合せを行い、保険料率の変更漏れがないよう確認することを周知・徹底しました。	内部
12	資格取得届の基礎年金番号の確認誤りについて	確認・決定誤り	東京	杉並	2004年 4月20日	2012年 12月21日	○A様より、年金加入記録について問合せがあり、確認したところ、資格取得届の基礎年金番号の確認誤りが判明しました。	○B様の資格取得届を処理する際、B様の基礎年金番号が不明であったため氏名索引を行ったところ、誤って同姓同名・同一年月日のA様の基礎年金番号を記載し、入力処理を行ったことによります。	2名	—	0	○担当者がA様にお詫びの文書及び正しい記録を送付しました。 ○担当者がB様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行いました。 ○その後、A様から問合せはありませんが、問合せがあった場合、引き続き対応することとしました。	○担当部署において、お客様の年金番号を氏名索引する際には、氏名・生年月日のみならず、住所や年金加入状況等の確認について周知・徹底を行いました。	外部
13	資格取得届及び被扶養異動届の処理状況の確認誤りについて	確認・決定誤り	東京	世田谷	2013年 6月5日	2013年 6月18日	○事業所より、届書の処理状況について問合せがあり、確認したところ、資格取得届及び被扶養異動届の処理状況の確認誤りが判明しました。	○資格取得届及び被扶養者異動届の処理状況について確認依頼を受けた際、現在処理中である旨説明すべきところ、受付簿の確認を怠り、受付されていないと誤った説明を行ったことによります。	1事業所2名	—	0	○担当者が事業所にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○資格取得届及び被扶養異動届の入力処理を行い、事業所あてに決定通知書を送付しました。	○担当部署において、未処理分の書類の進捗確認について周知・徹底を行いました。	外部
14	新規適用届の事業所整理記号の誤りについて	確認・決定誤り	茨城	水戸北	2013年 5月1日	2013年 5月28日	○担当者が新規適用事業所より提出された口座振替納付申出書を確認したところ、新規適用届の事業所整理記号の誤りが判明しました。	○新規適用届の事業所整理記号を払出する際、事業所所在地の確認不足により、誤った事業所整理記号を記載し処理を行ったことによります。	1事業所	—	0	○担当者が事業所にお詫びの上、健康保険被保険者証等の差替について説明し、了承を得ました。 ○事業所整理記号の訂正処理を行い、健康保険被保険者証等の差替を行いました。	○担当部署において、新規適用届の事業所所在地と郡市区記号の確認について周知・徹底を行いました。	内部
15	事業所関係変更届の社会保険労務士コードの入力誤りについて	確認・決定誤り	千葉	木更津	2013年 5月2日	2013年 6月25日	○A社会保険労務士より、受託していない事業所の算定基礎届が送付されたとの問合せがあり、確認したところ、事業所関係変更届の社会保険労務士コードの入力誤りが判明しました。	○事業所関係変更届を処理する際、B社会保険労務士のコードを入力すべきところ、誤ってA社会保険労務士のコードを入力したことによります。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも誤りに気付かなかったものです。	2社会保険労務士1事業所4名	—	0	○担当者がA社会保険労務士にお詫びの上説明し、了承を得ました。 誤って送付した算定基礎届を回収しました。 ○担当者がB社会保険労務士及び事業所にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○B社会保険労務士に算定基礎届を交付しました。	○担当部署において、審査事務の要点及び入力処理後のダブルチェックについて周知・徹底を行いました。	外部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
16	二以上事業所勤務被保険者に係る保険料登録誤りについて	確認・決定誤り	愛知	大曽根	2013年 1月頃	2013年 5月16日	○担当者が事業所記録の社会保険労務士コードを確認したところ、二以上事業所勤務被保険者に係る保険料登録誤りが判明しました。	○事業所が住所変更により他年金事務所の管轄に変更となった際に、担当者が二以上事業所勤務被保険者の有無の確認を漏らし、保険料の登録抹消を行わなかったことによります。	1事業所1名	過徴収	170,604	○担当者が事業所にお詫びの上説明し、過徴収となった保険料について還付請求していただくことで、了承を得ました。 ○二以上事業所勤務被保険者の保険料登録の抹消を行いました。 ○還付請求書を受理し、保険料が還付されたことを確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、二以上事業所勤務被保険者関係の事務取扱いについて周知・徹底を行いました。	内部
17	被扶養者異動届の認定誤りについて	確認・決定誤り	千葉	事務センター	2013年 4月10日	2013年 5月30日	○年金事務所より、被扶養者異動届の認定状況について確認依頼があり、確認したところ、被扶養者異動届の認定誤りが判明しました。	○被扶養者異動届を審査する際、添付されていた年金決定通知書の金額の確認を誤ったことにより、認定基準を超える収入があるにもかかわらず、被扶養者として認定したものです。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも誤りに気付かなかったものです。	1事業所1名	—	0	○担当者が事業所にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○扶養者異動届の取消処理を行い、誤って認定した健康保険被保険者証を回収しました。	○担当部署において、審査事務の要点及び入力処理後のダブルチェックについて周知・徹底を行いました。	内部
18	資格取得届の取得区分の誤りについて	確認・決定誤り	埼玉	浦和	2009年 7月3日	2012年 11月2日	○事業所より、資格取得届及び適用除外承認申請書を提出したが、適用除外として処理がされていないとの問合せがあり、確認したところ、資格取得届の取得区分の誤りが判明しました。	○資格取得届を入力する際、取得区分を「厚生年金のみ加入」で入力すべきところ、誤って「健康保険と厚生年金に加入」で入力したことによります。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも誤りに気付かなかったものです。	1事業所4名	過徴収	2,054,381	○担当者が事業所にお詫びの上、過徴収した保険料の還付について説明し、了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、事業所あてにお詫びの文書及び還付請求書を交付しました。 ○還付請求書を受理し、入力処理を行いました。	○担当部署において、審査事務の要点及び入力処理後のダブルチェックについて周知・徹底を行いました。	外部
19	算定基礎届の入力漏れについて	確認・決定誤り	福島	事務センター	2012年 10月26日	2013年 6月5日	○他年金事務所より、平成24年度の算定基礎記録が取消後、再入力されていないとの連絡があり、確認したところ、算定基礎届の入力漏れが判明しました。	○委託業者が、遡及した月額変更届の入力処理を行う際、算定基礎記録を一旦取消、月額変更処理後に再入力すべきところ、入力を失念したことによります。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも誤りに気付かなかったものです。	1事業所1名	未徴収	21,500	○担当者が事業所にお詫びの上説明し、保険料について、次回納付時に調整することで了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、事業所あてに決定通知書を送付しました。	○委託業者に対し、誤入力の防止及びチェック体制の強化を要請したところ、入力担当者に事象を説明し入力時の確認を徹底するよう指導した旨の報告がありました。	内部
20	二以上事業所勤務被保険者の非選択事業所の管轄外住所変更に係る登録誤りについて	確認・決定誤り	千葉	千葉	2012年 12月20日	2013年 7月4日	○二以上事業所勤務被保険者記録を確認したところ、二以上事業所勤務被保険者の非選択事業所の管轄外住所変更に係る登録誤りが判明しました。	○二以上事業所勤務被保険者より、非選択事業所の適用事業所所在地変更届(管轄外)が提出された際、当事務所より保険料を請求するための登録を行った上で、所在地変更届を処理すべきところ、登録を失念したため、誤って、非選択事業所の住所変更後の所在地を管轄する年金事務所より保険料が請求されたものです。	1事業所1名	—	0	○担当者が事業所にお詫びの上、保険料の調整について説明し、了承を得ました。 ○担当者が処理を行い、住所変更後の所在地を管轄する年金事務所へ保険料の調整依頼を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、二以上事業所勤務被保険者関係の事務取扱いについて周知・徹底を行いました。	内部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
21	二以上勤務被保険者に係る70歳以上被用者不該当届の処理誤りについて	確認・決定誤り	福岡	大牟田	2012年 4月12日	2013年 1月8日	○担当者が70歳以上被用者に係る算定基礎届の提出状況について確認したところ、二以上勤務被保険者に係る70歳以上被用者不該当届の処理誤りが判明しました。	○4月1日付、二以上勤務被保険者資格取得届を処理する際、70歳以上被用者該当届及び不該当届を同日付で処理すべきところ、認識不足により、不該当年月日を3月31日付で処理したため、在職老齢年金の支給調整がされず、過払いとなったものです。	1事業 所1名	過払い	58,458	○担当者がお客様の家族にお詫びの上説明し、過払い分の年金については、今後の年金で調整することで了承を得ました。 ○70歳以上被用者不該当届の訂正処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、二以上勤務被保険者に係る70歳以上被用者不該当届の取扱いについて周知・徹底しました。	内部
22	資格喪失記録の処理漏れについて	確認・決定誤り	茨城	事務センター	2013年 6月11日	2013年 6月27日	○事業所より、保険料額が合わないとの問合せがあり、確認したところ、資格喪失記録の処理漏れが判明しました。	○資格喪失者の賞与支払届を入力する際、一旦取消した資格喪失記録を元に戻すべきところ、処理を失念したことによります。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも誤りに気付かなかったものです。	1事業 所1名	過徴収	340,752	○担当者が事業所にお詫びの上説明し、保険料について、今月末に調整することで了承を得ました。 ○担当者が処理を行い、事業所あてに決定通知書及び納入告知書を送付しました。	○担当部署において、審査事務の要点及び入力処理後のダブルチェックについて周知・徹底しました。	外部
23	賞与支払届に係る標準賞与額の誤りについて	確認・決定誤り	福島	事務センター	2012年 8月6日	2013年 6月16日	○年金事務所より、事業所の総合調査を実施したところ、賞金台帳の賞与額と入力されている賞与額が一桁誤っているとの連絡があり、確認したところ、賞与支払届に係る標準賞与額の誤りが判明しました。	○賞与支払届の審査を行った際、「通賃によるものの額」については正しい支払額が記載されていたにもかかわらず、「賞与額(合計)」については一桁少ない金額が記載されていたため、誤って一桁少ない金額で入力処理したものです。	1事業 所27名	未徴収	2,418,523	○担当者が事業所にお詫びの上説明し、保険料について、次回納付時に調整することで了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、事業所あてに決定通知書を送付しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	内部
24	賞与支払届の入力漏れについて	確認・決定誤り	愛知	中村	2013年 7月9日	2013年 7月24日	○事業所より、保険料が合わないとの問合せがあり、確認したところ、賞与支払届の入力漏れが判明しました。	○賞与支払届を入力処理する際、お客様が資格喪失済であったため、一旦資格喪失記録を取消した上で、処理すべきところ、処理不要と判断し入力を漏らしたことによります。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも誤りに気付かなかったことによります。	1事業 所6名	未徴収	370,883	○担当者が事業所にお詫びの上説明し、保険料について、次回納付時に調整することで了承を得ました。 ○担当者が処理を行い、事業所あてに決定通知書を送付しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	外部
25	賞与支払記録の入力漏れについて	確認・決定誤り	福島	事務センター	2013年 4月17日	2013年 6月27日	○年金事務所より、賞与記録に入力漏れがあるとの連絡があり、確認したところ、賞与支払記録の入力漏れが判明しました。	○賞与支払届を入力処理する際、入力済の賞与記録等を一旦取消、当該届書等の入力後に、取消した賞与記録の再入力を失念したものです。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも誤りに気付かなかったことによります。	1事業 所1名	未徴収	173,727	○担当者が事業所にお詫びの上説明し、保険料について、次回納付時に調整することで了承を得ました。 ○担当者が処理を行い、事業所あてに決定通知書を送付しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	内部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生日月日	判明日月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
26	賞与支払 記録の入 力漏れに ついて	確認・ 決定誤 り	福島	事務 センター	2009年 12月17日	2013年 5月30日	○事務センターより、厚生年金基金と 厚生年金の記録が相違するとの照会 があり、確認したところ、賞与支払記 録の入力漏れが判明しました。	○賞与支払届を入力処理する際、入 力済の賞与記録を一旦取消、当該届 書の入力後に、取消した賞与記録の 再入力を失念したものです。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも 誤りに気付かなかったことによりま す。	1事業 所1名	その他	576,916	○担当者が年金受給者であるお客 様にお詫びの上、過払いの年金に ついては今後支払われる年金で調 整すること及び保険料については 時効により徴収できないが年金給 付には反映することを説明し、了承 を得ました。 ○担当者が処理を行いました。 ○お客様より返納方法申出書を受 理し、機構本部に進達しました。	○担当部署において、今回の事象 を説明し、入力後のダブルチェック を徹底するよう周知しました。	内部
27	厚生年金 保険法第 75条該 当処理票 の入力誤 りについ て	確認・ 決定誤 り	京都	事務 センター	2007年 10月15日	2012年 11月7日	○お客様より、年金記録に平成17年 6月分の賞与記録が登録されていな いとの問合せがあり、確認したところ、 厚生年金保険法第75条該当処理票 の入力誤りが判明しました。	○平成17年6月分の賞与支払届を 平成17年7月に処理した後、平成19 年10月に標準賞与額の訂正届が提 出され処理した際、認識不足により、 厚生年金保険法第75条の入力等を 誤ったものです。	1事業 所4名	過徴収	2,817	○担当者が事業所にお詫びの上説 明し、保険料について、次回納付時 に請求することです承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、事業 所あてに減額した納入告知書を送 付しました。	○担当部署において、今回の事象 を説明し、厚生年金保険法第75条 の取扱いについて周知・徹底を行 いました。	外部
28	資格取得 届に係る 事業所整 理記号等 の誤りに ついて	確認・ 決定誤 り	岩手	花巻	2013年 7月18日	2013年 7月29日	○A事業所より、B事業所の資格取得 確認及び標準報酬決定通知書が届い たとの問合せがあり、確認したところ、 資格取得届に係る事業所整理記号等 の誤りが判明しました。	○B事業所より、事業所整理記号及 び整理番号の記載が不鮮明な資格 取得届を受付た際、誤ってA事業所 の整理記号を記載し処理したもので す。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも 誤りに気付かなかったことによりま す。	2事業 所1名	—	0	○担当者がA事業所にお詫びの上 説明し、了承を得ました。B事業所 の資格取得確認及び標準報酬決 定通知書を回収しました。 ○担当者がB事業所にお詫びの上 説明し、了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、B事 業所に決定通知書及び健康保険被 保険者証を送付しました。	○担当部署において、今回の事象 を説明し、事業所整理記号及び整 理番号が未記入又は不鮮明な届書 を審査する際、事業所所在地及び 事業主名の確認を徹底するよう周 知しました。	外部
29	資格取得 届に係る 被保険者 取得区分 の誤りに ついて	確認・ 決定誤 り	大阪	堺西	2013年 6月12日	2013年 6月18日	○事業所より、健康保険適用除外申 請書及び資格取得届を提出したが、 健康保険被保険者証が送付されてき たとの問合せがあり、確認したところ、 資格取得届に係る被保険者取得区分 の誤りが判明しました。	○健康保険適用除外申請書及び資 格取得届を入力する際、被保険者取 得区分を「厚生年金のみ加入」で入力 すべきところ、誤って「健康保険と厚 生年金に加入」で入力したことにより ます。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも 誤りに気付かなかったことによりま す。	1事業 所1名	—	0	○担当者が事業所にお詫びの上説 明し、保険料については、今月中に 納入告知書で納付いただくことで了 承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、事業 所あてに決定通知書及び納入告知 書を送付しました。 ○誤って送付した健康保険被保険 者証を回収しました。	○担当部署において、今回の事象 を説明し、審査事務の要点及び入 力処理後のダブルチェック等を徹底 するよう周知しました。	外部
30	資格取得 届に係る 事業所整 理記号の 誤りにつ いて	確認・ 決定誤 り	大阪	堀江	2013年 7月9日	2013年 7月19日	○A事業所より、B事業所の健康保険 被保険者証が届いたとの問合せがあ り、確認したところ、資格取得届に係る 事業所整理記号の誤りが判明しまし た。	○B事業所より、事業所整理記号の 記載がない資格取得届を受付た際、 誤ってA事業所の整理記号を記載し 処理したものです。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも 誤りに気付かなかったことによりま す。	2事業 所1名	—	0	○担当者がA事業所にお詫びの上 説明し、了承を得ました。B事業所 の健康保険被保険者証を回収しま した。 ○担当者がB事業所にお詫びの上 説明し、了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、B事 業所に決定通知書及び健康保険被 保険者証を送付しました。	○担当部署において、今回の事象 を説明し、事業所整理記号及び整 理番号が未記入の届書を審査する 際、事業所所在地及び事業主名の 確認を徹底するよう周知しました。	外部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
31	資格取得 届に係る 基礎年金 番号の確 認誤りに ついて	確認・ 決定誤 り	愛媛	事務 センター	2013年 4月1日	2013年 8月7日	○年金事務所より、基礎年金番号に登録された氏名と国民年金被保険者記録の氏名が相違しているとの連絡があり、確認したところ、資格取得届に係る基礎年金番号の確認誤りが判明しました。	○A様の資格取得届を処理する際、A様の基礎年金番号が不明であったため氏名索引を行ったところ、誤って同姓同名・同一生年月日のB様の基礎年金番号を記載し、入力処理を行ったことによります。	1事業 所2名	—	0	○担当者が事業所にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○担当者がA様及びB様にお詫びの上、記録の補正及び年金手帳等の差替を行う旨説明し、了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、年金手帳等の差替を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、お客様の年金番号を氏名索引する際には、氏名・生年月日のみならず、住所や年金加入状況等の確認についても徹底するよう周知を行いました。	内部
32	新規適用 届に係る 適用種別 の入力漏 れについ て	確認・ 決定誤 り	京都	下京	2013年 4月19日	2013年 5月17日	○農林漁業団体の担当者より、新規適用事業所の情報提供がされていないとの問合せがあり、確認したところ、新規適用届に係る適用種別の入力漏れが判明しました。	○新規適用届の処理を行う際、適用種別を「農林漁業団体職員共済組合から厚生年金保険へ統合された事業所」と入力すべきところ、認識不足により、「一般事業所」と入力したことによります。	1事業 所75 名	—	0	○担当者が事業所にお詫びの上、健康保険被保険者証の差替について説明し、了承を得ました。 ○新規適用届の再処理を行い、健康保険被保険者証の差替を確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、届書等を処理する際のダブルチェックの徹底について周知を行いました。	外部
33	適用事業 所所在地 変更届(管 轄外)に係 る変更年 月日の誤 りについて	確認・ 決定誤 り	福岡	事務 センター	2013年 7月1日	2013年 7月9日	○事業所より、事業所所在地の変更年月日について問合せがあり、確認したところ、適用事業所所在地変更届(管轄外)に係る変更年月日の誤りが判明しました。	○適用事業所所在地変更届(管轄外)を受付た際、事業開始年月日が平成25年7月1日であることを確認の上、変更年月日が平成25年8月1日以降になる旨説明すべきところ、認識不足により、平成25年7月1日を変更年月日として受理したものです。	1事業 所	—	0	○担当者が事業所にお詫びの上、所在地変更年月日が平成25年8月1日になる旨説明し、了承を得ました。 ○適用事業所所在地変更届の入力処理を確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、管轄外の所在地変更届を受付た際、事業開始年月日は変更後の所在地で事業を開始した日を記載していただくことを周知・徹底しました。	外部
34	育児休業 等取得者 申出書の 確認誤り について	確認・ 決定誤 り	熊本	事務 センター	2012年 8月31日	2012年 11月20日	○年金事務所より、事業主の保険料が育児休業等により免除されているとの連絡があり、確認したところ、育児休業等取得者申出書の確認誤りが判明しました。	○育児休業等取得者申出書を処理する際、事業主が育児休業等の対象となる労働者より除外されることを確認の上、申出書を返戻すべきところ、誤って処理したことによります。	1事業 所1名	未徴収	330,476	○担当者が事業主にお詫びの上保険料の調整について説明し、了承を得ました。 ○育児休業等取得者申出書(取消)の入力処理を行い、納入告知書を送付しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、申請書等の審査時における確認の徹底について周知を行いました。	内部
35	養育期間 標準報酬 月額特例 申出書の 誤りにつ いて	確認・ 決定誤 り	静岡	静岡	2007年 8月10日	2013年 8月2日	○事務センターより、厚生年金基金と厚生年金の記録が相違するとの照会があり、確認したところ、養育期間標準報酬月額特例申出書の誤りが判明しました。	○養育期間標準報酬月額特例申出書を処理する際、養育開始年月日と生年月日が同一の場合は入力を省略すべきところ、誤って育児休業終了年月日の翌日を入力したことによります。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも誤りに気付かなかったものです。	1事業 所1名	—	0	○担当者が事業所にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、決定通知書の差替を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、申請書等の審査時における確認の徹底について周知を行いました。	内部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
36	賞与支払届の未処理について	未処理・処理遅延	東京	足立	2009年 5月1日	2012年 7月4日	○事務センターより、お客様の厚生年金記録と厚生年金基金記録の賞与記録が相違しているとの照会があり、確認したところ、賞与支払届の未処理が判明しました。	○60歳到達により定年再雇用となったお客様の賞与支払届を入力処理する際、再取得後の被保険者整理番号により入力処理すべきところ、旧被保険者整理番号が記載されていたことから、資格喪失後のため、処理不要と判断したものです。	1事業 所2名	未徴収	6,261	○担当者が事業所にお詫びの上、説明しました。また、保険料については時効により徴収できないこと及び年金給付には反映することを説明し、了承を得ました。お客様に対して説明していただけたところのお申出があったためお願いしました。 ○担当者が処理を行い、事業所あてに決定通知書を送付しました。	○担当部署において、資格喪失者の賞与支払届が提出された場合は、記載されている被保険者整理番号だけで判断するのではなく、定年再雇用の可能性を踏まえ事業所へ確認を行うよう周知・徹底しました。	内部
37	賞与支払届の未処理について	未処理・処理遅延	群馬	桐生	2005年 4月21日	2012年 8月30日	○事務センターより、お客様の厚生年金記録と厚生年金基金記録の賞与記録が相違しているとの照会があり、確認したところ、賞与支払届の未処理が判明しました。	○60歳到達により定年再雇用となったお客様の賞与支払届を入力処理する際、再取得後の被保険者整理番号により入力処理すべきところ、旧被保険者整理番号が記載されていたことから、資格喪失後のため、処理不要と判断したものです。	1事業 所1名	未徴収	34,835	○担当者が事業所にお詫びの上説明しました。また、保険料については時効により徴収できないこと及び年金給付には反映することを説明し、了承を得ました。お客様に対して説明していただけたところのお申出であったためお願いしました。 ○担当者が処理を行い、事業所あてに決定通知書を送付しました。	○担当部署において、資格喪失者の賞与支払届が提出された場合は、記載されている被保険者整理番号だけで判断するのではなく、定年再雇用の可能性を踏まえ事業所へ確認を行うよう周知・徹底しました。	内部
38	賞与支払届の未処理について	未処理・処理遅延	愛知	事務センター	2010年 7月1日	2012年 8月28日	○お客様より、ねんきんネットで確認したところ賞与支払届が未登録であるとの問合せがあり、確認したところ、賞与支払届の未処理が判明しました。	○賞与支払届を入力処理した際、被保険者整理番号の相違によりエラーとなったため、訂正を行った上で再入力すべきところ、確認を怠ったことにより、処理を失念したものです。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも誤りに気付かなかったことによります。	1事業 所1名	未徴収	174,266	○担当者が事業所及びお客様にお詫びの上説明しました。また、保険料については時効により徴収できないこと及び年金給付には反映することを説明し、了承を得ました。 ○担当者が処理を行い、事業所あてに決定通知書を送付しました。	○担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	外部
39	口座振替納付申出書の未処理について	未処理・処理遅延	大阪	吹田	2012年 7月24日	2012年 10月18日	○事業所より、保険料が口座から引落しされていないとの問合せがあり、確認したところ、口座振替納付申出書の未処理が判りました。	○新規適用届及び口座振替納付申出書を受付た際、口座振替納付申出書を徴収担当に引継ぐところ、新規適用届とともに事務センターへ進達したため、未処理となったものです。	1事業 所	未徴収	81,629	○担当者が事業所にお詫びの上説明し、保険料について、現金領収し、了承を得ました。 ○口座振替納付申出書の処理を行いました。	○担当部署において、新規適用届を受付の際、届書の余白に口座振替納付申出書添付の有無及び徴収担当への引継ぎ事蹟を記載するよう周知・徹底しました。	外部
40	資格取得届及び資格喪失届の未処理について	未処理・処理遅延	新潟	事務センター	2012年 10月3日	2012年 10月16日	○委託業者より、未処理の届書が見つかったとの報告があり、確認したところ、資格取得届及び資格喪失届の未処理が判明しました。	○委託業者が受付進捗管理システムに受付を行う際、箱の中に書類を入れたまま、処理を失念したものです。	2事業 所4名	その他	151,070	○担当者が2事業所にお詫びの上説明し、保険料について次回納付時に調整することで了承を得ました。 ○担当者が処理を行い、事業所あてに決定通知書を送付しました。	○委託業者に対し、受付時の書類管理の徹底について要請したところ、担当者に事象を説明し受付時の確認を徹底するよう指導した旨の報告がありました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日月日	判明日月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
41	賞与支払届の未処理について	未処理・処理遅延	群馬	渋川	2008年 12月19日	2012年 12月17日	○事務センターより、お客様の厚生年金記録と厚生年金基金記録の賞与記録が相違しているとの照会があり、確認したところ、賞与支払届の未処理が判明しました。	○60歳到達により定年再雇用となったお客様の賞与支払届を入力処理する際、再取得後の被保険者整理番号により入力処理すべきところ、旧被保険者整理番号が記載されていたことから、資格喪失後のため、処理不要と判断したものです。	1事業所1名	未徴収	61,596	○担当者が事業所にお詫びの上、説明しました。また、保険料については時効により徴収できないこと及び年金給付には反映することを説明し、了承を得ました。お客様に対して説明していただけたところのお申出であったためお願いしました。 ○担当者が処理を行い、事業所あてに決定通知書を送付しました。	○担当部署において、資格喪失者の賞与支払届が提出された場合は、記載されている被保険者整理番号だけで判断するのではなく、定年再雇用の可能性を踏まえ事業所へ確認を行うよう周知・徹底しました。	内部
42	資格関係届の処理遅延について	未処理・処理遅延	大阪	吹田	2012年 11月1日	2012年 11月21日	○担当者が保留している届書を確認したところ、資格関係届の処理遅延が判明しました。	○総合調査において、事業所より資格取得時報酬訂正届等を受付た際、保険料の徴収時効が間近であることから、速やかに処理すべきところ、失念したものです。	1事業所4名	未徴収	169,144	○担当者が事業所にお詫びの上説明し、保険料について、次回納付時に調整することで了承を得ました。また、平成22年9月分保険料については時効により徴収できないこと及び年金給付には反映することを説明し、了承を得ました。 ○担当者が処理を行い、事業所あてに決定通知書を送付しました。	○担当部署において、総合調査時に提出された届書等は、保険料徴収時効に注意し、早期の処理を行うことについて周知・徹底しました。	内部
43	適用事業所所在地変更届(管轄外)の未処理について	未処理・処理遅延	福岡	南福岡	2012年 12月21日	2012年 12月25日	○他年金事務所より、回送した適用事業所所在地変更届(管轄外)の処理状況について問合せがあり、確認したところ、適用事業所所在地変更届(管轄外)の未処理が判明しました。	○適用事業所所在地変更届(管轄外)を受付た際、速やかに処理すべきところ、同一県内での移管と誤認したことにより、届書を保管したまま処理が遅延したものです。	1事業所	—	0	○担当者が社会保険労務士にお詫びの上説明し、了承を得ました。事業所に対して説明していただけたところのお申出があったためお願いしました。 ○担当者が処理を行い、事業所あてに変更通知書を送付しました。	○担当部署において、未処理分の書類の進捗管理の徹底について周知を行いました。	内部
44	新規適用届及び資格取得届の未処理について	未処理・処理遅延	大阪	城東	2012年 4月25日	2012年 5月14日	○事業所より、新規適用届及び資格取得届を提出したが、健康保険被保険証が届かないとの問合せがあり、確認したところ、新規適用届及び資格取得届の未処理が判明しました。	○新規適用届及び資格取得届を受付た際、速やかに処理すべきところ、進捗管理を怠ったことにより、処理を失念したことによります。	1事業所1名	—	0	○担当者が事業所にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○担当者が処理を行い、事業所あてに決定通知書及び健康保険被保険者証を交付しました。	○担当部署において、未処理分の書類の進捗管理の徹底について周知を行いました。	外部
45	算定基礎届に係る標準報酬月額誤りについて	入力誤り	東京	文京	2005年 9月15日	2012年 6月22日	○事務センターより、厚生年金基金と厚生年金の記録が相違するとの照会があり、確認したところ、算定基礎届に係る標準報酬月額の入力誤りが判明しました。	○資格取得時の報酬訂正届が提出されたことに伴い、月額変更が不該当になったため、当該記録を取消処理し、改めて算定基礎届の入力を行う際、届書に記載された報酬月額を入力すべきところ、誤って同時期に届出された賞与額を入力したことによります。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも誤りに気付かなかったことによります。	1事業所1名	過徴収	367,460	○担当者が事業所にお詫びの上説明し、保険料について、次回納付時に調整することで了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、決定通知書を事業所あてに送付しました。	○担当部署において、届書の審査時における確認を慎重に行うことを徹底するよう周知しました。	内部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
46	算定基礎 届に係る 標準報酬 月額の入 力誤りに ついて	入力 誤り	埼玉	所沢	1996年 9月20日	2013年 4月11日	○事務センターより、厚生年金基金と 厚生年金の記録が相違するとの照会 があり、確認したところ、算定基礎届に 係る標準報酬月額の入力誤りが判明 しました。	○算定基礎届を入力処理する際、標 準報酬月額150千円で入力すべきと ころ、誤って1,150千円で入力したこ とによります。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも 誤りに気付かなかったことによりま す。	1事業 所1名	過徴収	1,537,968	○担当者が事業所にお詫びの上説 明し、保険料について、次回納付時 に調整することで了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、決定 通知書を事業所あてに送付しまし た。	○担当部署において、審査事務の 要点及び入力処理後のダブル チェック等を徹底するよう周知しまし た。	内 部
47	賞与支払 届に係る 標準賞与 額の入力 誤りにつ いて	入力 誤り	東京	上野	2006年 1月5日	2013年 4月18日	○事務センターより、賞与支払届の確 認依頼があり、確認したところ、賞与 支払届に係る標準賞与額の入力誤り が判明しました。	○賞与支払届の標準賞与額を入力 する際に、20千円と入力すべきとこ ろ、誤って200千円と入力したこと によります。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも 誤りに気付かなかったことによりま す。	1事業 所1名	過徴収	19,040	○担当者が事業所にお詫びの上説 明し、保険料について、次回納付時 に調整することで了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、事業 所あてに決定通知書を送付しまし た。	○担当部署において、賞与支払届 の審査の際の注意事項を説明し確 認を徹底するよう周知しました。	内 部
48	資格取得 時報酬訂 正届の処 理時にお ける資格 喪失記録 の入力誤 りについて	入力 誤り	岡山	事務 センター	2013年 2月25日	2013年 4月18日	○社会保険労務士より、保険料額が 合わないとの問合せがあり、確認した ところ、資格取得時報酬訂正届の処 理時における資格喪失記録の入力誤 りが判明しました。	○資格喪失者に係る資格取得時報酬 訂正届の処理時において、一旦取消 した資格喪失記録を再入力する際、 誤った資格喪失年月日を入力したこと によります。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも 誤りに気付かなかったものです。	1事業 所1名	過徴収	168,303	○担当者が事業所及びお客様にお 詫びの上説明し、保険料について、 次回納付時に調整することで了承 を得ました。 ○担当者が訂正処理を行いました。	○担当部署において、入力処理後 のダブルチェックについて周知・徹 底を行いました。	外 部
49	資格取得 届の氏名 の入力誤 りについて	入力 誤り	新潟	事務 センター	2013年 6月17日	2013年 6月21日	○担当者が処理済の資格取得届を確 認したところ、資格取得届の氏名の入 力誤りが判明しました。	○委託業者が資格取得届を処理する 際、お客様の氏名の漢字を誤って入 力したものです。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも 誤りに気付かなかったものです。	1事業 所1名	—	0	○担当者が事業所にお詫びの上、 健康保険被保険者証の差替につい て説明し、了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、健康 保険被保険者証の差替を確認しま した。	○委託業者に対し、誤入力の防止 及びチェック体制の強化を要請した ところ、入力担当者に事象を説明し 入力時の確認を徹底するよう指導 した旨の報告がありました。	内 部
50	被扶養者 異動届の 入力誤り について	入力 誤り	和歌山	和歌山西	2012年 12月27日	2013年 1月8日	○事業所より、健康保険被扶養者証 の氏名が誤っているとの問合せがあ り、確認したところ、被扶養者異動届 の入力誤りが判明しました。	○被扶養者異動届を入力する際、氏 名を誤って入力したものです。 ○担当者が入力した届書について、 決裁を受けることなく放置していたこ ろが原因です。	1事業 所3名	—	0	○担当者が事業所にお詫びの上説 明し、了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、健康 保険被保険者証の差替を確認しま した。	○担当部署において、入力処理後 のダブルチェックについて周知・徹 底を行いました。	外 部
51	資格取得 届の氏名 の入力誤 りについて	入力 誤り	新潟	事務 センター	2013年 6月17日	2013年 6月21日	○お客様より、健康保険被保険者証 の氏名が誤っているとの問合せがあ り、確認したところ、資格取得届の氏 名の入力誤りが判明しました。	○委託業者が資格取得届を処理する 際、お客様の氏名の漢字を誤って入 力したものです。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも 誤りに気付かなかったものです。	1事業 所1名	—	0	○担当者が事業所にお詫びの上、 健康保険被保険者証の差替につい て説明し、了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、健康 保険被保険者証の差替を確認しま した。	○委託業者に対し、誤入力の防止 及びチェック体制の強化を要請した ところ、入力担当者に事象を説明し 入力時の確認を徹底するよう指導 した旨の報告がありました。	外 部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生日月日	判明日月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
52	二以上事業所勤務被保険者に係る月額変更届等の登録誤りについて	入力誤り	沖縄	名護	2013年 3月27日	2013年 4月11日	○担当者が二以上勤務被保険者保険料警告リストを確認したところ、二以上事業所勤務被保険者に係る月額変更届等の登録誤りが判明しました。	○二以上事業所勤務被保険者に係る月額変更届を登録する際、標準報酬月額を誤って入力したものです。 ○また、基金加入事業所であるにもかかわらず、基金番号の入力を漏らしたものです。	7事業 所3名	過徴収	1,152,652	○担当者が3事業所にお詫びの上、月額変更届の登録誤りによる保険料の調整について説明し、了承を得ました。 ○担当者が4事業所にお詫びの上、基金番号の入力漏れによる保険料の調整について説明し、了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、決定通知書を送付しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、審査事務の要点及び入力処理後のダブルチェック等を徹底するよう周知しました。	内部
53	資格取得届の氏名の入力誤りについて	入力誤り	新潟	事務センター	2013年 4月11日	2013年 4月17日	○お客様より、健康保険被保険者証の氏名が誤っているとの問合せがあり、確認したところ、資格取得届の氏名の入力誤りが判明しました。	○委託業者が資格取得届を処理する際、お客様の氏名の漢字を誤って入力したものです。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも誤りに気付かなかったものです。	1事業 所1名	—	0	○担当者が事業所にお詫びの上、健康保険被保険者証の差替について説明し、了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、健康保険被保険者証の差替を確認しました。	○委託業者に対し、誤入力の防止及びチェック体制の強化を要請したところ、入力担当者に事象を説明し入力時の確認を徹底するよう指導した旨の報告がありました。	外部
54	資格取得届の氏名の入力誤りについて	入力誤り	新潟	事務センター	2013年 4月10日	2013年 4月16日	○お客様より、健康保険被保険者証の氏名が誤っているとの問合せがあり、確認したところ、資格取得届の氏名の入力誤りが判明しました。	○委託業者が資格取得届を処理する際、お客様の氏名の漢字を誤って入力したものです。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも誤りに気付かなかったものです。	1事業 所1名	—	0	○担当者が事業所にお詫びの上、健康保険被保険者証の差替について説明し、了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、健康保険被保険者証の差替を確認しました。	○委託業者に対し、誤入力の防止及びチェック体制の強化を要請したところ、入力担当者に事象を説明し入力時の確認を徹底するよう指導した旨の報告がありました。	外部
55	被扶養者異動届の入力誤りについて	入力誤り	福岡	南福岡	2013年 7月2日	2013年 7月5日	○事業所より、健康保険被保険者証が送付されたが、性別が誤っているとの問合せがあり、確認したところ、被扶養者異動届の入力誤りが判明しました。	○被扶養者異動届を入力する際、性別を誤って入力したものです。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも誤りに気付かなかったことによります。	1事業 所1名	—	0	○担当者が事業所にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、健康保険被保険者証の差替を確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	外部
56	二以上勤務被保険者に係る70歳以上被用者不該当届の処理誤りについて	入力誤り	鹿児島	鹿児島北	2010年 12月31日	2013年 6月10日	○お客様より、二以上勤務不該当となったが年金の支給停止額の変更はいつになるのかとの問合せがあり、確認したところ、二以上勤務被保険者に係る70歳以上被用者不該当届の処理誤りが判明しました。	○12月31日付、二以上勤務被保険者資格取得届を処理する際、70歳以上被用者該当届及び不該当届を同日付で処理すべきところ、認識不足により、不該当年月日を1月1日付で処理したため、在職老齢年金の支給調整により、未払いとなったものです。	1名	未払い	1,310,834	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、未払い分の年金については、今後の年金で調整することで了承を得ました。 ○70歳以上被用者不該当届の訂正処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、二以上勤務被保険者に係る70歳以上被用者不該当届の取扱いについて周知・徹底しました。	外部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
57	賞与支払 届に係る 標準賞与 額の入力 誤りにつ いて	入力 誤り	北海道	事務 センター	2010年 7月22日	2013年 7月12日	○年金事務所より、事業所から基金 の記録と国の記録を突合したところ賞 与支払届の入力が誤っているとの問 合せがあったとの連絡があり、確認し たところ、賞与支払届に係る標準賞与 額の入力誤りが判明しました。	○賞与支払届の標準賞与額を入力 する際に、2名のうち1名の方の標準 賞与額を258千円と入力すべきところ、 誤って252千円と入力し、もう1名 の方の標準賞与額を199千円と入力 すべきところ誤って189千円と入力し たことによります。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも 誤りに気付かなかったことによりま す。	1事業 所2名	未徴収	4,019	○担当者が事業所にお詫びの上説 明しました。また、保険料について は時効により徴収できないこと及び 年金給付には反映することを説明 し、了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、事業 所あてに決定通知書を送付しまし た。	○担当部署において、今回の事象 を説明し、入力後のダブルチェック を徹底するよう周知しました。	外部
58	賞与支払 届に係る 標準賞与 額の入力 誤りにつ いて	入力 誤り	埼玉	所沢	2006年 1月19日	2013年 6月24日	○事務センターより、厚生年金基金と 厚生年金の記録が相違するとの照会 があり、確認したところ、賞与支払届に 係る標準賞与額の入力誤りが判明し ました。	○賞与支払届の標準賞与額を入力 する際、40千円と入力すべきところ、 誤って440千円と入力したことにより ます。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも 誤りに気付かなかったことによりま す。	1事業 所1名	過徴収	78,832	○担当者が事業所にお詫びの上説 明し、保険料について、次回納付時 に調整することで了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、事業 所あてに決定通知書を送付しまし た。	○担当部署において、今回の事象 を説明し、入力後のダブルチェック を徹底するよう周知しました。	内部
59	算定基礎 届に係る 標準報酬 月額の入 力誤りに ついて	入力 誤り	静岡	事務 センター	2013年 7月3日	2013年 7月23日	○担当者が処理済の算定基礎届を確認 したところ、算定基礎届に係る標準 報酬月額の入力誤りが判明しました。	○委託業者が算定基礎届を入力処 理する際、報酬月額を1桁誤って入力 したことによります。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも 誤りに気付かなかったことによりま す。	1名	—	0	○担当者が事業所にお詫びの上説 明し、了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、事業 所あてに決定通知書を送付しまし た。	○委託業者に対し、誤入力の防止 及びチェック体制の強化を要請した ところ、入力担当者に事象を説明し 入力時の確認を徹底するよう指導 した旨の報告がありました。	内部
60	算定基礎 届に係る 標準報酬 月額の入 力誤りに ついて	入力 誤り	兵庫	事務 センター	2010年 9月4日	2012年 12月27日	○年金事務所より、算定基礎届の標 準報酬額が誤っているとの連絡があ り、確認したところ、算定基礎届に係 る標準報酬月額の入力誤りが判明し ました。	○委託業者が算定基礎届を入力処 理する際、報酬月額を1桁誤って入力 したことによります。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも 誤りに気付かなかったことによりま す。	1事業 所1名	未徴収	547,220	○担当者が事業所にお詫びの上説 明し、保険料について分割納付す ることです了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、事業 所あてに決定通知書及び納入告知 書を送付しました。	○委託業者に対し、誤入力の防止 及びチェック体制の強化を要請した ところ、入力担当者に事象を説明し 入力時の確認を徹底するよう指導 した旨の報告がありました。	内部
61	被扶養者 異動届の 入力誤り について	入力 誤り	三重	伊勢	2013年 6月12日	2013年 6月18日	○事業所より、健康保険被扶養者証 の生年月日が誤っているとの問合せ があり、確認したところ、被扶養者異 動届の入力誤りが判明しました。	○被扶養者異動届を入力する際、生 年月日を誤って入力したものです。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも 誤りに気付かなかったことによりま す。	1事業 所1名	—	0	○担当者が事業所にお詫びの上説 明し、了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、健康 保険被保険者証の差替を確認しま した。	○担当部署において、今回の事象 を説明し、入力後のダブルチェック を徹底するよう周知しました。	外部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
62	被扶養者 異動届の 入力誤り について	入力 誤り	鹿児島	川内	2011年 4月19日	2013年 8月1日	○事業所より、被扶養者を削除する届を提出したが、被扶養者として登録されたままであるとの問合せがあり、確認したところ、被扶養者異動届の入力誤りが判明しました。	○被扶養者異動届を入力する際、被扶養者を削除処理すべきところ、追加処理したことによります。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも誤りに気付かなかったことによります。	1事業 所1名	—	0	○担当者が事業所及びお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	外部
63	資格取得 届に係る 被保険者 生年月日 の入力誤 りについて	入力 誤り	静岡	事務 センター	2013年 4月8日	2013年 4月24日	○健康保険組合に加入の事業所より、年金手帳の生年月日が誤っているとの問合せがあり、確認したところ、資格取得届に係る被保険者生年月日の入力誤りが判明しました。	○委託業者が資格取得届を入力処理する際、被保険者の生年月日を誤って入力したことによります。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも誤りに気付かなかったことによります。	1事業 所1名	—	0	○担当者が事業所にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、年金手帳の差替を行いました。	○委託業者に対し、誤入力の防止及びチェック体制の強化を要請したところ、入力担当者に事象を説明し入力時の確認を徹底するよう指導した旨の報告がありました。	外部
64	算定基礎 届の来所 案内書の 作成誤り について	通知 書等 の作成 誤り	石川	金沢北	2013年 6月17日	2013年 6月19日	○事業所より、算定基礎届の調査日が誤っているとの問合せがあり、確認したところ、算定基礎届の来所案内書の作成誤りが判明しました。	○算定基礎届の来所案内書を作成する際、55事業所あてに誤った調査日を記載した案内書を送付したものです。 ○ダブルチェックを怠ったことが原因です。	55事業 所	—	0	○担当者がすべての事業所にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○お詫びの文書及び正しい案内書を送付しました。	○担当部署において今回の事象を説明し、送付物の記載内容の確認及びダブルチェックの徹底について周知を行いました。	外部
65	健康保険 被保険者 証に係る 返納催告 状の作成 誤りにつ いて	通知 書等 の作成 誤り	東京	事務 センター	2013年 3月12日	2013年 3月12日	○担当者が処理済の資格喪失届を確認したところ、健康保険被保険者証に係る返納催告状の作成誤りが判明しました。	○委託業者が資格喪失届を処理する際、お客様の事業所が組合管掌健康保険から全国健康保険協会管掌健康保険に編入しており、お客様の資格喪失年月日が編入前であったため、健康保険被保険者証の回収の必要がなく、返納催告状の作成が不要であったにもかかわらず、誤って作成し送付したものです。	1事業 所23 名	—	0	○担当者が社会保険労務士にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○担当者がお客様にお詫びの文書を送付しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、催告状作成ツールを改修し、資格喪失年月日及び被扶養者削除年月日が全国健康保険協会管掌健康保険編入前である場合には、催告状が作成されないよう対応を行いました。	内部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生日月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
66 ～ 79	厚生年金 適用関係 通知書等 の誤送付 について	誤 送 付 ・ 誤 送 信	福井	事務 センター	2013年 4月24日 ～ 2013年 8月8日	2013年 4月26日 ～ 2013年 8月9日	○事業所より、別の事業所の書類が 送付されたとの連絡があり、確認した ところ、厚生年金適用関係通知書等 の誤送付が判明しました。	○ご連絡をいただいた事業所あてに 厚生年金適用関係通知書等を送付 する際に、担当者が誤って別の事業 所に送付する厚生年金適用関係通知 書等を封入し送付したものです。 ○封入・封緘時における担当者の確 認が不十分であったことによります。	9社会 保険 労務 士 25事 業所 184名	—	0	○担当者がご連絡をいただいた事 業所にお詫びの上説明し了承を得 ました。誤って送付した厚生年金適 用関係通知書等を回収しました。 ○担当者が本来、送付する事業所 にお詫びの上説明し、了承を得まし た。 ○担当者が本来送付する事業所あ てに厚生年金適用関係通知書等を 送付しました。	○担当部署において、今回の事象 を説明し、お客様あてに文書を送付 する際は封入封緘時に複数名でダ ブルチェックを行うことを徹底するよ う周知しました。	外 部
			京都	事務 センター										
			大阪	事務 センター										
			山形	事務 センター										
			福島	事務 センター										
			群馬	事務 センター										
			福岡	博多										
			大阪	市岡										
			三重	事務 センター										
			大阪	貝塚										
			栃木	事務 センター										
			東京	千代田										
			青森	青森										
			和歌山	和歌山西										

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
80 ～ 92	厚生年金 適用関係 通知書等 の誤送付 について	誤送 付・誤 送信	愛媛 東京 福岡 山梨 北海道 高知 神奈川 徳島 宮崎 静岡 徳島 千葉 大分	事務 センター	2013年 3月7日 ～ 2013年 8月2日	2013年 3月15日 ～ 2013年 8月5日	○事業所より、別の事業所の書類が 送付されたとの連絡があり、確認した ところ、厚生年金適用関係通知書等 の誤送付が判明しました。	○委託業者がご連絡をいただいた事 業所あてに厚生年金適用関係通知書 等を送付する際に、誤って別の事業 所に送付する厚生年金適用関係通知 書等を封入し送付したものです。 ○封入・封緘時における委託業者の 確認が不十分であったことによりま す。	5社会 保険 労務 士 26事 業所 391名	—	0	○担当者がご連絡をいただいた事 業所にお詫びの上説明し了承を得 ました。誤って送付した厚生年金関 係通知書等を回収しました。 ○担当者が本来、送付する事業所 にお詫びの上説明し、了承を得まし た。 ○担当者が本来送付する事業所あ てに厚生年金関係通知書等を送付 しました。	○委託業者に対し今回の事象を説 明し、お客様あてに文書を送付する 際は封入封緘時に複数名でダブル チェックを行うことを徹底するよう要 請したところ、担当者にダブルチェッ クの徹底を指導した旨の報告があり ました。	外部
93	資格得喪 時におけ る保険料 負担に係 る説明誤 りについて	説明 誤り	東京	武蔵野	2013年 2月25日	2013年 4月4日	○担当者が事業所の保険料の納入状 況を確認したところ、資格得喪時にお ける保険料負担に係る説明誤りが判 明しました。	○担当者が2月1日付の資格喪失届 を受け、1月分の保険料負担の要 否について照会を受けた際、納入が 必要である旨説明すべきところ、必要 ないと誤った説明を行ったものです。	1事業 所1名	—	0	○担当者が事業所にお詫びの上説 明し、了承を得ました。 ○担当者が事業所あて納付書を送 付しました。	○担当部署において、今回の事象 を説明し、資格喪失年月日及び保 険料負担の確認の徹底について周 知しました。	内部
94	適用事業 所所在地 変更届に 係る説明 誤りにつ いて	説明 誤り	熊本	熊本西	2013年 5月21日	2013年 6月13日	○担当者が受付た適用事業所所在地 変更届を確認したところ、適用事業所 所在地変更届に係る説明誤りが判明 しました。	○担当者が、事業所の管轄外所在地 変更処理が完了しているにもかかわらず、記録の確認を怠り、登記簿謄本 を添付の上届出が必要との誤った説 明を行ったことによります。	1事業 所	—	0	○担当者が事業所に不要な届出及 び経費を支出させてしまったことを お詫びの上、経過について説明し、 了承を得ました。	○担当部署において、届書等の処 理状況の確認について、周知・徹底 を行ないました。	内部
95	年4回以 上賞与が 支給され る場合の 算定基礎 届の取扱 いに係る 説明誤り について	説明 誤り	富山	砺波	2012年 5月1日	2013年 4月15日	○事業所より、算定基礎届の取扱い について問合せがあり、確認したと ころ、年4回以上賞与が支給される場合 の算定基礎届の取扱いに係る説明誤 りが判明しました。	○事業所より算定基礎届の取扱いに ついて相談を受けた際、賞与が年4 回以上支給される場合は、賞与の支 給総額を12で除して得た金額を報酬 に加えて算定基礎届を提出するよう 説明すべきところ、認識不足により、 賞与を報酬に含めず提出するよう 誤った説明を行ったものです。	1事業 所26 名	未徴収	1,963,218	○担当者が事業所にお詫びの上説 明し、保険料について、次回納付時 に請求することで了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、事業 所あてに決定通知書及び納入告知 書を送付しました。	○担当部署において、年4回以上 賞与が支給される場合の算定基礎 届の取扱いについて周知・徹底を 行いました。	外部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
96	厚生年金 適用関係 通知書等 の誤配達 について	事 故 等	青森	事務 センター	2013年 6月20日	2013年 6月21日	○お客様より、別のお客様の書類が 送付されたとの連絡があり、確認した ところ、郵便局の配達員による厚生年 金適用関係通知書等の誤配達が判明 しました。	○郵便局の配達員が郵便物を配達 する際に、誤配達したものです。	2事業 所53 名	—	0	○郵便局の担当者がご連絡をいた だいたお客様にお詫びの上説明し 了承を得ました。誤って送付した厚 生年金適用関係通知書等を回収し ました。 ○郵便局の担当者が本来、送付す るお客様にお詫びの上説明し、了 承を得ました。 ○担当者が本来送付するお客様あ てに厚生年金適用関係通知書等を 送付しました。	○郵便局に対し今回の事象を説明 し、お客様あてに文書を配達する際 は確認を十分に行った上で配達す るよう要請したところ、担当者に指 導した旨の報告がありました。	外 部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
97	延滞金納付書の作成誤りについて	確認・決定誤り	宮城	古川	2012年 12月7日	2013年 4月8日	○担当者が滞納処分票を確認したところ、延滞金納付書の作成誤りが判明しました。	○差押執行後、速やかに差押処理票を処理すべきところ、失念したため、誤った金額の延滞金納付書を作成し送付したものです。	1事業所	—	0	○担当者が事業所にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○延滞金納付書の差替を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、差押調書の決裁時における確認の徹底について周知を行いました。	内部
98	社会保険料の告知誤りについて	確認・決定誤り	三重	津	2013年 1月30日	2013年 3月4日	○事業所より、保険料額について問合せがあり、確認したところ、社会保険料の告知誤りが判明しました。	○2年以上遡及した資格取得届に係る保険料調整を行った際、誤った入力をしたため、保険料が未徴収となったものです。	6事業所	未徴収	346,380	○担当者がすべての事業所にお詫びの上説明し、保険料について、次回納付時に調整することで了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、納入告知書を送付しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、保険料調整する際は、納入告知額に正しく反映されているかの確認を徹底するよう周知しました。	外部
99	還付請求書管理簿の記載誤りについて	確認・決定誤り	東京	足立	2012年 8月31日	2013年 5月29日	○事業所より、還付金が振込まれていないとの問合せがあり、確認したところ、還付請求書管理簿の記載誤りが判明しました。	○お客様より、保険料の還付について照会を受けた際、請求書の提出が必要である旨説明すべきところ、還付請求書管理簿の記載誤りにより、既に受付しており、1～2ヵ月で振込されると誤った説明を行ったものです。	1事業所1名	未払い	16,230	○担当者が事業所にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○還付請求書を受理し、入力処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、届書受付時のダブルチェックの徹底について周知を行いました。	外部
100	二以上事業所勤務被保険者に係る月額変更届の登録誤りについて	確認・決定誤り	大阪	豊中	2008年 4月10日	2012年 1月18日	○他年金事務所より、二以上事業所勤務者の保険料登録について確認依頼があり、確認したところ、二以上事業所勤務被保険者に係る月額変更届の登録誤りが判明しました。	○二以上勤務被保険者である2名分の月額変更届を受付た際、1名分については健康保険料の登録を誤ったもの、もう1名については、改定後の保険料額の登録を失念したものです。	1事業所2名	過徴収	2,208,267	○担当者が事業所にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、還付請求書を交付しました。 ○還付請求書を受理し、入力処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、基本保険料算出内訳書と二以上事業所被保険者台帳との突合せについて周知・徹底しました。	内部
101	二以上事業所勤務被保険者に係る保険料の登録誤りについて	確認・決定誤り	岡山	倉敷東	2012年 11月1日	2013年 4月30日	○事業所より、保険料額について問合せがあり、確認したところ、二以上事業所勤務被保険者に係る保険料の登録誤りが判明しました。	○お客様が二以上事業所勤務から三以上事業所勤務となった際、二事業所として登録した保険料額を削除した上で、三事業所として保険料額を登録すべきところ、削除処理を失念し、重複で保険料を請求したものです。	2事業所	過徴収	906,420	○担当者が事業所にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○二以上事業所勤務被保険者に係る保険料登録の訂正を行い、還付請求書を交付しました。 ○還付請求書を受理し、入力処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、二以上事業所勤務被保険者保険料警告リストと保険料登録票の突合せについて周知・徹底しました。	外部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
102	口座振替 納付申出 書の処理 誤りにつ いて	確認・ 決定誤 り	岡山	倉敷東	2013年 5月9日	2013年 6月24日	○社会保険労務士より、口座振替の 申出を行ったにもかかわらず、納付書 が届いたとの問合せがあり、確認した ところ、口座振替納付申出書の処理 誤りが判明しました。	○事業所記号及び整理番号が変更と なった事業所の口座振替納付申出書 を処理する際、誤って変更前の記号 等を記載し処理したことによります。 ○ダブルチェックにおいても誤りに気 付かなかったものです。	1事業 所	その他	274,037	○担当者が事業所及び社会保険 労務士にお詫びの上説明し、保険 料の還付及び改めて納付していた ことで、了承を得ました。 ○納付記録の補正処理を行い、還 付請求書を送付しました。 ○還付請求書を受理し、入力処理 を行いました。 ○保険料の納入を確認しました。	○担当部署において、今回の事象 を説明し、口座振替納付申出書の 入力時における事業所名等の確認 の徹底について周知を行いました。	外部
103	口座振替 納付申出 書の処理 誤りにつ いて	確認・ 決定誤 り	千葉	松戸	2013年 1月31日	2013年 3月19日	○A事業所より、B事業所の保険料が 口座から振替されているとの問合せ があり、確認したところ、口座振替納 付申出書の処理誤りが判明しました。	○新規適用したA事業所の口座振替 納付申出書を処理する際、誤ってB 事業所の事業所記号等を記載の上 処理したものです。 ○ダブルチェックにおいても誤りに気 付かなかったものです。	2事業 所	過徴収	204,450	○担当者がA事業所にお詫びの 上、保険料の還付について説明し、 了承を得ました。 ○担当者がB事業所にお詫びの上 説明し、了承を得ました。誤って送 付した領収書を回収しました。 ○B事業所の調定及び収納記録を 取消、A事業所に還付請求書を送 付しました。 ○還付請求書を受理し、入力処理 を行いました。 ○口座振替納付申出書の入力処 理を行い、保険料の納入を確認し ました。	○担当部署において、今回の事象 を説明し、口座振替納付申出書を 処理する際、事業所名・事業所所 在地・事業主名等を十分確認する ことを周知・徹底しました。	外部
104	厚生年金 保険高齢 任意加入 被保険者 の調査決 定誤りに ついて	確認・ 決定誤 り	愛媛	松山東	2012年 12月20日	2013年 4月12日	○担当者が、高齢任意加入被保険者 であるお客様の債権発生通知書を確認 したところ、厚生年金保険高齢任意 加入被保険者の調査決定誤りが判明 しました。	○事業主が保険料負担に同意してい ない高齢任意加入被保険者であるお 客様の保険料調査決定を行う際、納 付義務者をお客様ではなく、事業所 名で調査決定し納入告知したことによ ります。 ○ダブルチェックにおいても誤りに気 付かなかったものです。	1事業 所1名	過徴収	128,560	○担当者がお客様にお詫びの上、 保険料の納入について説明し、了 承を得ました。 ○担当者が事業所にお詫びの上、 保険料の還付について説明し、了 承を得ました。 ○お客様に納入告知書を送付し、 納入を確認しました。 ○事業所より還付請求書を受理し、 入力処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象 を説明し、高齢任意加入被保険者 の保険料調査決定時における確認 の徹底について周知を行いました。	内部
105	健康保険 料の重複 還付につ いて	確認・ 決定誤 り	神奈川	事務 センター	2012年 9月21日	2013年 7月30日	○お客様より、同一金額が2回振込さ れているとの問合せがあり、確認した ところ、健康保険料の重複還付が判 明しました。	○還付請求書の至急処理依頼があり、 年金事務所より送付された請求書 の写しで処理を行いました。その後、 原本が送付された際、処理済として管 理すべきところ、誤って重複処理した ことによります。 ○ダブルチェックにおいても誤りに気 付かなかったものです。	1事業 所3名	誤還付	59,880	○担当者がお客様にお詫びの上、 保険料の返納について説明し、了 承を得ました。 ○保険料の返納を確認しました。	○担当部署において、今回の事象 を説明し、写しにより先行処理を 行った後の原本の確認の徹底につ いて周知を行いました。	外部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
106	健康保険料の調査決定誤りについて	確認・決定誤り	福井	福井	2013年 7月26日	2013年 7月30日	○事業所より、保険料額が合わないとの問合せがあり、確認したところ、健康保険料の調査決定誤りが判明しました。	○保険料の調査決定を行う際、国民健康保険組合に加入している被保険者に対し、健康保険料を誤って調査決定し、納入告知書を送付したものです。	1事業所	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○調査決定の取消処理を行い、納入告知書の差替を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、保険料の調査決定を行う際、被保険者資格記録照会回答票(基本記録)等により、国民健康保険組合の被保険者であることを確認するよう周知・徹底しました。	外部
107	納付受託証書の作成誤りについて	確認・決定誤り	三重	伊勢	2013年 5月9日	2013年 5月27日	○納付受託に係る領収済通知書を入力するため、記録を確認したところ、納付受託証書の作成誤りが判明しました。	○納付受託証書を作成する際、納付受託記録の確認を怠り、作成時において収納されていない納付受託済の金額を含め作成し交付したことによります。	1事業所	過徴収	100,000	○担当者が事業所にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○事業所より還付請求書を受理し、入力処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、納付受託証書を作成する際、保険料収納状況照会画面及び納付受託記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部
108	賞与記録の訂正誤りについて	確認・決定誤り	大阪	守口	2012年 11月21日	2013年 4月16日	○内部監査において、賞与記録の訂正誤りが判明しました。	○年金記録に係る確認申立書に基づき賞与記録の訂正処理を行った際、標準賞与額を178千円で入力すべきところ、誤って171千円で入力したことによります。 ○ダブルチェックにおいても誤りに気付かなかったものです。	1名	未徴収	1,080	○担当者がお客様及び事業所にお詫びの上説明し、納入告知書で納付いただくことで了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、事業所あてに決定通知書及び納入告知書を送付しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	内部
109	適用事業所所在地・名称変更届の未処理について	未処理・処理遅延	神奈川	小田原	2010年 4月8日	2012年 8月10日	○担当者が未処理書類を確認したところ、適用事業所所在地・名称変更届の未処理が判明しました。	○適用事業所所在地・名称変更届を受付た際、速やかに処理すべきところ、進捗管理を怠り、未処理となったものです。	1事業所	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○適用事業所所在地・名称変更届の入力処理を行い、健康保険被保険者証の差替を確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、未処理書類の進捗管理の徹底について周知を行いました。	内部
110	納付書の作成誤りについて	通知書等の作成誤り	兵庫	兵庫	2013年 2月5日	2013年 4月15日	○担当者が領収済通知MT収録結果一覧表を確認したところ、納付書の作成誤りが判明しました。	○事業所より、分割納付書の作成依頼を受けた際、誤った金額の納付書を作成し交付したものです。	1事業所	—	0	○担当者が事業主にお詫びの上、保険料の調整について説明し、了承を得ました。 ○正しい納付書を送付し、納入を確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、納付書を作成する際のダブルチェックの徹底について周知を行いました。	内部
111	領収証書に係る領収年月日の記載誤りについて	通知書等の作成誤り	大阪	貝塚	2013年 4月25日	2013年 4月26日	○担当者が、収納処理を行う際、領収報告書を確認したところ、領収証書に係る領収年月日の記載誤りが判明しました。	○事業所より保険料を領収する際、領収証書に誤った領収年月日を記載し交付したものです。	1事業所	—	0	○担当者が事業所にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○領収証書の差替を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、保険料等を領収する際のダブルチェックの徹底について周知を行いました。	内部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生日月日	判明日月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
112	延滞金納付書の作成誤りについて	通知書等の作成誤り	宮城	古川	2012年 12月27日	2013年 4月22日	○担当者が差押調書等を確認したところ、延滞金納付書の作成誤りが判明しました。	○差押執行による差押処理票の入力処理後、差押債権と差押調書の金額の相違が判明したため、一旦差押を取消、改めて差押を執行した際、差押処理票の取消及び再入力を失念したものです。	1事業所	—	0	○担当者が破産管財人にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○差押処理票の入力処理を行い、延滞金納付書の差替を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、差押調書の決裁時における確認の徹底について周知を行いました。	内部
113	領収証書に係る領収金額の記載誤りについて	通知書等の作成誤り	山梨	大月	2013年 2月19日	2013年 3月12日	○担当者が保険料の月計突合処理を行った際、金額が相違していたため、収納金額を確認したところ、領収証書に係る領収金額の記載誤りが判明しました。	○事業主より証券を受領する際、金額の確認不足により、領収証書に誤った金額を記載し交付したものです。	1事業所	—	0	○担当者が事業所にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○領収証書の差替を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、保険料等を領収する際のダブルチェックの徹底について周知を行いました。	内部
114	納付書の作成誤りについて	通知書等の作成誤り	兵庫	須磨	2013年 5月24日	2013年 6月4日	○担当者が保険料の収納確認を行ったところ、納付書の作成誤りが判明しました。	○事業所より、分割納付書の作成依頼を受けた際、平成25年3月分の納付書を作成すべきところ、平成25年4月分の納付書を作成し送付したため、重複納付されたものです。	1事業所	過徴収	79,704	○担当者が事業主にお詫びの上、保険料について、次回納付時に調整することで了承を得ました。 ○担当者が正しい納付書を送付しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、納付書を作成する際のダブルチェックの徹底について周知を行いました。	内部
115	差押調書作成時における事業所名の記載誤りについて	通知書等の作成誤り	三重	伊勢	2013年 5月28日	2013年 5月30日	○事業所より、債権差押通知書に添付の「別紙財産目録」に記載されている事業所名が誤っているとの問合せがあり、確認したところ、差押調書作成時における事業所名の記載誤りが判明しました。	○差押調書を作成する際、「別紙財産目録」の事業所名の欄に別事業所の事業所名を記載し送付したことによります。 ○封入・封緘時のダブルチェックを怠ったことが原因です。	2事業所	—	0	○担当者が2事業所にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○差押調書謄本及び差押通知書を差替しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、差押調書等作成時及び封入・封緘時におけるダブルチェックの徹底について周知を行いました。	外部
116	FAXの誤送信について	誤送付・誤送信	福岡	博多	2013年 4月24日	2013年 4月24日	○担当者がFAX送信後に送信結果を確認したところ、FAXの誤送信が判明しました。	○A事業所より口座振替の緊急停止依頼があり、金融機関にFAX送信する際、短縮ボタンにより当該金融機関と同時にB事業所に対して誤送信したことによります。	2事業所	—	0	○担当者がA事業所にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○担当者がB事業所にお詫びの上説明し、了承を得ました。誤って送信した依頼書を回収しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、FAX送信時のダブルチェックの徹底及び使用しない短縮ボタンの削除等を行いました。	内部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
117 ～ 123	厚生年金 徴収関係 通知書等 の誤送付 について	誤送 付・誤 送信	兵庫 広島 兵庫 神奈川 香川 神奈川 愛知	尼崎 広島西 明石 横浜南 高松東 横浜中 豊橋	2012年 11月2日 ～ 2013年 7月29日	2012年 11月5日 ～ 2013年 7月31日	○事業所より、別の事業所の書類が 送付されたとの連絡があり、確認した ところ、厚生年金徴収関係通知書等 の誤送付が判明しました。	○ご連絡をいただいた事業所あてに 厚生年金徴収関係通知書等を送付 する際に、担当者が誤って別の事業 所に送付する厚生年金徴収関係通知 書等を封入し送付したものです。 ○封入・封緘時における担当者の確 認が不十分であったことによります。	14事 業所 1名	—	0	○担当者がご連絡をいただいた事 業所にお詫びの上説明し了承を得 ました。誤って送付した厚生年金徴 収関係通知書等を回収しました。 ○担当者が本来、送付する事業所 にお詫びの上説明し、了承を得まし た。 ○担当者が本来送付する事業所あ てに厚生年金徴収関係通知書等を 送付しました。	○担当部署において、今回の事象 を説明し、事業所あてに文書を送付 する際は封入封緘時に複数名でダ ブルチェックを行うことを徹底するよ う周知しました。	外部
124 ～ 126	厚生年金 徴収関係 通知書等 の誤送付 について	誤送 付・誤 送信	宮城 東京 静岡	事務 センター	2013年 4月19日 ～ 2013年 5月21日	2013年 4月22日 ～ 2013年 5月23日	○事業所より、別の事業所の書類が 送付されたとの連絡があり、確認した ところ、厚生年金徴収関係通知書等 の誤送付が判明しました。	○委託業者がご連絡をいただいた事 業所あてに厚生年金徴収関係通知書 等を送付する際に、誤って別の事業 所に送付する厚生年金徴収関係通知 書等を封入し送付したものです。 ○封入・封緘時における委託業者の 確認が不十分であったことによります。	6事業 所	—	0	○担当者がご連絡をいただいた事 業所にお詫びの上説明し了承を得 ました。誤って送付した厚生年金徴 収関係通知書等を回収しました。 ○担当者が本来、送付する事業所 にお詫びの上説明し、了承を得まし た。 ○担当者が本来送付する事業所あ てに厚生年金徴収関係通知書等を 送付しました。	○委託業者にに対し今回の事象を説 明し、事業所あてに文書を送付する 際は封入封緘時に複数名でダブル チェックを行うことを徹底するよう要 請したところ、担当者にダブルチェッ クの徹底を指導した旨の報告があり ました。	外部
127	領収証書 の交付遅 延につい て	事故 等	東京	板橋	2012年 3月30日	2012年 4月11日	○事業所より、保険料の領収証書の 発行について連絡があり、確認したと ころ、領収証書の交付遅延が判明しま した。	○事業所から年金事務所の窓口で保 険料を領収した時点で領収証書を発 行すべきところ、当日の夕刻に発行し たものです。	1事業 所	—	0	○担当者が、事業所にお詫びの 上、説明し了承いただくようお願い しました。	○担当部署において、事象の説明 を行い、領収証書の交付を迅速に 行うよう周知徹底しました。	外部
128	郵便物の 未着につ いて	事故 等	岩手	盛岡	2012年 2月1日	2012年 4月10日	○郵便事業株式会社の社員より、配 達員が郵便物等を隠匿していたとの 連絡があり、判明しました。	○郵便事業株式会社の配達員が郵 便物を隠匿していたものです。	2事業 所9名	—	0	○郵便事業株式会社の担当者が 事業所及びお客様にお詫びの上説 明し、了承を得ました。 ○郵便物の配達及び他に郵便物が 隠匿されていないことを確認しまし た。	○郵便事業株式会社に再発防止策 を要請したところ、配達員に対する 指導を強化する旨の顛末書が提出 されました。	外部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生日月日	判明日月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
129	金融機関 における 口座振替 処理漏れ について	事 故 等	大阪	八尾	2013年 5月31日	2013年 6月4日	○金融機関より、4事業所の口座振替 が未処理となっていたとの連絡があ り、確認したところ、金融機関にお ける口座振替処理漏れが判明しまし た。	○金融機関において、4事業所の口 座振替処理を漏らしたことによりま す。	4事業 所	—	0	○金融機関の担当者がすべての事 業所にお詫びの上、当日中に振替 処理を行う旨説明し、了承を得まし た。 ○振替処理が行われていることを 確認しました。	○金融機関より頼末書を受理し、同 様の処理誤りを発生させないよう再 発防止に努めていただきたい旨を 要請しました。	外部
130	金融機関 における 口座振替 誤りにつ いて	事 故 等	神奈川	高津	2013年 5月31日	2013年 6月4日	○事業所より、保険料額について問合 せがあり、確認したところ、金融機関 における口座振替誤りが判明しまし た。	○金融機関において、3事業所の保 険料を取り違えて口座振替したのも です。	3事業 所	その他	1,842,146	○金融機関の担当者がすべての事 業所にお詫びの上説明し、保険料 について、次回納付時に調整する ことで了承を得ました。	○金融機関より報告書を受理し、同 様の処理誤りを発生させないよう再 発防止に努めていただきたい旨を 要請しました。	外部
131	職員によ る法人情 報の取扱 いの配慮 不足につ いて	事 故 等	群馬	太田	2013年 5月29日	2013年 5月29日	○A事業所の事業主より、家族が経営 していたB事業所の保険料滞納につ いて、A事業所に滞納があると従業員 に誤解されたとの申出があり、確認し たところ、職員による法人情報の取扱 いの配慮不足が判明しました。	○担当者が、事業閉鎖となったB事 業所の調査のため、家族が経営する A事業所に訪問した際、A事業所の従 業員にA事業所に保険料の滞納があ ると誤解されたものです。	2事業 所	—	0	○担当者がA事業所の事業主にお 詫びの上説明し、了承を得ました。	○担当部署において、今回の事象 を説明し、法人情報の重要性につ いて周知・徹底しました。	外部
132 ～ 135	厚生年金 徴収関係 通知書等 の誤送付 について	事 故 等	三重 山形 愛知 滋賀	津 鶴岡 中村 大津	2013年 4月9日 ～ 2013年 7月18日	2013年 4月11日 ～ 2013年 7月18日	○事業所より、別の事業所の書類が 送付されたとの連絡があり、確認した ところ、郵便局の配達員による厚生年 金徴収関係通知書等の誤配達が判明 しました。	○郵便局の配達員が郵便物を配達 する際に、誤配達したものです。	8事業 所	—	0	○郵便局の担当者がご連絡をいた だいた事業所にお詫びの上説明し 了承を得ました。誤って送付した厚 生年金徴収関係通知書等を回収し ました。 ○郵便局の担当者が本来、送付す る事業所にお詫びの上説明し、了 承を得ました。 ○担当者が本来送付する事業所あ てに厚生年金徴収関係通知書等を 送付しました。	○郵便局に対し今回の事象を説明 し、事業所あてに文書を配達する際 は確認を十分に行った上で配達す るよう要請したところ、担当者に指 導した旨の報告がありました。	外部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
136	市役所における国民年金第1号被保険者種別変更届の受理誤りについて	確認・決定誤り	宮城	大河原	2012年 4月18日	2012年 6月22日	〇お客様の代理人より、海外から帰国した第3号被保険者であるお客様に納付書が届いたとの問合せがあり、確認したところ、市役所における国民年金第1号被保険者種別変更届の受理誤りが判明しました。	〇第3号被保険者であるお客様が海外から転入した際、市役所担当者の認識不足により、受付の必要がない国民年金第1号被保険者種別変更届を受理したことによります。	1名	—	0	〇市役所の担当者がお客様にお詫びの上、納付書は不要である旨説明し、了承を得ました。 〇資格記録の取消処理を行いました。	〇市役所より、再発防止に係る顛末書が提出され、届書受付時の確認の徹底について報告を受けました。	外部
137	厚生年金資格取得記録の取消に伴う第1号被保険者資格喪失記録の取消漏れについて	確認・決定誤り	神奈川	厚木	2005年 頃	2012年 10月12日	〇お客様より、後納制度について相談があり、記録を確認したところ、厚生年金資格取得記録の取消に伴う第1号被保険者資格喪失記録の取消漏れが判明しました。	〇お客様の配偶者の厚生年金資格取得記録の取消処理を行う際、お客様の第1号資格喪失記録についても取消処理すべきところ、確認不足により失念したため、お客様の継続免除審査が行われなかったものです。	1名	—	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 〇機構本部に取扱いを協議し、所得等を確認した上で、継続免除の処分決定を行う旨の回答があり、改めてお詫びの上説明し、了承を得ました。 〇資格喪失記録を取消、継続免除の入力処理を行いました。	〇担当部署において、今回の事象を説明し、資格記録の補正処理を行う際には、被扶養配偶者の有無についても確認を徹底するよう周知しました。	内部
138	国民年金任意加入申出書及び付加保険料納付申出書の受理誤りについて	確認・決定誤り	青森	青森	2005年 11月17日	2012年 10月10日	〇事務センターより送付されたコンピュータ記録と紙台帳の突合結果を確認したところ、国民年金任意加入申出書及び付加保険料納付申出書の受理誤りが判明しました。	〇任意加入時に、受給資格要件の確認不足により、誤って老齢基礎年金の満額受給資格要件を満たしているお客様から任意加入申出書及び付加保険料納付申出書を受理したことによります。 〇ダブルチェックの際にも見落としが原因です。	1名	その他	875,720	〇担当者がお客様にお詫びの上、保険料の還付及び付加年金に係る過払い額の返納について説明し、了承を得ました。 〇還付請求書及び再裁定関係書類を受理しました。 〇還付請求書の入力処理を行い、過払い額の調整について確認を行いました。	〇担当部署において、今回の事象を説明し、任意加入時の受給要件の確認の徹底について改めて周知を行いました。	内部
139	市役所における住所変更届の進達誤りによる国民年金保険料口座振替額通知書の誤送付について	確認・決定誤り	三重	事務センター	2013年 4月30日	2013年 5月1日	〇A様より、B様の文書が届いたとの連絡があり、確認したところ、市役所における住所変更届の進達誤りによる国民年金保険料口座振替額通知書の誤送付が判明しました。	〇市役所における住民登録システムの不具合により、住民登録のないB様の住所変更届が事務センターへ進達され、住所及び氏名変更処理を行ったため、B様の国民年金保険料口座振替額通知書がA様に誤送付されたものです。	2名	—	0	〇担当者がA様にお詫びの上説明し、了承を得ました。誤って送付したB様の通知書を回収しました。 〇担当者がB様にお詫びの上、説明し、了承を得ました。 〇B様の口座から保険料が引落しされていることを確認しました。	〇市役所より、再発防止に係る顛末書が提出され、同様の事務処理誤りが発生しないよう再確認を行った旨の報告を受けました。	外部
140	国民年金任意加入に係る資格喪失予定年月日の誤りについて	確認・決定誤り	神奈川	港北	2008年 10月24日	2013年 5月27日	〇他年金事務所より、お客様の資格喪失年月日が誤っているとの連絡があり、確認したところ、国民年金任意加入に係る資格喪失予定年月日の誤りが判明しました。	〇任意加入時に、20歳から60歳までの加入記録を確認した上で480月の資格喪失予定年月日を入力すべきところ、確認不足により、60歳以降の厚生年金加入期間も含めて480月の資格喪失予定年月日を入力したことによります。	1名	—	0	〇担当者がお客様にお詫びの上、受給資格要件を満たすために1ヵ月分の保険料納入が必要である旨説明し、了承を得ました。 〇資格記録の補正処理を行い、納付書を送付しました。	〇担当部署において、今回の事象を説明し、任意加入時の受給要件の確認の徹底について改めて周知を行いました。	内部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
141	国民年金 任意加入 申出書に 係る資格 喪失予定 年月日の 入力漏れ について	確認・ 決定誤り	長野	松本	2010年 4月12日	2013年 4月19日	○お客様より、口座振替額通知書の記載について問合せがあり、確認したところ、国民年金任意加入申出書に係る資格喪失予定年月日の入力漏れが判明しました。	○任意加入申出書を入力処理する際、年齢基礎年金の満額に必要な期間を確認の上、資格喪失予定年月日を入力すべきところ、入力を漏らしたことによります。 ○ダブルチェックの際にも見落としたことが原因です。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、口座振替による前納保険料額を領収可能との回答があり、現金領収し、了承を得ました。 ○資格記録及び納付記録の補正処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、書類審査及び入力後のダブルチェックの徹底について周知を行いました。	外部
142	国民年金 住所変更 届に係る 入力委託 誤りにつ いて	確認・ 決定誤り	静岡	事務 センター	2013年 6月12日	2013年 6月26日	○年金事務所より、お客様から送付された納付書の住所が誤っているとの問合せがあったとの連絡があり、確認したところ、国民年金住所変更届に係る入力委託誤りが判明しました。	○住所変更届を委託業者へ入力委託する際、転入処理としての住所変更コードを記載すべきところ、転居処理としての住所変更コードを記載したによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○住所記録の訂正処理を行い、納付書を送付しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、書類審査及び入力後のダブルチェックの徹底について周知を行いました。	外部
143	受給資格 期間の確 認誤りに ついて	確認・ 決定誤り	佐賀	佐賀	2012年 12月頃	2013年 2月27日	○お客様より、年金請求手続きについて問合せがあり、確認したところ、受給資格期間の確認誤りが判明しました。	○お客様より、受給資格期間について相談を受けた際、婚姻前の配偶者の厚生年金保険加入期間を合算対象期間として算入し、受給権を満たしていると誤った説明を行ったものです。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、遡った任意加入は認められないとの回答があり、改めてお詫びの上説明し、了承を得ました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、年金相談時の受給要件の確認の徹底について改めて周知しました。	外部
144	市役所における国民年金第1号被保険者種別変更年月日の確認誤りについて	確認・ 決定誤り	千葉	松戸	2011年 1月11日	2011年 11月9日	○担当者が国民年金第3号被保険者納付勧奨対象者リストを確認したところ、市役所における国民年金第1号被保険者種別変更年月日の確認誤りが判明しました。	○市役所において、国民年金第1号被保険者種別変更届を受付する際、誤った種別変更年月日で受理したため、お客様が時効により保険料を納付することができなくなったものです。	1名	未徴収	235,630	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、時効消滅した保険料については領収不可との回答があり、改めてお詫びの上後納制度について説明し、了承を得ました。	○市役所より、再発防止に係る経過書が提出され、届書受付時の確認の徹底について報告を受けました。	内部
145	役場における国民年金被保険者資格関係届の進達漏れについて	未処理・ 処理遅延	栃木	栃木	2009年 3月3日	2012年 11月28日	○役場より、お客様から受理した国民年金資格関係届の進達を漏らしていたとの連絡があり、確認したところ、役場における国民年金被保険者資格関係届の進達漏れが判明しました。	○役場で国民年金資格関係届を受付た際、速やかに年金事務所等へ進達すべきところ、進捗管理を怠ったことにより、お客様が国民年金保険料を納付する機会を失ったものです。	4名	未徴収	368,080	○役場の担当者が4名のお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、時効消滅した保険料を領収することは認められないとの回答があり、改めてお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○資格関係届の入力処理を行いました。	○役場より、再発防止に係る顛末書が提出され、届書受付時の確認及び進捗管理の徹底について報告を受けました。	外部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生日月日	判明日月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
146	区役所における国民年金第1号被保険者資格取得届等の進達漏れについて	未処理・処理遅延	東京	上野	2007年 1月20日	2010年 6月4日	○区役所より、受付た資格取得届等を進達していなかったとの連絡があり、確認したところ、区役所における国民年金第1号被保険者資格取得届等の進達漏れが判明しました。	○区役所で資格取得届等を受付た際、速やかに年金事務所へ進達すべきところ、進捗管理を怠ったことにより失念したため、お客様が国民年金保険料を納付する機会を失ったものです。	20名	未徴収	7,496,480	○区役所の担当者が20名のお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、時効消滅した保険料を領収することは認められないとの回答があり、改めてお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○資格取得届等の入力処理を行い、納付書を交付しました。	○区役所より、再発防止に係る経過書が提出され、届書受付時の確認及び進捗管理の徹底について報告を受けました。	外部
147	老齢基礎年金裁定時における国民年金資格喪失年月日の入力誤りについて	入力誤り	島根	事務センター	2013年 5月22日	2013年 6月12日	○年金事務所より、お客様の配偶者から年金証書が届いたが、記載されている年金額が試算額と相違しているとの問合せがあったとの連絡があり、確認したところ、老齢基礎年金裁定時における国民年金資格喪失年月日の入力誤りが判明しました。	○老齢基礎年金の裁定処理を行う際、65歳の任意加入資格喪失年月日である平成25年5月と入力すべきところ、誤って平成23年5月と入力したことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○資格記録及び納付記録の補正処理を行い、誤って送付した年金証書を回収しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、書類審査及び入力後のダブルチェックの徹底について周知を行いました。	外部
148	20歳適用勸奨時における案内文書の投函誤りについて	誤送付・誤送信	沖縄	コザ	2013年 4月8日	2013年 4月8日	○お客様より、郵便箱に別人の封書が投函されていたとの問合せがあり、確認したところ、20歳適用勸奨時における案内文書の投函誤りが判明しました。	○20歳適用勸奨時において、案内文書を投函する際、誤って別人の氏名を記載した案内文書を投函したことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○誤って投函した案内文書を回収しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、個人情報保護の重要性及び20歳適用勸奨時の留意事項について、改めて周知・徹底を行いました。	外部
149	国民年金適用関係通知書等の誤送付について	誤送付・誤送信	宮城	仙台北	2012年 4月2日	2012年 5月29日	○お客様より、別のお客様の書類が送付されたとの連絡があり、確認したところ、国民年金適用関係通知書等の誤送付が判明しました。	○ご連絡をいただいたお客様あてに国民年金適用関係通知書等を送付する際に、担当者が誤って別のお客様に送付する国民年金適用関係通知書等を封入し送付したものです。 ○封入・封緘時における担当者の確認が不十分であったことによります。	7名	—	0	○担当者がご連絡をいただいたお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。誤って送付した国民年金適用関係通知書等を回収しました。 ○担当者が本来、送付するお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○担当者が本来送付するお客様あてに国民年金適用関係通知書等を送付しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、お客様あてに文書を送付する際は封入封緘時に複数名でダブルチェックを行うことを徹底するよう周知しました。	外部
150	郵便事業株式会社配達員による国民年金第3号被保険者該当通知書の隠匿について	事故等	東京	千代田	2011年 10月	2013年 4月23日	○郵便事業株式会社の担当者より、配達員が郵便物を隠匿していたとの連絡があり、判明しました。	○郵便事業株式会社の配達員が郵便物を隠匿していたものです。	1名	—	0	○郵便事業株式会社の担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○お客様に国民年金第3号被保険者該当通知書を交付しました。	○郵便事業株式会社に再発防止策を要請したところ、配達員に対する指導を強化した旨の顛末書が提出されました。	外部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
151	国民年金 保険料納 付書の送 付誤りに ついて	確認・ 決定誤り	青森	八戸	2013年 2月26日	2013年 2月28日	○お客様より、国民年金保険料を国民年金基金の掛金と同時に口座振替しているにもかかわらず、納付書が送付されたとの問合せがあり、確認したところ、国民年金保険料納付書の送付誤りが判明しました。	○納付勧奨のため納付書を送付する際、国民年金基金加入中で基金の掛金と国民年金保険料を同時に口座振替しているお客様に対し、保険料が納付済であるにもかかわらず納付書を送付したものです。	13名	—	0	○担当者がすべてのお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○誤って送付した納付書の廃棄を確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、納付勧奨のため納付書を作成する際、基金加入者の有無及び納付状況の確認の徹底について周知を行いました。	外部
152	国民年金 付加保険 料納付書 の作成漏 れについ て	確認・ 決定誤り	茨城	下館	2013年 1月8日	2013年 3月11日	○お客様より、納付書が届かないとの問合せがあり、確認したところ、国民年金付加保険料納付書の作成漏れが判明しました。	○付加保険料納付申出書を入力する際、付加保険料納付書を手作業で作成すべきところ、認識不足から作成を漏らしたことにより、付加保険料の納付期限が経過したものです。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、付加保険料を領収可能との回答があり、現金領収し、了承を得ました。 ○納付記録の補正処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、付加保険料納付書の作成漏れがないよう確認の徹底を周知しました。	外部
153	国民年金 保険料口 座振替納 付申出書 の入力誤 りについて	確認・ 決定誤り	東京	事務 センター	2013年 3月5日	2013年 4月30日	○お客様より、国民年金保険料が口座振替されていないとの問合せがあり、確認したところ、国民年金保険料口座振替納付申出書の入力誤りが判明しました。	○委託業者が国民年金保険料口座振替納付申出書の預金種別を入力する際、当座預金で入力すべきところ、誤って普通預金で入力したことによります。 ○入力後のチェック及び決裁時においても誤りに気付かなかったものです。	1名	過徴収	50	○担当者がお客様にお詫びの上、説明しました。 ○担当者がお客様にお詫びの上、平成25年4月分の定額保険料及び平成25年5月分の前納保険料を口座振替により納付いただく旨説明し、了承を得ました。 ○口座振替記録の訂正処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、入力後のチェックについて徹底するよう注意喚起を行いました。 ○委託業者に対し、今回の事象を説明し、入力時及び入力後のチェックを徹底するよう要請し、指導した旨の報告がありました。	外部
154	国民年金 保険料口 座振替の 再開処理 漏れにつ いて	確認・ 決定誤り	東京	大田	2012年 12月11日	2013年 1月28日	○お客様より、口座振替による引落しがされていないとの問合せがあり、確認したところ、国民年金保険料口座振替の再開処理漏れが判明しました。	○口座振替の緊急停止を行ったが、その後の再開処理を失念したことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上、説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、早割による保険料額を領収可能との回答があり、現金領収し、了承を得ました。 ○納付記録の訂正処理及び口座振替の再開処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、口座振替緊急停止後に、再開処理の要否を確認すること及び緊急停止依頼の翌月に再点検を行うことを周知・徹底しました。	外部
155	国民年金 付加保険 料納付書 作成漏れ について	確認・ 決定誤り	富山	事務 センター	2013年 1月10日	2013年 3月29日	○担当者が書類を確認したところ、国民年金付加保険料納付書の作成漏れが判明しました。	○口座振替者であるお客様の付加保険料納付申出書を処理する際、手作業で付加保険料納付書を作成すべきところ、作成を漏らしたことによります。 ○決裁時においても、誤りに気付かなかったものです。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、付加保険料を領収可能との回答があり、現金領収し、了承を得ました。 ○納付記録の補正処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、付加保険料納付申出書を入力する際は、手作業で納付書を作成する必要があるかを複数名で確認するよう周知・徹底しました。	内部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
156	国民年金 保険料後 納対象期 間の確認 誤りにつ いて	確認・ 決定誤 り	神奈川	厚木	2012年 10月4日	2013年 3月11日	○お客様が年金請求に係る必要書類等の確認に来所され、記録を確認したところ、国民年金保険料後納対象期間の確認誤りが判明しました。	○お客様より受付した後納申込書を入力処理する際、後納対象期間の終期を平成18年3月として処理すべきところ、確認不足により、誤って平成17年3月として処理したものです。 ○ダブルチェックの際にも見落としたことが原因です。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、保険料領収年月日の訂正及び受給権発生年月日を遡及することはできないとの回答があり、改めてお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○お客様に後納納付書を送付しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、書類審査及び入力後のダブルチェックの徹底について周知を行いました。	内部
157	国民年金 保険料後 納申込書 の受理誤 りについて	確認・ 決定誤 り	沖縄	石垣	2012年 8月17日	2012年 12月14日	○お客様が年金請求のため来所した際、記録を確認したところ、国民年金保険料後納申込書の受理誤りが判明しました。	○後納申込書を受付る際、お客様は厚生年金被保険者期間が20年以上あり、受給権を満たしていたため、後納制度を利用できないにもかかわらず、確認不足により、申込書を受理したものです。 ○ダブルチェックの際にも見落としたものです。	1名	過徴収	163,240	○担当者がお客様にお詫びの上、過徴収した保険料を還付する旨説明し、了承を得ました。 ○資格記録の補正処理を行い、還付請求書を送付しました。 ○還付請求書を受理し、入力処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、後納申込書等の受付及び処理を行う際は、複数名で確認を行い、入力処理後の決裁においても十分な内容確認を行うよう周知・徹底しました。	内部
158	国民年金 沖縄特別 措置申出 書の受理 誤りにつ いて	確認・ 決定誤 り	沖縄	石垣	1991年 10月3日	2012年 9月7日	○事務センターより、国民年金通算老齢年金請求書の返戻があり、確認したところ、国民年金沖縄特別措置申出書の受理誤りが判明しました。	○旧公立学校退職共済年金の受給権者については、国民年金沖縄特別措置の対象とならないにもかかわらず、認識不足により、申出書を受理し、その後特例追納されたものです。	1名	過徴収	105,600	○担当者がお客様にお詫びの上、特例追納保険料を還付する旨説明し、了承を得ました。 ○国民年金沖縄特別措置申出書の取消処理を行い、還付請求書を送付しました。 ○還付請求書を受理し、入力処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、国民年金沖縄特別措置の取扱いについて周知・徹底しました。	内部
159	滞納処分 等の認可 前における 交付要求 について	確認・ 決定誤 り	千葉	幕張	2013年 4月12日	2013年 6月11日	○ブロック本部より、交付要求書の送付日について確認依頼があり、確認したところ、滞納処分等の認可前における交付要求が判明しました。	○交付要求を行う際、事前に認可申請を行い、認可日以降に要求書を提出すべきところ、確認不足により、誤って認可申請日に実施したことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様の破産管財人にお詫びの上、誤って実施した交付要求を取消について説明し、了承を得ました。 ○破産管財人に交付要求取消通知書を送付しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、滞納処分等を行う際は、保険料の督促指定期限及び認可日について複数名で確認を行うよう周知・徹底しました。	内部
160	国民年金 保険料免 除申請書 の審査誤 りについて	確認・ 決定誤 り	宮城	事務 センター	2013年 4月15日	2013年 6月18日	○ブロック本部より、免除申請書の審査内容について確認依頼があり、確認したところ、国民年金保険料免除申請書の審査誤りが判明しました。	○免除申請書を審査した際、若年者納付猶予で承認すべきところ、世帯主の所得額を誤って配偶者欄へ記載したため、却下したことによります。 ○ダブルチェックの際にも見落としたものです。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上、改めて正しい所得額で審査を行う旨説明し、了承を得ました。 ○正しい所得額で入力処理を行い、若年者納付猶予承認通知書を送付しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、届書等の確認の徹底について再度周知を行いました。	内部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生日月日	判明日月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
161	国民年金 保険料追 納可能期 間の確認 誤りにつ いて	確認・ 決定誤 り	福島	郡山	2012年 4月6日	2012年 5月15日	○事務センターへ回付済の書類の処理状況を確認したところ、国民年金保険料追納可能期間の確認誤りが判明しました。	○追納申込書を受付た際、平成14年4月から平成15年3月までの追納保険料の領収証書の提示があったが、納付書の使用期限後に納付されたものであり、改めて追納申込していただくべきところ、確認不足により、平成15年4月から追納申込書を受理したものです。	1名	未徴収	14,940	○担当者がお客様のお詫びにお詫びの上、平成14年4月分については時効により追納できない旨説明し、了承を得ました。 ○平成14年度分の保険料の還付を確認の上、平成14年5月分から平成15年3月までの追納納付書を送付しました。 ○追納保険料が納入されていることを確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、追納申込書を受理する際は、過去の追納申込期間及び納付状況、新たな追納申込期間等を全て確認することを周知・徹底しました。	内部
162	国民年金 保険料免 除申請書 の処理誤 りについて	確認・ 決定誤 り	東京	立川	2013年 2月14日	2013年 3月25日	○事務センターより、納付要件がないとの理由で遺族厚生年金請求書が返戻されたため、確認したところ、国民年金保険料免除申請書の処理誤りが判明しました。	○免除申請書を受付た際、一部免除に該当した場合は申請後に納付された保険料を納付もしくは充当・還付の取扱いとするか、お客様に確認の上処理すべきところ、失念したことにより、お客様が納付として取り扱うことを希望していた期間の保険料を還付したものです。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、一部免除を取消、納付記録を追加可能との回答があり、改めてお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○一部免除記録の取消処理を行い、納付記録を追加しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、免除申請書の事前審査及び入力後の内容確認の徹底について周知を行いました。	内部
163	国民年金 保険料免 除理由該 当届及び 追納申込 書の処理 誤りにつ いて	確認・ 決定誤 り	神奈川	港北	2013年 1月29日	2013年 3月7日	○事務センターより過誤納記録について問合せがあり、確認したところ、国民年金保険料免除理由該当届及び追納申込書の処理誤りが判明しました。	○免除理由該当届を処理する際、既に前納されている期間についても法定免除の処理を行い、還付請求書を送付したことによります。 ○追納申込書を処理する際、一番古い法定免除期間の納付書を作成すべきところ、誤った期間の納付書を作成したことによります。	1名	過徴収	481,280	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○法定免除処理の誤りにより送付した還付請求書を回収しました。 ○資格記録及び納付記録の補正処理を行い、正しい期間の追納申込書及び誤った追納期間の還付請求書を送付しました。 ○追納申込書及び還付請求書を受理し、入力処理を行いました。 ○追納納付書を送付し、納入を確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、免除理由該当届を処理する際の納付状況等の確認及び追納申込書を処理する際の追納可能期間の確認について周知・徹底しました。	内部
164	国民年金 保険料納 付書の作 成漏れに ついて	確認・ 決定誤 り	奈良	奈良	2012年 7月1日	2012年 8月3日	○お客様より、前納納付書が届かないとの問合せがあり、確認したところ、国民年金保険料納付書の作成漏れが判明しました。	○お客様より、前納納付書の送付依頼を受けた際、速やかに処理票を作成し処理すべきところ、依頼内容を記したメモを紛失したため、納付書の作成を漏らしたことによります。	1名	過徴収	390	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、既に納付済の保険料額と1年前納額との差額を還付可能との回答があり、改めてお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○還付請求書を受理し、入力処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、電話対応を行った際の事蹟管理の徹底及びデスク周りのキレイ化の徹底について周知を行いました。	外部

整理 番号	件名	事 故 等 の 区 分	県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
165	国民年金 付加保険 料納付書 の作成漏 れについ て	確 認 ・ 決 定 誤 り	兵庫	東灘	2012年 6月15日	2013年 2月21日	〇お客様より、付加保険料非該当通知書の送付理由について問合せがあり、確認したところ、国民年金付加保険料納付書の作成漏れが判明しました。	〇付加保険料納付申出書进行处理する際、保険料が前納されていることを確認の上、手作業で付加保険料納付書を作成すべきところ、確認を怠ったことにより、作成を漏らしたものです。 〇ダブルチェックの際にも見落としたものです。	1名	—	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 〇機構本部に取扱いを協議し、付加保険料を領収可能との回答があり、現金領収し、了承を得ました。 〇納付記録の補正処理を行いました。	〇担当部署において、今回の事象を説明し、付加保険料納付書が自動作成されない場合については、必ず手作業で作成するよう周知・徹底しました。	外部
166	海外転出 期間に係 る後納申 込書の受 理誤りに ついて	確 認 ・ 決 定 誤 り	兵庫	尼崎	2012年 11月30日	2013年 4月11日	〇コールセンターより、老齢基礎年金の処理状況について確認依頼があり、確認したところ、海外転出期間に係る後納申込書の受理誤りが判明しました。	〇後納申込書を受付た際、合算対象期間である海外転出期間を国民年金の未加入期間と判断し、後納申込書を受理したことによります。 〇ダブルチェックの際にも見落としたものです。	1名	過徴収	878,040	〇担当者がお客様にお詫びの上、後納保険料の還付について説明し、了承を得ました。 〇資格記録の補正処理を行い、還付請求書を送付しました。 〇還付請求書を受理し、入力処理を行いました。	〇担当部署において、今回の事象を説明し、後納申込書の受付時における未加入期間の確認の徹底について周知を行いました。	内部
167	老齢基礎 年金繰上 げ受給者 からの後 納申込書 の受理誤 りについて	確 認 ・ 決 定 誤 り	群馬	太田	2013年 1月7日	2013年 3月18日	〇お客様より後納申込書を受付る際、記録を確認したところ、老齢基礎年金繰上げ受給者からの後納申込書の受理誤りが判明しました。	〇後納申込書を受付る際、老齢基礎年金繰上げ受給者であることを確認の上、後納制度を利用できない旨説明すべきところ、確認不足により、後納申込書を受理し、納付書を交付したことによります。 〇ダブルチェックの際にも見落としたものです。	1名	過徴収	43,830	〇担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 〇機構本部に取扱いを協議し、後納保険料の納付は認められないとの回答があり、改めてお詫びの上、保険料の還付について説明しました。 〇資格記録の補正処理を行い、還付請求書を送付しました。 〇還付請求書を受理し、入力処理を行いました。	〇担当部署において、今回の事象を説明し、後納申込書の事前審査において記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部
168	国民年金 保険料ク レジット カード納 付申出書 入力時に 係る納付 書の作成 漏れにつ いて	確 認 ・ 決 定 誤 り	長崎	事務 センター	2013年 1月28日	2013年 3月4日	〇年金事務所より、お客様から納付書が届いたが付加保険料が含まれていないとの問合せがあり、確認したところ、国民年金保険料クレジットカード納付申出書入力時に係る納付書の作成漏れが判明しました。	〇国民年金保険料クレジットカード納付申出書を入力処理した際、付加保険料を含む納付書を手作業により作成すべきところ、確認不足により、作成を漏らしたものです。	1名	—	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 〇機構本部に取扱いを協議し、付加保険料を領収可能との回答があり、現金領収し、了承を得ました。 〇納付記録の補正処理を行いました。	〇担当部署において、今回の事象を説明し、付加保険料が納付書に反映されているかの確認の徹底について周知を行いました。	外部
169	国民年金 保険料口 座振替緊 急停止の 処理誤り について	確 認 ・ 決 定 誤 り	北海道	帯広	2013年 4月30日	2013年 5月14日	〇担当者が口座振替緊急停止に係るデータを確認していたところ、国民年金保険料口座振替緊急停止の処理誤りが判明しました。	〇国民年金資格喪失処理がされている者を抽出し、口座振替緊急停止リストを作成する際、誤った基礎年金番号で作成したことによります。 〇入力後のチェック及び決裁においても誤りに気付かなかったことによります。	1名	過徴収	1,140	〇担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 〇保険料については、納付書にて平成25年4月分の定額保険料と平成25年5月から平成26年3月までの前納保険料額を納付していただく旨説明し、了承を得ました。 〇口座振替の再開処理及び納付記録の補正処理を行いました。	〇担当部署において、今回の事象を説明し、口座振替緊急停止リストを作成する際、突合わせの確認を徹底して行うよう周知しました。	内部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
170	国民年金 付加保険 料納付書 作成漏れ について	確認・ 決定誤り	滋賀	事務 センター	2012年 11月7日	2013年 3月19日	○お客様より、控除証明書再発行の依頼があり、記録を確認したところ、国民年金付加保険料納付書の作成漏れが判明しました。	○口座振替者であるお客様の付加保険料納付申出書を入力する際、当月分の付加保険料納付書を手作業で作成すべきところ、作成を漏らしたことにあります。 ○決裁時においても、誤りに気付かなかったことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、付加保険料を領収可能との回答があり、現金領収し、了承を得ました。 ○納付記録の補正処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、付加保険料納付書の作成漏れがないよう確認の徹底を周知しました。	内部
171	国民年金 付加保険 料納付申 出書の作 成漏れに ついて	確認・ 決定誤り	富山	高岡	2013年 2月27日	2013年 4月26日	○担当者が付加保険料申出受理通知書の発行一覧表を確認したところ、国民年金付加保険料納付申出書の作成漏れが判明しました。	○口座振替納付申出書及び付加保険料納付申出書を入力する際、付加保険料納付書を手作業で作成すべきところ、作成を漏らしたことにあります。 ○決裁時においても、誤りに気付かなかったことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、付加保険料を領収可能との回答があり、現金領収し、了承を得ました。 ○納付記録の補正処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、入力及び決裁の際は、複数名で確認するよう周知・徹底しました。	内部
172	国民年金 基金加入 者に係る 国民年金 付加保険 料納付申 出書の処 理誤りに ついて	確認・ 決定誤り	兵庫	尼崎	2012年 8月28日	2013年 2月19日	○担当者が国民年金基金加入者の記録を確認していたところ、国民年金付加保険料納付申出書の処理誤りが判明しました。	○国民年金付加保険料納付申出書を入力する際、国民年金基金加入の有無を確認すべきところ、確認を漏らしたことにあります。	1名	過徴収	3,160	○担当者がお客様にお詫びの文書を送付しました。 ○納付記録の補正処理を行い、還付請求書を送付しました。 ○還付請求書を受理し、入力処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、付加保険料納付申出書の受付の際には、国民年金基金加入の有無を確認し徹底するよう周知しました。	内部
173	国民年金 付加保険 料納付書 の作成漏 れについ て	確認・ 決定誤り	熊本	事務 センター	2012年 5月18日	2013年 4月19日	○お客様より、付加保険料の納付書が届かないとの問合せがあり、確認したところ、国民年金保険料納付書の作成漏れが判明しました。	○国民年金付加保険料納付申出書の入力を行う際、納付書発行履歴を確認の上、付加保険料納付書を手作業で作成し送付すべきところ、失念したことが原因です。 ○決裁においても誤りに気付かなかったことによります。	2名	—	0	○担当者が2名のお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、前納額の付加保険料を領収可能との回答があり、現金領収し、了承を得ました。 ○納付記録の補正処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、入力後のチェックについて徹底するよう注意喚起を行いました。	外部
174	国民年金 保険料口 座振替辞 退申出書 の処理誤 りについて	確認・ 決定誤り	福岡	南福岡	2013年 2月20日	2013年 2月28日	○お客様より平成25年2月分の口座引落しがされていないとの問合せがあり、確認したところ、国民年金保険料口座振替辞退申出書の処理誤りが判明しました。	○国民年金保険料口座振替辞退申出書を入力処理する際、申出書に平成25年3月分まで引落希望と記載されていたため、3月分保険料抽出日以降に処理すべきところ、確認不足により、抽出日前に処理したことによります。 ○決裁においても気付かなかったことが原因です。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、早割による保険料額を領収可能との回答があり、現金領収し、了承を得ました。 ○納付記録の補正処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、届書等の確認について周知・徹底しました。	外部
175	国民年金 保険料還 付請求書 に係る金 融機関 コードの記 載誤りに ついて	確認・ 決定誤り	山形	事務 センター	2012年 8月8日	2012年 8月24日	○担当者が還付請求書支払不能一覧表を確認したところ、国民年金保険料還付請求書に係る金融機関コードの記載誤りが判明しました。	○還付請求書の事前審査を行った際、還付請求書に記載されている金融機関コードを記載すべきところ、確認不足により、誤った金融機関コードを記載し入力したことによります。 ○入力後のチェックにおいても誤りに気付かなかったことが原因です。	1名	未払い	161,590	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○再振込のための入力処理を行い、支払日を確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、事前審査を慎重に行うことを周知・徹底しました。	内部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
176	国民年金保険料学生納付特例申請書の処理誤りについて	確認・決定誤り	宮城	事務センター	2011年 10月31日	2012年 3月28日	○担当者が未処理案件について確認したところ、国民年金保険料学生納付特例申請書の処理誤りが判明しました。	○お客様の父親より、学生納付特例申請書の取下げ依頼を受けた際、市役所より進達予定の申請書の進捗確認を行った上で、返戻すべきところ、失念したため、学生納付特例を承認し、納付済の保険料を誤還付したものです。	1名	誤還付	152,400	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、誤還付した保険料を返納していただいた上で、納付記録の補正を行う旨の回答があり、改めてお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○学生納付特例記録の取消及び納付記録の補正処理を行いました。 ○返納金納入告知書を送付しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、審査決定前に引き抜き依頼があった申請書については、専用の受付簿を作成し、定期的に進捗状況を確認することを周知・徹底しました。	内部
177	国民年金前納保険料に係る納付方法の確認漏れについて	確認・決定誤り	岩手	盛岡	2012年 7月26日	2012年 9月24日	○お客様より、前納開始月について問合せがあり、確認したところ、国民年金前納保険料に係る納付方法の確認漏れが判明しました。	○市役所において、国民年金保険料の納付方法について相談を受けた際、前納開始月の意思確認を行った上で、年金事務所に前納納付書の至急送付依頼を行うべきところ、確認を漏らしたことによります。	1名	—	0	○市役所の担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、保険料を一括前納することは認められないとの回答があり、改めてお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○その後、お客様から問合せはありませんが、問合せがあった場合、引き続き対応することとしました。	○市役所に今回の事象を説明し、窓口相談時の確認の徹底について要請し、担当者に指導した旨の報告を受けました。	外部
178	国民年金保険料免除申請書の処理誤りについて	確認・決定誤り	兵庫	事務センター	2012年 11月29日	2013年 3月5日	○年金事務所より、免除申請書の処理状況について確認依頼があり、確認したところ、国民年金保険料免除申請書の処理誤りが判明しました。	○A様の免除申請書の審査を行う際、同じ生年月日であるB様の基礎年金番号が記載されていたことに気付かず、処理を行ったことによります。	2名	—	0	○担当者がA様及びB様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○B様の免除記録を取消、A様の基礎年金番号により入力処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、書類審査時における複数名によるチェックの徹底について周知を行いました。	内部
179	国民年金保険料学生納付特例申請書の審査誤りについて	確認・決定誤り	埼玉	事務センター	2012年 5月15日	2012年 6月15日	○大学の事務担当者より、学生納付特例を申請した特別外国人学生で承認者と却下者が混在しているとの問合せがあり、確認したところ、国民年金保険料学生納付特例申請書の審査誤りが判明しました。	○学生納付特例申請書を審査する際、特別外国人学生については却下処理すべきところ、認識不足により、学校名のみを確認した上で、承認処理したことによります。	8名	—	0	○担当者が大学の事務担当者へお詫びの上説明しました。 ○学生納付特例記録の補正処理を行い、8名のお客様にお詫び文書及び却下通知書を送付しました。 ○その後、お客様から問合せはありませんが、問合せがあった場合、引き続き対応することとしました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、学生納付特例申請書の審査を行う際は、学生証等の添付書類を確認した上、承認の可否を判断することを周知・徹底しました。	外部
180	金融機関に対する口座振替停止月の引継ぎ漏れについて	確認・決定誤り	岩手	花巻	2012年 9月14日	2012年 10月2日	○お客様より、国民年金保険料が口座振替されていないとの問合せがあり、確認したところ、金融機関に対する口座振替停止月の引継ぎ漏れが判明しました。	○翌月分の保険料より停止依頼のあった口座振替辞退出書を金融機関へ送付する際、引継ぎを怠ったため、当月分の保険料から停止したことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、付加保険料を領収可能との回答があり、現金領収し、了承を得ました。 ○納付記録の補正処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、金融機関に口座振替辞退出書を送付する際、停止月を確認した上で、金融機関へ確実に引継ぎを行うよう周知・徹底を行いました。	外部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
181	国民年金 保険料還 付請求書 に係る受 取代理人 の入力漏 れについ て	確認・ 決定誤 り	高知	事務 センター	2013年 3月12日	2013年 3月29日	○お客様の代理人より、国民年金保 険料還付金が振込されていないとの 問合せがあり、確認したところ、国民 年金保険料還付請求書に係る受取代 理人の入力漏れが判明しました。	○還付請求書を入力処理する際、確 認不足により、受取代理人の入力を 漏らしたものです。 ○入力後のチェックにおいても誤りに 気付かなかったことが原因です。	1名	未払い	22,410	○担当者がお客様に代理人にお詫 びの上説明し、了承を得ました。 ○再振込のための入力処理を行 い、支払日を確認しました。	○担当部署において、今回の事象 を説明し、入力後のダブルチェック の徹底について周知を行いました。	外部
182	国民年金 保険料の 差押時に おける連 帯納付義 務者の婚 姻期間の 確認誤り について	確認・ 決定誤 り	和歌山	和歌山西	2013年 3月7日	2013年 3月19日	○お客様の配偶者より、差押対象とな る未納期間について問合せがあり、確 認したところ、国民年金保険料の差押 時における連帯納付義務者の婚姻期 間の確認誤りが判明しました。	○連帯納付義務者の国民年金保険 料を差押する際、戸籍謄本等を確認 の上、婚姻後の期間を対象とすべき ところ、確認を怠ったため、婚姻前 の期間についても対象とし、差押を執行 したことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説 明し、了承を得ました。 ○差押取消通知書を送付しました。 ○保険料が一括納付されたことを 確認しました。	○担当部署において、今回の事象 を説明し、連帯納付義務者に対し 滞納処分を行う際は、戸籍謄本等 により婚姻年月日を確認することを 周知・徹底しました。	外部
183	国民年金 保険料学 生納付特 例申請書 の確認誤 りについて	確認・ 決定誤 り	埼玉	事務 センター	2011年 5月24日	2012年 11月13日	○市役所より、今年度の学生納付特 例申請が却下されたが、前年度は承 認されているとの問合せがあり、確認 したところ、市役所における国民年金 保険料学生納付特例申請書の確認誤 りが判明しました。	○市役所で学生納付特例申請書を受 付る際、学生納付特例の対象となら ない科目等履修生を対象者と誤って 判断し、「学生証確認」の確認印を備 考欄に押印した申請書を受付し進達 したものです。	1名	—	0	○市役所の担当者がお客様にお詫 びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、改 めて免除等申請書を受付し、審査 及び処分を行う旨の回答があり、改 めてお詫びの上説明し、了承を得 ました。 ○市役所より免除申請書及び誤っ て承認した通知書が送付されまし た。 ○免除申請書の入力処理を行い、 承認通知書を送付しました。	○市役所より、再発防止に係る顛 末書が提出され、同様の事務処理 誤りが発生しないよう再確認を行っ た旨の報告を受けました。	外部
184	国民年金 任意加入 資格喪失 予定年月 日の誤り について	確認・ 決定誤 り	富山	魚津	2010年 2月22日	2012年 12月13日	○お客様の配偶者が、年金請求のた め来所した際、記録を確認したところ、 国民年金任意加入資格喪失予定年月 日の誤りが判明しました。	○任意加入時に、昭和36年4月以前 の厚生年金期間が1年未満であり、 合算対象期間として算入できない期 間であったにもかかわらず、認識不足 により、誤って合算対象期間に算入し 処理したことによります。 ○ダブルチェックの際にも見落とした ことが原因です。	1名	—	0	○担当者がお客様の配偶者にお詫 びの上、受給権を満たすためには 今後の保険料納付が必要である旨 説明し、後納制度により一括納付す ることで了承を得ました。 ○後納納付書を作成し交付しまし た。 ○後納保険料の納入を確認しまし た。	○担当部署において、今回の事象 を説明し、任意加入時の受給要件 の確認の徹底について改めて周知 しました。	内部
185	市役所 における 国民年金 付加保険 料納付申 出書の進 達漏れに ついて	確認・ 決定誤 り	愛知	一宮	2012年 8月31日	2013年 1月28日	○お客様より、付加保険料納付申出 書を市役所に提出したが反映されて いないとの問合せがあり、確認したと ころ、国民年金付加保険料納付申出 書の進達漏れが判明しました。	○市役所において、種別変更届及び 付加保険料納付申出書を受付た際、 確認不足により、付加保険料納付申 出書の進達を漏らしたことによりま す。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説 明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、付 加保険料を領収可能との回答があ り、現金領収し、了承を得ました。 ○納付記録の補正処理を行いました 。	○市役所より、再発防止に係る顛 末書が提出され、届書の点検・進達 の際の注意事項の再確認について 周知・徹底が図られました。	外部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
186	国民年金 保険料の 還付金額 の決定誤 りについて	確 認 ・ 決 定 誤 り	神奈川	事務 センター	2010年 4月30日	2012年 9月10日	○年金事務所より、還付金額について 確認依頼があり、確認したところ、国 民年金保険料の還付金額の決定誤り が判明しました。	○前納期間を有する国民年金保険料 の還付金額を計算する際、計算を誤 り、本来の金額より多く還付したこと によります。 ○決裁においても誤りに気付かな かったことが原因です。	1名	誤還付	31,570	○担当者がお客様にお詫びの上、 保険料の返納について説明し、了 承を得ました。 ○資格記録の補正処理を行い、返 納金納入告知書を送付しました。	○担当部署において、今回の事象 を説明し、還付処理も含め決裁にお ける確認の徹底について、周知を 行いました。	内 部
187	特別障害 給付金受 給者に対 する法定 免除の処 理誤りに ついて	確 認 ・ 決 定 誤 り	神奈川	事務 センター	2010年 2月23日	2012年 11月22日	○年金事務所より、障害年金を受給し ていないにもかかわらず、国民年金保 険料が法定免除になっているとの連 絡があり、確認したところ、特別障害 給付金受給者に対する法定免除の処 理誤りが判明しました。	○免除理由該当届を入力処理する 際、届書に特別障害給付金の受給者 である旨の記載があったため、法定 免除に該当しないにもかかわらず、認 識不足により、該当処理を行ったもの です。 ○決裁においても誤りに気付かな かったことが原因です。	1名	—	0	○担当者がお客様の配偶者にお詫 びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、当 該期間を全額免除承認期間へ訂正 可能との回答があり、改めてお詫び の上説明し、了承を得ました。 ○免除申請書を受理し、全額免除 の承認処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象 を説明し、審査・入力時及び決裁時 の複数名による確認の徹底につい て周知を行いました。	内 部
188	国民年金 保険料の 時効完成 後における 収納につ いて	確 認 ・ 決 定 誤 り	福岡	小倉北	2011年 4月27日	2012年 11月5日	○担当者が強制徴収関係の書類を確 認したところ、国民年金保険料を時効 完成した国民年金保険料を収納して いることが判明しました。	○督促した国民年金保険料時効を経 過していたにもかかわらず、確認不足 により、収納処理を行ったものです。	5名	過徴収	230,300	○担当者が5名のお客様にお詫び の上、保険料の還付について説明 し、了承を得ました。 ○納付記録の補正処理を行い、還 付請求書を送付しました。 ○還付請求書を受理し、入力処理 を行いました。	○担当部署において、今回の事象 については、毎月管理表で収納状況 を確認することを周知・徹底しました。	内 部
189	国民年金 保険料延 滞金の計 算誤りに ついて	確 認 ・ 決 定 誤 り	愛知	瀬戸	2012年 11月29日	2012年 12月3日	○担当者が窓口領収した2名分の延 滞金を窓口装置へ入力する際、エラー が発生したため、確認したところ、国民 年金保険料延滞金の計算誤りが判明 しました。	○延滞金を計算する際、延滞金除外 期間を1日分誤って計算したため、 誤った額の延滞金を過徴収してしま ったことによります。 ○決裁においても誤りに気付かな かったことが原因です。	1名	過徴収	50	○担当者がお客様にお詫びの上、 延滞金が還付となる旨説明し、了承 を得ました。 ○お客様に還付請求書を送付しま した。 ○還付請求書を受理し、入力処理 を行いました。	○担当部署において、今回の事象 を説明し、延滞金の計算について は必ず複数名で確認することを周 知・徹底しました。	内 部
190	国民年金 保険料追 納可能期 間の確認 誤りにつ いて	確 認 ・ 決 定 誤 り	愛知	事務 センター	2012年 12月5日	2012年 12月7日	○担当者が過誤納者整理票を確認し たところ、国民年金保険料追納可能期 間の確認誤りが判明しました。	○追納申込書を入力処理する際、一 部免除の納付済期間の確認を漏ら し、後の全額免除期間の追納納付書 のみ作成し送付したため、保険料が 過誤納となったものです。	1名	—	0	○担当者がお客様の配偶者にお詫 びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、過 誤納となった全額免除期間の追納 保険料については、一部免除期間 の追納保険料の納付を確認後、有 効なものとする旨の回答があり、改 めてお詫びの上説明し、了承を得 ました。 ○一部免除期間の追納を確認し、 納付記録の補正処理を行いまし た。	○担当部署において、今回の事象 を説明し、追納申込書を受付た際 に、申込期間の確認を徹底するよう 周知を行いました。	内 部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
191	国民年金 保険料後 納申込書 の受理誤 りについて	確認・ 決定誤 り	愛知	中村	2012年 10月31日	2012年 11月1日	〇担当者がお客様より受理した後納 申込書を確認したところ、国民年金保 険料後納申込書の受理誤りが判明し ました。	〇後納申込書を受取る際、登録され ていない手帳記号番号の確認を怠っ たため、受給要件を満たしているお客 様から後納申込書を受理したことによ ります。	1名	過徴収	717,390	〇担当者がお客様にお詫びの上、 保険料の還付について説明し、了 承を得ました。 〇手帳記号番号の登録及び納付 記録の補正処理を行い、還付請求 書を送付しました。 〇還付請求書を受理し、入力処理 を行いました。	〇担当部署において、今回の事象 を説明し、後納申込時の受給要件 の確認の徹底について改めて周知 を行いました。	内 部
192	後納制度 に関する 重要事項 確認書の 送付漏れ について	確認・ 決定誤 り	愛知	鶴舞	2012年 10月17日	2012年 11月5日	〇お客様の配偶者より、後納制度に 関する重要事項確認書が届かないと の問合せがあり、確認したところ、後 納制度に関する重要事項確認書の送 付漏れが判明しました。	〇お客様の配偶者より、後納制度に 関する重要事項確認書の送付依頼 があったにもかかわらず、確認不足に より、送付を漏らしたものです。	1名	—	0	〇担当者がお客様の配偶者にお詫 びの上説明しました。 〇お客様にお詫びの文書を送付し ました。 〇その後、お客様から問合せはあ りませんが、問合せがあった場合、 引き続き対応することとしました。	〇担当部署において、今回の事象 を説明し、届出の受理時に必要な 書類が不足していないかの確認を 徹底するよう周知を行いました。	外 部
193	国民年金 保険免除 申請書(ハ ガキ形式) 送付誤り について	確認・ 決定誤 り	兵庫	姫路	2012年 12月10日	2012年 12月20日	〇市役所より、お客様が免除申請書 (ハガキ形式)を持参しているが、免除 に該当しないとの連絡があり、確認し たところ、国民年金保険免除申請書 (ハガキ形式)送付誤りが判明しまし た。	〇免除申請書(ハガキ形式)送付対 象者の抽出を行う際、若年者納付猶 予対象者に30歳以上のお客様を含 めたことによります。 〇抽出後のチェックにおいても誤りに 気付かなかったことが原因です。	25名	—	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説 明し、了承を得ました。 〇連絡のつかなかったお客様にお 詫びの文書を送付しました。 〇その後、お客様から問合せはあ りませんが、問合せがあった場合、 引き続き対応することとしました。	〇担当部署において、今回の事象 を説明し、免除申請書(ハガキ形 式)送付対象者の抽出を行う際、抽 出後のダブルチェックの徹底につ いて周知を行いました。	外 部
194	国民年金 保険料後 納申込書 の受理誤 りについて	確認・ 決定誤 り	愛知	瀬戸	2013年 4月10日	2013年 4月12日	〇お客様が年金請求のため来所した 際、記録を確認したところ、国民年金 保険料後納申込書の受理誤りが判明 しました。	〇お客様より、受給要件についての 相談を受付た際、未登録の手帳記号 番号の確認を怠ったため、受給要件 を満たしていたにもかかわらず、後納 申込書を受理したことによります。	1名	過徴収	236,880	〇担当者がお客様にお詫びの上説 明しました。 〇機構本部に取扱いを協議し、後 納保険料について還付可能との回 答があり、改めてお詫びの上説明 し、了承を得ました。 〇資格記録の補正処理を行い、還 付請求書を送付しました。 〇還付請求書を受理し、入力処理 を行いました。	〇担当部署において、今回の事象 を説明し、後納申込時の受給要件 の確認の徹底について改めて周知 を行いました。	内 部
195	国民年金 保険料納 付書の交 付誤りに ついて	確認・ 決定誤 り	大阪	枚方	2012年 9月18日	2012年 12月27日	〇A様より、B様の納付書を使用して 納付したとの問合せがあり、確認した ところ、国民年金保険料納付書の交 付誤りが判明しました。	〇窓口でA様の納付書を交付する 際、確認不足により、誤って同日に処 理を行ったB様の納付書を交付したも のです。	2名	—	0	〇担当者がA様及びB様にお詫び の上説明しました。 〇機構本部に取扱いを協議し、B様 の納付記録を取消、当該期間につ いて、A様の納付記録の追加処理 可能との回答があり、改めてお詫び の上説明し、了承を得ました。 〇A様より誤って送付した納付書等 を回収し、B様に正しい期間の納付 書を送付しました。 〇納付記録の補正処理を行いまし た。	〇担当部署において、今回の事象 を説明し、窓口交付する際のダブル チェックの徹底について周知を行 いました。	外 部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生日月日	判明日月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
196	市役所における国民年金保険料免除申請に係る所得情報の提供誤りについて	確認・決定誤り	埼玉	春日部	2012年 7月12日	2012年 9月18日	○継続免除申請が却下となったお客様より一部免除の申請があり、所得等を確認したところ、市役所における国民年金保険料免除申請に係る所得情報の提供誤りが判明しました。	○市役所より提供された所得情報プログラムの誤りが原因です。	54名	—	0	○担当者が54名のお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○市役所より正しい所得情報の提供を受け、免除申請書の入力処理を行いました。	○市役所より、再発防止に係る顛末書が提出され、同様の事務処理誤りが発生しないよう再確認を行ったとの報告を受けました。	内部
197	国民年金保険料後納申込書の送付誤りについて	確認・決定誤り	東京	立川	2013年 3月28日	2013年 4月1日	○お客様より、後納申込書を送付依頼したが、追納申込書が送付されたため、追納保険料を誤って納入したとの連絡があり、確認したところ、国民年金保険料後納申込書の送付誤りが判明しました。	○お客様より後納申込書の送付依頼を受けた際、誤って追納申込書を送付したため、平成18年4月から5月分の後納納付書を送付すべきところ、平成18年7月から9月までの追納納付書を送付し、納付されたものです。	1名	未徴収	29,220	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、追納期間に納付された保険料を未納期間に充当することはできないとの回答があり、改めてお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○後納申込書を受理し、後納納付書を送付しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、お客様へ申込書等を送付する際のダブルチェックの徹底について周知しました。	外部
198	国民年金保険料後納納付書の送付誤りについて	確認・決定誤り	愛知	一宮	2013年 4月25日	2013年 5月2日	○担当者が郵便局より返送された後納納付書を確認したところ、国民年金保険料後納納付書の送付誤りが判明しました。	○後納保険料納付書を作成し送付する際、お客様より送付先の希望があったにもかかわらず、納付書に記載されている住所に送付したことによります。 ○封入・封緘時のチェックにおいても誤りに気付かなかったものです。	1名	未徴収	14,860	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、納付期限を経過した保険料を領収することはできないとの回答があり、改めてお詫びの上説明し、時効経過前の後納納付書を送付することで了承を得ました。 ○お客様へ後納納付書を送付しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、納付書の別送依頼があった際には、入力処理時及び封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	内部
199	役場における国民年金保険料免除理由該当届の送付誤りについて	確認・決定誤り	群馬	事務センター	2013年 6月10日	2013年 6月25日	○お客様より、手続きを行っていないにもかかわらず国民年金保険料免除理由該当通知書が届いたとの問合せがあり、確認したところ、役場における国民年金保険料免除理由該当届の送付誤りが判明しました。	○役場において、生活保護該当者ではないにもかかわらず、国民年金保険料免除理由該当届の報告書を作成し、事務センターに送付したことにより法定免除者として処理され、平成25年6月分の早割保険料が口座振替できなかったものです。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上、平成25年6月分の早割保険料の取扱いについて機構本部に協議する旨説明し、了承を得ました。 ○配偶者が平成25年6月より、厚生年金被保険者となったため、協議を取り下げ、お客様より国民年金第3号被保険者届の提出を確認しました。 ○国民年金第3号被保険者届の入力処理を確認しました。	○役場より、再発防止に係る顛末書が提出され、同様の事務処理誤りが発生しないよう再確認を行った旨の報告を受けました。	外部
200	区役所における国民年金保険料追納申込書の処理依頼漏れについて	確認・決定誤り	神奈川	港北	2013年 2月24日	2013年 3月7日	○区役所より、追納の申込を行ったが、納付期限を経過したお客様がいるとの問合せがあり、確認したところ、区役所における国民年金保険料追納申込書の処理依頼漏れが判明しました。	○区役所で追納申込書を受付た際、追納期限を確認の上、速やかに年金事務所へ処理依頼すべきところ、依頼を失念したことによります。	1名	未徴収	14,940	○区役所の担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、納付期限を経過した月分の追納は認められないとの回答があり、改めてお詫びの上説明し、了承を得ました。	○区役所より、再発防止に係る顛末書が提出され、届書受付時の確認の徹底について報告がありました。	外部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生日月日	判明日月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
201	国民年金 保険料還 付に係る 確認誤り について	確認・ 決定誤り	北海道	新さっぽ ろ	2009年 11月6日	2012年 8月23日	○社会福祉協議会の相談員より、お客様の国民年金保険料還付について問合せがあり、確認したところ、国民年金保険料還付に係る確認誤りが判明しました。	○中国残留邦人に対する特例措置により納付記録を追加した際、老齢基礎年金の満額受給が可能となる月数に達した後に納付した保険料について、還付ができないにもかかわらず、誤って還付のお知らせを送付し、還付請求書を受理したことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上、説明し、了承を得ました。 ○還付記録の取消処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、適正な還付処理を行うよう周知・徹底を行いました。	外部
202	委託業者による訪問不在通知の誤投函について	確認・ 決定誤り	大阪	天王寺	2013年 3月12日	2013年 4月15日	○お客様より、国民年金に関する訪問不在通知が隣家に投函されていたとの問合せがあり、確認したところ、委託業者による訪問不在通知の誤投函が判明しました。	○委託業者の訪問員が免除勧奨時に不在通知を投函する際、住所等の確認不足により、誤って隣家に投函したものです。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○不在通知がお客様に交付されていることを確認しました。	○委託業者より、再発防止に係る顔末書が提出され、勧奨業務を行う際には、住所等の確認を徹底する旨の報告を受けました。	外部
203	任意加入者に対する特別催告状等の送付誤りについて	確認・ 決定誤り	大阪	貝塚	2013年 2月20日	2013年 2月25日	○市役所より、お客様から送付文書について問合せがあったとの連絡があり、確認したところ、任意加入者に対する特別催告状等の送付誤りが判明しました。	○特別催告状等の送付対象者を抽出する際、60歳未満の国民年金被保険者を対象とすべきところ、生年月日の設定を誤り、4名の任意加入者に送付したものです。	4名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○連絡のつかなかったお客様にお詫びの文書を送付しました。 ○その後、お客様から問合せはありませんが、問合せがあった場合、引き続き対応することとしました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、特別催告状等の送付対象者を抽出する際の確認の徹底について周知を行いました。	外部
204	任意加入者に対する特別催告状等の送付誤りについて	確認・ 決定誤り	大阪	難波	2012年 12月13日	2013年 3月26日	○お客様より、送付文書について問合せがあり、確認したところ、任意加入者に対する特別催告状等の送付誤りが判明しました。	○特別催告状等の送付対象者を抽出する際、60歳未満の国民年金被保険者を対象とすべきところ、生年月日の設定を誤り、4名の任意加入者に送付したものです。	4名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○連絡のつかなかったお客様にお詫びの文書を送付しました。 ○その後、お客様から問合せはありませんが、問合せがあった場合、引き続き対応することとしました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、特別催告状等の送付対象者を抽出する際の確認の徹底について周知を行いました。	外部
205	国民年金 保険料ク レジット カード納 付の辞退 処理漏れ について	確認・ 決定誤り	東京	府中	2013年 4月8日	2013年 4月11日	○機構本部より、クレジットカード納付辞退処理が未処理であるとの連絡があり、確認したところ、国民年金保険料クレジットカード納付の辞退処理漏れが判明しました。	○お客様の旧クレジットカードの辞退処理を行った上で新クレジットカードの申出処理を行うべきところ、確認不足により、辞退処理を漏らしたことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上、当月分については納付書による納入、翌月分から新クレジットカードより立替される旨説明し、了承を得ました。 ○クレジットカード記録の訂正処理を行い、新クレジットカードからの立替を確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、指示・依頼等の内容確認及びダブルチェックの徹底について周知を行いました。	内部
206	国民年金 追納保険 料の誤還 付につい て	確認・ 決定誤り	栃木	事務 センター	2013年 1月16日	2013年 4月10日	○お客様より、追納保険料の還付理由について問合せがあり、確認したところ、国民年金追納保険料の誤還付が判明しました。	○お客様が、追納申込期間内に古い月分より順番に追納保険料を納付したにもかかわらず、収納記録のデータ反映が前後したこと及び過誤納記録の確認不足により、誤った還付処理を行ったものです。	1名	誤還付	14,940	○担当者がお客様に詫びの上、誤って還付した保険料の返納について説明し、了承を得ました。 ○資格記録及び納付記録の補正処理を行い、返納金納入告知書を送付しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、納付記録及び過誤納者整理票の確認を徹底するよう周知しました。	外部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
207	国民年金未加入期間の確認誤りについて	確認・決定誤り	宮城	仙台北	2004年 8月18日	2013年 6月6日	〇お客様の父親より、後納保険料の案内通知について問合せがあり、確認したところ、国民年金未加入期間の確認誤りが判明しました。	〇お客様が年金相談に来所された際、国民年金未加入期間の確認を漏らしたため、保険料が時効になったものです。	1名	—	0	〇担当者がお客様のお詫びの上説明しました。 〇お客様より、時効経過した保険料について、後納制度を利用する旨の申出があり、了承を得ました。 〇後納申込書を受理し、後納納付書を送付しました。	〇担当部署において、今回の事象を説明し、年金相談時及び納付書作成時における加入履歴の確認について周知・徹底しました。	外部
208	国民年金保険料継続免除却下者に係る期限経過後の前納納付書の送付について	確認・決定誤り	石川	事務センター	2013年 7月31日	2013年 8月2日	〇お客様より、送付された前納納付書の納付期限が経過しているとの問合せがあり、確認したところ、国民年金保険料継続免除却下者に納付期限を経過した前納納付書を送付したことが判明しました。	〇国民年金保険料継続免除の却下者に対し、納付書を送付する際、前納納付書の納付期限内に発送すべきところ、確認を怠り、期限経過後に送付したものです。	519名	—	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 〇担当者が連絡のつかなかったお客様にお詫びの文書を送付しました。 〇納付期限内の前納納付書を送付しました 〇その後、お客様から問合せはありませんが、問合せがあった場合、引き続き対応することとしました。	〇担当部署において、今回の事象を説明し、前納納付書等送付時における納付期限の確認について周知・徹底しました。	外部
209	海外任意加入者の国内協力者の住所変更漏れについて	確認・決定誤り	大阪	事務センター	2012年 8月21日	2013年 5月8日	〇年金事務所より、任意加入者の国内協力者から住所変更手続きを行ったが納付書が変更前の住所に送付されたとの問合せがあったとの連絡があり、確認したところ、海外任意加入者の国内協力者の住所変更漏れが判明しました。	〇海外任意加入者の国内協力者の住所変更届を処理する際、別送管理用ファイルの氏名については変更処理を行ったが、住所変更処理を失念したものです。	1名	過徴収	550	〇担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 〇機構本部に取扱いを協議し、既に納付済の保険料額と1年前納保険料額との差額を還付可能との回答があり、改めてお詫びの上説明し、了承を得ました。 〇納付記録の補正処理を行い、還付請求書を送付しました。 〇還付請求書を受理し、入力処理を行いました。	〇担当部署において、今回の事象を説明し、届書等を処理する際のダブルチェックの徹底について周知を行いました。	外部
210	国民年金保険料還付請求書の受理漏れについて	確認・決定誤り	大阪	堺西	2013年 5月9日	2013年 8月2日	〇お客様より、還付請求書の処理状況について問合せがあり、確認したところ、国民年金保険料還付請求書の受理漏れが判明しました。	〇還付請求書を持参したお客様より、還付理由について照会を受けた際、対応後に還付請求書を受理すべきところ、誤って受付印を押印した請求書をお客様にお返ししたものです。	1名	未払い	44,160	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 〇還付請求書を受理し、入力処理を行いました。	〇担当部署において、今回の事象を説明し、窓口相談時における届書等の確認の徹底について再度周知を行いました。	外部
211	国民年金後納保険料の誤還付について	確認・決定誤り	愛知	事務センター	2013年 5月2日	2013年 6月5日	〇担当者が過誤納者整理票を処理する際、納付記録を確認したところ、国民年金後納保険料の誤還付が判明しました。	〇お客様が、後納申込期間内に古い月分より順番に後納保険料を納付していたにもかかわらず、収納記録のデータ反映が前後したこと及び過誤納記録の確認不足により、誤った還付処理を行ったものです。	1名	誤還付	14,500	〇担当者がお客様に詫びの上、誤って還付した保険料の返納について説明し、了承を得ました。 〇資格記録及び納付記録の補正処理を行い、返納金納入告知書を送付しました。	〇担当部署において、今回の事象を説明し、納付記録及び他の過誤納者整理票の確認を徹底するよう周知を行いました。	内部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生日月日	判明日月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
212	国民年金 保険料の 還付金額 の決定誤 りについて	確認・ 決定誤 り	福井	事務 センター	2013年 5月31日	2013年 6月25日	〇お客様より、還付請求書の還付金 額が説明を受けた金額と相違してい るとの問合せがあり、確認したところ、国 民年金保険料の還付金額の決定誤り が判明しました。	〇担当者が還付金額を決定する際、 特例納付による保険料額で計算すべ きところ、確認不足により、通常の保 険料額で計算し決定したことによりま す。	1名	過徴収	480,000	〇担当者がお客様にお詫びの上説 明し、了承を得ました。 〇資格記録の補正処理を行い、還 付請求書の差替を行いました。 〇還付請求書を受理し、入力処理 を行いました。	〇担当部署において、今回の事象 を説明し、還付処理も含め決裁にお ける確実な点検を周知・徹底しまし た。	外部
213	国民年金 基金加入 者からの 免除申請 書の受理 誤りにつ いて	確認・ 決定誤 り	京都	上京	2012年 5月23日	2013年 3月11日	〇お客様より、国民年金基金から全 額免除が承認されたため資格喪失す るとの連絡があったとの問合せがあ り、確認したところ、国民年金基金加 入者からの免除申請書の受理誤りが 判明しました。	〇免除申請書の受理時及び保険料 の納付申出があった際、お客様が国 民年金基金加入者であることの確認 を漏らしたことによります。	1名	—	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説 明しました。 〇機構本部に取扱いを協議し、免 除承認期間の取消は不可との回答 があり、改めてお詫びの上説明しま した。 〇その後、お客様から問合せはあ りませんが、問合せがあった場合、 引き続き対応することとしました。	〇担当部署において、今回の事象 を説明し、相談時及び書類審査時 における複数名によるチェックの徹 底について周知を行いました。	外部
214	国民年金 保険料後 納申込書 の受付時 における 受給要件 の確認誤 りについて	確認・ 決定誤 り	和歌山	和歌山東	2013年 3月12日	2013年 4月17日	〇担当者が後納申込書を確認したと ころ、国民年金保険料後納申込書の 受付時における受給要件の確認誤り が判明しました。	〇お客様より、受給要件について相 談を受けた際、受給権発生年月日を 比較した上で、後納制度を利用せず、 時効内の未納期間を納付するよう説 明すべきところ、確認不足により、後 納制度による納付案内を行ったこと によります。	1名	過徴収	14,860	〇担当者がお客様にお詫びの上説 明しました。 〇機構本部に取扱いを協議し、後 納保険料を還付可能との回答があ り、改めてお詫びの上説明し、了承 を得ました。 〇納付記録の補正処理を行い、還 付請求書を送付しました。 〇還付請求書を受理し、入力処理 を行いました。	〇担当部署において、今回の事象 を説明し、後納申込書等の受付及 び処理を行う際は、受給権発生年 月日等の確認を複数名で行い、入 力処理後の決裁においても十分な 内容確認を行うよう周知・徹底しま した。	内部
215	国民年金 保険料後 納申込書 の受付時 における 受給要件 の確認誤 りについて	確認・ 決定誤 り	大阪	難波	2013年 5月7日	2013年 5月10日	〇担当者が処理済の後納申込書を確認 したところ、国民年金保険料後納申 込書の受付時における受給要件の確認 誤りが判明しました。	〇お客様より、受給要件について相 談を受けた際、受給権発生年月日を 比較した上で、後納制度を利用せず、 時効内の未納期間を納付するよう説 明すべきところ、確認不足により、後 納制度による納付案内を行ったこと によります。	1名	過徴収	14,860	〇担当者がお客様にお詫びの上説 明しました。 〇機構本部に取扱いを協議し、後 納保険料を還付可能との回答があ り、改めてお詫びの上説明し、了承 を得ました。 〇納付記録の補正処理を行い、還 付請求書を送付しました。 〇還付請求書を受理し、入力処理 を行いました。	〇担当部署において、今回の事象 を説明し、後納申込書等の受付及 び処理を行う際は、受給権発生年 月日等の確認を複数名で行い、入 力処理後の決裁においても十分な 内容確認を行うよう周知・徹底しま した。	内部
216	国民年金 保険料後 納申込書 の受理漏 れについ て	確認・ 決定誤 り	大阪	淀川	2013年 3月4日	2013年 4月3日	〇お客様より、後納申込書を提出した が、納付書が届かないとの問合せが あり、確認したところ、国民年金保険 料後納申込書の受理漏れが判明しま した。	〇窓口において、お客様より後納制 度の利用の意思表示を受けた際、後 納申込書を受理すべきところ、失念し たことによります。	1名	—	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説 明しました。 〇機構本部に取扱いを協議し、後 納申込書の提出が必要との回答が あり、改めてお詫びの上説明し、了 承を得ました。 〇後納申込書を受理し、入力処理 を行いました。	〇担当部署において、今回の事象 を説明し、お客様からの相談内容 の確認の徹底について周知を行いま した。	外部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
217	国民年金 保険料後 納申込書 の受付時 における 受給要件 の確認誤 りについて	確 認・ 決 定 誤 り	佐賀	唐津	2012年 11月30日	2013年 3月28日	〇お客様が年金請求のため来所した 際、記録を確認したところ、国民年金 保険料後納申込書の受付時における 受給要件の確認誤りが判明しました。	〇お客様より後納申込書を受付た 際、厚生年金保険の同月得喪後の国 民年金保険料未納期間の確認を怠っ たため、受給資格要件を満たすこと ができなかったものです。	1名	—	0	〇担当者がお客様にお詫びの上、 受給資格要件を満たすまで1ヵ月分 の納入が必要である旨説明し、了 承を得ました。 〇後納納付書を送付しました。	〇担当部署において、今回の事象 を説明し、後納申込書等の受付及 び処理を行う際は、受給権発生年 月日等の確認を複数名で行い、入 力処理後の決裁においても十分な 内容確認を行うよう周知・徹底しま した。	内 部
218	国民年金 保険料免 除審査処 理票(継続 審査用)の 回送遅延 について	未 処 理・ 処 理 遅 延	東京	練馬	2009年 6月24日	2010年 9月24日	〇他年金事務所より、免除審査処理 票(継続審査用)が出力されてから1 年以上経過して回送されたとの連絡 があり、確認したところ、国民年金保 険料免除審査処理票(継続審査用)の 回送遅延が判明しました。	〇免除審査処理票(継続審査用)に ついては、毎年5月31日現在の住所 を管轄する年金事務所へ速やかに回 付すべきところ、書類の管理及び進 捗管理を怠り、回付が遅延したのも です。	1名	—	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説 明しました。 〇免除審査処理票(継続審査用) の入力処理を行い、却下通知書を 送付しました。	〇担当部署において、今回の事象 を説明し、届書等の書類管理及び 進捗管理の徹底について周知を行 いました。	内 部
219	国民年金 保険料前 納納付書 の作成漏 れについ て	未 処 理・ 処 理 遅 延	山口	山口	2012年 10月30日	2012年 10月31日	〇担当者が任意加入申出書の入力処 理を行っていたところ、国民年金任意 加入に係る前納納付書の作成漏れが 判明しました。	〇窓口で前納希望の任意加入申出 書を受付けた際、納付期限が間近で あったために速やかに処理を行い前 納納付書を窓口交付すべきところ失 念したことによります。	1名	—	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説 明しました。 〇機構本部に取扱いを協議し、6ヵ 月前納額を領収可能との回答があ り、現金領収し、了承を得ました。 〇納付記録の補正処理を行いました	〇担当部署において、今回の事象 を説明し前納希望の届書等を受付 る際は、納付期限の確認を複数名 で行うよう周知・徹底しました。	内 部
220	国民年金 付加保険 料納付申 出書の入 力漏れに ついて	未 処 理・ 処 理 遅 延	東京	八王子	2012年 8月17日	2012年 10月26日	〇お客様より、付加保険料の納付状 況について問合せがあり、確認したと ころ、国民年金付加保険料納付申出 書の入力漏れが判明しました。	〇任意加入申出書を入力処理した 際、付加保険料納付申出書の入力処 理も行わなければならなかったとこ ろ、確認を怠ったため、入力を漏らし たことによるものです。	1名	—	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説 明しました。 〇機構本部に取扱いを協議し、付 加保険料を領収可能との回答があ り、現金領収し、了承を得ました。 〇納付記録の補正処理を行いました	〇担当部署において、今回の事象 を説明し、入力の際は複数名での 確認を徹底するよう周知しました。	外 部
221	国民年金 任意加入 申出書及 び付加保 険料納付 申出書の 処理漏れ について	未 処 理・ 処 理 遅 延	大阪	淀川	2012年 8月31日	2012年 10月2日	〇担当者が処理保留中の書類を確認 したところ、国民年金任意加入申出書 及び付加保険料納付申出書の処理漏 れが判明しました。	〇任意加入申出書及び付加保険料 納付申出書を受付た際、進捗状況の 確認を怠ったために処理が遅延した ものです。	1名	—	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説 明をしました。 〇機構本部に取扱いを協議し、付 加保険料を領収可能との回答があ り、現金領収し、了承を得ました。 〇納付記録の補正処理を行いました	〇担当部署において、今回の事象 を説明し、書類の管理及び進捗確 認の徹底について周知を行いました	内 部
222	国民年金 保険料前 納納付書 の作成漏 れについ て	未 処 理・ 処 理 遅 延	大阪	豊中	2012年 4月16日	2012年 10月10日	〇お客様の母親より、催告状が届い たと問合せがあり、確認したところ、 国民年金保険料前納納付書の作成漏れ が判明しました。	〇資格取得届を入力する際に、お客 様が前納を希望していたため手作業 で納付書を作成すべきところ失念し たことによります。	1名	—	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説 明しました。 〇機構本部に取扱いを協議し、1年 前納保険料額を領収可能との回答 があり、現金領収し、了承を得まし た。 〇納付記録の補正処理を行いました	〇担当部署において、今回の事象 を説明し、前納納付希望者の資格 取得届を入力する際は、作成漏れ がないよう確認を徹底するよう周知 しました。	外 部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生日月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
223	国民年金 付加保険 料納付申 出書の処 理漏れに ついて	未処 理・処 理遅延	福岡	西福岡	2012年 10月5日	2012年 11月14日	○お客様より、付加保険料納付申出について問合せがあり、確認したところ、国民年金付加保険料納付申出書の処理漏れが判明しました。	○種別変更届を入力する際、確認不足により、付加保険料納付申出書の入力を漏らしたことによるものです。 ○決裁においても誤りに気付かなかったことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、付加保険料を領収可能との回答があり、現金領収し、了承を得ました。 ○納付記録の補正処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、複数の関係届を入力する際に入力漏れがないか、確認作業の徹底を行うことを周知しました。	外部
224	国民年金 保険料領 収済通知 書の処理 漏れにつ いて	未処 理・処 理遅延	静岡	事務 センター	2012年 11月8日	2012年 11月30日	○お客様より、国民年金保険料を納入したにもかかわらず、記録に反映されていないとの問合せがあり、確認したところ、国民年金保険料領収済通知書の処理漏れが判明しました。	○委託業者において、金融機関から送付される送付書と集計票及び領収証書枚数を確認した上で、領収済通知書の登録処理すべきところ、別保管していたことにより、未処理となったものです。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○国民年金保険料領収済通知書の処理を行い、国民年金保険料控除証明書を交付しました。	○委託業者より、再発防止に係る報告書が提出され、同様の事務処理誤りが発生しないよう再確認を行った旨の報告がありました。	外部
225	国民年金 付加保険 料納付申 出書の入 力漏れに ついて	未処 理・処 理遅延	兵庫	東灘	2012年 8月20日	2012年 11月7日	○お客様の母親より、納付記録についての問合せがあり、確認したところ、国民年金付加保険料納付申出書の入力漏れが判明しました。	○お客様より、付加保険料納付申出書の提出があった際、進捗管理不足により、入力を漏らしたことによります。	1名	—	0	○担当者よりお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、付加保険料を領収可能との回答があり、現金領収し、了承を得ました。 ○納付記録の補正処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、書類の管理及び進捗確認の徹底について周知を行いました。	外部
226	国民年金 保険料免 除理由消 滅届の提 出動奨漏 れについ て	未処 理・処 理遅延	宮城	大河原	2012年 5月17日	2012年 5月31日	○役場の担当者より連絡があり、生活保護廃止決定通知の点検時に国民年金保険料免除理由消滅届の提出動奨を漏らしていたことが判明しました。	○役場において、処理状況の把握等を含め、書類の進捗管理が不徹底であったことが原因です。	2名	未徴収	175,920	○担当者が2名のお客様にお詫びの上説明し、時効となった保険料については後納制度を利用していたことで了承を得ました。 ○免除理由消滅届を受理し、入力処理を行いました。	○役場より、再発防止に係る顛末書が提出され、同様の事務処理誤りが発生しないよう再確認を行った旨の報告を受けました。	外部
227	国民年金 保険料免 除申請書 等の進達 漏れにつ いて	未処 理・処 理遅延	宮城	事務 センター	2011年 1月5日	2012年 6月1日	○区役所より、免除申請書等の処理を保留していたとの連絡があり、確認したところ、国民年金保険料免除申請書等の進達漏れが判明しました。	○区役所において、保留書類の進捗管理が不十分であったことによります。	9名	—	0	○区役所の担当者が9名のお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○処理不要3件を除く、6名分の免除申請書等の入力処理を行いました。	○区役所より、再発防止に係る報告書が提出され、届書受付時及び進捗確認の徹底について報告を受けました。	外部
228	市役所に おける国 民年金付 加保険料 納付申出 書の進達 漏れにつ いて	未処 理・処 理遅延	大阪	枚方	2012年 4月2日	2012年 7月27日	○お客様より、付加保険料の申出を行ったが通知等が届かないとの問合せがあり、確認したところ、市役所における国民年金付加保険料納付申出書の進達漏れが判明しました。	○市役所において、国民年金付加保険料納付申出書を受付た際、年金事務所へ進達を漏らしていたことによります。	1名	—	0	○市役所の担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、付加保険料を領収可能との回答があり、現金領収し、了承を得ました。 ○納付記録の補正処理を行いました。	○市役所より、再発防止に係る顛末書が提出され、届書の点検・進達の際の注意事項の再確認について周知・徹底が図られました。	外部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生日月日	判明日月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
229	国民年金 保険料ク レジット カード納付 辞退申出 書の処理 漏れにつ いて	未処 理・ 処理 遅延	東京	足立	2011年 8月1日	2011年 8月22日	〇お客様より、クレジットカード会社を 変更する申出を行ったが、変更前のク レジットカードから保険料が立替され ているとの問合せがあり、確認したと ころ、国民年金保険料クレジットカード 納付辞退申出書の処理漏れが判明し ました。	〇クレジットカード会社の変更のた め、納付辞退申出書及び納付申出書 を受付た際、変更前の納付辞退申出 書を処理した上で変更後の納付申出 書を処理すべきところ、認識不足によ り、納付辞退申出書の処理を失念し たものです。	1名	—	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説 明しました。 〇機構本部に取扱いを協議し、変 更前のクレジットカードによる立替 の停止をすることはできないとの回 答があり、改めてお詫びの上説明 し、了承を得ました。 〇クレジットカード記録の補正処理 を行いました。	〇担当部署において、今回の事象 を説明し、クレジットカード納付の取 扱いについて周知・徹底しました。	外部
230	国民年金 付加保険 料納付申 出書の入 力漏れに ついて	未処 理・ 処理 遅延	兵庫	豊岡	2011年 1月20日	2013年 4月22日	〇お客様より、付加保険料の申出をし たが定額保険料のみ引落しの通知書 が届いたとの問合せがあり、確認した ところ、国民年金付加保険料納付申 出書の入力漏れが判明しました。	〇任意加入申出書を入力処理した 際、付加保険料納付申出の入力処理 を行うべきところ、処理を怠ったこと によります。	1名	未徴収	1,200	〇担当者がお客様にお詫びの上説 明しました。 〇機構本部に取扱いを協議し、平 成23年4月から平成26年3月まで の年ごとの前納額の付加保険料前 納額を領収可能、平成23年1月か ら平成23年3月までの付加保険料 は領収不可との回答があり、現金 領収し、了承を得ました。 〇納付記録の補正処理を行いました。	〇担当部署において、今回の事象 を説明し、入力及び決裁の際は、複 数名で確認を徹底することを周知し ました。	外部
231	国民年金 保険料口 座振替納 付申出書 の入力誤 りについ て	入力 誤り	徳島	事務 センター	2013年 1月30日	2013年 4月22日	〇お客様より、1年前納の振替につい て問合せがあり、確認したところ、国民 年金保険料口座振替納付申出書の入 力誤りが判明しました。	〇口座振替納付申出書を入力する 際、口座番号欄末尾を抹消する為の 斜線を誤って数字の「1」と認識し、入 力したことによります。 〇入力後のチェックにおいても誤りに 気付かなかったものです。	1名	—	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説 明しました。 〇機構本部に取扱いを協議し、口 座振替により付加を含む1年前納 額で領収可能との回答があり、現 金領収し、了承を得ました。 〇口座振替納付申出書の訂正処 理及び納付記録の補正処理を行い ました。	〇担当部署において、今回の事象 を説明し、口座番号記入欄への記 載内容に誤りがないか確認の徹底 を行うよう周知しました。	外部
232	国民年金 保険料口 座振替納 付申出書 の入力誤 りについ て	入力 誤り	愛知	中村	2013年 4月30日	2013年 5月21日	〇担当者が口座振替不能調査一覧表 の調査を行ったところ、国民年金保険 料口座振替納付申出書の入力誤りが 判明しました。	〇口座振替納付申出書を入力する 際、確認不足により、誤った金融機関 コードを入力したことによります。 〇入力後のチェックにおいても誤りに 気付かなかったものです。	1名	過徴収	1,140	〇担当者がお客様にお詫びの上説 明しました。 〇保険料については平成25年4月 分の付加を含む定額保険料と平成 25年5月から平成26年3月までの 付加を含む前納納付額を納付書に て納付いただく旨説明し、了承を得 ました。 〇納付書を送付し、口座記録の補 正処理を行いました。	〇担当部署において、今回の事象 を説明し、入力後のダブルチェック の徹底について周知を行いました。	内部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生日月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
233	国民年金 第1号被 保険者種 別変更届 の入力誤 りについて	入力 誤り	北海道	事務 センター	2010年 5月16日	2011年 9月28日	○年金事務所より、種別変更年月日 が誤った日付で処理されているとの連 絡があり、確認したところ、国民年金 第1号被保険者種別変更届の入力誤 りが判明しました。	○種別変更届の入力処理を行う際、 種別変更年月日を1年誤った日付で 入力したため、誤った期間について還 付決定を行ったものです。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上、 正しい還付請求書を送付する旨説 明し、了承を得ました。誤って送付 した還付請求書については紛失し たことを確認しました。 ○資格記録の補正処理を行い、還 付請求書を送付しました。 ○還付請求書を受理し、入力処理 を行いました。	○担当部署において、今回の事象 を説明し、入力後のダブルチェック の徹底について周知を行いました。	内 部
234	国民年金 免除理由 免除理由 当届の入 力誤りについて	入力 誤り	大分	日田	2007年 2月23日	2013年 3月26日	○担当者が処理済の免除事由該当届 を確認したところ、国民年金保険料免 除理由該当届の入力誤りが判明しま した。	○免除理由該当届を入力処理する 際、該当年月日を1年遡った日付で 入力したことによります。 ○決裁においても誤りに気付かな かったことが原因です。	2名	—	0	○担当者が2名のお客様にお詫び の上説明しました。 ○免除申請書を受理し、入力処理 を行いました。	○担当部署において、今回の事象 を説明し、審査・入力時及び決裁時 の複数名による確認の徹底につい て周知を行いました。	内 部
235	国民年金 保険料ク レジット カード納 付申出書 の入力誤 りについて	入力 誤り	愛知	岡崎	2013年 2月28日	2013年 3月18日	○お客様の配偶者より、クレジットカード 納付申出書の納付方法について問 合せがあり、確認したところ、国民年 金保険料クレジットカード納付申出書 の入力誤りが判明しました。	○クレジットカード納付申出書を入力 処理する際、納付方法を1年前納で 入力すべきところ、誤って毎月納付で 入力したことによります。 ○決裁においても誤りに気付かな かったことが原因です。	1名	—	0	○担当者がお客様の配偶者にお詫 びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、ク レジットカードによる1年前納が可能と の回答があり、改めてお詫びの上 説明し、了承を得ました。 ○クレジットカード納付記録の補正 処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象 を説明し、処理結果リストのチェック 及び決裁時の確認の徹底について 周知を行いました。	外 部
236	国民年金 付加保険 料納付書 の作成誤 りについて	通知 書等 の作成 誤り	兵庫	姫路	2011年 12月14日	2012年 3月28日	○担当者が処理済の納付書作成処理 票を確認したところ、国民年金付加保 険料納付書の作成誤りが判明しまし た。	○付加保険料納付書を作成する際、 付加を含む納付書を作成すべきと ころ、誤って定額納付書を作成し送付 したものです。 ○ダブルチェックの際にも見落とした ことが原因です。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説 明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、付 加保険料を領収可能との回答があ り、現金領収し、了承を得ました。 ○納付記録の補正処理を行いました 。	○担当部署において、今回の事象 を説明し、納付書を作成する際の 確認の徹底について周知を行いま した。	内 部
237	国民年金 付加保険 料納付書 の作成誤 りについて	通知 書等 の作成 誤り	宮城	事務 センター	2012年 10月11日	2013年 1月24日	○年金事務所より、付加保険料の申 出があったにもかかわらず、定額の納 付書が送付されているとの連絡があ り、確認したところ、国民年金付加保 険料納付書の作成誤りが判明しまし た。	○付加保険料納付書を作成する際、 付加を含む納付書を作成すべきと ころ、誤って定額納付書を作成し送付 したものです。 ○ダブルチェックの際にも見落とした ことが原因です。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説 明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、付 加保険料を領収可能との回答があ り、現金領収し、了承を得ました。 ○納付記録の補正処理を行いました 。	○担当部署において、今回の事象 を説明し、納付書を作成する際の 確認の徹底について周知を行いま した。	内 部

整理 番号	件名	事 故 等 の 区 分	県名	事務所名	発生日月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
238	国民年金 付加保険 料納付書 の作成誤 りについて	通知書等 の作成誤 り	東京	北	2012年 5月23日	2013年 2月21日	○担当者が付加保険料未納者の確認 を行ったところ、国民年金付加保険料 納付書の作成誤りが判明しました。	○口座振替1年前納振替不能となっ たお客様に納付書及び勧奨通知書を 送付する際、確認不足により、付加を 含む納付書を作成すべきところ、定額 保険料のみの納付書を作成したこと によります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説 明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、付 加保険料を領収可能との回答があ り、現金領収し、了承を得ました。 ○納付記録の補正処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象 を説明し、納付書を作成する際、付 加保険料申出の有無の確認を周 知・徹底しました。	内部
239	国民年金 付加保険 料前納納 付書の作 成誤りに ついて	通知書等 の作成誤 り	静岡	島田	2012年 4月2日	2012年 11月19日	○お客様より、納付記録について問合 せがあり、確認したところ、国民年金 付加保険料前納納付書の作成誤りが 判明しました。	○前納納付書を作成した際、確認不 足により、付加を含まない前納納付書 を作成したことによります。 ○決裁時においても誤りに気付きま せんでした。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説 明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、付 加を含む1年前納保険料額を領収 可能との回答があり、現金領収し、 了承を得ました。 ○納付記録の補正処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象 を説明し、前納納付書を作成する 際は、付加の有無を複数名による 確認を徹底するよう周知しました。	外部
240	国民年金 付加保険 料前納納 付書の作 成誤りに ついて	通知書等 の作成誤 り	東京	青梅	2012年 8月6日	2013年 3月18日	○担当者が付加保険料未納者一覧表 を確認したところ、国民年金付加保険 料前納納付書の作成誤りが判明しま した。	○付加保険料の前納納付書を作成 する際、確認不足により、付加を含ま ない定額保険料にて納付書を作成し たことによります。 ○決裁時においても誤りに気付かな かったものです。	2名	—	0	○担当者が2名のお客様にお詫び の上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、付 加を含む前納納付保険料額を領収 可能との回答があり、現金領収し、 了承を得ました。 ○納付記録の補正処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象 を説明し、納付書を作成する際は、 付加の有無を複数名で確認するよ う周知・徹底しました。	内部
241	国民年金 付加保険 料納付書 の作成誤 りについて	通知書等 の作成誤 り	埼玉	所沢	2012年 12月11日	2013年 1月24日	○お客様より、付加保険料を含まない 定額納付書が届いたとの問合せがあ り、確認したところ、国民年金付加保 険料納付書の作成誤りが判明しまし た。	○任意加入申出書及び付加納付申 出書を入力する際、付加を含む納付 書を手作業で作成すべきところ、確認 不足により定額納付書を作成したこと によります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説 明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、付 加保険料を領収可能との回答があ り、現金領収し、了承を得ました。 ○納付記録の補正処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象 を説明し、納付書を作成する際は 複数名で確認行うよう周知・徹底し ました。	外部
242	国民年金 付加保険 料納付書 の作成誤 りについて	通知書等 の作成誤 り	福井	福井	2012年 4月23日	2013年 3月12日	○お客様より、納付記録について問合 せがあり、確認したところ、国民年金 付加保険料納付書の作成誤りが判明 しました。	○付加保険料納付申出者であるお客 様より、前納納付書の依頼があった 際、付加保険料を含む前納納付書を 作成すべきところ、定額保険料の前 納納付書を作成し送付したことによ ります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説 明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、前 納付加保険料額を領収可能との回 答があり、現金領収し、了承を得ま した。 ○納付記録の補正処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象 を説明し、前納納付書を作成する 際、付加保険料申出の有無の確認 を徹底するよう周知しました。	外部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日年月	判明日年月	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
243	特別催告状に係る電話番号の入力誤りについて	通知書等の作成誤り	鹿児島	奄美大島	2013年 6月28日	2013年 7月3日	〇お客様より、特別催告状に記載されている電話番号が誤っているとの問合せがあり、確認したところ、特別催告状に係る電話番号の入力誤りが判明しました。	〇特別催告状に問合せ先を入力する際、年金事務所の電話番号を入力すべきところ、誤って管内事業所の電話番号を入力したことによります。 〇ダブルチェックの際にも見落としたものです。	1事業 所502 名	—	0	〇担当者が事業所及び連絡いただいたお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 〇担当者が全てのお客様にお詫びと訂正の文書を送付しました。 〇その後、お客様から問合せはありませんが、問合せがあった場合、引き続き対応することとしました。	〇担当部署において、今回の事象を説明し、文書等を作成し送付する際のダブルチェックの徹底について周知を行いました。	外部
244	国民年金保険料納付書の作成誤りについて	通知書等の作成誤り	奈良	奈良	2012年 4月3日	2013年 3月5日	〇担当者が付加保険料未納者一覧表を確認したところ、国民年金保険料納付書の作成誤りが判明しました。	〇お客様より納付書の送付依頼を受けた際、付加を含む納付書を作成すべきところ、誤って付加を含まない納付書を作成し送付したことによります。 〇ダブルチェックの際にも見落としたものです。	3名	—	0	〇担当者が3名のお客様にお詫びの上説明しました。 〇機構本部に取扱いを協議し、付加保険料を領収可能との回答があり、現金領収し、了承を得ました。 〇納付記録の補正処理を行いました。	〇担当部署において、今回の事象を説明し、入力処理時及びダブルチェック時の内容確認の徹底について周知を行いました。	内部
245	国民年金保険料納付書の作成誤りについて	通知書等の作成誤り	福岡	西福岡	2012年 6月14日	2013年 4月3日	〇お客様より、ねんきん定期便の付加記録について問合せがあり、確認したところ、国民年金保険料納付書の作成誤りが判明しました。	〇お客様より、前納納付書の送付依頼を受けた際、付加を含む納付書を作成すべきところ、誤って付加を含まない納付書を作成し送付したことによります。 〇ダブルチェックの際にも見落としたものです。	1名	—	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 〇機構本部に取扱いを協議し、前納付加保険料を領収可能との回答があり、現金領収し、了承を得ました。 〇納付記録の補正処理を行いました。	〇担当部署において、今回の事象を説明し、入力処理時及びダブルチェック時の内容確認の徹底について周知を行いました。	外部
246	国民年金保険料延滞金納付書の作成誤りについて	通知書等の作成誤り	福島	郡山	2012年 7月6日	2012年 8月14日	〇担当者が収納した延滞金の金額を確認したところ、国民年金保険料延滞金納付書の作成誤りが判明しました。	〇延滞金納付書を作成する際、誤った金額で作成したことが原因です。 〇ダブルチェックにおいても誤りに気付かなかったことが原因です。	1名	未徴収	250	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 〇不足分の延滞金納付書を送付しました。	〇担当部署において、今回の事象を説明し、入力後のダブルチェックの徹底について周知を行いました。	内部
247	特別催告状の送付誤りについて	通知書等の作成誤り	大阪	貝塚	2013年 3月7日	2013年 3月8日	〇お客様より、保険料を納付しているにもかかわらず特別催告状が送付されたとの問合せがあり、確認したところ、特別催告状の送付誤りが判明しました。	〇特別催告状を作成する際、保険料の納付済者の引き抜きを行うべきところ、失念したものです。 〇決裁においても誤りに気付かなかったことが原因です。	12名	—	0	〇担当者がお客様にお詫び上説明し、了承を得ました。 〇連絡のつかなかったお客様にお詫びの文書を送付しました。 〇その後、お客様から問合せはありませんが、問合せがあった場合、引き続き対応することとしました。	〇担当部署において、今回の事象を説明し、収納支援ツールの取扱い及び抽出後の対象者一覧の再確認の徹底について、周知を行いました。	外部
248	督促状の送付時における連帯納付義務者の婚姻期間の確認誤りについて	通知書等の作成誤り	愛知	一宮	2012年 10月22日	2012年 12月4日	〇お客様より、督促状の送付について問合せがあり、確認したところ、督促状の送付時における連帯納付義務者の婚姻期間の確認誤りが判明しました。	〇連帯納付義務者に督促状を送付する際、お客様と世帯が別であった期間については督促対象期間から除外すべきところ、住民票の確認を怠り、督促対象期間として送付したことによります。	1名	—	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 〇保険料の納入を確認しました。	〇担当部署において、今回の事象を説明し、督促状等を送付する際には、住民票の確認を必ず複数名で行うことを周知・徹底しました。	外部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
249	国民年金 保険料ク レジット カード納付 申出書に 係る返戻 理由の記 載誤りに ついて	通知書 等の作 成誤り	熊本	事務 センター	2013年 1月28日	2013年 2月13日	○お客様より、クレジットカード納付申出書の返戻内容が誤っているとの問合せがあり、確認したところ、国民年金保険料クレジットカード納付申出書に係る返戻理由の記載誤りが判明しました。	○クレジットカード納付申出書に同意書の添付が必要であったため返戻を行った際、誤った返戻理由を記載し送付したことにより。また、お詫びの文書等を送付する際、引き継ぎ不足により、送付を漏らしたものです。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの文書を送付したところ、了承を得ました。 ○クレジットカード納付申出書を再提出いただき、入力処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、返戻文書等を作成する際、内容確認を徹底するよう周知を行いました。	外部
250	国民年金 保険料ク レジット カード納付 開始(変 更)・辞退 通知書の 作成誤り について	通知書 等の作 成誤り	群馬	事務 センター	2012年 10月22日	2012年 10月29日	○お客様より、クレジットカード納付の申出を行ったが口座振替終了のお知らせが届いたとの問合せがあり、確認したところ、国民年金保険料クレジットカード納付開始(変更)・辞退通知書の作成誤りが判明しました。	○委託業者において、クレジットカード納付のお知らせを作成する際、納付開始(変更)・辞退通知書の帳票を使用したところ、国民年金保険料クレジットカード納付開始(変更)・辞退通知書の帳票を使用したことにより。	26名	—	0	○担当者が26名のお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○お客様にお詫びの文書及び正しい通知書を送付し、誤って送付した通知書を回収しました。	○委託業者より、再発防止に係る願末書が提出され、配信取得時の作成帳票及び印字位置の確認作業の徹底について報告を受けました。	外部
251	国民年金 後納保険 料納付書 に係る使 用期限の 補正誤り について	通知書 等の作 成誤り	栃木	宇都宮東	2012年 10月4日	2012年 12月28日	○郵便局の担当者より、後納保険料の領収について問合せがあり、確認したところ、国民年金後納保険料納付書に係る使用期限の補正誤りが判明しました。	○当年度中に65歳に到達するお客様の後納保険料納付書を作成する際、65歳到達日の前日以前に使用期限が経過する納付書についても、誤って65歳到達日の前日に使用期限を訂正した上で送付したことにより。	1名	未徴収	29,880	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、使用期限経過後の保険料を領収することはできないとの回答があり、改めてお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○納付記録の補正処理を行い、還付請求書を送付しました。 ○還付請求書を受理し、入力処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、届出等の確認作業及び使用期限の補正に係る事務処理の徹底について改めて周知を行いました。	外部
252	国民年金 保険料前 納案内文 書に係る 電話番号 の記載誤 りについて	通知書 等の作 成誤り	沖縄	コザ	2013年 5月24日	2013年 5月31日	○お客様より、前納案内チラシの電話番号が誤っているとの問合せがあり、確認したところ、国民年金保険料前納案内文書に係る電話番号の記載誤りが判明しました。	○口座振替が振替不能となったお客様に送付する前納案内文書を作成する際、問合せ先の電話番号を誤って記載し、そのまま送付したものです。 ○封入・封緘時においても誤りに気付かなかったことにより。	142名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○その後、お客様から問合せはありませんが、問合せがあった場合、引き続き対応することとしました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、文書等作成時及び封入・封緘時のダブルチェックの徹底について周知を行いました。	外部
253	国民年金 保険料免 除案内文 書に係る 電話番号 の記載誤 りについて	通知書 等の作 成誤り	大阪	堺西	2013年 5月14日	2013年 5月20日	○お客様より、免除案内文書の電話番号が誤っているとの問合せがあり、確認したところ、国民年金保険料免除案内文書に係る電話番号の記載誤りが判明しました。	○国民年金保険料免除の案内文書を作する際、問合せ先の電話番号を誤って記載し、そのまま送付したものです。 ○封入・封緘時においても誤りに気付かなかったことにより。	33名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○連絡のつかなかったお客様にお詫びの文書を送付しました。 ○その後、お客様から問合せはありませんが、問合せがあった場合、引き続き対応することとしました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、文書等作成時及び封入・封緘時のダブルチェックの徹底について周知を行いました。	外部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
254	国民年金 保険料延 滞金納付 書の様式 誤りにつ いて	通知書 等の作 成誤り	大阪	貝塚	2013年 4月16日	2013年 5月22日	○他年金事務所より、送付した延滞金納付書の様式について確認依頼があり、確認したところ、国民年金保険料延滞金納付書の様式誤りが判明しました。	○延滞金納付書については、取扱庁番号が決められているため、自庁分の様式を使用すべきところ、在庫不足により、他年金事務所に延滞金納付書の提供依頼を行い、4名のお客様に送付したことによります。	4名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。誤って送付した延滞金納付書はお客様が破棄していることを確認しました。 ○口座更正処理を行い、正しい延滞金納付書を送付しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、延滞金納付書及び返納金納付書については、自庁分以外は使用できないことを周知・徹底しました。	内部
255	国民年金 保険料免 除理由該 当通知書 の作成誤 りについて	通知書 等の作 成誤り	愛知	事務 センター	2013年 7月25日	2013年 8月6日	○お客様の母親より、障害基礎年金を受給しているにもかかわらず免除理由消滅通知書が送付されたとの問合せがあり、確認したところ、国民年金保険料免除理由該当通知書の作成誤りが判明しました。	○担当者が免除理由該当届を処理し、免除理由該当通知書を作成する際、誤って免除理由消滅通知書を使用し作成したことによります。 ○決裁においても誤りに気付かなかったものです。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○免除理由該当通知書を送付し、誤って送付した通知書の返送を依頼しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、届書を入力する際の通知書等の確認及びダブルチェックの徹底について周知を行いました。	外部
256	国民年金 後納保険 料納付書 の使用期 限の訂正 漏れにつ いて	通知書 等の作 成誤り	山口	山口	2012年 10月4日	2013年 3月8日	○街角の年金相談センターより、年金見込額が機械計算できなかった理由について問合せがあり、確認したところ、国民年金後納保険料納付書の使用期限の訂正漏れが判明しました。	○後納保険料納付書を作成した際、納付書の使用期限を65歳誕生日の前々日に訂正すべきところ、失念したため、保険料が使用期限後に納入されたものです。	1名	過徴収	657,300	○担当者がお客様にお詫びの上、後納保険料を還付する旨説明し、了承を得ました。 ○還付請求書を受理し、入力処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、後納申込書の入力処理時において、65歳到達年度及び後納納付書の使用期限の確認を徹底するよう周知しました。	内部
257	国民年金 徴収関係 通知書等 の誤送付 について	誤送付・ 誤送信	福岡	小倉南	2013年 4月1日	2013年 4月2日	○お客様より、別のお客様の書類が送付されたとの連絡があり、確認したところ、国民年金徴収関係通知書等の誤送付が判明しました。	○ご連絡をいただいたお客様あてに国民年金徴収関係通知書等を送付する際に、担当者が誤って別のお客様に送付する国民年金徴収関係通知書等を封入し送付したものです。 ○封入・封緘時における担当者の確認が不十分であったことによります。	2名	—	0	○担当者がご連絡をいただいたお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。誤って送付した国民年金徴収関係通知書等を回収しました。 ○担当者が本来、送付するお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○担当者が本来送付するお客様あてに国民年金徴収関係通知書等を送付しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、お客様あてに文書を送付する際は封入封緘時に複数名でダブルチェックを行うことを徹底するよう周知しました。	外部
258	国民年金 付加保険 料に係る 納付方法 の説明誤 りについて	説明誤り	北海道	札幌東	2012年 10月17日	2013年 1月23日	○お客様の母親より、付加保険料非該当通知書の送付理由について問合せがあり、確認したところ、国民年金付加保険料に係る納付方法の説明漏れが判明しました。	○お客様より、口座振替納付申出書及び付加保険料納付申出書を受付た際、口座振替納付申出書の処理スケジュールを確認の上、口座振替が間に合わない月の付加保険料については納付書で納入するよう説明すべきところ、口座振替開始通知書の送付後に納入するよう誤って説明を行ったものです。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、付加保険料を領収可能との回答があり、現金領収し了承を得ました。 ○納付記録の補正処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、電話対応時の記録確認の徹底について周知を行いました。	外部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
259	国民年金 後納制度 の納付期 限に係る 説明誤り について	説明 誤り	熊本	熊本西	2012年 7月9日	2013年 2月4日	○お客様の父親より、後納保険料の 納付期限について問合せがあり、確 認したところ、国民年金後納制度の納 付期限に係る説明誤りが判明しまし た。	○後納申込書を受付た際、後納保険 料については10年を経過すると時効 となる旨説明すべきところ、平成27年 9月末まで納付可能と誤った説明を 行ったことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様のお詫びにお詫び の上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、遡 及して後納保険料を納付することは 認められないとの回答があり、お客 様に回答内容及びお詫びの文書を 送付しました。 ○その後、お客様から問合せはあ りませんが、問合せがあった場合、 引き続き対応することとしました。	○担当部署において、今回の事象 を説明し、後納保険料の納付期限 の取扱いについて周知・徹底しまし た。	外部
260	国民年金 保険料継 続免除申 請に係る 説明誤り について	説明 誤り	岩手	盛岡	2011年 4月13日	2012年 7月25日	○お客様より、免除申請書については 継続審査を行うため提出不要と説明 を受けていたが、特別催告状が届い たとの問合せがあり、確認したところ、 国民年金保険料継続免除申請に係る 説明誤りが判明しました。	○免除申請書を受付る際、失業特例 により全額免除が承認された場合は 継続審査の対象にならない旨説明す べきところ、継続審査する旨誤った説 明を行ったことによります。	2名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説 明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、継 続審査の対象とはならず、申請期 間外に受付た免除申請書は却下処 分となる旨の回答があり、改めてお 詫びの上説明し、審査請求を行うこ とで了承を得ました。	○担当部署において、今回の事象 を説明し、免除申請書の受付時に おける失業特例の取扱いの徹底に ついて周知を行いました。	外部
261	法定免除 に係る説 明誤りに ついて	説明 誤り	長野	事務 センター	2012年 12月7日	2012年 12月18日	○お客様の代理人より、法定免除に 該当する旨説明を受けたため、免除 理由該当届を提出したが返戻された との問合せがあり、確認したところ、法 定免除に係る説明誤りが判明しまし た。	○老齢年金請求書の審査を行った 際、前納及び一部免除の納付済期間 については法定免除に該当しないに もかわらず、認識誤りにより、免除 理由該当届の提出依頼を行ったもの です。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上、 前納及び一部免除の納付済期間に ついては法定免除に該当せず還付 できない旨説明し、了承を得まし た。	○担当部署において、今回の事象 を説明し、国民年金法の法文解釈 の再確認について周知・徹底を行 いました。	外部
262	国民年金 保険料後 納申込書 の受付時 における 受給要件 の確認誤 りについて	説明 誤り	青森	青森	2012年 10月14日	2012年 11月8日	○事務センターより、老齢年金請求書 を審査したところ、合算対象期間が 誤っているとの連絡があり、確認した ところ、国民年金保険料後納申込書 の受付時における受給要件の確認誤 りが判明しました。	○後納申込書を受付た際、配偶者の 厚生年金保険加入期間に係る合算対 象期間を1ヵ月多く計算し、後納によ り受給要件を満たすと誤った説明を 行ったものです。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説 明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、受 給権発生年月日を遡及することは できないとの回答があり、改めてお 詫びの上説明し、了承を得ました。 ○任意加入保険料の納付を確認し ました。	○担当部署において、今回の事象 を説明し、後納申込時の受給要件 の確認の徹底について改めて周知 を行いました。	内部
263	国民年金 保険料後 納申込書 の受付時 における 受給要件 の確認誤 りについて	説明 誤り	福岡	八幡	2012年 10月1日	2012年 11月9日	○事務センターより、年金請求書が返 戻されたため、記録を確認したところ、 国民年金保険料後納申込書の受付時 における受給要件の確認誤りが判明 しました。	○後納制度に関する相談を受けた 際、配偶者が厚生年金保険に加入し ていない期間を合算対象期間に含め たため、後納することにより受給要件 を満たすと誤った説明を行ったもの です。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説 明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、受 給権発生年月日を遡及することは できないとの回答があり、改めてお 詫びの上説明しました。 ○後納納付書を受理し、納付書を 送付しました。 ○後納保険料の納付を確認しまし た。	○担当部署において、今回の事象 を説明し、後納申込時の受給要件 の確認の徹底について改めて周知 を行いました。	内部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
264	国民年金 保険料追 納可能期 間に係る 説明誤り について	説明 誤り	東京	池袋	2013年 4月頃	2013年 5月1日	〇お客様より、追納可能期間について 問合せがあり、確認したところ、国民 年金保険料追納可能期間に係る説明 誤りが判明しました。	〇お客様より、追納可能期間につい て相談を受けた際、先に経過した学 生納付特例期間を追納するよう説明 すべきところ、後の納付猶予期間を納 付するよう誤った説明を行ったことに よります。	1名	—	0	〇担当者がお客様のお詫びにお詫び の上説明し、了承を得ました。 〇追納申込期間を訂正した追納申 込書を受理し、入力処理を行いました。	〇担当部署において、今回の事象 を説明し、追納申込書を受付た際 に、申込期間の確認を徹底するよう 周知を行いました。	外部
265	国民年金 保険料学 生納付特 例制度に 係る説明 誤りにつ いて	説明 誤り	北海道	帯広	2009年 6月1日	2013年 2月12日	〇お客様の母親より、学生納付特例 の申請を行っているが納付書が届い たとの問合せがあり、確認したところ、 国民年金保険料学生納付特例制度に 係る説明誤りが判明しました。	〇学生納付特例申請書を受付た際、 翌年度以降も申請が必要である旨説 明すべきところ、認識不足により、継 続申請となるため申請が必要ない旨 誤った説明を行ったことによります。	1名	—	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説 明しました。 〇機構本部に取扱いを協議し、遡 及して学生納付特例を承認すること はできない旨の回答があり、改めて お詫びの上後納保険料について説 明し、了承を得ました。	〇担当部署において、今回の事象 を説明し、学生納付特例申請書を受 付る際、在学予定期間の確認及び 継続申請の対象外であることを 周知・徹底しました。	外部
266	市役所 における 国民年金 保険料口 座振替の 開始月に 係る説明 誤りにつ いて	説明 誤り	岩手	盛岡	2012年 9月25日	2013年 1月16日	〇お客様より、国民年金保険料納付 書が届いたとの問合せがあり、確認し たところ、市役所における国民年金保 険料口座振替の開始月に係る説明誤 りが判明しました。	〇市役所において、口座振替納付申 出書を受付た際、初回の1月分につ いては口座振替が間に合わないため 納付書で納付するよう説明すべきと ころ、失念したことによります。	1名	—	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説 明しました。 〇機構本部に取扱いを協議し、付 加保険料を領収不可との回答があ り、お客様にお詫びの上、保険料が 還付となる旨説明し、了承を得まし た。 〇還付請求書を受理し、入力処理 を行いました。	〇担当部署において、今回の事象 を説明し、納付方法について説明 誤りがないように周知・徹底しまし た。 〇市役所において、同様の事務処 理誤りが発生しないよう徹底して再 確認を行うよう周知しました。	外部
267	国民年金 後納保険 料額の説 明漏れに ついて	説明 誤り	東京	港	2013年 3月6日	2013年 4月1日	〇お客様より、後納保険料額について 問合せがあり、確認したところ、国民 年金後納保険料額の説明漏れが判明 しました。	〇お客様より、後納制度について照 会を受けた際、平成24年度と平成2 5年度で後納保険料の加算金額が変 更になる旨説明すべきところ、失念し たことによります。	1名	—	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説 明しました。 〇機構本部に取扱いを協議し、平 成24年度中に後納の承認がされて いないため、平成24年度の後納保 険料額で納付を認めることができな いとの回答があり、改めてお詫びの 上説明し、了承いただくようお願い しました。 〇後納申込書を受理し、入力処理 を行いました。	〇担当部署において、今回の事象 を説明し、年度替わりの際の後納 保険料の加算額の変更について改 めて周知・徹底を行いました。	外部
268	国民年金 保険料免 除申請に 係る説明 誤りにつ いて	説明 誤り	山梨	大月	2013年 4月1日	2013年 5月9日	〇役場より、お客様から免除申請書 の進捗状況について問合せがあった との連絡があり、確認したところ、国民 年金保険料免除申請に係る説明誤り が判明しました。	〇役場において、お客様から前年度 の継続免除が却下となった場合の当 年度の免除申請の要否について照会 を受けた際、申請書の提出が必要で ある旨説明すべきところ、申請は不要 であり、免除が承認された場合、前納 済の保険料が還付されると誤った説 明を行ったものです。	1名	—	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説 明しました。 〇機構本部に取扱いを協議し、免 除申請書の提出がない期間につい て免除承認することができないとの 回答があり、改めてお詫びの上説 明しました。 〇その後、お客様から問合せはあ りませんが、問合せがあった場合、 引き続き対応することとしました。	〇役場より、再発防止に係る顛末 書が提出され、同様の事務処理誤 りが発生しないよう再確認を行っ たとの報告を受けました。	外部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生日月日	判明日月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
269	金融機関 の処理誤 りによる国 民年金保 険料口座 振替不能 について	事 故 等	滋賀	草津	2012年 5月31日	2012年 7月3日	○担当者が、口座振替不能調査一覧表の確認を行ったところ、国民年金保険料の口座振替を依頼しているにもかかわらず口座振替依頼がないという理由で振替不能となっていることが判明しました。	○金融機関において、翌月末振替により口座振替の処理を行う際、振替コードを設定すべきところ、確認不足により失念したことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、付加保険料を領収可能との回答があり、現金領収し、了承を得ました。 ○口座振替納付申出書の入力処理及び納付記録の補正処理を行いました。	○金融機関より、再発防止に係る聞き取りが行われ、事務処理の再確認について徹底が図られました。	内部
270	金融機関 における 国民年金 保険料口 座振替の 停止誤り について	事 故 等	兵庫	三宮	2011年 8月31日	2011年 9月9日	○お客様より、国民年金保険料が口座振替されていないとの問合せがあり、確認したところ、金融機関における国民年金保険料口座振替の停止誤りが判明しました。	○金融機関において、お客様の子供の国民年金保険料口座振替辞退申出書を処理する際、誤って同じ口座で引き落としを行っているお客様の口座振替についても辞退処理をしてしまったことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、付加保険料を領収可能との回答があり、現金領収し、了承を得ました。 ○納付記録の補正処理を行いました。	○金融機関に対して、申出書等の登録漏れがないよう確認の徹底について強く要請しました。	外部
271	郵便事業 株式会社 の配達員 による国 民年金保 険料納付 書の隠匿 について	事 故 等	福島	東北福島	2011年 9月日	2012年 5月8日	○郵便事業株式会社の担当者より連絡があり、配達員が郵便物等を隠匿していたことが判明しました。	○郵便事業株式会社の配達員が郵便物を隠匿していたものです。	1名	—	0	○担当者がお客様の父親にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、納付済の保険料額と前納保険料額の差額を領収可能との回答があり、現金領収し、了承を得ました。 ○納付記録の補正処理を行いました。	○郵便事業株式会社に再発防止策を要請したところ、配達員に対する指導を強化した旨の顛末書が提出されました。	外部
272	委託業者 による免 除申請書 の不適正 な取扱い について	事 故 等	愛知	大曽根	2013年 3月3日	2013年 3月15日	○お客様より、申請した記憶のない免除申請書が不備返戻されたとの問合せがあり、確認したところ、委託業者による免除申請書の不適正な取扱いが判明しました。	○委託業者の訪問員が、お客様の意思を確認の上、免除申請書を受理すべきところ、接触できなかった14名のお客様の申請書を自ら作成し、年金事務所へ送付したものです。	14名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○お客様より、改めて免除申請書を受理しました。 ○機構本部において、委託業者に入札参加停止処分を行いました。	○委託業者に再発防止策を要請したところ、訪問員に対する指導を強化する旨の顛末書が提出されました。	外部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
273	国民年金 通算老齢 年金に係 る請求勘 奨誤りに ついて	確 認 ・ 決 定 誤 り	神奈川	事務 センター	2010年 11月26日	2011年 6月9日	〇お客様より、提出書類の進捗状況について問合せがあり、確認したところ、国民年金通算老齢年金に係る請求勘奨誤りが判明しました。	〇お客様の5年以上前に亡くなった家族の国民年金の未統合記録が判明した際、確認が不十分であったことにより、当該国民年金期間が厚生年金通算老齢年金の通算対象期間に含まれていたことに気付かず、時効特例法に該当すると誤った説明をしたことによります。	1名	—	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承いただくようお願いしました。 〇お客様に不支給決定通知書等を送付しました。	〇担当部署において、事象の説明を行い、旧法該当者の未統合年金記録の取扱いについて周知・徹底しました。 〇また、今回の事象を関係部署に情報提供し、注意喚起を行いました。	外部
274	年金受給 選択申出 書の受理 誤りにつ いて	確 認 ・ 決 定 誤 り	長崎	諫早	2011年 6月21日	2012年 2月16日	〇お客様より、労災との調整について問合せがあり、確認したところ、年金受給選択申出書の受理誤りが判明しました。	〇お客様の老齢年金と障害年金に係る年金受給選択申出書を受理した際に、労災からの給付の調整について考慮を漏らし、不利な年金受給選択申出書を受理したことによります。 〇委託社会保険労務士の確認不足によるものです。	1名	その他	889,290	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 〇機構本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 〇関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	〇担当部署において、事象の説明を行い、年金受給選択申出書の受理に関し確認を徹底するよう周知しました。 〇社会保険労務士会に再発防止策の徹底を図るよう連絡しました。	外部
275	死亡保留 の処理誤 りについて	確 認 ・ 決 定 誤 り	富山	魚津	2012年 4月13日	2012年 4月24日	〇コールセンターより、お客様から年金が振込まれていないとの問合せがあったとの連絡があり、確認したところ、死亡保留の処理誤りが判明しました。	〇町役場から受給者死亡の連絡を受けた際に、本来、死亡者の死亡保留処理票を作成すべきところ、内容確認が不十分であったために誤った死亡保留処理票を作成し処理を行ったことによります。	1名	未払い	321,299	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 〇機構本部に支払保留解除関係書類を進達し、処理が完了したことを確認しました。	〇担当部署において、今回の事象を説明し、死亡保留の処理の際には、確認を慎重に行うよう周知・徹底しました。	外部
276	年金受給 選択申出 書の受理 誤りにつ いて	確 認 ・ 決 定 誤 り	愛知	豊橋	2011年 8月18日	2012年 2月17日	〇お客様より、年金の支払額について問合せがあり、確認したところ、年金受給選択申出書の受理誤りが判明しました。	〇お客様の老齢年金と障害年金に係る年金受給選択申出書を受理した際に、本来、65歳からの老齢年金の変更に伴い必要な年金受給選択申出書の説明を漏らしたことによります。 〇委託社会保険労務士の確認不足によるものです。	1名	未払い	415,258	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 〇機構本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 〇関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	〇担当部署において、事象の説明を行い、年金受給選択申出書の受理に関し確認を徹底するよう周知しました。 〇社会保険労務士会に再発防止策の徹底を図るよう連絡しました。	外部
277	遺族年金 の支払保 留の処理 漏れにつ いて	確 認 ・ 決 定 誤 り	富山	富山	2011年 10月20日	2012年 2月28日	〇機構本部より、お客様から遺族年金の返納告知書についての問合せがあったとの連絡があり、確認したところ、支払保留の処理漏れによる過払が判明しました。	〇遺族年金失権届を受理した際に、処理スケジュールの確認を漏らし、支払保留の処理を行わずに事務センターに回付したことによります。	1名	過払い	115,941	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 〇機構本部に受理した返納方法申出書等を進達しました。	〇担当部署において、今回の事象を説明し、遺族年金の受給要件に係る事務処理方法等を再度周知しました。	外部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生日月日	判明日月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
278	年金見込額回答票の交付誤りについて	確認・決定誤り	奈良	奈良	2012年 3月7日	2012年 3月8日	〇お客様より、年金見込額回答票についての問合せがあり、確認したところ、年金見込額回答票の交付誤りが判明しました。	〇社会保険労務士に委託する相談窓口において、お客様から老齢年金の請求の際に、基礎年金番号を誤入力したために、別人の年金見込額回答票が出力されたにもかかわらず、氏名等の確認を怠り、交付したことによります。	2名	—	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。誤って交付した年金見込額回答票を回収し、正しい年金見込額回答票を交付しました。 〇また、間違えてデータを打ち出したお客様にお詫びの上説明し、了承いただくようお願いしました。	〇担当部署において、今回の事象を説明し、書類交付時の確認の徹底を周知しました。 〇社会保険労務士会に対して今回事象を情報提供し再発防止の徹底を依頼しました。	外部
279	寡婦年金の裁定誤り及び死亡一時金請求書の受理漏れについて	確認・決定誤り	栃木	大田原	2008年 7月10日	2011年 10月19日	〇市役所からお客様の共済加入期間について照会があった際に確認したところ、寡婦年金の裁定誤り及び死亡一時金請求書の受理漏れが判明しました。	〇お客様の配偶者死亡による死亡一時金または寡婦年金の選択に係る説明の際、お客様の年金加入記録の確認不足により、老齢年金等との併給調整の考慮を漏らしたことによります。	1名	その他	616,350	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、寡婦年金の返納について了承を得ました。 〇ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答があり、寡婦年金の取消依頼書及び受理した死亡一時金請求書を事務センターに回付し、処理が完了したことを確認しました。	〇担当部署において、今回の事象を説明し、年金加入記録を確認する際は他制度の加入の有無も併せて確認するよう周知しました。	外部
280	年金額仮計算書の送付漏れについて	確認・決定誤り	秋田	秋田	2011年 8月22日	2012年 1月26日	〇お客様より、年金額の変更処理について問合せがあり、確認したところ、年金額仮計算書の送付漏れが判明しました。	〇総務大臣によるあっせんが行われたことにより記録訂正を行い、訂正後の通知書を送付する際、年金額仮計算書の送付を漏らしたことによります。	1名	未払い	62,332	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。年金額仮計算書を送付しました。 〇年金額仮計算書を受理し、機構本部へ進達しました。 〇年金の支払を確認しました。	〇担当部署において、今回の事象を説明し、記録訂正を行った際、年金受給者であるかの確認をすることを周知・徹底しました。	外部
281	遺族厚生年金裁定時における旧三共済期間の算入漏れについて	確認・決定誤り	滋賀	草津	1999年 5月17日	2011年 11月25日	〇お客様より亡くなった家族宛での通知について問合せがあった際に、年金記録を確認したところ、遺族厚生年金裁定時に旧三共済期間の算入を漏らしていたことが判明しました。	〇遺族年金の裁定の際に、死亡者の基礎年金番号の重複取消処理後に裁定入力処理すべきところ、統合処理を漏らしたことにより、旧三共済期間が含まれずに遺族厚生年金が裁定されたものです。	1名	未払い	1,110,224	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。時効特例給付支払手続用紙及び死亡届等を受理しました。 〇ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答があり、訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し、処理が完了したことを確認しました。	〇担当部署において、事象の説明を行い、配偶者を含む年金記録の確認を徹底するよう改めて周知しました。	外部
282	年金受給選択申出書の受理誤りについて	確認・決定誤り	岩手	二戸	2011年 6月15日	2012年 5月10日	〇お客様より、労災との調整について問合せがあり、確認したところ、年金受給選択申出書の受理誤りが判明しました。	〇お客様の老齢年金と障害年金に係る年金受給選択申出書を受理した際に、労災からの障害補償年金の調整について考慮を漏らし、不利な年金受給選択申出書を受理したことによります。	1名	過払い	56,761	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 〇ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 〇関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	〇担当部署において、事象の説明を行い、年金受給選択申出書の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	外部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生日月日	判明日月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
283	未支給年金請求書に係る受給者の死亡日の登録誤りについて	確認・決定誤り	茨城	事務センター	2012年 3月6日	2012年 5月1日	○年金事務所より、お客様から遺族年金に係る過払調整のお知らせについての問合せがあったと連絡があり、確認したところ、未支給年金請求書に係る受給者死亡日の登録誤りが判明しました。	○未支給年金請求書の審査時に、添付された戸籍等により、死亡年月日が正しく記入されているか確認すべきところ、この確認を怠り、請求書に記載された誤った死亡日のまま入力処理したことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上調整されることなく年金支払がされることを説明し、了承を得ました。 ○機構本部に、再裁定関係書類一式を進達し、処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、受給者死亡届の入力前後の確認方法について改めて周知・徹底しました。	外部
284	老齢年金と遺族年金の併給調整漏れについて	確認・決定誤り	岡山	津山	2008年 6月5日	2012年 2月28日	○お客様より源泉徴収票の未着について問合せがあった際に受給者原簿を確認したところ、旧厚生年金老齢年金と遺族厚生年金との併給調整漏れが判明しました。	○遺族年金の裁定の際に、基礎年金番号の重複取消処理後に裁定入力処理すべきところ、統合処理を漏らしたことにより、他年金受給状況の登録がされなかったのが原因です。	1名	過払い	1,851,850	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを確認し、受理した返納方法申出書及び年金受給選択申出書を進達しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、裁定請求書等を受付時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部
285	遺族厚生年金の裁定漏れについて	確認・決定誤り	山形	米沢	1988年 6月9日	2012年 3月14日	○お客様より、遺族厚生年金についての問合せがあり、確認したところ、遺族厚生年金を受給できる方に遺族基礎年金のみ裁定していることが判明しました。	○遺族年金の裁定の際に、お客様の配偶者は厚生年金加入中の死亡のため、遺族基礎年金及び遺族厚生年金を裁定すべきところ、誤って遺族厚生年金の裁定を漏らしたことによります。	1名	未払い	16,838,286	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議の上、訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し、処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、窓口受付時及び点検時の年金記録の確認の徹底を周知しました。	外部
286	年金額の説明誤りによる国民年金保険料追納申込書の受理誤りについて	確認・決定誤り	広島	広島南	2010年 1月15日	2012年 2月21日	○お客様より、企業年金連合会から送付された文書について問合せがあり、確認したところ、誤った説明によりお客様が国民年金保険料を追納していたことが判明しました。	○旧法厚生年金の障害年金受給者のお客様から、国民年金保険料を追納した場合の年金額について相談があった際、厚生年金基金の受給状況の確認が不十分であったため、国民年金保険料追納に係る誤った説明文書と追納申込書を送付したことによります。	1名	過徴収	897,450	○担当者がお客様の家族にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に追納保険料について協議し、還付が可能との回答がありました。 ○お客様より還付請求書を受理し、処理を確認しました。	○担当部署において、障害年金と老齢年金の選択について、お客様の厚生年金基金加入の有無を確認の上、厚生年金基金の給付についてはお客様に確認し受給する年金の選択をさせるよう周知しました。	外部
287	年金受給選択申出書の受理誤りについて	確認・決定誤り	神奈川	高津	2011年 8月31日	2011年 11月28日	○お客様より、年金の支払額について問合せがあり、確認したところ、年金受給選択申出書の受理誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金と遺族年金に係る年金受給選択申出書を受理した際に、遺族共済年金の支給について考慮を漏らし、不利な年金受給選択申出書を受理したことによります。	1名	その他	248,488	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金受給選択申出書の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	外部
288	死亡保留の処理誤りについて	確認・決定誤り	山形	山形	2010年 3月9日	2011年 11月25日	○他年金事務所より、お客様から年金が振込まれていないとの問合せがあったとの連絡があり、確認したところ、死亡保留の処理誤りが判明しました。	○市役所から受給者死亡の連絡を受けた際に、本来、死亡者の死亡保留処理票を作成すべきところ、内容確認が不十分であったために誤った死亡保留処理票を作成し処理を行ったことによります。	1名	未払い	3,441,854	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に支払保留解除関係書類等を進達し、処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、年金受給者の死亡報告を受けた際、氏名、生年月日、住所の確認を確実にを行うよう周知しました。	外部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
289	遺族厚生年金の裁定誤りについて	確認・決定誤り	青森	弘前	2008年 5月1日	2012年 3月2日	○事務センターより、再裁定関係書類の回付があり、確認したところ、遺族厚生年金の裁定誤りが判明しました。	○お客様には遺族厚生年金の受給権が発生しないにもかかわらず、配偶者の年金記録及び死亡日の確認が不十分であったために、誤って裁定請求書を受理し、裁定したものです。	1名	過払い	45,735	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○裁定取消処理を行い、お客様へ裁定取消通知書を送付しました。また、返納方法申出書等を機構本部に進達しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、年金記録及び受給要件の確認の徹底を周知しました。	内部
290	遺族厚生年金に係る経過的寡婦加算の加算誤りについて	確認・決定誤り	東京	事務センター	2011年 8月4日	2012年 4月24日	○機構本部より、再裁定関係書類について連絡があり、確認したところ、遺族厚生年金に係る経過的寡婦加算の加算誤りが判明しました。	○厚生年金通算老齢年金の受給者である配偶者死亡による遺族年金の裁定時に、確認が不十分だったことにより旧令共済組合員期間を登録したために、誤って経過的寡婦加算が加算されてしまったものです。	1名	過払い	673,200	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。返納方法申出書及び年金受給選択申出書を受理しました。 ○機構本部に取扱いを確認し、訂正処理依頼書等関係書類一式を進達しました。	○年金給付グループにおいて、今回の事象を説明し、審査時における年金記録や要件等の確認を徹底するよう周知しました。	内部
291	年金受給選択申出書の受理誤りについて	確認・決定誤り	愛知	熱田	2012年 3月13日	2012年 6月8日	○労働基準監督署より、年金の選択について問合せがあり、確認したところ、年金受給選択申出書の受理誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金と障害年金に係る年金受給選択申出書を受理した際に、労災からの障害補償年金の調整について考慮を漏らし、不利な年金受給選択申出書を受理したことによります。	1名	過払い	1,201	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金受給選択申出書の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	外部
292	遺族年金裁定請求書の受理誤りについて	確認・決定誤り	千葉	幕張	2012年 3月21日	2012年 4月4日	○事務センターより、遺族年金請求者の所得状況について連絡があり、確認したところ、遺族厚生年金裁定請求書の受理誤りが判明しました。	○お客様より遺族年金裁定請求書の提出があった際に、提出された源泉徴収票の確認を怠り、本来、受給権がないにもかかわらず、誤って請求書を受理したものです。 ○委託社会保険労務士の遺族厚生年金に係る所得要件の確認不足によるものです。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○お客様より取下げの意思を確認し、請求書一式を返戻しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、裁定請求書受付時に、年金記録及び添付書類を慎重に確認するよう周知・徹底しました。 ○社会保険労務士会に対して今回事象を情報提供し再発防止の徹底を依頼しました。	内部
293	年金見込額回答票の交付誤りについて	確認・決定誤り	愛知	岡崎	2012年 6月29日	2012年 7月3日	○お客様より、年金見込額回答票についての問合せがあり、確認したところ、年金見込額回答票の交付誤りが判明しました。	○基礎年金番号を誤入力したために、別人の年金見込額回答票が出力されたにもかかわらず、氏名等の確認を怠り、交付したことによります。	2名	—	0	○担当者がそれぞれのお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○誤って交付した年金見込額回答票の回収と正しい交付を確認しました。	○年金事務所において、今回の事象を説明し、窓口交付に際し氏名等の確認の徹底を指示しました。	外部
294	年金受給権者死亡届に係る死亡日の登録誤りについて	確認・決定誤り	北海道	旭川	2012年 4月23日	2012年 7月2日	○お客様より、機構本部から返納金の通知が届いたことについて問合せがあり、確認したところ、年金受給権者死亡届に係る死亡日の登録誤りが判明しました。	○死亡届の死亡年月日が誤って記載されており、窓口で受理時及び審査時に、添付された戸籍等により、死亡年月日が正しく記入されているか確認すべきところ、この確認を怠ったことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に、再裁定関係書類一式を進達し、処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、戸籍等添付書類の確認を徹底するよう周知しました。	外部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
295	死亡保留 の処理誤 りについて	確 認 ・ 決 定 誤 り	和歌山	事務 センター	2012年 4月18日	2012年 5月29日	○機構本部より、進達した届書の返戻 があり、確認したところ、死亡保留の 処理誤りが判明しました。	○未支給・死亡届の受付簿の写しに より死亡保留の処理状況を確認する 際、他の届書の受付簿の写しが混入 したのを見落として死亡保留を入力し たものです。	1名	未払い	295,150	○担当者がお客様にお詫びの上説 明し、了承を得ました。 ○機構本部に支払保留解除関係書 類等を進達し、処理が完了したことを 確認しました。	○担当部署において、今回の事象 を説明し、死亡保留の処理の際に は、確認を慎重に行うよう周知・徹 底しました。	内 部
296	年金受給 選択申出 書の受理 誤りについ て	確 認 ・ 決 定 誤 り	大阪	貝塚	2012年 1月27日	2012年 4月9日	○お客様より、年金の支払額について 問合せがあり、確認したところ、年金 受給選択申出書の受理誤りが判明し ました。	○お客様の老齢年金と遺族年金に係 る年金受給選択申出書を受理した際 に、本来、税等を考慮した選択を行う べきところ、記載方法の説明を誤り不 利な年金受給選択申出書を受理した ことによります。	1名	その他	403,883	○担当者がお客様にお詫びの上説 明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、 訂正処理可能との回答がありまし た。 ○関係書類一式を機構本部に進達 し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明 を行い、年金受給選択申出書の取 扱いの確認を徹底するよう周知しま した。	外 部
297	死亡保留 の処理誤 りについて	確 認 ・ 決 定 誤 り	山形	寒河江	2012年 2月6日	2012年 4月3日	○コールセンターより、お客様から年 金振込まれていないとの問合せがあ ったとの連絡があり、確認したところ、 死亡保留の処理誤りが判明しまし た。	○市役所から受給者死亡に係る連絡 を受けた際に、本来、死亡者の死亡 保留処理票を作成すべきところ、内容 確認が不十分であったために誤った 死亡保留処理票を作成し処理を行っ たことによります。	1名	未払い	317,766	○担当者がお客様にお詫びの上説 明し、了承を得ました。 ○機構本部に支払保留解除関係書 類を進達し、処理が完了したことを 確認しました。	○担当部署において、今回の事象 を説明し、支払保留に係る事務処 理手順を再確認し、受給者死亡の 連絡を受けた際には、対象となる方 の確認を慎重に行うように周知・徹 底しました。	外 部
298	死亡一時 金請求書 の受理漏 れについ て	確 認 ・ 決 定 誤 り	兵庫	尼崎	2007年 8月8日	2011年 7月8日	○お客様の死亡した配偶者の国民年 金記録が新たに判明した際に、年金 記録を確認したところ、死亡一時金請 求書の受理漏れが判明しました。	○お客様から配偶者死亡による年金 請求の相談があった際、遺族厚生年 金裁定請求書のみ受理し、死亡一時 金請求書の受理を漏らしたものです。	1名	未払い	145,000	○担当者がお客様にお詫びの上説 明し、了承を得て書類を提出いた だきました。 ○機構本部に取扱いを協議の上、 受理した死亡一時金請求書等を事 務センターに回付し、処理が完了し たことを確認しました。	○担当部署において、今回の事象 を説明し、遺族年金裁定請求書等 受付の際は、死亡された方の年金 記録の確認の徹底を周知しました。	内 部
299	年金受給 選択申出 書の受理 漏れについ て	確 認 ・ 決 定 誤 り	愛知	熱田	2002年 2月4日	2012年 2月28日	○お客様の親族より、未支給年金請 求に係る手続きがあり、確認したところ、 年金受給選択申出書の受理漏れ が判明しました。	○お客様の老齢年金裁定時に、65 歳からの遺族共済年金との併給を行 うために必要な年金受給選択申出書 の説明を漏らしたことによります。	1名	未払い	4,802,251	○担当者がお客様にお詫びの上説 明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを協議し、訂 正処理可能との回答がありました。 ○関係書類一式を機構本部に進達 し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明 を行い、年金受給選択申出書の取 扱いの確認を徹底するよう周知しま した。	内 部
300	年金受給 選択申出 書の受理 誤りについ て	確 認 ・ 決 定 誤 り	香川	善通寺	2011年 5月27日	2012年 5月1日	○お客様の年金受給選択申出書を確認 したところ、過去の年金受給選択申 出書の受理誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金と遺族年金に係 る年金受給選択申出書を受理した際 に、本来、雇用保険からの給付を考 慮した選択を行うべきところ、届書の 記載方法の説明を誤り不利な年金受 給選択申出書を受理したことによります。 ○委託社会保険労務士の確認不足 によるものです。	1名	その他	1,616,067	○担当者がお客様にお詫びの上説 明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、 訂正処理可能との回答がありまし た。 ○関係書類一式を機構本部に進達 し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明 を行い、年金受給選択申出書の受 理に関し確認を徹底するよう周知し ました。 ○社会保険労務士会に再発防止策 の徹底を図るよう連絡しました。	内 部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
301	遺族厚生年金に係る経過的寡婦加算の加算誤りについて	確認・決定誤り	愛知	事務センター	2011年 2月4日	2012年 7月26日	○年金加入期間の記録確認を行っていたところ、遺族厚生年金に係る経過的寡婦加算の加算誤りが判明しました。	○お客様の遺族年金の裁定時に、続柄コードを母で登録すべきところ、誤って妻の続柄コードで登録したことによります。	1名	過払い	837,851	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。返納方法申出書を受理しました。 ○機構本部に、再裁定関係書類一式を進達しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、審査時における続柄コード等の確認を慎重に行うように周知しました。	内部
302	年金受給選択申出書の受理誤りについて	確認・決定誤り	香川	高松東	2012年 3月6日	2012年 6月14日	○お客様より、年金の支払額について問合せがあり、確認したところ、年金受給選択申出書の受理誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金と障害年金に係る年金受給選択申出書を受理した際に、本来、老齢年金の定額発生を考慮した選択を行うべきところ、届書の記載方法の説明を誤り不利な年金受給選択申出書を受理したことによります。	1名	その他	339,482	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金受給選択申出書の受理に関し確認を徹底するよう周知しました。	外部
303	遺族厚生年金に係る併給調整誤りについて	確認・決定誤り	兵庫	事務センター	2011年 9月29日	2012年 3月22日	○機構本部より、裁定済の遺族年金について連絡があり、確認したところ、遺族厚生年金の併給調整誤りが判明しました。	○遺族厚生年金裁定の際に、本来、お客様が受給する遺族共済年金の年金コードを登録すべきところ、誤って登録を漏らしたことによります。	1名	未払い	93,647	○担当者がお客様の家族にお詫びの上説明し、了承いただくようお願いしました。 ○機構本部に取扱いを確認し、訂正処理依頼書等関係書類一式を進達し、処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、お客様の共済年金の請求状況及び受給状況について慎重に確認を行うよう周知・徹底しました。	内部
304	老齢年金裁定時の支払保留誤りについて	確認・決定誤り	岩手	花巻	1986年 12月25日	2011年 8月23日	○お客様から年金の口座変更に係る相談があり、確認したところ、老齢年金裁定時の支払保留誤りが判明しました。	○お客様の旧法厚生年金の老齢年金を裁定した際に、本来、旧法共済年金とは併給が可能であるにもかかわらず、支払を保留としたことによります。	1名	未払い	5,076,182	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金併給の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	外部
305	老齢年金裁定時における離婚分割による厚生年金期間の算入漏れについて	確認・決定誤り	兵庫	事務センター	2012年 6月14日	2012年 6月25日	○お客様より、離婚分割を受けた厚生年金期間が年金額に含まれていないとの問合せがあり、確認したところ、老齢年金裁定時における離婚分割による厚生年金期間の算入漏れが判明しました。	○老齢年金の裁定時、離婚分割による厚生年金期間を含めて老齢年金を裁定すべきところ、お客様の厚生年金記録が脱退手当金支給済記録のみのため、誤って厚生年金期間を支給対象期間としないとして入力し、裁定したことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答があり、訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し、処理が完了したことを確認しました。なお、通常サイクルにより支払が行われたことから、影響額は発生していません。	○担当部署において、入力審査項目の確認及び年金記録の年金分割有無の確認について再度周知の上、確認の徹底を指示しました。	外部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
306	年金受給 選択申出 書の作成 誤りにつ いて	確 認 ・ 決 定 誤 り	大阪	事務 センター	2012年 2月2日	2012年 4月12日	〇お客様より、年金の支払額について問合せがあり、確認したところ、年金受給選択申出書の作成誤りが判明しました。	〇お客様の老齢年金と障害年金に係る年金受給選択申出書を受理した際に、本来、税等を考慮した選択を行うべきところ、届書の作成を誤り不利な年金受給選択申出書による処理を行ったことによります。	1名	その他	3,312,513	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 〇ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 〇関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	〇担当部署において、事象の説明を行い、年金受給選択申出書の作成に關し確認を徹底するよう周知しました。	外部
307	年金受給 選択申出 書の受理 誤りにつ いて	確 認 ・ 決 定 誤 り	岐阜	多治見	2011年 2月14日	2011年 10月3日	〇お客様より、年金の支払額について問合せがあり、確認したところ、年金受給選択申出書の受理誤りが判明しました。	〇お客様の老齢年金と障害年金に係る年金受給選択申出書を受理した際に、年金額試算を誤り不利な年金受給選択申出書を受理したことによります。	1名	未払い	717,800	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 〇機構本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 〇関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	〇担当部署において、事象の説明を行い、年金受給選択申出書の受理に關し年金額試算の確認を徹底するよう周知しました。	外部
308	遺族基礎 年金の支 給停止漏 れについ て	確 認 ・ 決 定 誤 り	愛媛	新居浜	2005年 6月24日	2012年 7月19日	〇ブロック本部より、遺族年金の審査請求の資料提供にあたり照会があり、確認したところ、遺族基礎年金の支給停止漏れが判明しました。	〇子供の遺族年金裁定時に、父と生計を同じくしている場合は支給停止とすべきところ、提出書類の確認不足により支給停止処理を行わなかったことによります。	1名	過払い	3,956,362	〇担当者がお客様の家族にお詫びの上説明し、了承を得ました。返納方法申出書等を受理しました。 〇機構本部に、再裁定関係書類一式を進達しました。	〇担当部署において、今回の事象を説明し、添付書類の確認を徹底するよう周知しました。 〇また、事務センターに今回の事象を情報提供し、注意喚起を行いました。	内部
309	遺族年金 の裁定誤 りについ て	確 認 ・ 決 定 誤 り	埼玉	春日部	1993年 1月頃	2012年 6月14日	〇機構本部より、再裁定関係書類について連絡があり、確認したところ、遺族厚生年金の裁定誤りが判明しました。	〇遺族厚生年金裁定時に、お客様は短期要件による遺族共済年金を受給されているため、本来、長期要件による遺族厚生年金を受給できませんが、遺族共済年金についての確認を怠ったことにより、誤って裁定したものです。	1名	過払い	47,100	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 〇事務センターに裁定取消を依頼し、返納方法申出書等を機構本部に進達しました。	〇担当部署において、今回の事象を説明し、共済加入期間のある遺族年金請求時の短期・長期要件の確認の徹底を周知しました。	内部
310	遺族年金 の支給要 件に係る 裁定誤り について	確 認 ・ 決 定 誤 り	広島	事務 センター	1997年 7月10日	2012年 7月9日	〇受理した老齢年金裁定請求書を審査していたところ、遺族厚生年金を誤って裁定していることが判明しました。	〇お客様の遺族年金裁定の際に、本来、共済組合に遺族共済年金を短期要件で決定していることを確認し遺族基礎年金のみを裁定すべきところ、その確認を怠ったことにより、誤って遺族厚生年金を長期要件で裁定したことによります。	1名	過払い	198,146	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。返納方法申出書等を受理しました。 〇機構本部に、再裁定関係書類一式を進達しました。	〇担当部署において、今回の事象を説明し、遺族年金の審査時において、共済組合に請求状況等について確認するよう再度周知しました。	内部
311	遺族厚生 年金に係 る沖縄特 別措置特 別加算の 加算漏れ について	確 認 ・ 決 定 誤 り	沖縄	那覇	2004年 8月27日	2012年 6月12日	〇お客様の年金相談を行った際、受給中の遺族年金について確認したところ、遺族厚生年金に係る沖縄特別措置特別加算の加算漏れが判明しました。	〇お客様の遺族年金裁定時に、配偶者の年金に沖縄特別措置特別加算があることに気付かず、沖縄復帰に伴う特別措置に係る表示を登録しなかったことによります。	1名	未払い	2,310,245	〇担当者がお客様の家族にお詫びの上説明し、了承を得ました。 〇ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答があり、訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し、処理が完了したことを確認しました。	〇担当部署において、今回の事象を説明し、裁定請求書受付時に、沖縄特別・特別納付記録照会票等の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
312	遺族年金に係る併給調整誤りについて	確認・決定誤り	岐阜	事務センター	2012年 1月23日	2012年 2月17日	○機構本部より、年金の支払状況について連絡があり、確認したところ、遺族年金の裁定時に他年金受給状況の登録漏れにより遺族厚生年金の併給調整誤りが判明しました。	○お客様の遺族年金裁定の際に、本来、お客様が受給する退職共済年金の年金コードを登録すべきところ、確認不足により登録を漏らしたことになります。	1名	未払い	296,164	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを確認の上、再裁定関係書類を進達し、処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、遺族厚生年金の併給調整について再度説明し、審査を確実に行うよう周知・徹底しました。	内部
313	遺族厚生年金裁定時の戦時加算漏れについて	確認・決定誤り	神奈川	港北	2002年 9月12日	2011年 12月20日	○事務センターより、お客様の遺族厚生年金について連絡があり、確認したところ、遺族厚生年金裁定時の戦時加算漏れが判明しました。	○遺族年金の裁定時に、お客様の配偶者の年金記録には戦時加算の記録があったにもかかわらず、確認が不十分であったために、戦時加算の登録を漏らしたことになります。	1名	未払い	779,218	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、年金額仮計算書を受理しました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答があり、訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し、処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、裁定請求書受付時等における年金記録の確認を慎重に行い、戦時加算の確認漏れのないよう周知・徹底しました。 ○また、今回の事象を関係部署に情報提供し、注意喚起を行いました。	内部
314	遺族厚生年金裁定時の戦時加算漏れについて	確認・決定誤り	宮崎	都城	2003年 4月頃	2012年 5月14日	○年金事務所において、ねんきん特別便について再確認作業を行っていたところ、遺族厚生年金裁定時の戦時加算漏れが判明しました。	○遺族年金の裁定時に、お客様の配偶者の年金記録には戦時加算の記録があったにもかかわらず、確認が不十分であったために、戦時加算の登録を漏らしたことになります。	1名	未払い	455,909	○担当者がお客様の家族にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答があり、訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し、処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、裁定請求書受付時等における年金記録の確認を慎重に行い、戦時加算の確認漏れのないよう周知しました。	内部
315	年金分割のための情報通知書の作成誤りについて	確認・決定誤り	佐賀	佐賀	2011年 12月9日	2012年 8月24日	○お客様が標準報酬改定請求書の手続きに来所した際に、確認したところ、年金分割のための情報通知書の作成誤りが判明しました。	○年金分割のための情報提供請求書受付及び審査の際に、事実婚以前の第3号被保険者期間の確認が不十分であったことにより、誤った婚姻期間で情報通知書を作成したものです。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上請求書の訂正が必要であること等を説明し、了承を得ました。 ○標準報酬改定請求書・事実婚関係を明らかにする書類・判決更正決定確定証明書等一式を事務センターに回付し、処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、情報提供請求書・改定請求書の受付時には、戸籍謄本等の添付書類と国民年金第3号被保険者期間との突合せ確認を徹底するよう周知しました。	内部
316	遺族年金失権届の受理誤りについて	確認・決定誤り	大阪	堺東	2001年 3月21日	2012年 4月19日	○お客様より子供の遺族年金の相談を受けた際、受給者原簿を確認したところ、遺族年金に係る失権処理の誤りが判明しました。	○受給権者である子供が父の後妻と養子縁組をした場合、本来、直系姻族との養子縁組であるため失権事由には該当しないにもかかわらず、誤って遺族年金失権届を受理し処理を行ったものです。	3名	未払い	4,992,399	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありましたので、訂正処理依頼書等関係書類一式を進達し、処理が完了したことを確認しました。	○お客様相談室において、遺族年金の失権事由について再度説明し、養子縁組に係る審査を慎重に行うよう周知しました。	内部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
317	厚生年金 通算老齢 年金の裁定 誤りについて	確認・ 決定誤り	静岡	事務 センター	2011年 1月14日	2011年 5月19日	○機構本部より、時効特例給付支払 手続用紙の返戻があり、確認したところ、 厚生年金通算老齢年金の裁定誤りが判明 しました。	○お客様から死亡による年金手続き の相談を受けた際に、厚生年金通算 老齢年金の受給権がないにもかかわらず、 裁定請求書を受理したものです。	1名	過払い	1,171,668	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、 了承を得ました。 ○機構本部に裁定取消依頼書及び 返納方法申出書等を進達し、お客様へ 裁定取消通知書を送付しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、 通算対象期間の取扱について再確認し、 受給要件の確認を慎重に行うよう周知しました。	内部
318	未支給年金 請求書に係る 基礎年金番号 の確認誤りについて	確認・ 決定誤り	神奈川	横浜南	2011年 12月21日	2012年 6月4日	○事務センターより、A様の年金が支払 われていないとの連絡があり、確認した ところ、未支給年金請求書に係る基礎 年金番号の確認誤りが判明しました。	○B様死亡による未支給年金の請求 手続きの際、確認が不十分だったこと により、誤ってA様の基礎年金番号を 記載させ請求書を受理したものです。	2名	未払い	578,764	○担当者がA様及びB様の遺族にお詫び の上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に未支給年金の補正依頼 及びA様に支払うべき年金に係る 早期支払について関係書類を進達し、 それぞれの処理が完了したことを確認 しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、 基礎年金番号の調査方法について改めて 周知しました。	内部
319	脱退手当 金の決定 誤りについて	確認・ 決定誤り	長崎	事務 センター	2010年 7月22日	2012年 7月30日	○ブロック本部より、脱退手当金の決定 内容について照会があり、確認した ところ、脱退手当金の決定誤りが判明 しました。	○脱退手当金の審査時において、一般 的な受給要件と特例要件の両方の要件 を満たす場合、本来、お客様に確認 した上で支給額として有利な要件によ り決定すべきところ、一般的な要件で 計算し、少ない金額で決定していたも のです。	1名	未払い	9,789	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、 了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂 正処理可能との回答があり、脱退手 当金の更正決定の処理を行い、処理が 完了したことを確認しました。	○年金給付グループにおいて、今回の 事象を説明し、審査時の確認及び入 力結果のチェック等の徹底を周知し ました。	内部
320	脱退手当 金の決定 誤りについて	確認・ 決定誤り	熊本	本渡	2003年 3月25日	2012年 7月30日	○ブロック本部より、脱退手当金の決定 内容について照会があり、確認した ところ、脱退手当金の決定誤りが判明 しました。	○脱退手当金の審査時において、脱 退手当金請求書の加入履歴と被保険 者記録の確認が不十分であったため に、脱退手当金支給済期間に漏れが あったものです。	1名	未払い	17,900	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、 了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂 正処理可能との回答があり、脱退手 当金の更正決定依頼関係書類を事務 センターに回付し、処理が完了した ことを確認しました。	○担当部署において、脱退手当金の 請求時の被保険者記録の確認方法等 について周知・徹底しました。	内部
321	遺族年金 の支給要 件に係る 裁定誤り について	確認・ 決定誤り	東京	八王子	2000年 10月16日	2012年 10月10日	○お客様より、年金の支払状況につ いて問合せがあり、確認したところ、 遺族厚生年金の支給要件に係る裁定 誤りが判明しました。	○遺族厚生年金裁定時に、お客様は 短期要件による遺族共済年金を受給 されているため、本来、長期要件によ る遺族厚生年金を受給できませんが、 遺族共済年金についての確認が不 十分であったことにより誤って裁定 していたものです。	1名	過払い	4,593,523	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、 了承を得ました。 ○機構本部に老齢年金の支給停止 解除を依頼し、返納方法申出書等 を進達しました。また、事務センター に裁定取消を依頼しました。 ○処理が完了したことを確認し、決 定取消通知書をお客様に送付しま した。	○担当部署において、年金請求の 受付時等における年金受給状況確 認の徹底を周知しました。	外部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生日月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
322	死亡保留 の入力漏 れについ て	確認・ 決定誤 り	大阪	豊中	2012年 7月3日	2012年 10月4日	〇お客様より、被保佐人の年金の支払状況について問合せがあり、確認したところ、死亡保留の入力漏れが判明しました。	〇お客様から受給者死亡による年金の相談に来所した際、手続きについての説明不足及び死亡保留の処理を失念したことによります。	1名	過払い	59,341	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、過払分の返納について了承を得ました。 〇死亡届を受理し、事務センターへ回付しました。	〇担当部署において、今回の事象を説明し、受給者死亡の相談を受けた際の支払保留処理についてあらためて周知しました。	外部
323	老齢年金 裁定時における 離婚分割による 厚生年金期間 の算入漏れにつ いて	確認・ 決定誤 り	栃木	事務 センター	2012年 7月17日	2012年 11月14日	〇お客様より、離婚分割を受けた厚生年金期間が年金額に含まれていないとの問合せがあり、確認したところ、老齢年金裁定時における離婚分割による厚生年金期間の算入漏れが判明しました。	〇老齢年金の裁定時、離婚分割による厚生年金期間を含めて老齢年金を裁定すべきところ、お客様の厚生年金記録が脱退手当金支給済記録のため、誤って厚生年金期間を支給対象期間としないとして入力し、裁定したことによります。	1名	未払い	211,600	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 〇ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答があり、訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し、処理が完了したことを確認しました。	〇年金給付グループにおいて、今回の事象を説明し、入力審査項目の確認及び年金記録の年金分割有無の確認について再度周知の上、確認の徹底を指示しました。	外部
324	遺族年金 裁定時における 第四種被保険 者期間の削除漏 れについ て	確認・ 決定誤 り	兵庫	事務 センター	2012年 2月16日	2012年 4月5日	〇受理した年金額仮計算書を審査していたところ、遺族厚生年金裁定時における第四種被保険者期間の削除漏れが判明しました。	〇お客様の遺族年金の審査時において、配偶者に新たに厚生年金の記録が判明し統合処理を行った際、第四種被保険者期間を含む厚生年金期間が上限を超えている場合は、本来、超過した第四種被保険者期間について削除すべきところ、年金記録の確認不足により削除を漏らしたことによります。	1名	その他	414,283	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 〇厚生年金保険料還付金の手続を説明し、返納方法申出書等関係書類を受理しました。 〇第四種被保険者記録を訂正の上、再裁定関係書類一式を機構本部に進達し、訂正処理を確認しました。	〇担当部署において、年金裁定請求書審査時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
325	遺族年金 の支給要 件に係る 裁定誤り について	確認・ 決定誤 り	神奈川	鶴見	1993年 6月17日	2012年 1月19日	〇受理した老齢年金裁定請求書を確認していたところ、遺族厚生年金を誤って裁定していることが判明しました。	〇お客様の遺族年金裁定の際に、本来、お客様及び共済組合に遺族共済年金を短期要件で決定していることを確認し遺族基礎年金のみを裁定すべきところ、遺族共済年金の支給要件の確認を怠ったことにより、誤って長期要件の遺族厚生年金を裁定したものです。	1名	過払い	63,023	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。返納方法申出書等を受理しました。 〇機構本部に、再裁定関係書類一式を進達しました。	〇担当部署において、遺族厚生年金の支給要件について再度説明し、遺族年金請求の受付時に、遺族共済年金の請求状況等について確認の徹底を周知しました。	内部
326	遺族厚生 年金裁定 時の戦時 加算漏れ について	確認・ 決定誤 り	東京	府中	2000年 8月31日	2011年 12月7日	〇記録突合センターより、お客様の遺族厚生年金について照会があり、確認したところ、遺族厚生年金裁定時の戦時加算漏れが判明しました。	〇遺族年金の裁定時に、お客様の配偶者の年金記録には戦時加算の記録があったにもかかわらず、確認が不十分であったために、戦時加算の登録を漏らしたことによります。	1名	未払い	1,524,198	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 〇ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答があり、訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し、処理が完了したことを確認しました。	〇お客様相談室において、今回の事象を説明し、戦時加算の対象となる船員保険被保険者期間の確認を慎重に行い、戦時加算の確認漏れのないように周知・徹底しました。	内部
327	未支給年 金請求書 に係る基 礎年金番 号の確認 誤りにつ いて	確認・ 決定誤 り	熊本	事務 センター	2012年 10月2日	2012年 11月12日	〇機構本部より、未支給年金請求書について連絡があり、確認したところ、未支給年金請求書に係る基礎年金番号の確認誤りが判明しました。	〇年金事務所にお客様の配偶者死亡による未支給年金の請求手続きに來所した際、確認が不十分だったことにより、誤ってお客様の基礎年金番号が記載された請求書を受理したことによります。	1名	未払い	132,133	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 〇機構本部に未支給年金の補正依頼及びお客様に支払うべき年金に係る早期支払について関係書類を進達し、処理が完了したことを確認しました。	〇事務センターにおいて、今回の事象を説明し、全ての請求書等において、確認・決定誤りをしないよう周知しました。	内部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
328	老齢基礎年金繰下げ待機者に係る未支給年金の未払いについて	確認・決定誤り	東京	港	2011年 6月27日	2012年 7月6日	○年金事務所において、未支給年金請求書の受付簿を確認していたところ、老齢基礎年金に係る未支給年金の未払いが判明しました。	○老齢基礎年金繰下げ待機者死亡による未支給年金請求書受付の際に、受給者原簿の確認が不十分であったことにより、老齢基礎年金裁定請求書(65歳支給)の提出を求めていることがなかったことによります。	1名	未払い	3,085,908	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。老齢基礎年金裁定請求書等を受理しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、訂正処理依頼書等関係書類一式を進達し、処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、未支給年金の請求時には、繰下げ待機者かどうか受給者原簿を慎重に確認するよう指示しました。	内部
329	障害年金の請求にかかる説明及び受理誤りについて	確認・決定誤り	高知	高知西	2012年 5月24日	2012年 6月5日	○お客様からの審査請求内容を確認したところ、障害年金の請求にかかる説明及び受理誤りが判明しました。	○お客様から、障害年金の請求に係る相談を受けた際に、ベースメーカーを装着していることから、症状が固定しており、初診日からの1年半以内での請求が可能にもかかわらず、誤った説明を行い請求書を受理したことによります。	1名	未払い	197,232	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを協議し、訂正処理が可能との回答がありました。 ○請求書の処理を行い支払を確認しました。	○担当部署において、障害認定日の取扱いについて再確認し、注意が必要である旨を周知徹底しました。	外部
330	死亡一時金の重複支払について	確認・決定誤り	徳島	事務センター	2012年 9月13日	2012年 10月1日	○担当者が死亡一時金の支払完了に係る登録の際に、すでに入力済みとなっていたために、確認したところ、死亡一時金の重複支払が判明しました。	○お客様より重複して死亡一時金請求書の提出があった際、受付簿の確認が不十分であったことによります。	1名	過払い	120,000	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、過払分の返納について了承を得ました。 ○年金事務所へ返納処理の手続きを依頼し、お客様あてに返納金納付書を送付しました。	○担当部署において、今回の事象の説明し、死亡一時金の請求があった場合には、受付簿の確認を徹底するよう周知しました。	内部
331	遺族厚生年金に係る経過的寡婦加算の加算誤りについて	確認・決定誤り	香川	事務センター	2012年 5月10日	2012年 10月24日	○機構本部より、進達した再裁定関係書類について照会があり、確認したところ、遺族厚生年金に係る経過的寡婦加算の加算誤りが判明しました。	○厚生年金通算老齢年金の受給者である配偶者死亡による遺族年金の裁定時に、確認が不十分だったことにより旧令共済組合員期間を登録したために誤って経過的寡婦加算が加算されてしまったものです。	1名	過払い	294,950	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。返納方法申出書等を受理しました。 ○機構本部に、再裁定関係書類一式を進達しました。	○年金給付グループにおいて、今回の事象を説明し、審査時における年金記録や要件等の確認を徹底するよう周知しました。	内部
332	年金受給選択申出書の処理誤りについて	確認・決定誤り	佐賀	佐賀	1986年 6月3日	2012年 9月25日	○お客様より、年金の支払について問合せがあり、確認したところ、年金受給選択申出書の処理誤りが判明しました。	○両方が長期要件である遺族厚生年金と遺族共済年金の選択処理を行った際に、本来、併給処理されるべきところ、遺族厚生年金を旧法として、停止処理をしたことによります。	1名	未払い	1,326,388	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金受給選択申出書の処理に関し確認を徹底するよう周知しました。	外部
333	障害年金請求時の請求傷病の確認誤りについて	確認・決定誤り	兵庫	東灘	2011年 10月5日	2012年 2月29日	○お客様から裁定の結果について、問合せを受け、確認したところ、障害年金請求時の請求傷病の確認誤りが判明しました。	○障害年金の請求手続きが必要な方への説明を行った際に、AとBの2つの傷病に係る障害年金の請求を希望しているにもかかわらず、Aの傷病のみ請求するよう説明したことによります。	1名	未払い	218,430	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを協議し、Bに係る遡及受付が可能との回答がありました。 ○請求書の処理を行い支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、本人意思確認及び裁定時の確認の徹底を周知しました。	外部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生日月日	判明日月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
334	遺族年金の支給要件に係る裁定誤りについて	確認・決定誤り	北海道	事務センター	2012年 9月13日	2012年 12月19日	〇お客様より、遺族厚生年金が支給停止となっていることについて問合せがあり、確認したところ、遺族厚生年金の支給要件に係る裁定誤りが判明しました。	〇特別支給の老齢厚生年金を受給しているお客様の遺族厚生年金裁定の際に、本来、短期要件で裁定すべきところ、誤って長期要件で裁定したことによります。 〇担当者の審査時における確認が不十分であったこと及び決裁においても誤りに気付かなかったことによるものです。	1名	その他	226,074	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 〇ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答があり、訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し、処理が完了したことを確認しました。	〇年金給付グループにおいて、遺族厚生年金の支給要件が短期要件と長期要件の両方に該当する場合は、審査及び決裁を慎重に行うよう周知・徹底しました。	外部
335	通算老齢年金及び遺族年金に係る厚生年金期間の算入漏れについて	確認・決定誤り	静岡県	掛川	1990年 3月8日	2012年 4月16日	〇事務センターから、厚生年金記録が遺族年金に算入されていないとの連絡があり、確認したところ、厚生年金期間の算入漏れによる厚生年金通算老齢年金及び遺族厚生年金の裁定誤りが判明しました。	〇通算老齢年金の裁定時に、加入記録について昭和27年4月とすべきところ、昭和27年5月と誤り裁定を行ったことによります。 〇また、遺族厚生年金の裁定の際も、通算老齢年金の原簿記録と厚生年金加入記録の相違に気付かないままに裁定を行ったものです。	2名	未払い	50,000	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、お客様から年金額仮計算書を受理しました。 〇ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答があり、再裁定関係書類一式を機構本部に進達し、処理が完了したことを確認しました。	〇お客様相談室において、今回の事象を説明し、受給者からの相談時には、年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
336	特別障害給付金に係る住所変更の処理漏れについて	確認・決定誤り	兵庫県	事務センター	2012年 7月30日	2012年 8月15日	〇お客様から特別障害給付金の支払について問合せを受け、確認したところ、特別障害給付金に係る住所変更の処理漏れが判明しました。	〇特別障害給付金の支給を受けているお客様が住所を変更されたときには、改めて支払のための登録を行う必要がありますが、住所変更の登録処理を漏らしたことによります。	3名	未払い	227,884	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 〇登録処理を行い、支払を確認しました。	〇担当部署において、事象の説明を行い、特別障害給付金の支払の取扱いの確認を周知徹底しました。	外部
337	遺族年金に係る寡婦加算の加算誤りについて	確認・決定誤り	鹿児島県	事務センター	1981年 10月15日	2012年 4月18日	〇機構本部より、進達した障害給付額改定請求書の返戻があり、確認したところ、遺族年金に係る寡婦加算の加算誤りが判明しました。	〇旧法障害年金の受給者であるお客様から旧法厚生年金遺族年金の請求があった際に、本来、遺族年金の寡婦加算額を支給停止として裁定すべきところ、支給停止せずに裁定したものです。	1名	過払い	784,216	〇担当者がお客様の家族にお詫びの上説明し、了承いただくようお願いしました。 〇機構本部に取扱いを協議し、受理した遺族年金寡婦加算額支給停止事由該当届を機構本部に進達しました。 〇処理が完了し、過払いの返納がされていることを確認しました。	〇年金給付グループにおいて、今回の事象を説明し、審査及び決裁時の留意点を改めて周知しました。	内部
338	年金受給選択申出書の受理誤りについて	確認・決定誤り	大阪府	貝塚	2011年 10月7日	2012年 6月20日	〇お客様より、年金の支払額について問合せがあり、確認したところ、年金受給選択申出書の受理誤りが判明しました。	〇お客様の老齢年金と障害年金に係る年金受給選択申出書を受理した際に、本来、税等を考慮した選択を行うべきところ、届書の記載方法の説明を誤り不利な年金受給選択申出書を受理したことによります。	1名	その他	1,923,391	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 〇ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 〇関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	〇担当部署において、事象の説明を行い、年金受給選択申出書の受理に関し確認を徹底するよう周知しました。	外部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
339	老齢基礎年金繰下げ待機者に係る未支給年金の未払いについて	確認・決定誤り	大阪	今里	2009年 8月21日	2012年 7月5日	○機構本部より、老齢基礎年金待機者について連絡があり、確認したところ、老齢基礎年金に係る未支給年金の未払いが判明しました。	○老齢基礎年金繰下げ待機者死亡による未支給年金請求書受付の際に、受給者原簿の確認が不十分であったことにより、老齢基礎年金裁定請求書(65歳支給)の提出を求めていることが判明によります。	1名	未払い	999,000	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。老齢基礎年金裁定請求書等を受理しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、訂正処理依頼書等関係書類一式を進達し、処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、未支給年金の請求時には、繰下げ待機者か受給者原簿で確認するよう周知しました。	内部
340	死亡一時金の重複支払について	確認・決定誤り	茨城	事務センター	2012年 12月5日	2012年 12月7日	○年金事務所より、お客様から日本年金機構より同額の振込が2回あったことについて問合せがあったと連絡があり、確認したところ、死亡一時金の重複支払が判明しました。	○役場で受理した死亡一時金請求書が回付された際、書類整備に時間を要し死亡一時金記録は登録されてなかったため回送せず処理を行ったところ、他事務センターで処理を行っていたことに気付かず重複支払となったものです。	1名	過払い	120,000	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、過払分の返納についても了承を得ました。また、取下げ申出書を受理しました。 ○年金事務所へ返納処理の手続きを依頼し、お客様あてに返納金納付書を送付しました。	○年金給付グループにおいて、今回の事象を説明し、死亡一時金の請求があった場合の、受付簿の確認及び管轄事務所への回送を徹底するよう周知・徹底しました。	外部
341	障害年金の現況確認時の裁定誤りについて	確認・決定誤り	宮崎	都城	2008年 3月31日	2012年 10月23日	○お客様より、障害年金の支給額について問合せがあり、確認したところ、障害年金の現況確認時の裁定誤りが判明しました。	○お客様は、2つの傷病を併合し1級裁定されていたにもかかわらず、1つの傷病のみ確認し、2級決定したことによります。	1名	未払い	889,500	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○額改定に伴う関係書類一式を機構本部に進達し、訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、審査内容など記録の確認の徹底を周知しました。	外部
342	年金受給選択申出書の受理誤りについて	確認・決定誤り	徳島	事務センター	2012年 11月9日	2013年 1月24日	○お客様の代理人より、年金の支払額について問合せがあり、確認したところ、年金受給選択申出書の受理誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金と障害年金に係る年金受給選択申出書を受理した際に、付加年金額を考慮した選択を行うべきところ、不利な年金受給選択申出書を受理したことによります。	1名	その他	276,915	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金受給選択申出書の受理に関し確認を徹底するよう周知しました。	外部
343	老齢年金請求書の受理漏れについて	確認・決定誤り	和歌山	和歌山西	2006年 4月27日	2011年 9月22日	○お客様の家族より、老齢年金の受給要件について問合せがあり、確認したところ、老齢年金請求書の受理漏れが判明しました。	○受給開始年齢を超えていたお客様の遺族年金請求時に、老齢年金の受給要件があるにもかかわらず、合算対象期間等の確認を怠り、老齢年金請求書を受理しなかったことによります。	1名	未払い	381,913	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを協議し、遺族年金請求時に老齢年金の請求があったものとして老齢年金の裁定処理を行うべきとの回答ありました。 ○裁定請求書を受理し、支払を確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、受給年齢を超えているお客様から遺族年金受付時の際は、老齢年金請求の可否を確認するよう周知しました。	外部
344	年金相談時の障害者特例請求の説明及び受理漏れについて	確認・決定誤り	山形	寒河江	2006年 5月10日	2012年 11月12日	○お客様より、65歳到達に伴う老齢年金を受付けた際に、確認したところ、年金相談時の障害者特例請求の説明及び受理漏れが判明しました。	○お客様から60歳到達時に年金相談を受けた際に、本来、障害者特例請求の説明を行い、老齢年金の請求手続きを受理すべきところ、これを漏らしたことによります。	1名	未払い	630,696	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○障害特例請求書など関係書類一式を受理し、訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、障害特例請求の取扱いの確認を周知・徹底しました。	内部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
345	障害年金 の決定誤 りについて	確 認 ・ 決 定 誤 り	岡山	事務 センター	2012年 11月1日	2013年 1月21日	○社会保険審査官より、障害年金の 認定結果について、問合せがあり、確 認したところ、障害年金の決定誤りが 判明しました。	○お客様の障害年金の裁定を行った 際に、障害の状態から本来、2級に該 当するにもかかわらず、不支給決定し たことによります。	1名	未払い	458,790	○担当者がお客様にお詫びの上説 明し、了承を得ました。 ○不支給決定を取消し、障害年金 の裁定を行い支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明 を行い、審査内容の確認の徹底を 周知しました。	内 部
346	遺族厚生 年金裁定 時の戦時 加算漏れ について	確 認 ・ 決 定 誤 り	東京	練馬	1990年 5月31日	2011年 2月14日	○機構本部より、再裁定関係書類の 返戻があり、確認したところ、遺族厚 生年金裁定時の戦時加算漏れが判明 しました。	○遺族年金の裁定時に、お客様の配 偶者の老齢年金には戦時加算が加 算されていたにもかかわらず、確認が 不十分であったために、戦時加算の 登録を漏らしたことによります。	1名	未払い	2,544,017	○担当者がお客様にお詫びの上説 明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、 訂正処理可能との回答があり、訂 正処理依頼書等関係書類一式を機 構本部に進達し、処理が完了したこ とを確認しました。	○担当部署において、今回の事象 を説明し、裁定請求書受付時等に おける年金記録の確認を慎重に行 い、戦時加算の確認漏れのしないよ う周知・徹底しました。	内 部
347	年金受給 選択申出 書の受理 誤りにつ いて	確 認 ・ 決 定 誤 り	福井	福井	2012年 3月29日	2012年 8月1日	○お客様より、年金の支払額について 問合せがあり、確認したところ、年金 受給選択申出書の受理誤りが判明し ました。	○お客様の老齢年金と遺族年金に係 る年金受給選択申出書を受理した際 に、本来、税等を考慮した選択を行う べきところ、説明を漏らし不利な年金 受給選択申出書を受理したことによ ります。	1名	未払い	95,598	○担当者がお客様にお詫びの上説 明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを協議し、訂 正処理可能との回答がありました。 ○関係書類一式を機構本部に進達 し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明 を行い、年金受給選択申出書の受 理に関し確認を徹底するよう周知し ました。	外 部
348	特別障害 給付金に かかる返 納金額の 決定誤り について	確 認 ・ 決 定 誤 り	千葉	事務 センター	2010年 11月25日	2012年 9月11日	○お客様より、特別障害給付金の返 納金の納入告知書の内容について問 合せがあり、確認したところ、返納金 額に誤りのあることが判明しました。	○特別障害給付金の返納金を算定 する際に、遺族共済年金の先順位者 がいることの確認を漏らし、お客様が 支給を受けていなかった期間を含め て、計算したことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説 明し、了承を得ました。 ○誤った納入告知書を回収し、正し い納入告知書を送付しました。	○担当部署において、事象の説明 を行い、遺族共済年金の先順位者 等記録の確認の徹底を周知しまし た。	外 部
349	障害年金 請求時の 口座番号 確認誤り について	確 認 ・ 決 定 誤 り	岩手	花巻	2012年 3月23日	2012年 8月15日	○お客様より、年金の支払状況につ いて問合せがあり、確認したところ、障 害年金請求時の振込口座番号確認誤 りが判明しました。	○お客様の障害年金請求書を受理し た際に、振込口座欄にお客様の口座 のある支店名ではなく、誤った支店名 が記載されたことによります。 ○市役所職員の説明及び確認誤りに よるものです。	1名	未払い	262,160	○市役所の担当者がお客様にお詫 びの上説明し、了承を得ました。 ○金融機関変更届を受理し、訂正 処理を行い、振込を確認しました。	○市役所に対して、年金請求書受 付時には金融機関の確認について 注意いただくとともに、再発防止策 の徹底を図るよう連絡しました。	外 部
350	厚生年金 通算老齢 年金裁定 請求書の 受理漏れ 及び脱退 手当金の 決定誤り について	確 認 ・ 決 定 誤 り	宮崎	延岡	1984年 4月頃	2012年 4月12日	○お客様の家族より、脱退手当金の 支払について問合せがあり、確認した ところ、厚生年金通算老齢年金裁定 請求書の受理漏れ及び脱退手当金の 決定誤りが判明しました。	○脱退手当金の審査の際、確認不足 により通算老齢年金の支給要件を満 たしているにもかかわらず、脱退手当 金を支給したものです。	1名	未払い	8,437,045	○担当者がお客様の家族にお詫び の上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを協議の上、 脱退手当金の取消処理依頼書及 び受理した厚生年金保険通算老齢 年金裁定請求書等を回付し、処理 が完了したことを確認しました。	○担当部署において、今回の事象 を説明し、脱退手当金の受付時に おける年金記録の確認の徹底を周 知しました。	外 部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
351	老齢年金 裁定時の 受給権発 生年月日 決定誤り について	確認・ 決定誤り	岩手	盛岡	1989年 8月3日	2012年 9月5日	○紙台帳とコンピューター記録の突合せ作業において、記録の確認をしたところ、老齢年金裁定時の受給権発生年月日決定誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金の請求手続きを行った際に、国民年金の任意加入による受給権発生年月日について、本来、受給権を満たした翌月初日とすべきところ、満たした月の月末としたことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、60歳以降に受給資格期間を満たす場合の受給権発生日の取扱いの確認を周知徹底しました。	内部
352	脱退手当 金の決定 誤りにつ いて	確認・ 決定誤り	大阪	事務 センター	2012年 12月14日	2013年 1月4日	○脱退手当金の支払完了登録の際に、確認したところ、脱退手当金の決定誤りが判明しました。	○脱退手当金の審査の際、厚生年金資格取得日の補正を行いました。が、補正処理前の被保険者記録に基づき計算したことによります。	1名	過払い	2,982	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、返納についても了承を得ました。 ○支給決定取消及び正しい金額の支給決定処理が完了し、過払いの返納がされたことを確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、被保険者記録の補正をした場合の審査方法について改めて確認し、記録確認の徹底を周知しました。	内部
353	老齢年金 裁定時の 国民年金 免除期間 の算入誤 りについて	確認・ 決定誤り	北海道	旭川	2003年 10月9日	2012年 11月28日	○紙台帳とコンピューター記録の突合せ作業において、記録の確認をしたところ、老齢年金裁定時の国民年金保険料免除期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金の請求手続きを行った際に、国民年金の任意加入期間にもかかわらず、保険料免除期間として算入したことによります。	1名	過払い	41,783	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、配偶者を含む年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
354	老齢年金 裁定時 における 厚生年金 期間の算 入誤りにつ いて	確認・ 決定誤り	愛媛	事務 センター	2009年 3月19日	2012年 12月10日	○年金事務所において、年金加入期間確認請求書の処理を行った際に、確認したところ、老齢年金裁定時における厚生年金期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金の裁定を行う際に、年金加入期間確認通知書等の確認不足より、共済組合期間と重複していた厚生年金期間の訂正を行わなかったことによります。	1名	過払い	9,293	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
355	老齢年金 裁定時の 合算対象 期間の算 入漏れに よる受給 権発生年 月日決定 誤りにつ いて	確認・ 決定誤り	香川	高松東	2012年 3月19日	2012年 8月31日	○お客様の繰上げ請求に係る手続きを行った際に、確認したところ、老齢年金裁定時の合算対象期間の算入漏れによる受給権発生年月日決定誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金の裁定を行う際に、配偶者の共済組合期間に係る合算対象期間の算入を漏らし、国民年金の任意加入により要件を満たした時点で、老齢年金を裁定したことによります。	1名	その他	492,720	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。 ○還付処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い年金裁定時の記録確認の徹底を周知しました。	内部
356	老齢年金 裁定時の 受給要件 確認誤り について	確認・ 決定誤り	福島	会津若松	1991年 8月20日	2012年 6月28日	○機構本部より、再裁定関係書類の返戻があり、確認したところ、老齢年金裁定時の受給要件確認誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金の裁定を行う際に、旧法の共済退職年金を受けていることから、本来、旧法の通算老齢年金を裁定すべきところ、新法の老齢年金を裁定したことによります。	1名	その他	3,575,255	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 ○裁定請求書を受理し処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い年金裁定時の記録確認の徹底を周知しました。	内部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生日月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
357	年金受給 権者住所・ 支払機関 変更届の 受理誤り について	確 認 ・ 決 定 誤 り	神奈川	鶴見	2012年 6月19日	2013年 1月8日	○金融機関より、当金融機関に口座 をお持ちでないA様が支給額変更通 知書を持って来所されたとの問合せが あり、確認したところ、年金受給権者 住所・支払機関変更届の受理誤りが 判明しました。	○A様より、基礎年金番号の確認依 頼を受け、氏名索引を行った際、誤っ て同名同姓・同一生年月日のB様の 基礎年金番号を確認し、住所変更届 を受理したものです。その後、B様の 支給額変更通知書がA様に送付され たものです。	2名	—	0	○担当者がA様にお詫びの上説明 し、了承を得ました。誤って送付した B様の支給額変更通知書を回収し ました。 ○担当者がB様にお詫びの上説明 し、了承を得ました。 ○A様及びB様の記録補正処理を 行い、B様に正しい支給額変更通 知書を交付しました。	○担当部署において、今回の事象 を説明し、お客様の基礎年金番号 を氏名索引する際には、氏名・住所 等の確認について徹底するよう周 知を行いました。	外部
358	老齢年金 裁定時の 国民年金 第3号被 保険者期 間の算入 誤りにつ いて	確 認 ・ 決 定 誤 り	東京	葛飾	1993年 5月20日	2012年 8月7日	○機構本部より、再裁定関係書類に ついて、記録に不備あるとの連絡があ り、確認したところ、国民年金第3号被 保険者期間の算入漏れが判明しまし た。	○お客様の老齢年金の請求手続きを 行った際に、お客様からの届出がない 国民年金第3号被保険者期間につ いては、修正処理を行うべきところ、 処理を漏らしたことによります。	1名	過払い	675,000	○担当者がお客様にお詫びの上説 明し、了承を得て返納方法申出書 を受理しました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一 式を機構本部に進達し訂正処理を 確認しました。	○担当部署において、事象の説明 を行い、配偶者を含む年金記録の 確認の徹底を周知しました。	内部
359	老齢年金 裁定時に おける共 済組合期 間の算入 誤りにつ いて	確 認 ・ 決 定 誤 り	東京	港	2006年 5月22日	2012年 6月29日	○事務センターで年金加入期間確認 通知書の確認したところ、老齢年金裁 定時における共済組合期間の算入誤 りが判明しました。	○お客様の老齢年金の裁定を行う際 に、共済組合期間について、退職一 時金を受けていることから、本来、合 算対象期間とすべきところ、共済組合 期間として算入したことによります。	1名	過払い	61,335	○担当者がお客様にお詫びの上説 明し、了承を得て返納方法申出書 を受理しました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一 式を機構本部に進達し訂正処理を 確認しました。	○担当部署において、事象の説明 を行い年金裁定請求書受付時にお ける年金記録の確認の徹底を周知 しました。	内部
360	老齢年金 裁定時に おける通 算対象期 間の算入 誤りにつ いて	確 認 ・ 決 定 誤 り	高知	高知西	1993年 10月28日	2012年 9月3日	○機構本部より、裁定結果に係る連 絡があり、確認したところ、老齢年金 の通算対象期間の算入誤りが判明し ました。	○老齢年金の裁定を行った際に、地 方議会の議員期間については、通算 対象期間にならないにもかかわらず、 通算対象期間として算入したことによ ります。	1名	過払い	1,805,793	○担当者がお客様にお詫びの上説 明し、了承を得て返納方法申出書 を受理しました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一 式を機構本部に進達し訂正処理を 確認しました。	○担当部署において、事象の説明 を行い、年金記録の確認及び通算 対象期間の取扱いの確認を周知徹 底しました。	内部
361	老齢年金 裁定時に おける共 済組合期 間の算入 誤りにつ いて	確 認 ・ 決 定 誤 り	和歌山	和歌山東	2001年 9月30日	2011年 11月28日	○お客様より、裁定状況について、連 絡があり、確認したところ、老齢年金 裁定時における共済組合期間の算入 誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金の裁定を行う際 に、国家公務員共済期間の算入を誤 り、共済期間の一部を含めず裁定し たことによります。	1名	未払い	8,310	○担当者がお客様にお詫びの上説 明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、 訂正処理可能との回答がありまし た。 ○訂正処理依頼書等関係書類一 式を機構本部に進達し訂正処理を 確認しました。	○担当部署において、事象の説明 を行い年金裁定請求書受付時にお ける年金記録の確認の徹底を周知 しました。	外部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生日月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
362	老齢年金 裁定時の 国民年金 第3号被 保険者期 間の算入 誤りにつ いて	確 認 ・ 決 定 誤 り	山形	鶴岡	2012年 10月29日	2012年 11月16日	○年金事務所で、処理結果リストの チェックを行った際に、老齢年金裁定 時の国民年金第3号被保険者期間の 算入誤りが判明しました。	○お客様の一部繰上げに係る老齢年 金の請求手続きを行った際に、配偶 者の厚生年金未加入期間について国 民年金第3号被保険者期間となっ ていたため、修正処理を行うべきと ころ、処理を漏らしたことにあります。	1名	過払い	450	○担当者がお客様にお詫びの上説 明し、了承を得て返納方法申出書 を受理しました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一 式を機構本部に進達し訂正処理を 確認しました。	○担当部署において、事象の説明 を行い、配偶者を含む年金記録の 確認の徹底を周知しました。	内 部
363	老齢年金 裁定時 における 受給権発 生年月日 の決定誤 りについ て	確 認 ・ 決 定 誤 り	福島	会津若松	1998年 5月21日	2012年 7月6日	○紙とコンピューター記録の突合せ作 業において、確認したところ、老齢年 金裁定時における受給権発生年月日 の決定誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金の裁定を行う際 に、国民年金の任意加入に係る取扱 いを誤り、本来、受給権発生年月日 は、年金受給に必要な納付月数を満 たした時点とすべきところ、保険料納 付年月日としたことにあります。	1名	未払い	58,665	○担当者がお客様にお詫びの上説 明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを協議し、訂 正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一 式を機構本部に進達し訂正処理を 確認しました。	○担当部署において、事象の説明 を行い、国民年金の任意加入に係 る取扱いの確認を徹底するよう周 知しました。	内 部
364	老齢年金 の繰下げ 請求書の 受理誤り につい て	確 認 ・ 決 定 誤 り	東京	事務 センター	2012年 12月13日	2013年 2月25日	○お客様より、繰下げ請求について問 合せがあり、確認したところ、老齢年 金の繰下げ請求書の受理誤りが判明 しました。	○お客様の老齢年金裁定時に、繰下 げ請求の希望があったことから、待機 者として処理すべきところ、65歳から の老齢基礎年金を裁定したことによ ります。	1名	過払い	60,216	○担当者がお客様にお詫びの上説 明し、了承を得て返納方法申出書 を受理しました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、 訂正処理可能との回答がありまし た。 ○関係書類一式を機構本部に進達 し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明 を行い、繰下げ請求に係る取扱い の確認を徹底するよう周知しまし た。	外 部
365	年金受給 権者住所・ 支払機関 変更届の 確認誤り につい て	確 認 ・ 決 定 誤 り	秋田	事務 センター	2012年 5月16日	2012年 9月3日	○A様の配偶者より、年金が振込まれ ていないとの問合せがあり、確認した ところ、年金受給権者住所・支払機関 変更届の確認誤りが判明しました。	○B様の基礎年金番号が誤って記載 されたA様の住所・支払機関変更届を 処理する際、基礎年金番号と生年月 日が相違していたにもかかわらず、本 人確認を怠り、生年月日を職権で訂 正し処理したため、B様にA様の年金 振込通知書が送付され、年金につい ても二重で振込されたものです。	2名	その他	293,864	○担当者がA様にお詫びの上、未 払いの年金を至急振込させていた だく旨説明し、了承を得ました。 ○担当者がB様にお詫びの上、過 払い分の年金の返納について説明 し、了承を得ました。誤って送付さ れたA様の年金振込通知書の破棄 を確認しました。 ○B様より返納方法申出書を受理 し、機構本部へ進達しました。 ○記録補正処理を行い、A様の年 金の支払を確認しました。	○担当部署において、今回の事象 を説明し、年金受給権者原簿記録 と届書等の記載内容が相違してい る際の確認の徹底について周知を 行いました。	外 部
366	老齢年金 裁定時の 受給要件 確認誤り につい て	確 認 ・ 決 定 誤 り	埼玉	春日部	2002年 2月1日	2012年 2月3日	○機構本部より、再裁定関係書類に ついて返戻があり、確認したところ、老 齢年金裁定時の受給要件確認誤りが 判明しました。	○お客様の老齢年金の請求手続きを 行った際に、合算対象期間や国民年 金第3号被保険者期間等の確認を誤 り、受給要件を満たしていないにもか かわらず、満たしているとして裁定し たことにあります。	1名	過払い	802,200	○担当者がお客様にお詫びの上説 明し、了承を得て返納方法申出書 を受理しました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一 式を機構本部に進達し訂正処理を 確認しました。	○担当部署において、事象の説明 を行い、年金記録の確認の徹底を 周知しました。	内 部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
367	老齢年金裁定時の納付要件の確認誤りについて	確認・決定誤り	神奈川	平塚	1998年 8月18日	2012年 11月19日	○機構本部より、再裁定関係書類について返戻があり、確認したところ、老齢年金裁定時の納付要件の確認誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金の請求手続きを行った際に、本来、納付要件に該当しない、昭和36年3月以前の12か月未満の厚生年金期間を含め裁定したことによります。	1名	過払い	530,050	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○新たに判明した記録により納付要件を満たすことから、訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、厚生年金期間の取扱いを確認し周知徹底しました。	内部
368	老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りについて	確認・決定誤り	栃木	事務センター	2009年 4月14日	2013年 2月26日	○年金事務所で、配偶者の老齢年金請求書の受付を行った際に、確認したところ、老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金の裁定時に、共済組合期間について、退職一時金を受けていることから、本来、合算対象期間とすべきところ、共済組合期間として算入したことによります。	1名	過払い	22,850	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い年金裁定時の記録確認の徹底を周知しました。	内部
369	老齢基礎年金の一部繰上げ決定誤りについて	確認・決定誤り	高知	南国	2008年 3月27日	2012年 12月26日	○お客様より、共済組合からの年金支給額について連絡があり、確認したところ、老齢基礎年金の一部繰上げの裁定誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金裁定時に、市町村共済の定額支給開始年齢が61歳であるにもかかわらず、確認不足より、60歳からの一部繰上げ請求書を受理したことによります。	1名	過払い	1,424,924	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 ○機構本部に取扱いを確認の上、関係書類一式を進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、繰上げ請求に係る取扱い及び共済の支給内容の確認を徹底するよう周知しました。	外部
370	共済年金加入者に係る老齢年金請求書の受理誤りについて	確認・決定誤り	滋賀	大津	2013年 1月24日	2013年 2月15日	○事務センターより、請求書の返戻があり、確認したところ、共済年金加入者に係る老齢年金請求書の受理誤りが判明しました。	○お客様より、老齢年金請求手続きに係る相談を受けた際に、共済組合期間を有する退職年金受給者であることなどを考慮し、本来、請求書は退職または65歳時に受理すべきところ、相談時に受理したものです。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。	○担当部署において、事象の説明を行い、共済組合を有している方の年金裁定請求書受付時における取扱いの確認の徹底を周知しました。	内部
371	老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りについて	確認・決定誤り	富山	富山	2006年 6月8日	2012年 3月8日	○機構本部より、再裁定関係書類について、連絡があり、確認したところ、老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金の裁定時に、農林共済組合期間の算入を誤り、本来、受給権発生日月日について、平成14年4月1日とすべきところ、65歳到達年月日により裁定したことによります。	1名	未払い	24,183	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを確認の上、訂正処理依頼書等関係書類一式を進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
372	老齢年金請求時における合算対象期間の算入誤りについて	確認・決定誤り	東京	江戸川	2012年 3月30日	2012年 9月10日	○年金事務所において、合算対象期間の取扱いについて、確認したところ、老齢年金請求時における合算対象期間の算入誤りが判明しました。	○お客様から老齢年金請求書に係る相談を受けた際に、海外在住期間に係る合算対象期間の取扱いを誤り、受給要件がないものとしたことによります。	1名	未払い	2,264,712	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○老齢年金裁定請求書を事務センターに進達し処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、合算対象期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
373	老齢年金裁定時における口座番号の確認誤りについて	確認・決定誤り	福井	福井	2012年 9月21日	2012年 12月20日	〇お客様より、年金が振込まれていないとの問合せがあり、確認したところ、老齢年金裁定時における口座番号の確認誤りが判明しました。	〇委託社会保険労務士が誤った口座番号が記載された老齢年金請求書を受付た際、預金通帳等を確認の上訂正依頼すべきところ、そのまま受理し処理を行ったことによります。	1名	未払い	74,900	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 〇担当者が訂正処理を行い、年金の支払を確認しました。	〇担当部署において、今回の事象を説明し、請求書等の受理時及び入力処理時の内容確認の徹底について周知を行いました。 〇社会保険労務士会に、今回の事象を連絡し、再発防止策の徹底について報告を受けました。	外部
374	老齢年金裁定時における受給権発生年月日の決定誤りについて	確認・決定誤り	愛知	豊川	1994年 5月12日	2013年 1月15日	〇紙とコンピューター記録の突合せ作業において、確認したところ、老齢年金裁定時における受給権発生年月日の決定誤りが判明しました。	〇お客様の老齢年金の裁定を行う際に、JR共済の退職共済年金の裁定状況について確認を怠り、本来、昭和62年3月を受給権発生年月日とすべきところ、平成2年7月としたことによります。	1名	未払い	372,421	〇担当者がそれぞれのお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 〇ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 〇訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	〇担当部署において、事象の説明を行い、年金裁定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部
375	配偶者加給年金の加算漏れについて	確認・決定誤り	大阪	吹田	1994年 12月29日	2012年 8月31日	〇機構本部より、再裁定関係書類の返戻があり、確認したところ、配偶者加給年金の加算漏れが判明しました。	〇お客様の老齢年金を裁定する際に、本来、配偶者加給金を加算すると入力すべきところ、誤って加算しないと入力したことによります。	1名	未払い	453,323	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 〇ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 〇関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	〇担当部署において、事象の説明を行い、配偶者を含む年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部
376	老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りについて	確認・決定誤り	栃木	事務センター	2012年 2月23日	2012年 5月25日	〇機構本部より、共済組合期間に係るの確認依頼があり、確認したところ、老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りが判明しました。	〇お客様の老齢年金の裁定を行う際に、JR共済組合期間について、共済からの年金を受けていることから、本来、合算対象期間とすべきところ、厚生年金期間として算入したことによります。	1名	過払い	4,472,502	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 〇ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 〇訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	〇担当部署において、事象の説明を行い年金裁定時の記録確認の徹底を周知しました。	内部
377	老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りについて	確認・決定誤り	東京	事務センター	2012年 11月1日	2012年 12月4日	〇機構本部より、共済組合期間について連絡があり、確認したところ、老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りが判明しました。	〇お客様の老齢年金の裁定を行う際に、JR共済期間の算入を誤り、本来、厚生期間として裁定すべきところ、共済期間として裁定したことによります。	1名	未払い	5,700	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 〇ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 〇関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	〇担当部署において、事象の説明を行い、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部
378	老齢年金の繰下げ請求書の受理誤りについて	確認・決定誤り	長野	事務センター	2013年 1月10日	2013年 2月12日	〇お客様より、繰下げ請求について問合せがあり、確認したところ、老齢年金の繰下げ請求書の受理誤りが判明しました。	〇お客様の老齢年金裁定時に、繰下げ請求を希望することから、待機者として処理すべきところ、65歳からの老齢年金を裁定したことによります。	1名	—	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 〇機構本部に取扱いを確認の上、関係書類一式を進達し訂正処理を確認しました。	〇担当部署において、事象の説明を行い、繰下げ請求に係る取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	外部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
379	年金受給権者住所・支払機関変更届の確認誤りについて	確認・決定誤り	兵庫	西宮	2012年 6月19日	2012年 8月9日	○金融機関より、年金が振込不能となった原因について確認依頼があり、確認したところ、年金受給権者住所・支払機関変更届の確認誤りが判明しました。	○支払機関変更届を処理する際、支店コード番号を誤って記載し処理したことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、年金の支払を確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、入力処理時及びダブルチェック時の内容確認の徹底について周知を行いました。	外部
380	老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りについて	確認・決定誤り	青森	弘前	1996年 3月14日	2012年 9月18日	○事務センターより、遺族年金請求書の返戻があり、確認したところ、老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金の裁定を行う際に、農林共済組合期間について、退職共済年金を受けていることから、本来、合算対象期間とすべきところ、共済組合期間として算入したことによります。	1名	過払い	184,330	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
381	老齢年金の繰上げ請求書の受理誤りについて	確認・決定誤り	山形	米沢	2012年 8月22日	2012年 11月21日	○お客様より、共済年金からの年金支給額について連絡があり、確認したところ、老齢基礎年金の一部繰上げの裁定誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金裁定時に、警察共済の定額支給開始年齢に係る確認を漏らし、繰上げ請求書を受理したことによります。 ○委託社会保険労務士の確認不足によるものです。	1名	過払い	281,832	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、繰下げ請求の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。 ○社会保険労務士会に再発防止策の徹底を図るよう連絡しました。	外部
382	老齢年金裁定時における厚生年金期間の算入誤りについて	確認・決定誤り	徳島	徳島南	1981年 1月31日	2012年 11月9日	○事務センターより、お客様の配偶者の遺族年金を裁定した際に、確認したところ、お客様の老齢年金裁定時における厚生年金期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金の裁定を行う際に、厚生年金期間の算入を誤り、同月に取得と喪失のあった1ヵ月分を含めずに裁定したことによります。	1名	未払い	45,395	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部
383	老齢年金裁定時の戦時加算の算入漏れについて	確認・決定誤り	北海道	札幌東	1989年 8月3日	2013年 1月21日	○配偶者の遺族年金の裁定処理を行った際に、確認したところ、老齢年金裁定時の戦時加算の算入漏れが判明しました。	○老齢年金の裁定を行う際に、本来、船員保険記録にかかる戦時加算を登録すべきところ、登録を漏らしたことによります。	1名	未払い	2,868,387	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し処理完了を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部
384	老齢年金裁定時における厚生年金保険期間の算入誤りについて	確認・決定誤り	高知	幡多	1989年 6月頃	2012年 8月13日	○年金事務所において、処理済書類等の再点検を行い確認したところ、老齢年金裁定時における厚生年金期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の新たに判明した厚生年金記録について、共済組合期間に移管済みであるにもかかわらず、厚生年金期間として算入し老齢年金を裁定したことによります。	1名	過払い	4,775,833	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
385	老齢年金 裁定時に おける共 済組合期 間の算入 誤りにつ いて	確 認 ・ 決 定 誤 り	山口	岩国	2006年 3月9日	2012年 11月9日	○機構本部より、再裁定関係書類について、連絡があり、確認したところ、老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金の裁定を行う際に、農林共済組合期間の算入を誤り、本来、受給権発生年月日について、平成14年4月1日とすべきところ、65歳到達年月日により裁定したことによります。	1名	未払い	48,002	○担当者がそれぞれのお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金裁定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内 部
386	老齢年金 裁定時における 厚生年金期間の算入 誤りにつ いて	確 認 ・ 決 定 誤 り	宮城	事務 センター	2012年 12月6日	2012年 12月21日	○お客様より、年金の支払額について問合せがあり、確認したところ、老齢年金裁定時における厚生年金期間の算入誤りが判明しました。	○老齢年金の裁定を行った際に、厚生年金期間があるにもかかわらず、厚生年金を不要とする入力を行い裁定したことによります。	1名	未払い	59,016	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、脱退手当金や年金分割記録等の確認を徹底するよう周知しました。	外 部
387	老齢年金 裁定時の 受給権発 生年月日 決定誤り について	確 認 ・ 決 定 誤 り	鳥取	米子	1992年 7月頃	2013年 1月7日	○機構本部より、再裁定関係書類について返戻があり、確認したところ、老齢年金裁定時の受給権発生年月日決定誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金の請求手続きを行った際に、受給権発生年月日については、本来、平成4年7月とすべきところ、国民年金保険料の納付年月日である平成4年6月としたことによります。	1名	過払い	66,133	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、受給権発生年月日の取扱いの確認の徹底を周知しました。	内 部
388	年金受給 権者住所・ 支払機関 変更届の 確認誤り について	確 認 ・ 決 定 誤 り	宮城	事務 センター	2012年 10月17日	2012年 12月19日	○A様より、届出していないにもかかわらず、住所及び支払機関が変更されているとの問合せがあり、確認したところ、年金受給権者住所・支払機関変更届の確認誤りが判明しました。	○B様より住所・支払機関変更届を受付た際、B様の基礎年金番号が不明であったため、氏名索引を行ったところ、確認不足により、誤って同姓同名・同一生年月日のA様の基礎年金番号を記載し処理したことによります。	2名	その他	336,066	○担当者がB様にお詫びの上、未払いの年金を至急振込させていた だく旨説明し、了承を得ました。 ○担当者がA様にお詫びの上、過払い分の年金の返納について説明し、了承を得ました。 ○A様より返納方法申出書を受理し、機構本部へ進達しました。 ○記録補正処理を行い、B様の年金の支払を確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、お客様の基礎年金番号を氏名索引する際には、氏名・住所等の確認について徹底するよう周知を行いました。	外 部
389	厚生年金 通算老齢 年金の受 給要件確 認誤りに ついて	確 認 ・ 決 定 誤 り	青森	青森	2012年 12月12日	2013年 4月10日	○機構本部より、老齢年金請求書等の返戻があり、確認したところ、厚生年金通算老齢年金の受給要件確認誤りが判明しました。	○お客様の新たな年金記録が判明した際に、厚生年金加入期間の確認を誤り、本来、受給要件がないにもかかわらず、厚生年金通算老齢年金の請求書を受理したことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承いただくようお願いしました。 ○不支給決定通知書をお渡ししました。	○担当部署において、事象の説明を行い、受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	内 部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
390	老齢年金 の支給停 止誤りに ついて	確 認 ・ 決 定 誤 り	東京	新宿	2008年 6月16日	2011年 2月7日	〇お客様より、年金の受取に係る問 合せがあり、確認したところ、老齢年 金の支給停止誤りが判明しました。	〇お客様から年金相談を受けた際 に、年金停止に係る説明を誤り、年金 の受取を辞退するための届書を受理 したことによります。 〇街角の年金相談センター職員の確 認不足によるものです。	1名	未払い	3,416,584	〇担当者がお客様にお詫びの上説 明し、了承を得ました。 〇機構本部に取扱いを協議し、訂 正処理可能との回答がありました。 〇関係書類一式を機構本部に進達 し訂正処理を確認しました。	〇担当部署において、事象の説明 を行い、年金受給者の申出による 支給停止に係る取扱いの確認を徹 底するよう周知しました。 〇社会保険労務士会に再発防止策 の徹底を図るよう連絡しました。	外部
391	老齢年金 の繰下げ 請求書の 受理誤り について	確 認 ・ 決 定 誤 り	埼玉	事務 センター	2012年 6月26日	2012年 8月2日	〇お客様より、年金証書の金額につ いて問合せがあり、確認したところ、老 齢年金の繰下げ請求書の受理誤りが 判明しました。	〇お客様の老齢年金裁定時に、68 歳からの繰下げ請求の希望があつた にもかかわらず、繰下げ請求書では なく、65歳に遡及した支払を行うと した請求書を受理したことによります。 〇市町村役場の職員の確認不足によ るものです。	1名	未払い	2,765,103	〇市町村役場の担当者がお客様に お詫びの上説明し、了承を得まし た。 〇機構本部に取扱いを協議し、訂 正処理可能との回答がありました。 〇関係書類一式を機構本部に進達 し訂正処理を確認しました。	〇市町村役場に再発防止策の徹底 を図るよう連絡しました。	外部
392	年金受給 選択申出 書の受理 誤りにつ いて	確 認 ・ 決 定 誤 り	埼玉	大宮	2012年 6月21日	2012年 10月12日	〇お客様より、年金の選択結果につ いて問合せがあり、確認したところ、年 金受給選択申出書の受理誤りが判明 しました。	〇お客様の老齢年金と障害年金に係 る年金受給選択申出書を受理した際 に、本来、老齢年金を希望していたに 関わらず、障害年金を選択するとし た届書を受理したことによります。	1名	その他	597,548	〇担当者がお客様にお詫びの上説 明し、了承を得ました。 〇ブロック本部に取扱いを協議し、 訂正処理可能との回答がありまし た。 〇関係書類一式を機構本部に進達 し訂正処理の完了を確認しました。	〇担当部署において、事象の説明 を行い、年金受給選択申出書の取 扱いの確認を徹底するよう周知しま した。	外部
393	老齢年金 の繰上げ 請求書の 受理誤り について	確 認 ・ 決 定 誤 り	神奈川	横浜中	2012年 4月17日	2012年 8月8日	〇お客様より、共済年金からの年金 支給額について連絡があり、確認した ところ、老齢年金の繰上げ請求書の 受理誤りが判明しました。	〇お客様の老齢年金裁定時に、退職 共済年金の定額支給開始年齢の確 認を漏らし、繰上げ請求書を受理した ことによります。	1名	過払い	110,100	〇担当者がお客様にお詫びの上説 明し、了承を得て返納方法申出書 を受理しました。 〇ブロック本部に取扱いを協議し、 訂正処理可能との回答がありまし た。 〇関係書類一式を機構本部に進達 し訂正処理を確認しました。	〇担当部署において、事象の説明 を行い、繰上げ請求に係る取扱い 及び共済の支給内容の確認を徹底 するよう周知しました。	外部
394	年金請求 書受付時 における 添付書類 の確認漏 れにつ いて	確 認 ・ 決 定 誤 り	香川	高松西	2013年 4月24日	2013年 4月30日	〇お客様より、年金請求について問合 せがあり、確認したところ、年金請求 書受付時における添付書類の確認漏 れが判明しました。	〇お客様の遺族年金等の請求手続き を行った際に、振込先金融機関を確 認する添付書類について、金融機関 名等が確認できない不備のものを受 理したことによります。 〇委託社会保険労務士の確認不足 によるものです。	1名	—	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説 明し、了承を得ました。 〇お客様より、添付書類を受理し請 求に係る処理を行いました。	〇担当部署において、事象の説明 を行い、添付書類等の取扱いを確 認し周知徹底しました。 〇社会保険労務士会に再発防止策 の徹底を図るよう連絡しました。	外部
395	老齢年金 裁定時 における 受給権発 生年月日 の決定誤 りにつ いて	確 認 ・ 決 定 誤 り	大分	別府	2008年 7月31日	2012年 1月17日	〇紙とコンピューター記録の突合せ作 業において、確認したところ、老齢年 金裁定時における受給権発生年月日 の決定誤りが判明しました。	〇お客様の記録判明に伴い老齢年 金の裁定を行う際に、本来、60歳到 達時点を受給権発生年月日とすべき ところ、平成2年7月としたことによ ります。	1名	未払い	394,304	〇担当者がお客様にお詫びの上説 明し、了承を得ました。 〇ブロック本部に取扱いを協議し、 訂正処理可能との回答がありまし た。 〇関係書類一式を機構本部に進達 し訂正処理を確認しました。	〇担当部署において、事象の説明 を行い、旧法年金の受給権発生年 月日の取扱いについて、確認を徹 底するよう周知しました。	内部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生日月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
396	老齢年金 裁定時に おける厚 生年金保 険期間の 算入誤り について	確認・ 決定誤 り	東京	江戸川	2012年 9月13日	2012年 9月24日	〇お客様の遺族年金裁定時に、確認したところ、老齢年金裁定時における厚生年金期間の算入誤りが判明しました。	〇お客様の新たに判明した厚生年金記録について、農林共済組合に移管済みであるにもかかわらず、厚生年金期間として算入し老齢年金を裁定したことによります。	1名	過払い	477,793	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 〇訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	〇担当部署において、事象の説明を行い年金裁定時の記録確認の徹底を周知しました。	内部
397	老齢年金 裁定時の 合算対象 期間の算 入誤りによる 裁定誤り について	確認・ 決定誤 り	栃木	栃木	2005年 3月24日	2012年 6月20日	〇機構本部より、再裁定関係書類の返戻があり、確認したところ、老齢年金裁定時の合算対象期間の算入誤りによる裁定誤りが判明しました。	〇お客様の老齢年金の裁定を行う際に、昭和36年4月1日以前の厚生年金期間が1年未満にもかかわらず、合算対象として算入し、受給要件を満たしていないにもかかわらず、老齢年金を裁定したことによります。	1名	過払い	960,690	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 〇訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	〇担当部署において、事象の説明を行い年金裁定時の記録確認の徹底を周知しました。	内部
398	老齢年金 裁定時に おける共 済組合期 間の算入 誤りについ て	確認・ 決定誤 り	長野	事務 センター	2007年 11月8日	2012年 11月8日	〇お客様から一時金を受け取った期間が年金に反映されているとの申出があり、確認したところ、老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りが判明しました。	〇お客様の老齢年金の裁定を行う際に、共済組合期間について、退職一時金を受けていることから、本来、合算対象期間とすべきところ、共済組合期間として算入したことによります。	1名	過払い	6,300	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 〇訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	〇担当部署において、事象の説明を行い年金裁定時の記録確認の徹底を周知しました。	外部
399	老齢年金 裁定時に おける共 済組合期 間の算入 誤りについ て	確認・ 決定誤 り	東京	事務 センター	2013年 2月28日	2013年 3月12日	〇お客様より、裁定状況について、連絡があり、確認したところ、老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りが判明しました。	〇お客様の老齢年金の裁定を行う際に、年金加入期間確認通知書の確認不足より、市町村共済組合期間の算入を誤り、共済期間組合期間の一部を含めず裁定したことによります。	1名	未払い	7,367	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 〇ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 〇関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	〇担当部署において、事象の説明を行い年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	外部
400	老齢年金 の繰下げ 請求書の 受理誤り について	確認・ 決定誤 り	東京	事務 センター	2013年 1月10日	2013年 3月1日	〇お客様より、繰下げ請求について問合せがあり、確認したところ、老齢年金の繰下げ請求書の受理誤りが判明しました。	〇お客様の老齢年金裁定時に、繰下げ請求を希望することから、待機者として処理すべきところ、65歳からの老齢年金を裁定したことによります。	1名	過払い	470,578	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 〇ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 〇関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	〇担当部署において、事象の説明を行い、繰下げ請求に係る取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	外部
401	老齢年金 裁定時に おける共 済組合期 間の算入 誤りについ て	確認・ 決定誤 り	北海道	留萌	2002年 8月22日	2012年 11月14日	〇事務センターより、遺族年金関係書類について返戻があり、確認したところ、老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りが判明しました。	〇お客様の老齢年金の裁定を行う際に、共済組合期間について、退職一時金を受けていることから、本来、合算対象期間とすべきところ、共済組合期間として算入したことによります。	1名	過払い	342,702	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 〇訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	〇担当部署において、事象の説明を行い、共済加入期間確認通知書の確認の徹底を周知しました。	内部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
402	老齢年金 裁定時 における共 済組合期 間の算入 誤りにつ いて	確 認・ 決 定 誤 り	鹿児島	鹿児島南	1989年 12月頃	2012年 6月13日	〇お客様の遺族年金請求に係る手続 を行った際に、確認したところ、老 齢年金裁定時における共済組合期間 の算入誤りが判明しました。	〇お客様の老齢年金の裁定を行う際 に、移管済みの農林共済組合期間に ついて、本来、共済年金期間とすべ きところ、厚生年金期間として算入 したことによります。	1名	過払い	664,273	〇担当者がお客様にお詫びの上説 明し、了承を得て返納方法申出書 を受理しました。 〇関係書類一式を機構本部に進達 し訂正処理を確認しました。	〇担当部署において、事象の説明 を行い年金裁定時の記録確認の徹 底を周知しました。	内 部
403	年金受給 選択申出 書の受理 誤りにつ いて	確 認・ 決 定 誤 り	埼玉	春日部	2012年 7月20日	2012年 10月29日	〇お客様より、年金の支払額につ いて問合せがあり、確認したところ、 年金受給選択申出書の受理誤りが判 明しました。	〇お客様の老齢年金と遺族年金に係 る年金受給選択申出書を受理した際 に、本来、基金からの支払を考慮し た選択を行うべきところ、記載方法 の説明を誤り不利な年金受給選択申 出書を受理したことによります。	1名	その他	547,449	〇担当者がお客様にお詫びの上説 明し、了承を得ました。 〇ブロック本部に取扱いを協議し、 訂正処理可能との回答がありまし た。 〇関係書類一式を機構本部に進達 し訂正処理の完了を確認しました。	〇担当部署において、事象の説明 を行い、年金受給選択申出書の取 扱いの確認を徹底するよう周知しま した。	外 部
404	老齢年金 受付時の 合算対象 期間の算 入誤りに ついて	確 認・ 決 定 誤 り	群馬	前橋	2010年 12月7日	2012年 4月13日	〇事務センターより、老齢年金裁定請 求書の返戻があり、確認したところ、 老齢年金受付時の合算対象期間の算 入誤りが判明しました。	〇お客様の老齢年金の請求手続を行 った際に、本来、合算対象期間とな らない20歳前の期間について、合算 対象期間として、請求書を受理した ことによります。	1名	—	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説 明し、了承を得ました。 〇お客様に国民年金の任意加入を 説明しました。	〇担当部署において、事象の説明 を行い、合算対象期間の取扱いを 確認し周知徹底しました。	内 部
405	老齢年金 裁定時の 国民年金 第3号被 保険者期 間の算入 誤りにつ いて	確 認・ 決 定 誤 り	千葉	千葉	2008年 5月15日	2013年 2月22日	〇お客様の年金相談を行った際に、 老齢年金裁定時の国民年金第3号被 保険者期間の算入誤りが判明しまし た。	〇お客様の老齢年金の請求手続を行 った際に、配偶者の厚生年金未加 入期間について、国民年金第3号被 保険者期間となっていたため修正処 理を行うべきところ、処理を漏らした ことによります。	1名	過払い	54,358	〇担当者がお客様にお詫びの上説 明し、了承を得て返納方法申出書 を受理しました。 〇訂正処理依頼書等関係書類一 式を機構本部に進達し訂正処理を 確認しました。	〇担当部署において、事象の説明 を行い、配偶者を含む年金記録の 確認の徹底を周知しました。	内 部
406	老齢基礎 年金の一 部繰上げ 決定誤り について	確 認・ 決 定 誤 り	栃木	事務 センター	2007年 12月18日	2013年 1月16日	〇お客様より、年金支給額について連 絡があり、確認したところ、老齢基礎 年金の一部繰上げの裁定誤りが判明 しました。	〇お客様の老齢年金裁定時に、NTT 共済の定額支給開始年齢が60歳で あるにもかかわらず、確認不足より、 64歳からの一部繰上げ請求書を受 理したことによります。	1名	過払い	1,137,550	〇担当者がお客様にお詫びの上説 明し、了承を得て返納方法申出書 を受理しました。 〇ブロック本部に取扱いを協議し、 訂正処理可能との回答がありまし た。 〇関係書類一式を機構本部に進達 し訂正処理を確認しました。	〇担当部署において、事象の説明 を行い、繰上げ請求に係る取扱い 及び共済の支給内容の確認を徹底 するよう周知しました。	外 部
407	老齢年金 請求時の 合算対象 期間の算 入誤りに ついて	確 認・ 決 定 誤 り	東京	港	2012年 8月6日	2013年 3月4日	〇お客様より、年金請求書の返戻に ついて問合せがあり、確認したところ、 老齢年金請求時の合算対象期間の算 入誤りが判明しました。	〇お客様の老齢年金の請求手続を行 った際に、合算対象期間について、 本来、夜間制学部については対象と ならないにもかかわらず、対象になる として請求書を受理したことにより ます。また、国民年金の後納制度に係 る説明時にも誤りに気が付かなか ったものです。	1名	—	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説 明し、了承を得ました。 〇お客様に国民年金の任意加入に ついて説明しました。	〇担当部署において、事象の説明 を行い、年金記録の確認を徹底す るよう周知しました。	外 部

整理 番号	件名	事 故 等 の 区 分	県名	事務所名	発生日月日	判明日月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
408	老齢年金 裁定時に おける共 済組合期 間の算入 誤りにつ いて	確 認 ・ 決 定 誤 り	宮崎	延岡	2005年 12月31日	2013年 3月1日	○機構本部より、再裁定関係書類について、連絡があり、確認したところ、老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金の裁定を行う際に、農林共済期間の算入を誤り、本来、受給権発生日月日について、平成14年4月1日とすべきところ、65歳到達年月日により裁定したことによります。	1名	未払い	46,800	○担当者がそれぞれのお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金裁定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内 部
409	老齢年金 裁定時の 国民年金 期間の算 入誤りに ついて	確 認 ・ 決 定 誤 り	兵庫	三宮	1999年 1月14日	2012年 11月27日	○機構本部より、再裁定関係書類について返戻があり、確認したところ、老齢年金裁定時の国民年金期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金の請求手続きを行った際に、年金の受給権発生後の期間にもかかわらず、国民年金保険料免除期間として算入したことによります。	1名	過払い	14,500	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金記録の確認の徹底を周知しました。	内 部
410	老齢年金 裁定時に おける共 済組合期 間の算入 誤りにつ いて	確 認 ・ 決 定 誤 り	愛媛	松山東	1999年 1月7日	2013年 2月8日	○機構本部より、共済組合期間に係るの確認依頼があり、確認したところ、老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金の裁定を行う際に、共済組合期間について、退職一時金を受けていることから、本来、合算対象期間とすべきところ、共済組合期間として算入したことによります。	1名	過払い	71,130	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い年金裁定時の記録確認の徹底を周知しました。	内 部
411	国民年金 第3号被 保険者期 間に係る 老齢年金 の裁定誤 りについて	確 認 ・ 決 定 誤 り	長野	事務 センター	2012年 11月10日	2013年 3月13日	○機構本部より、再裁定関係書類について返戻があり、確認したところ、国民年金第3号被保険者期間に係る老齢年金の裁定誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金の請求手続きを行った際に、国民年金第3号被保険者期間については、届出の翌月より年金支給となるにもかかわらず、遡及した支給を行っていたものです。	1名	過払い	832,108	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、国民年金第3号被保険者期間の取扱いを確認し周知徹底しました。	内 部
412	年金受給 権者住所・ 支払機関 変更届の 確認誤り について	確 認 ・ 決 定 誤 り	和歌山	和歌山西	2013年 3月14日	2013年 4月10日	○お客様の代理人より、振込通知書が届いたが、受取金融機関名が相違しているとの問合せがあり、確認したところ、年金受給権者住所・支払機関変更届の確認誤りが判明しました。	○支払機関変更届を処理する際、金融機関コードを誤って記載し処理したことによります。	1名	未払い	76,033	○担当者がお客様の代理人にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、年金の支払を確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、入力処理時及びダブルチェック時の内容確認の徹底について周知を行いました。	外 部
413	老齢年金 の繰上げ 請求書の 受理誤り について	確 認 ・ 決 定 誤 り	秋田	秋田	2013年 1月9日	2013年 3月28日	○市町村共済組合より、年金支給額について連絡があり、確認したところ、老齢年金の繰上げ請求書の受理誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金裁定時に、市町村共済からの退職共済年金の定額支給開始年齢の確認を漏らし、繰上げ請求書を受理したことによります。	1名	過払い	114,483	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、繰上げ請求に係る取扱い及び共済の支給内容の確認を徹底するよう周知しました。	外 部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
414	年金受給選択申出書の受理誤りについて	確認・決定誤り	兵庫	加古川	2012年 2月2日	2012年 7月25日	〇お客様の代理人より、年金の選択結果について問合せがあり、確認したところ、年金受給選択申出書の受理誤りが判明しました。	〇お客様の老齢年金と障害年金に係る年金受給選択申出書を受理した際に、本来、選択申出書については、特別支給の老齢厚生年金の受給権発生時と障害者特例該当時のそれぞれ必要にもかかわらず、一部の申出書のみ受理したことによります。	1名	その他	286,265	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 〇機構本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 〇関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理の完了を確認しました。	〇担当部署において、事象の説明を行い、年金受給選択申出書の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	外部
415	老齢年金裁定時の国民年金期間の算入誤りについて	確認・決定誤り	東京	千代田	2008年 7月24日	2012年 8月10日	〇機構本部より、再裁定関係書類の返戻があり、確認したところ、老齢年金裁定時の国民年金期間の算入誤りが判明しました。	〇お客様の旧法の通算老齢年金を裁定する際に、国民年金期間の算入を漏らし裁定したことによります。	1名	未払い	1,986,891	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 〇機構本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 〇訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	〇担当部署において、事象の説明を行い、年金裁定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部
416	老齢年金裁定時における受給権発生年月日の決定誤りについて	確認・決定誤り	兵庫	姫路	1988年 5月23日	2012年 9月24日	〇機構本部より、再裁定関係書類の返戻があり、確認したところ、老齢年金裁定時における受給権発生年月日の決定誤りが判明しました。	〇お客様の通算老齢年金の裁定を行う際に、共済期間の確認を漏らし、本来、60歳到達時点である昭和60年5月を受給権発生年月日とすべきところ、昭和62年4月としたことによります。	1名	未払い	63,790	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 〇機構本部に取扱いを確認の上、関係書類一式を進達し訂正処理を確認しました。	〇担当部署において、事象の説明を行い、年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
417	老齢年金の繰上げ請求書の受理誤りについて	確認・決定誤り	兵庫	東灘	2012年 5月28日	2012年 6月25日	〇お客様より、年金支給額について連絡があり、確認したところ、老齢年金の繰上げ請求書の受理誤りが判明しました。	〇お客様より、繰上げ請求に係る年金相談を受けた際に、年金受給額の試算を誤り説明し、お客様の希望でない繰上げ請求を受理したことによります。	1名	過払い	49,983	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 〇機構本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 〇関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	〇担当部署において、事象の説明を行い、繰上げ請求に係る額試算の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	外部
418	年金請求書(65歳はがき)の受理漏れについて	確認・決定誤り	奈良	桜井	2012年 12月17日	2013年 4月15日	〇お客様より、年金の支払状況について、連絡があり、確認したところ、年金請求書(65歳はがき)の受理漏れが判明しました。	〇お客様より老齢年金に係る相談を受けた際に、年金請求書(65歳はがき)の未提出者であることから、請求書を受理すべきところ受理を漏らしたことによります。 〇委託社会保険労務士の確認不足によるものです。	1名	未払い	707,699	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て請求書を受理しました。 〇関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	〇担当部署において、事象の説明を行い65歳時点での年金請求書の取扱いの確認の徹底を周知しました。 〇社会保険労務士会に再発防止策の徹底を図るよう連絡しました。	内部
419	老齢年金裁定時における国民年金免除期間の算入誤りについて	確認・決定誤り	北海道	旭川	2003年 10月9日	2012年 8月1日	〇紙台帳とコンピューター記録の突合せ作業において、記録を確認したところ、老齢年金裁定時における国民年金保険料免除期間の算入誤りが判明しました。	〇お客様の老齢年金の請求手続きを行った際に、国民年金の任意加入期間にもかかわらず、保険料免除期間として算入したことによります。	1名	過払い	163,344	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 〇訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	〇担当部署において、事象の説明を行い、配偶者を含む年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
420	老齢年金 裁定の特 別一時金 受給者に 係る記録 訂正誤り について	確認・ 決定誤 り	愛知	中村	2003年 10月23日	2013年 2月25日	○事務センターで、遺族年金裁定請求書の審査を行った際に、老齢基礎年金裁定の特別一時金受給者に係る記録訂正誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金の請求手続きを行った際に、本来、特別一時金受給者については、受給期間に係る記録の訂正処理を行うべきところ、処理を漏らしたことにあります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。なお、障害年金を選択していることより、影響額は発生していません。	○担当部署において、事象の説明を行い、特別一時金受給状態など記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部
421	老齢年金 の繰下げ 請求書の 受理誤り について	確認・ 決定誤 り	東京	府中	2009年 3月10日	2010年 11月10日	○お客様より、繰下げ請求について問合せがあり、確認したところ、老齢年金の繰下げ請求書の受理誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金裁定時に、70歳までの繰下げを希望することから、待機者として処理すべきところ、受付時点での繰下げ請求書を受理したことにあります。	1名	過払い	1,520,141	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、繰下げ請求に係る取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	外部
422	老齢年金 裁定時に おける合 算対象期 間の算入 誤りにつ いて	確認・ 決定誤 り	東京	府中	1997年 6月5日	2012年 9月7日	○機構本部より、再裁定関係書類の返戻があり、確認したところ、老齢年金裁定時における合算対象期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金の裁定を行う際に、合算対象期間の算入を漏らし、本来、合算対象期間を含め300月を満たした時点で受給権発生年月日とすべきところ、含めず裁定したことにあります。	1名	未払い	1,261,866	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金記録の確認及び合算対象期間の取扱いの確認の徹底を周知しました。	内部
423	老齢年金 請求時の 添付書類 の受理誤 りについて	確認・ 決定誤 り	東京	府中	2013年 3月6日	2013年 3月6日	○お客様より、老齢年金請求時の説明について問合せがあり、確認したところ、老齢年金請求時の添付書類の受理誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金の請求手続きを行った際に、加給年金等の対象者がいないことから、本来、不要である戸籍等の添付書類を必要と説明し受理したことにあります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承いただくようお願いしました。 ○誤って受理した添付書類をお返ししました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金請求時の添付書類の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	外部
424	老齢年金 裁定時に おける旧 令共済期 間の算入 誤りにつ いて	確認・ 決定誤 り	北海道	釧路	2001年 11月1日	2012年 11月13日	○機構本部より、再裁定関係書類の返戻があり、確認したところ、老齢年金裁定時における旧令共済期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金の裁定を行う際に、旧令共済期間の算入を漏らし、本来、旧令共済期間を含め240月を満たした時点で受給権発生年月日とすべきところ、含めず裁定したことにあります。	1名	未払い	186,362	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金記録の確認及び受給要件の取扱いの確認の徹底を周知しました。	内部
425	老齢年金 裁定時の 受給要件 確認誤り について	確認・ 決定誤 り	長崎	諫早	1988年 2月14日	2012年 8月10日	○お客様の遺族年金請求に係る手続きを行った際に、確認したところ、老齢年金裁定時の受給要件確認誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金の裁定を行う際に、配偶者の共済組合期間について、本来、合算対象期間として、新法の老齢年金を裁定すべきところ、本人の共済組合期間として旧法の通算老齢年金を裁定したことにあります。	1名	未払い	82,884	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 ○裁定請求書を受理し処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い年金裁定時の記録確認の徹底を周知しました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
426	老齢年金 裁定時の 国民年金 第3号被 保険者期 間の算入 誤りにつ いて	確認・ 決定誤 り	兵庫	尼崎	1998年 8月21日	2013年 2月21日	〇お客様の遺族年金の請求手続きを行った際に、老齢年金裁定時の国民年金第3号被保険者期間の算入誤りが判明しました。	〇お客様の老齢年金の請求手続きを行った際に、配偶者の厚生年金未加入期間について、国民年金第3号被保険者期間となっていたため修正処理を行うべきところ、処理を漏らしたことによります。	1名	過払い	41,275	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 〇訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	〇担当部署において、事象の説明を行い、配偶者を含む年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
427	老齢年金 裁定時における 共済組合期 間の算入 誤りにつ いて	確認・ 決定誤 り	千葉	幕張	1998年 2月19日	2012年 1月20日	〇機構本部より、再裁定関係書類について連絡があり、確認したところ、老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りが判明しました。	〇お客様の老齢年金の裁定を行う際に、共済組合期間について、共済からの年金を受けていることから、本来、合算対象期間とすべきところ、共済組合期間として算入したことによります。	1名	過払い	2,687,802	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 〇訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	〇担当部署において、事象の説明を行い年金裁定時の記録確認の徹底を周知しました。	内部
428	老齢年金 裁定時の 国民年金 第3号被 保険者期 間の算入 誤りにつ いて	確認・ 決定誤 り	千葉	千葉	2003年 12月18日	2013年 3月6日	〇お客様の遺族年金の請求手続きを行った際に、老齢年金裁定時の国民年金第3号被保険者期間の算入誤りが判明しました。	〇お客様の老齢年金の請求手続きを行った際に、配偶者の共済年金未加入期間について、国民年金第3号被保険者期間となっていたため修正処理を行うべきところ、処理を漏らしたことによります。	1名	過払い	312,817	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 〇訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	〇担当部署において、事象の説明を行い、配偶者を含む年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
429	老齢年金 裁定時の 国民年金 第3号被 保険者期 間の算入 誤りにつ いて	確認・ 決定誤 り	千葉	千葉	1997年 8月14日	2013年 1月15日	〇お客様の遺族年金の請求手続きを行った際に、老齢年金裁定時の国民年金第3号被保険者期間の算入誤りが判明しました。	〇お客様の老齢年金の請求手続きを行った際に、配偶者の厚生年金未加入期間に対する国民年金第3号被保険者期間については、修正処理を行うべきところ、処理を漏らしたことによります。	1名	—	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 〇訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。同月に任意加入による納付があることから、影響額は発生していません。	〇担当部署において、事象の説明を行い、配偶者を含む年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
430	老齢年金 裁定時の 国民年金 第3号被 保険者期 間の算入 誤りにつ いて	確認・ 決定誤 り	東京	港	2003年 7月28日	2012年 8月16日	〇お客様の遺族年金の請求手続きを行った際に、老齢年金裁定時の国民年金第3号被保険者期間の算入誤りが判明しました。	〇お客様の老齢年金の請求手続きを行った際に、配偶者の厚生年金未加入期間について国民年金第3号被保険者期間となっていたため、修正処理を行うべきところ、処理を漏らしたことによります。	1名	過払い	2,551,576	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 〇訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	〇担当部署において、事象の説明を行い、配偶者を含む年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
431	老齢年金 の繰上げ 請求書の 受理誤り について	確認・ 決定誤 り	神奈川	港北	2012年 12月3日	2013年 3月18日	〇お客様より、繰上げ請求の処理について連絡があり、確認したところ、老齢年金の繰上げ請求書の受理誤りが判明しました。	〇お客様より、繰上げ請求に係る年金相談を受けた際に、お客様は一部繰上げを希望であったにもかかわらず、全部繰上げの請求書を受理したことによります。	1名	過払い	23,250	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 〇ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 〇関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	〇担当部署において、事象の説明を行い、繰上げ請求に係る取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	外部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
432	老齢年金 裁定時の 受給要件 確認誤り について	確認・ 決定誤り	東京	大田	1989年 7月20日	2013年 1月29日	○お客様の配偶者死亡に係る手続きを行った際に、確認したところ、老齢年金裁定時の受給要件確認誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金の裁定を行う際に、旧法の共済退職年金を受けていることから、本来、通算老齢年金を裁定すべきところ、新法の老齢年金を裁定したことによります。	1名	未払い	1,035,605	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 ○裁定請求書を受理し処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い年金裁定時の記録確認の徹底を周知しました。	内部
433	老齢年金 の受給要件 確認誤り について	確認・ 決定誤り	岡山	倉敷東	2012年 2月13日	2013年 1月31日	○年金事務所で、受理した脱退手当金請求書を確認したところ、老齢年金の受給要件確認誤りが判明しました。	○お客様から年金相談を受けた際に、通算対象期間の確認を誤り、本来、旧法の厚生年金保険通算老齢年金の請求書を受理すべきところ、誤って脱退手当金の請求書を受理したことによります。	1名	未払い	284,700	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金記録の確認及び受給要件の取扱いの確認の徹底を周知しました。	内部
434	老齢年金 の繰上げ 請求書の 受理誤り について	確認・ 決定誤り	大阪	東大阪	2012年 3月6日	2012年 5月14日	○お客様より、年金支給額について連絡があり、確認したところ、老齢年金の繰上げ請求書の受理誤りが判明しました。	○街角の年金相談センターにおいて、お客様は厚生年金のみの加入であり、定額発生以降の受付であることなどから、繰上げ請求による年金額の増額が望めないにもかかわらず、繰上げ請求書を受理したことによります。	1名	未払い	33,755	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、繰上げ請求に係る取扱いの確認を徹底するよう周知しました。 ○社会保険労務士会に再発防止策の徹底を図るよう連絡しました。	外部
435	繰上げ請求 書の受理 誤りに ついて	確認・ 決定誤り	愛知	笠寺	2012年 4月23日	2012年 6月7日	○機構本部とおお客様の対応について協議した際に、繰上げ請求書の受理誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金裁定時に、繰上げ請求についての説明漏れの疑いがあったことから、本来、ブロック本部又は機構本部に繰上げ請求の遡及受付に係る確認を行うべきところ、確認を漏らし繰上げ請求書を受理したことによります。	1名	過払い	64,169	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承いただくようお願いしました。 ○機構本部に取扱いを協議し、訂正処理不可能との回答がありました。 ○繰上げ請求の取消及び過払いの返納に係る関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、繰上げ請求に係る取扱いの確認の徹底を周知しました。	内部
436	老齢年金 裁定時 における 通算対象 期間の算 入誤りに ついて	確認・ 決定誤り	大阪	吹田	1983年 11月17日	2012年 12月4日	○機構本部より、再裁定関係書類の返戻があり、確認したところ、老齢年金裁定時における通算対象期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金の裁定を行う際に、通算対象期間の確認を漏らし、本来、60歳到達時点である昭和58年11月を受給権発生年月日とすべきところ、昭和60年9月としたことによります。	1名	未払い	166,378	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金記録の確認及び受給要件の取扱いの確認の徹底を周知しました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
437	年金受給選択申出書の受理誤りについて	確認・決定誤り	岐阜	岐阜北	2013年1月8日	2013年4月10日	〇お客様より、年金の選択結果について問合せがあり、確認したところ、年金受給選択申出書の受理誤りが判明しました。	〇お客様の老齢年金と障害年金に係る年金受給選択申出書を受理した際に、本来、選択申出書については、特別支給の老齢厚生年金の受給権発生時と障害者特例該当時のそれぞれ必要にもかかわらず、一部の申出書のみ受理したことによります。	1名	その他	239,649	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 〇ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 〇関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理の完了を確認しました。	〇担当部署において、事象の説明を行い、年金受給選択申出書の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	内部
438	老齢年金の繰下げ請求書の受理誤りについて	確認・決定誤り	愛知	事務センター	2013年2月27日	2013年4月9日	〇お客様より、繰下げ請求について問合せがあり、確認したところ、老齢年金の繰下げ請求書の受理誤りが判明しました。	〇お客様の老齢年金裁定時に、繰下げ請求を希望することから、待機者として処理すべきところ、65歳からの老齢年金を裁定したことによります。	1名	過払い	43,258	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 〇ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 〇関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	〇担当部署において、事象の説明を行い、繰下げ請求に係る取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	外部
439	老齢年金裁定時の受給権発生年月日決定誤りについて	確認・決定誤り	東京	港	2001年10月12日	2013年3月11日	〇機構本部より、再裁定関係書類について返戻があり、確認したところ、老齢年金裁定時の受給権発生年月日決定誤りが判明しました。	〇お客様の老齢年金の請求手続きを行った際に、受給権発生年月日については、本来、JR共済組合期間の統合日である平成9年4月1日とすべきところ、厚生年金期間として1年を経過した年月日としたことによります。	1名	—	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 〇訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。なお、在職中の年金額調整により影響額は発生していません。	〇担当部署において、事象の説明を行い、統合共済に係る年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
440	老齢年金裁定時の合算対象期間の算入誤りについて	確認・決定誤り	大阪	淀川	1992年4月9日	2011年12月12日	〇機構本部より、再裁定関係書類の返戻があり、確認したところ、老齢年金裁定時の合算対象期間の算入誤りが判明しました。	〇お客様の老齢年金の裁定を行う際に、合算対象期間の算入を誤り、60歳到達年月日を受給権発生年月日とすべきところ、合算対象期間を含めず満了した年月日としたことによります。	1名	未払い	86,132	〇担当者がそれぞれのお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 〇ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 〇訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	〇担当部署において、事象の説明を行い、年金裁定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部
441	老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りについて	確認・決定誤り	愛知	熱田	2004年2月5日	2013年2月5日	〇事務センターで、遺族年金請求書の審査を行った際に、確認したところ、老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りが判明しました。	〇お客様の老齢年金の裁定を行う際に、共済組合期間について、退職一時金を受けていることから、本来、合算対象期間とすべきところ、共済組合期間として算入したことによります。	1名	過払い	404,766	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 〇訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	〇担当部署において、事象の説明を行い年金裁定時の記録確認の徹底を周知しました。	内部
442	老齢年金裁定の特別一時金受給者に係る記録訂正誤りについて	確認・決定誤り	愛媛	今治	1994年9月15日	2013年3月21日	〇事務センターで、年金記録の確認を行った際に、老齢基礎年金裁定の特別一時金受給者に係る記録訂正誤りが判明しました。	〇お客様の老齢年金の請求手続きを行った際に、本来、特別一時金受給者については、受給期間に係る記録の訂正処理を行うべきところ、処理を漏らしたことによります。	1名	—	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 〇訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	〇担当部署において、事象の説明を行い、特別一時金受給状態等記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
443	退職改定届に関する記録反映漏れについて	確認・決定誤り	北海道	北見	1982年 4月1日	2012年 11月13日	○紙とコンピューター記録の突合せ作業において、確認したところ、退職改定届に関する記録反映漏れが判明しました。	○退職改定届の旧社会保険庁のオンラインシステムへの入力を漏らしたことによります。	1名	未払い	28,717	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
444	老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りについて	確認・決定誤り	北海道	新さっぽろ	1989年 8月17日	2012年 8月15日	○機構本部より、再裁定関係書類について、連絡があり、確認したところ、老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の厚生年金通算老齢年金を裁定する際に、共済年金記録の通算対象期間の確認を漏らして裁定したことにより、受給権発生年月日について、60歳到達年月日とすべきところ、含めず満了した年月日としたことによります。	1名	未払い	40,883	○担当者がそれぞれのお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金裁定時の年金記録の確認及び通算対象期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	内部
445	老齢年金裁定後の標準報酬月額訂正の反映漏れについて	確認・決定誤り	北海道	釧路	1982年 4月1日	2012年 12月3日	○紙とコンピューター記録の突合せ作業において、確認したところ、老齢年金裁定後の標準報酬月額の訂正の反映漏れが判明しました。	○お客様の旧法厚生年金の老齢年金裁定時に、裁定後に提出のあった標準報酬月額の訂正について、反映を漏らしたことによります。	1名	未払い	71,960	○担当者がそれぞれのお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金裁定後に行われた記録修正の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	内部
446	厚生年金通算老齢年金の受給要件の確認誤りについて	確認・決定誤り	北海道	新さっぽろ	2013年 2月18日	2013年 5月15日	○機構本部より、老齢年金請求書等の返戻があり、確認したところ、厚生年金通算老齢年金の受給要件の確認誤りが判明しました。	○お客様の新たな年金記録が判明した際に、厚生年金期間の確認を誤り、本来、受給要件がないにもかかわらず、厚生年金通算老齢年金の請求書を受理したことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。	○担当部署において、事象の説明を行い、受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	内部
447	老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りについて	確認・決定誤り	長崎	長崎北	2000年 5月頃	2013年 1月21日	○機構本部より、共済組合期間に係るの確認依頼があり、確認したところ、老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金の裁定を行う際に、共済組合期間について、共済からの年金を受けていることから、本来、合算対象期間とすべきところ、共済組合期間として算入したことによります。	1名	過払い	2,805,300	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い年金裁定時の記録確認の徹底を周知しました。	内部
448	老齢年金裁定時の国民年金免除期間の算入誤りについて	確認・決定誤り	鹿児島	事務センター	2013年 1月24日	2013年 3月13日	○年金事務所で、処理結果リストのチェックを行った際に、老齢年金裁定時の国民年金保険料免除期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金の請求手続きを行った際に、国民年金の任意加入期間にもかかわらず、保険料免除期間として算入したことによります。	1名	過払い	90,014	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
449	年金受給 選択申出 書の受理 誤りにつ いて	確 認 ・ 決 定 誤 り	大阪	天満	2012年 8月22日	2012年 10月29日	〇お客様より、年金の支払額について問合せがあり、確認したところ、年金受給選択申出書の受理誤りが判明しました。	〇お客様の老齢年金と遺族年金に係る年金受給選択申出書を受理した際に、本来、基金からの支払を考慮した選択を行うべきところ、記載方法の説明を誤り不利な年金受給選択申出書を受理したことによります。	1名	その他	465,724	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 〇機構本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 〇関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理の完了を確認しました。	〇担当部署において、事象の説明を行い、年金受給選択申出書の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	外部
450	老齢年金 裁定時の 受給要件 確認誤り について	確 認 ・ 決 定 誤 り	宮崎	都城	1996年 3月28日	2012年 9月14日	〇事務センターより、記録確認作業において連絡があり、確認したところ、老齢年金裁定時の受給要件確認誤りが判明しました。	〇お客様の老齢年金の裁定を行う際に、受給権発生年月日を昭和61年2月とした旧法の老齢年金を裁定すべきところ、平成5年12月とした新法の老齢年金を裁定したことによります。	1名	未払い	15,281,183	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 〇裁定請求書を受理し処理を確認しました。	〇担当部署において、事象の説明を行い、受給要件の取扱いの確認を周知徹底しました。	内部
451	老齢年金 裁定時に おける共 済組合期 間の算入 誤りにつ いて	確 認 ・ 決 定 誤 り	鹿児島	奄美大島	2004年 7月1日	2013年 3月29日	〇機構本部より、共済組合期間に係るの確認依頼があり、確認したところ、老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りが判明しました。	〇お客様の老齢年金の裁定を行う際に、共済組合の取得年月日について、本来、昭和39年とすべきところ、昭和34年として算入したことによります。	1名	過払い	304,552	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 〇訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	〇担当部署において、事象の説明を行い年金裁定時の記録確認の徹底を周知しました。	内部
452	老齢年金 裁定時に おける合 算対象期 間の算入 誤りにつ いて	確 認 ・ 決 定 誤 り	熊本	事務 センター	2012年 12月20日	2013年 4月9日	〇お客様より、年金の支払額について問合せがあり、確認したところ、老齢年金裁定時における合算対象期間の算入誤りが判明しました。	〇お客様の老齢年金の裁定を行う際に、合算対象期間の確認を漏らし、本来、60歳到達時点である平成20年3月を受給権発生年月日とすべきところ、平成23年11月としたことによります。	1名	未払い	375,559	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 〇機構本部に取扱いを確認の上、関係書類一式を進達し訂正処理を確認しました。	〇担当部署において、事象の説明を行い、年金記録の確認の徹底を周知しました。	外部
453	老齢年金 裁定時に おける国 民年金期 間の算入 誤りにつ いて	確 認 ・ 決 定 誤 り	滋賀	草津	1995年 3月25日	2012年 5月11日	〇お客様の遺族年金を裁定した際に、確認したところ、老齢年金裁定時における国民年金期間の算入誤りが判明しました。	〇お客様の老齢年金の裁定を行う際に、国民年金加入期間の確認を誤り、加入期間の一部を含めず裁定したことによります。	1名	未払い	40,026	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 〇ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 〇関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	〇担当部署において、事象の説明を行い、年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
454	老齢年金 裁定時に おける共 済組合期 間の算入 誤りにつ いて	確 認 ・ 決 定 誤 り	鹿児島	奄美大島	2005年 8月25日	2013年 1月4日	〇事務センターで、配偶者の老齢年金請求書の審査を行った際に、確認したところ、老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りが判明しました。	〇お客様の老齢年金の裁定を行う際に、共済組合期間について、共済からの年金を受けていることから、本来、合算対象期間とすべきところ、共済組合期間として算入したことによります。	1名	過払い	905,368	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 〇訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	〇担当部署において、事象の説明を行い年金裁定時の記録確認の徹底を周知しました。	内部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
455	老齢年金 受付時の 受給要件 確認漏れ による請 求書の受 理誤りに ついて	確認・ 決定誤 り	大阪	堺西	2013年 6月5日	2013年 6月6日	○年金事務所で受付けた請求書を確認したところ、老齢年金受付時の受給要件確認漏れによる請求書の受理誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金の請求手続きを行った際に、本来、受給要件を満たしていないにもかかわらず、満たしているとして、請求書を受理したことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○後納制度の説明を行い、請求書を返戻しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、請求書受付時の年金記録の取扱いを確認し周知徹底しました。	内部
456	老齢年金 裁定時の 国民年金 期間の算 入誤りに ついて	確認・ 決定誤 り	高知	高知西	1991年 4月25日	2012年 11月19日	○機構本部より、再裁定関係書類について返戻があり、確認したところ、老齢年金裁定時の国民年金期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金の請求手続きを行った際に、年金の受給権発生後の期間にもかかわらず、国民年金保険料免除期間として算入したことによります。	1名	過払い	119,694	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
457	脱退手当 金の重複 支払につ いて	確認・ 決定誤 り	秋田	事務 センター	2012年 10月12日	2012年 11月1日	○担当者が脱退手当金の登録済の支払データを確認したところ、脱退手当金の重複支払が判明しました。	○脱退手当金の支払データ登録処理の際に、確認不足により誤って以前支給済のお客様のデータを再度登録したことによります。	1名	過払い	2,700	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、返納についても了承を得ました。 ○年金事務所へ返納処理の手続きを依頼し、お客様あてに返納金納付書を送付しました。	○担当部署において、脱退手当金のデータ登録処理の際における確認の徹底を周知しました。	内部
458	年金受給 選択申出 書等の進 達漏れに ついて	確認・ 決定誤 り	長野	事務 センター	2011年 11月2日	2012年 11月1日	○機構本部より、長期支払が保留されているものの調査依頼があり、確認したところ、年金受給選択申出書等の進達漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金裁定時に、遺族年金を受けていることから、年金受給選択申出書を受理し、機構本部に進達すべきところ、進達を漏らしたことによります。	1名	未払い	42,672	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを確認の上、関係書類一式を進達し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金受給選択申出書の取扱いの確認及び進捗管理を徹底するよう周知しました。	内部
459	厚生年金 記録との 期間重複 に伴う国 民年金記 録の補正 誤りにつ いて	確認・ 決定誤 り	徳島	事務 センター	2012年 10月2日	2013年 1月21日	○機構本部より、未支給請求書について、連絡があり、確認したところ、厚生年金記録との期間重複に伴う国民年金記録の補正誤りが判明しました。	○お客様の未支給年金請求書の手続きを行った際に、厚生年金記録との期間重複に伴う国民年金記録の補正を誤り、本来、未支給年金の記録として扱うべきところ、還付処理を行ったことによります。	1名	その他	155,352	○担当者がお客様の代理人にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。 ○還付処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い記録確認の徹底を周知しました。	内部
460	年金相談 時の合算 対象期間 に係る確 認誤りに ついて	確認・ 決定誤 り	東京	渋谷	2012年 10月2日	2012年 11月21日	○お客様より、年金請求について問合せがあり、確認したところ、年金相談時の合算対象期間に係る確認誤りが判明しました。	○お客様に後納による国民年金加入期間の説明を行った際に、専門学校の間について、短大に通っていたとの申出のみで在学証明等を確認せずに合算対象期間として扱い、後納納付書を交付したことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承いただくようお願いしました。	○担当部署において、事象の説明を行い、合算対象期間の取扱いを確認し周知徹底しました。	外部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
461	老齢年金 裁定時の 国民年金 第3号被 保険者期 間の算入 誤りにつ いて	確 認・ 決 定 誤 り	兵庫	尼崎	1995年 11月10日	2013年 2月14日	○お客様の遺族年金の請求手続きを行った際に、老齢年金裁定時の国民年金第3号被保険者期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金の請求手続きを行った際に、配偶者の厚生年金未加入期間に対する国民年金第3号被保険者期間については、修正処理を行うべきところ、処理を漏らしたことによります。	1名	過払い	12,584	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、配偶者を含む年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
462	老齢年金 の繰上げ 請求書の 受理誤り について	確 認・ 決 定 誤 り	福島	会津若松	2012年 11月1日	2013年 1月12日	○お客様より、繰上げ請求の処理について連絡があり、確認したところ、老齢年金の繰上げ請求書の受理誤りが判明しました。	○お客様より、繰上げ請求に係る年金相談を受けた際に、お客様は一部繰上げを希望であったにもかかわらず、全部繰上げの請求書を受理したことによります。	1名	未払い	7,183	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、繰上げ請求に係る取扱い及びお客様の意思の確認を徹底するよう周知しました。	外部
463	老齢年金 裁定時に おける受 給権発生 年月日の 決定誤り について	確 認・ 決 定 誤 り	岐阜	高山	1983年 4月1日	2012年 10月24日	○機構本部より、再裁定関係書類の返戻があり、確認したところ、老齢年金裁定時における受給権発生年月日の決定誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金の裁定を行う際に、退職共済年金の裁定状況の確認を怠り、本来、受給権発生年月日について、昭和56年10月とすべきところ、昭和58年4月で裁定したことによります。	1名	未払い	239,633	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金裁定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部
464	老齢年金 裁定時に おける共 済組合期 間の算入 誤りにつ いて	確 認・ 決 定 誤 り	宮城	仙台北	1990年 1月18日	2013年 2月25日	○事務センターより、遺族年金請求書の返戻があり、確認したところ、老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金の裁定を行う際に、共済組合期間について、退職一時金を受けていることから、本来、合算対象期間とすべきところ、共済組合期間として算入したことによります。	1名	過払い	1,536,340	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
465	老齢年金 裁定時に おける共 済組合期 間の算入 誤りにつ いて	確 認・ 決 定 誤 り	兵庫	姫路	2000年 5月25日	2012年 6月22日	○機構本部より、再裁定関係書類について、連絡があり、確認したところ、老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金の裁定を行う際に、JR共済期間の算入を誤り、本来、受給権発生年月日について、平成9年4月1日とすべきところ、厚生年金への12ヵ月加入後の平成10年6月1日より裁定したことによります。	1名	その他	121,898	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを確認の上、関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い年金裁定時の記録確認の徹底を周知しました。	内部
466	老齢年金 の繰下げ 請求書の 受理誤り について	確 認・ 決 定 誤 り	京都	京都南	2013年 2月4日	2013年 2月27日	○お客様より、国民年金の納付について問合せがあり、確認したところ、老齢年金の繰下げ請求書の受理誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金裁定時に、繰下げ請求を希望されたことから、待機者として処理すべきところ、65歳からの老齢年金を受理したことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○関係書類一式を進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、繰下げ請求に係る取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	外部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
467	遺族厚生年金裁定時の戦時加算の算入漏れについて	確認・決定誤り	長野	岡谷	1995年 4月27日	2011年 8月19日	○遺族年金の再裁定処理を行った際に、確認したところ、遺族厚生年金裁定時の戦時加算の算入漏れが判明しました。	○遺族年金の裁定を行う際に、本来、配偶者の船員保険記録にかかる戦時加算を登録すべきところ、登録を漏らしたことによります。	1名	未払い	880,508	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し処理完了を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部
468	繰下げ請求に係る処理誤りについて	確認・決定誤り	福井	事務センター	2013年 2月14日	2013年 4月9日	○お客様より、年金の支払額について、確認したところ、繰下げ請求に係る処理誤りが判明しました。	○お客様の65歳での老齢年金の手続きを行った際に、本来、繰下げを希望していたにもかかわらず、65歳から支払われる老齢基礎年金請求書を受理したことによります。	1名	過払い	167,016	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、繰下げ請求に係る取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	外部
469	繰下げ待機者への老齢年金請求書の受理漏れについて	確認・決定誤り	東京	墨田	2012年 12月18日	2013年 4月10日	○お客様より、年金の支払状況について問合せがあり、確認したところ、繰下げ待機者への老齢年金請求書の受理漏れが判明しました。	○繰下げ待機者であったお客様より、年金相談を受けた際に、65歳に遡及した支払を希望していたにもかかわらず、老齢年金の請求書を受理しなかったことによります。	1名	未払い	4,025,589	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、繰下げ請求に係る取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	外部
470	老齢年金裁定時の国民年金期間の算入誤りについて	確認・決定誤り	長崎	諫早	1989年 2月1日	2012年 7月20日	○紙台帳とコンピューター記録の突合せ作業において、記録の確認をしたところ、老齢年金裁定時の国民年金期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の厚生年金手帳記号番号を基礎年金番号に統合した際、国民年金と厚生年金記録が重複に係る記録整備及び、国民年金通算老齢年金の再裁定処理を行わなかったことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。なお、記録整備に伴う年金額の変更がないことから影響額は発生していません。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部
471	老齢年金裁定時の生年月日確認誤りについて	確認・決定誤り	静岡	事務センター	2010年 1月7日	2013年 1月18日	○年金事務所より、住民票コードの登録に関し連絡があり、確認したところ、老齢年金裁定時の生年月日確認誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金の請求手続きを行った際に、戸籍等添付書類の確認不足より、生年月日について、本来、11日とすべきところ、12日と登録したことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○訂正処理を行いました。	○担当部署において、事象の説明を行い、戸籍等添付書類の確認を徹底するよう周知しました。	内部
472	老齢年金裁定時の国民年金第3号被保険者期間の算入誤りについて	確認・決定誤り	福島	平	1999年 2月26日	2012年 7月24日	○お客様の遺族年金の請求手続きを行った際に、老齢年金裁定時の国民年金第3号被保険者期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金の請求手続きを行った際に、配偶者の厚生年金未加入期間について、国民年金第3号被保険者期間となっていたため修正処理を行うべきところ、処理を漏らしたことによります。	1名	過払い	2,938,972	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、配偶者を含む年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
473	老齢年金の厚生年金期間の算入誤りについて	確認・決定誤り	東京	事務センター	2013年3月14日	2013年4月18日	〇お客様より、年金の支払額について問合せがあり、確認したところ、老齢年金の厚生年金期間の算入誤りが判明しました。	〇老齢年金の裁定を行った際に、厚生年金期間があるにもかかわらず、厚生年金期間を不要とする入力を行い裁定したことによります。	1名	未払い	63,866	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 〇ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 〇関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	〇担当部署において、事象の説明を行い、脱退手当金や年金分割記録等の確認を徹底するよう周知しました。	外部
474	老齢年金の繰上げ請求書の受理誤りについて	確認・決定誤り	長崎	長崎南	2008年5月29日	2013年6月11日	〇共済組合より、繰上げ請求について連絡があり、確認したところ、老齢年金の繰上げ請求書の受理誤りが判明しました。	〇お客様の老齢年金裁定時に、消防に係る共済組合の定額支給開始年齢が61歳であるにもかかわらず、確認不足より、64歳からの一部繰上げ請求書を受理したことによります。	1名	過払い	1,440,209	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 〇ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 〇関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	〇担当部署において、事象の説明を行い、繰上げ請求に係る取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	外部
475	遺族厚生年金裁定時の戦時加算の算入漏れについて	確認・決定誤り	神奈川	事務センター	2013年1月16日	2013年4月12日	〇年金事務所より、遺族年金の支給額について連絡があり、確認したところ、遺族厚生年金裁定時の戦時加算の算入漏れが判明しました。	〇遺族年金の裁定を行う際に、本来、配偶者の船員保険記録にかかる戦時加算を登録すべきところ、登録を漏らしたことによります。	1名	未払い	14,000	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 〇ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 〇関係書類一式を機構本部に進達し処理完了を確認しました。	〇担当部署において、事象の説明を行い、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部
476	老齢年金の繰上げ請求書の受理誤りについて	確認・決定誤り	茨城	事務センター	2013年2月26日	2013年4月16日	〇お客様より、年金の裁定結果について問合せがあり、確認したところ、老齢年金の繰上げ請求書の受理誤りが判明しました。	〇お客様の老齢年金裁定時に、繰上げ請求を希望していないにもかかわらず、繰上げ請求として処理したことによります。	1名	過払い	34,250	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 〇ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 〇関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	〇担当部署において、事象の説明を行い、繰上げ請求に係る取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	外部
477	老齢年金裁定時の国民年金第3号被保険者期間の算入誤りについて	確認・決定誤り	兵庫	姫路	2007年9月27日	2013年2月12日	〇お客様の遺族年金の請求手続きを行った際に、老齢年金裁定時の国民年金第3号被保険者期間の算入誤りが判明しました。	〇お客様の老齢年金の請求手続きを行った際に、配偶者の厚生年金未加入期間について国民年金第3号被保険者期間となっていたため、修正処理を行うべきところ、処理を漏らしたことによります。	1名	過払い	44,915	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 〇訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	〇担当部署において、事象の説明を行い、配偶者を含む年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
478	年金受給選択申出書の受理誤りについて	確認・決定誤り	和歌山	田辺	2012年9月24日	2012年12月12日	〇市町村共済組合より、年金の選択結果について問合せがあり、確認したところ、年金受給選択申出書の受理誤りが判明しました。	〇お客様の老齢年金と障害年金に係る年金受給選択申出書を受理した際に、本来、退職共済年金に係る加給年金を考慮して選択を行うべきところ、届書の記載方法の説明を誤り、不利な年金受給選択申出書を受理したことによります。	1名	その他	473,898	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 〇ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 〇関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理の完了を確認しました。	〇担当部署において、事象の説明を行い、年金受給選択申出書の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	外部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
479	配偶者加給年金の加算漏れについて	確認・決定誤り	神奈川	横須賀	2008年11月8日	2012年11月9日	○お客様の配偶者の年金相談を行った際に、確認したところ、配偶者加給年金の加算漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、本来、配偶者加給金を加算すると入力すべきところ、誤って加算しないと入力したことによります。	1名	未払い	528,216	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、配偶者様を含む年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部
480	老齢年金に係る裁定誤りについて	確認・決定誤り	大分	大分	1987年10月6日	2011年12月1日	○紙とコンピューター記録の突合せ作業において、確認したところ、老齢年金に係る裁定誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金裁定時に、共済期間の確認を漏らし、本来、旧法による裁定を行うべきところ、新法による裁定を行ったことによります。	2名	過払い	4,276,421	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金裁定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部
481	老齢年金裁定時の国民年金免除期間の算入誤りについて	確認・決定誤り	岐阜	事務センター	2013年3月1日	2013年4月19日	○事務センターにおいて、国民年金記録の還付に係る手続きを行った際に、確認したところ、老齢年金裁定時の国民年金免除期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金の請求手続きを行った際の障害年金受給期間に係る、国民年金の法定免除期間の補正漏れによるものです。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。なお、障害年金を選択していることから、影響額は発生していません。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部
482	老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りについて	確認・決定誤り	福岡	事務センター	2010年1月14日	2013年5月13日	○年金事務所より、裁定状況について、連絡があり、確認したところ、老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金の裁定を行う際に、JR共済組合期間について、本来、共済年金期間とすべきところ、厚生年金期間として算入したことによります。	1名	過払い	66,983	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
483	老齢年金裁定時における旧令共済期間の算入誤りについて	確認・決定誤り	広島	事務センター	2007年9月13日	2012年11月22日	○機構本部より、旧令共済期間に係るの確認依頼があり、確認したところ、老齢年金裁定時における旧令共済期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金の裁定を行う際に、本来、旧令共済期間を有していないにも関わらず、旧令共済期間として算入したことによります。 ○委託業者の入力誤り及びその後職員チェックにおいても誤りに気が付かなかったものです。	6名	過払い	72,024	○担当者が全てのお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金裁定時の記録確認の徹底を周知しました。 ○委託業者に再発防止策の徹底を図るよう指示しました。	内部
484	老齢年金裁定時の旧令共済期間の算入漏れについて	確認・決定誤り	愛知	豊川	1983年3月24日	2013年4月12日	○機構本部より、旧令共済期間申立に係る関係書類の返戻があり、確認したところ、老齢年金裁定時の旧令共済期間の算入漏れが判明しました。	○お客様の旧法の厚生年金老齢年金を裁定する際に、既に裁定済みであった通算老齢年金に含まれていた旧令共済期間について、含めず裁定したことによります。	1名	未払い	531,692	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、旧令共済期間に係る取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
485	年金受給権者住所・支払機関変更届の確認誤りについて	確認・決定誤り	福島	事務センター	2013年4月16日	2013年6月17日	○お客様より、年金が振込まれていないとの問合せがあり、確認したところ、年金受給権者住所・支払機関変更届の確認誤りが判明しました。	○委託業者が支払機関変更届を処理する際、金融機関コードを誤って記載し処理したことによります。	1名	未払い	120,283	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、年金の支払を確認しました。	○委託業者より、再発防止に係る願末書が提出され、入力処理時及びダブルチェック時の内容確認の徹底について報告を受けました。	外部
486	遺族厚生年金裁定時の戦時加算の算入漏れについて	確認・決定誤り	鹿児島	鹿児島南	2002年1月10日	2013年2月14日	○紙とコンピューター記録との突合せ作業を行った際に、確認したところ、遺族厚生年金裁定時の戦時加算の算入漏れが判明しました。	○遺族年金の裁定を行う際に、本来、配偶者の船員保険記録にかかる戦時加算を登録すべきところ、登録を漏らしたことによります。	1名	未払い	480,000	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し処理完了を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部
487	老齢年金裁定時の合算対象期間の算入誤りについて	確認・決定誤り	福岡	西福岡	2013年3月28日	2013年5月16日	○事務センターより、老齢年金請求書等の返戻があり、確認したところ、老齢年金裁定時の合算対象期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金の請求手続きを行った際に、国民年金任意加入期間の確認不足より、本来、合算対象期間とすべきところ、未納期間としたことによります。	1名	過徴収	59,100	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○過徴収となった国民年金期間に係る還付請求書を受理しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部
488	老齢年金裁定時の受給権発生年月日の決定誤りについて	確認・決定誤り	鹿児島	鹿児島南	1988年6月27日	2013年3月13日	○機構本部より、再裁定関係書類について返戻があり、確認したところ、老齢年金裁定時の受給権発生年月日の決定誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金の請求手続きを行った際に、受給権発生年月日については、本来、昭和63年7月1日とすべきところ、国民年金保険料の納付年月日である昭和63年6月27日としたことによります。	1名	過払い	13,500	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、受給権発生年月日の取扱いの確認の徹底を周知しました。	内部
489	老齢年金裁定時における受給権発生年月日の決定誤りについて	確認・決定誤り	千葉	幕張	1995年4月1日	2013年3月6日	○機構本部より、再裁定関係書類の返戻があり、確認したところ、老齢年金裁定時における受給権発生年月日の決定誤りが判明しました。	○厚生年金通算老齢年金を裁定する際に、お客様の生年月日の確認誤りにより、受給権発生年月日を誤って決定したことによります。	1名	未払い	72,804	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金裁定時の年金記録及び戸籍等添付書類の確認を徹底するよう周知しました。	内部
490	老齢年金裁定時の国民年金第3号被保険者期間の算入誤りについて	確認・決定誤り	千葉	幕張	2006年6月22日	2013年2月26日	○お客様の遺族年金の請求手続きを行った際に、老齢年金裁定時の国民年金第3号被保険者期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金の請求手続きを行った際に、配偶者の厚生年金未加入期間について国民年金第3号被保険者期間となっていたため、修正処理を行うべきところ、処理を漏らしたことによります。	1名	過払い	2,030,000	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、配偶者を含む年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
491	年金受給 選択申出 書の受理 誤りにつ いて	確 認 ・ 決 定 誤 り	北海道	旭川	2012年 11月12日	2013年 4月11日	〇お客様より、年金の選択結果につ いて問合せがあり、確認したところ、年 金受給選択申出書の受理誤りが判明 しました。	〇お客様の老齢年金と障害年金に係 る年金受給選択申出書を受理した際 に、本来、選択申出書については、特 別支給の老齢厚生年金の受給権発 生時と障害者特例該当時のそれぞれ 必要にもかかわらず、一部の申出書 のみ受理したことによります。	1名	その他	2,350,076	〇担当者がお客様にお詫びの上説 明し、了承を得ました。 〇ブロック本部に取扱いを協議し、 訂正処理可能との回答がありまし た。 〇関係書類一式を機構本部に進達 し訂正処理の完了を確認しました。	〇担当部署において、事象の説明 を行い、年金受給選択申出書の取 扱いの確認を徹底するよう周知しま した。	外部
492	老齢年金 裁定時の 国民年金 期間の算 入誤りに ついて	確 認 ・ 決 定 誤 り	千葉	幕張	1988年 12月22日	2012年 9月19日	〇機構本部より、再裁定関係書類の 返戻があり、確認したところ、老齢年 金裁定時の国民年金加入期間の算入 誤りが判明しました。	〇お客様の旧法の通算老齢年金を裁 定する際に、国民年金加入期間の算 入を漏らした裁定したことによります。	1名	未払い	406,752	〇担当者がお客様にお詫びの上説 明し、了承を得ました。 〇機構本部に取扱いを協議し、訂 正処理可能との回答がありました。 〇訂正処理依頼書等関係書類一 式を機構本部に進達し訂正処理を 確認しました。	〇担当部署において、事象の説明 を行い、年金裁定時の年金記録の 確認を徹底するよう周知しました。	内部
493	老齢年金 請求書の 受理誤り について	確 認 ・ 決 定 誤 り	埼玉	春日部	2012年 6月25日	2012年 10月11日	〇お客様より、年金の支払額について 問合せがあり、確認したところ、老齢 年金請求書の受理誤りが判明しまし た。	〇お客様から老齢年金請求書を受理 した際に、繰下げ希望でないにもか かわらず、繰下げ請求書を受理したこ とによります。 〇市町村役場の確認不足によるもの です。	1名	未払い	1,859,886	〇担当者がお客様にお詫びの上説 明し、了承を得ました。 〇ブロック本部に取扱いを協議し、 訂正処理可能との回答がありまし た。 〇関係書類一式を機構本部に進達 し訂正処理を確認しました。	〇担当部署において、事象の説明 を行い、年金請求書受付時の意思 確認を徹底するよう周知しました。 〇市町村役場に再発防止策の徹底 を図るよう連絡しました。	外部
494	老齢年金 裁定時に おける船 員保険期 間の算入 誤りにつ いて	確 認 ・ 決 定 誤 り	鹿児島	加治木	1995年 12月14日	2013年 4月1日	〇事務センターより、共済移管記録に ついて連絡があり、確認したところ、老 齢年金裁定時における船員保険期間 の算入誤りが判明しました。	〇お客様の老齢年金の裁定を行う際 に、船員保険記録について、共済組 合期間に移管済みであるにもかかわ らず、船員保険期間として算入したこ とによります。	1名	過払い	258,025	〇担当者がお客様にお詫びの上説 明し、了承を得て返納方法申出書 を受理しました。 〇訂正処理依頼書等関係書類一 式を機構本部に進達し訂正処理を 確認しました。	〇担当部署において、事象の説明 を行い年金裁定請求書受付時にお ける年金記録の確認の徹底を周知 しました。	内部
495	振替加算 の加算誤 りについて	確 認 ・ 決 定 誤 り	島根	出雲	1992年 10月29日	2012年 12月28日	〇お客様の代理人が遺族厚生年金の 手続きのため来所された際、記録を確 認したところ、振替加算の加算誤りが 判明しました。	〇お客様の老齢年金を裁定する際 に、振替加算を加算しないと入力すべ きところ、誤って加算すると入力した ことによります。	1名	過払い	1,106,202	〇担当者がお客様の代理人にお詫 びの上説明し、返納について了承 を得ました。 〇お客様の代理人より返納方法申 出書一式を受理し、機構本部に進 達しました。	〇担当部署において、今回の事象 を説明し、配偶者を含む年金記録 及び添付書類の確認を徹底するよ う周知しました。	内部
496	老齢年金 決定時に おける口 座名義人 の確認誤 りについて	確 認 ・ 決 定 誤 り	長野	飯田	2013年 3月19日	2013年 6月17日	〇お客様より、年金が振込まれていな いとの問合せがあり、確認したところ、 老齢年金決定時における口座名義人 の確認誤りが判明しました。	〇委託社会保険労務士が遺族年金 請求書を受付た際、死亡者名義の口 座が記載されていることの確認を漏ら し、そのまま受理したことによります。	1名	未払い	349,579	〇担当者がお客様にお詫びの上説 明し、了承を得ました。 〇担当者が訂正処理を行い、年金 の支払を確認しました。	〇担当部署において、今回の事象 を説明し、請求書等の受理時及び 入力処理時の内容確認の徹底につ いて周知を行いました。 〇社会保険労務士会に、今回の事 象を連絡し、再発防止策の徹底に ついて報告を受けました。	外部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
497	老齢年金 裁定時 における共 済組合期 間の算入 誤りにつ いて	確 認 ・ 決 定 誤 り	兵庫	兵庫	2008年 2月18日	2013年 1月9日	〇お客様からの年金見込額の相談を受けた際に、確認したところ、老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りが判明しました。	〇お客様の老齢年金裁定時に、NTT共済組合期間について、共済記録とすべきところ、厚生年金記録として算入したことによります。	1名	過払い	1,770,650	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 〇関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	〇担当部署において、事象の説明を行い、年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内 部
498	老齢年金 裁定時の 国民年金 第3号被 保険者期 間の算入 誤りにつ いて	確 認 ・ 決 定 誤 り	兵庫	姫路	1988年 9月16日	2013年 3月5日	〇お客様の遺族年金の請求手続きを行った際に、老齢年金裁定時の国民年金第3号被保険者期間の算入誤りが判明しました。	〇お客様の老齢年金の請求手続きを行った際に、配偶者の厚生年金未加入期間について、国民年金第3号被保険者期間となっていたため修正処理を行うべきところ、処理を漏らしたことによります。	1名	過払い	10,850	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 〇訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	〇担当部署において、事象の説明を行い、配偶者を含む年金記録の確認の徹底を周知しました。	内 部
499	後納記録 の確認誤 りによる老 齢年金請 求書の受 理誤りに ついて	確 認 ・ 決 定 誤 り	大阪	淀川	2013年 4月24日	2013年 6月7日	〇事務センターより老齢年金請求書が返戻され、確認したところ、後納記録の確認誤りによる老齢年金請求書の受理誤りが判明しました。	〇老齢年金請求書を受付する際、後納保険料が前年度の加算額により納入されており、過誤納及び仮充当記録が表示されていたにもかかわらず、認識不足により、後納及び仮充当期間を合算した上で受給要件を満たしていると判断し、老齢年金請求書を受理したことによります。	1名	—	0	〇担当者がお客様にお詫びの上、今後の納付が必要である旨説明し、了承を得ました。 〇未納期間の納付書を送付し、納入を確認しました。 〇老齢年金請求書を機構本部に進達し、支払を確認しました。	〇担当部署において、今回の事象を説明し、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内 部
500	老齢年金 裁定時 における共 済組合期 間の算入 誤りにつ いて	確 認 ・ 決 定 誤 り	北海道	旭川	2006年 1月19日	2012年 12月21日	〇機構本部より、共済組合期間に係るの確認依頼があり、確認したところ、老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りが判明しました。	〇お客様の老齢年金の裁定を行う際に、NTT共済組合期間について、退職共済年金を受けていることから、本来、合算対象期間とすべきところ、厚生年金期間として算入したことによります。	1名	過払い	3,324,417	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 〇訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	〇担当部署において、事象の説明を行い、年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内 部
501	老齢年金 の繰下げ 請求書の 受理誤り について	確 認 ・ 決 定 誤 り	大阪	守口	2012年 10月10日	2012年 12月13日	〇お客様より、国民年金の納付について問合せがあり、確認したところ、老齢年金の繰下げ請求書の受理誤りが判明しました。	〇お客様の老齢年金裁定時に、繰下げ請求を希望されたことから、待機者として処理すべきところ、65歳からの老齢年金を受理したことによります。 〇委託社会保険労務士の確認不足によるものです。	1名	過払い	5,686,564	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 〇機構本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 〇関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	〇担当部署において、事象の説明を行い、繰下げ請求に係る取扱いの確認を徹底するよう周知しました。 〇社会保険労務士会に再発防止策の徹底を図るよう連絡しました。	外 部
502	老齢年金 裁定時の 国民年金 第3号被 保険者期 間の算入 誤りにつ いて	確 認 ・ 決 定 誤 り	兵庫	姫路	2003年 8月20日	2013年 2月21日	〇お客様の遺族年金の請求手続きを行った際に、老齢年金裁定時の国民年金第3号被保険者期間の算入誤りが判明しました。	〇お客様の老齢年金の請求手続きを行った際に、配偶者の厚生年金未加入期間について、国民年金第3号被保険者期間となっていたため修正処理を行うべきところ、処理を漏らしたことによります。	1名	過払い	76,078	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 〇訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	〇担当部署において、事象の説明を行い、配偶者を含む年金記録の確認の徹底を周知しました。	内 部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
503	記録判明後の再裁定処理漏れについて	確認・決定誤り	宮崎	都城	1998年 7月10日	2012年 11月26日	○紙とコンピューター記録の突合せ作業において、確認したところ、記録判明後の再裁定処理漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金裁定後に、新たな記録が判明した際に、要再裁定リストなどの確認不足より、再裁定処理を漏らしたことによります。	1名	未払い	1,127,519	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、要再裁定リストや進捗管理の確認の徹底を周知しました。	内部
504	老齢年金裁定時の合算対象期間の算入誤りについて	確認・決定誤り	宮崎	宮崎	2001年 9月20日	2012年 7月12日	○機構本部より、再裁定関係書類の返戻があり、確認したところ、老齢年金裁定時の合算対象期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金の裁定を行う際に、合算対象期間の算入を誤り、60歳到達年月日を受給権発生年月日とすべきところ、合算対象期間を含めず満了した年月日としたことによります。	1名	未払い	19,665	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金裁定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部
505	老齢年金裁定時の受給権発生年月日決定誤りについて	確認・決定誤り	鹿児島	奄美大島	2004年 5月12日	2013年 4月18日	○機構本部より、再裁定に係る連絡があり、確認したところ、老齢年金裁定時の受給権発生年月日決定誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金の請求手続きを行った際に、受給権発生年月日については、本来、統合前のNTT共済組合期間があり受給権発生前に厚生年金期間がない場合は、厚生年金の資格喪失時点とすべきところ、厚生年金資格取得から1年経過した時点としたことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、統合共済に係る受給権発生年月日の取扱いを確認し周知徹底しました。	内部
506	別人記録の統合による裁定誤りについて	確認・決定誤り	富山	富山	1979年 頃	2013年 5月17日	○紙台帳とコンピューター記録の突合せ作業において、記録の確認をしたところ、別人記録の統合による裁定誤りが判明しました。	○お客様の厚生年金記録の資格取得の処理を行った際に、別人の厚生年金手帳番号を記載したことによります。また、ねんきん特別便に係る回答を行った際にも気が付かず再裁定処理を行ったものです。	2名	過払い	5,192	○担当者がそれぞれのお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○返納方法申出書を含む訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
507	老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りについて	確認・決定誤り	香川	事務センター	2010年 4月15日	2013年 2月22日	○事務センターで、遺族年金請求書の審査を行った際に、確認したところ、老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金の裁定を行う際に、私立学校共済組合期間について、共済からの年金を受けていることから、本来、合算対象期間とすべきところ、共済組合期間として算入したことによります。	1名	過払い	1,397,462	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い年金裁定時の記録確認の徹底を周知しました。	内部
508	雇用保険の給付と老齢年金との調整誤りについて	確認・決定誤り	宮城	事務センター	2011年 11月24日	2012年 12月6日	○お客様より、年金の支払日について問合せがあり、確認したところ、雇用保険の給付と老齢年金との調整誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金裁定時に、年金相談を行った際に、激甚災害を受けた指定地域にある事業所を示す表示の確認を漏らしたことによります。	1名	未払い	285,700	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○調整の解除処理を行い、支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、雇用保険の給付と老齢年金との調整に係る取扱を周知・徹底しました。	外部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生日月日	判明日月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
509	雇用保険 の給付と 老齢年金 との調整 誤りにつ いて	確 認 ・ 決 定 誤 り	長野	飯田	2012年 2月15日	2013年 4月22日	〇お客様より、年金の支払状況につ いて問合せがあり、確認したところ、雇 用保険の給付と老齢年金との調整誤 りが判明しました。	〇雇用保険被保険者番号を複数お持 ちのお客様より、雇用保険支給停止 事由該当届の提出があった際に、記 載された番号が年金との調整がかか らない短期雇用特例求職者給付に係 る番号であったために、年金の調整 に係る停止が解除されなかったこと によります。	1名	未払い	41,525	〇担当者がお客様にお詫びの上説 明し、了承を得ました。 〇機構本部に關係書類を達し、 調整の解除処理を行い支払を確認 しました。	〇担当部署において、事象の説明 を行い、雇用保険支給停止事由該 当届作成時の番号の確認を周知・ 徹底しました。	外部
510	基礎年金 番号の統 合誤りに ついて	確 認 ・ 決 定 誤 り	本部	記録 管理部 (本部)	2012年 9月20日	2012年 11月29日	〇事務センターより、A様の基礎年金 番号にB様の基礎年金番号が統合さ れているとの連絡があり、確認したと ころ、基礎年金番号の統合誤りが判 明しました。	〇A様に住民票コードを収録する際、 B様と同一の住民票コードが収録され ていたため、同一人と判断し、基礎年 金番号の統合処理を行ったもので す。 〇市役所において、別人2名に対し同 一の住民票コードを使用していたこと が原因です。	2名	—	0	〇担当者がA様及びB様にお詫び の文書を送付しました。 〇誤って統合したB様の基礎年金 番号を元に戻しました。 〇市役所に正しい住民票コードの 使用を確認し、収録処理を行いました 。	〇市役所に対し、住民票コードを払 出する際には、お客様の氏名・生年 月日・住所等の確認を徹底するよう 要請しました。	内部
511	雇用保険 の給付と 老齢年金 との調整 誤りにつ いて	確 認 ・ 決 定 誤 り	長野	長野南	2012年 3月9日	2013年 5月30日	〇お客様より、年金の支払状況につ いて問合せがあり、確認したところ、雇 用保険の給付と老齢年金との調整誤 りが判明しました。	〇老齢年金請求書受付時に、雇用保 険被保険者証の確認を漏らし、お客 様が誤って記入した別人の番号によ り裁定したことによります。 〇街角の年金相談センター職員の確 認不足によるものです。	1名	未払い	500,019	〇担当者がお客様にお詫びの上説 明し、了承を得ました。 〇機構本部に支給停止に係る關係 書類を達し、支払を確認しまし た。	〇社会保険労務士会に、今回の事 象を連絡し、再発防止策の徹底を 図るよう連絡しました。	外部
512	雇用保険 の給付と 老齢年金 との調整 誤りにつ いて	確 認 ・ 決 定 誤 り	滋賀	大津	2009年 5月22日	2013年 6月12日	〇お客様より、雇用保険の給付と老齢 年金との調整について問合せがあり、 確認したところ、雇用保険の給付と老 齢年金との調整誤りが判明しました。	〇老齢年金請求書受付時に、雇用保 険被保険者証の確認を漏らし、厚生 年金被保険者番号を記載し裁定した ことで、雇用保険の給付と老齢年金と の調整が行われなかったことによりま す。	1名	過払い	193,440	〇担当者がお客様にお詫びの上説 明し、了承を得て返納方法申出書 を受理しました。 〇正しい雇用保険被保険者番号を 登録しました。	〇担当部署において、事象の説明 を行い、雇用保険被保険者番号の 確認を周知・徹底しました。	外部
513	雇用保険 の給付と 老齢年金 との調整 誤りにつ いて	確 認 ・ 決 定 誤 り	熊本	事務 センター	2013年 3月21日	2013年 6月11日	〇お客様より、コールセンターあてに 年金の支払状況について問合せがあ り、確認したところ、雇用保険の給付と 老齢年金との調整誤りが判明しまし た。	〇老齢年金請求書を受付た際に、受 給権発生以前に雇用保険の給付が 終了しているにもかかわらず、不要な 老齢厚生・退職共済年金受給権者支 給停止事由該当届を受理し機構本部 に達したことにあります。	1名	未払い	159,983	〇担当者がお客様にお詫びの上説 明し、了承を得ました。 〇關係書類一式を機構本部に達し 支払を確認しました。	〇担当部署において、事象の説明 を行い、雇用保険の給付と老齢年 金との調整に係る取扱を周知・徹底 しました。	外部
514	配偶者加 給年金の 加算誤り について	確 認 ・ 決 定 誤 り	本部	支払部 (本部)	2009年 2月10日	2013年 5月20日	〇再裁定処理を行う際に前回処理の 確認をしたところ、加給年金額が誤っ て加算されていることが判明しました。	〇再裁定処理を行った際に、加給年 金額対象者が不該当となり加給年金 額を加算しないとする処理を行うと ころ、その処理を漏らしたことにあり ます。	1名	過払い	87,168	〇年金事務所の担当者からお客様 にお詫びの上、説明し了承を得まし た。 〇返納方法申出書等關係書類一 式を受理し、受給中の年金から調 整させていただきました。	〇担当部署において、事象の説明 を行い、年金受給者記録の確認を 徹底するよう周知しました。	内部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
515	配偶者加給年金の加算誤りについて	確認・決定誤り	本部	支払部(本部)	2013年 4月8日	2013年 7月3日	○再裁定処理を行う際に前回処理の確認をしたところ、加給年金額が誤って加算されていることが判明しました	○再裁定処理を行った際に加給年金額を停止する処理を行うところ、その処理を漏らしたことにあります。	1名	過払い	1,288,653	○担当者からお客様にお詫びの上、説明し了承を得ました。 ○返納方法申出書等関係書類一式を受理しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金受給者記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部
516	第三者委員会のあっせん事案に係る処理誤りについて	確認・決定誤り	福岡	事務センター	2012年 4月10日	2013年 6月6日	○担当者が厚生年金基金突合せ作業時に記録を確認したところ、第三者委員会のあっせん事案に係る処理誤りが判明しました。	○第三者委員会のあっせんにより厚生年金記録を追加した際、当該期間が基金加入期間であったにもかかわらず、確認不足により、第1種被保険者期間として処理したものです。	1名	過払い	20,997	○担当者がお客様にお詫びの上、年金の返納について説明し、了承を得ました。 ○記録訂正処理を行い、お客様より受理した返納方法申出書を機構本部に進達しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、第三者委員会のあっせん通知の内容確認を徹底するよう周知しました。	内部
517	厚生年金加入記録の確認誤りについて	確認・決定誤り	群馬	事務センター	2010年 11月5日	2013年 4月8日	○お客様より厚生年金保険被保険者加入期間照会申出書が提出され、記録を確認したところ、厚生年金加入記録の確認誤りが判明しました。	○お客様より提出された、厚生年金加入記録のお知らせについての年金加入記録回答票を審査する際、確認不足により、脱退手当金支給期間を被保険者加入期間として回答したものです。	1名	過払い	1,542,899	○担当者がお客様にお詫びの上、年金の返納について説明し、了承を得ました。 ○記録訂正処理を行い、お客様より受理した返納方法申出書を機構本部に進達しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、年金加入記録回答票を審査する際、年金受給者原簿の確認及び生年月日索引簿等により記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部
518	年金手帳の再交付時における確認誤りについて	確認・決定誤り	熊本	熊本東	2003年 8月27日	2013年 2月22日	○お客様より、年金記録の確認請求があり、確認したところ、年金手帳の再交付時における確認誤りが判明しました。	○B様の年金手帳を再交付した際、記録の確認を怠り、A様の基礎年金番号で再交付したものです。	2名	—	0	○担当者がそれぞれのお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○記録の訂正処理を行い、正しい年金手帳を交付しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、基礎年金番号の記載がない年金手帳再交付申請書を受付た際、職歴及び旧住所等について確認を徹底するよう周知しました。	外部
519	厚生年金特例納付保険料額の計算誤りについて	確認・決定誤り	福島	白河	2013年 1月29日	2013年 3月11日	○事業所より、厚生年金特例納付保険料額について問合せがあり、確認したところ、厚生年金特例納付保険料額の計算誤りが判明しました。	○特例納付保険料を計算する際、第三者委員会よりあっせんされた標準報酬月額で計算すべきところ、当時の最低等級で計算し、納付申出書を作成したものです。	1事業所	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○正しい金額の特例納付保険料納付申出書を送付し、誤った申出書の廃棄を確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、第三者委員会のあっせんに基づき特例納付保険料を計算する際は、あっせん内容の確認を徹底するよう周知しました。	外部
520	老齢年金の加入期間の確認誤りに伴う裁定誤りについて	確認・決定誤り	石川	事務センター	1985年 5月22日	2012年 11月19日	○担当者が、お客様からの調査結果の回答内容を確認したところ、老齢年金の加入期間の確認誤りに伴う裁定誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際、厚生年金及び国民年金の重複期間の確認を怠り、通算老齢年金として裁定すべきところ、老齢年金として裁定したものです。	1名	その他	953,246	○担当者がお客様の代理人にお詫びに上説明し、過払いの返納も含めて了承を得ました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、裁定時における年金記録の確認の徹底について周知しました。	内部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
521	老齢年金 裁定時における加入期間の 確認誤りについて	確認・決定誤り	岐阜	大垣	1994年 7月20日	2012年 11月30日	○機構本部より、再裁定関係書類が 返戻されたため、確認したところ、老齢 年金裁定時における加入期間の確認 誤りが判明しました。	○60歳前に受給権が発生したお客 様の老齢年金を裁定する際、受給権 発生日以降の期間については任意加 入期間として裁定すべきところ、第1 号被保険者の免除期間として裁定し たものです。	1名	過払い	45,278	○担当者がお客様の代理人にお詫 びに上説明し、過払いの返納も含 めて了承を得ました。 ○関係書類一式を機構本部に進達 し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、今回の事象 を説明し、裁定時における年金記 録の確認の徹底について周知しま した。	内部
522	老齢年金 裁定時における加入期間の 確認誤りについて	確認・決定誤り	北海道	旭川	2000年 4月13日	2012年 8月1日	○突合センターより、紙台帳等と裁定 原簿記録に整合性がない旨の連絡が あり、確認したところ、老齢年金裁定 時における加入期間の確認誤りが判 明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際、 厚生年金加入期間の一部に重複で 収録された期間があったにもかかわらず、そのまま裁定を行ったもので す。	1名	過払い	342,769	○担当者がお客様の代理人にお詫 びに上説明し、過払いの返納も含 めて了承を得ました。 ○関係書類一式を機構本部に進達 し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、今回の事象 を説明し、裁定時における年金記 録の確認の徹底について周知しま した。	内部
523	障害状態 確認届に係る処理 誤りについて	確認・決定誤り	香川	事務 センター	2011年 9月9日	2012年 8月27日	○事務センターにおいて、障害年金の 所得状況について、確認したところ、 障害状態確認届に係る処理誤りが判 明しました。	○事務センターで、平成23年度の障 害状態確認届の処理を行った際に、 お客様が死亡していることから、支払 が差止めされているにもかかわらず、 処理を誤り支払したことによります。	1名	過払い	2,963,960	○担当者がお客様にお詫びの上説 明し、了承を得て返納方法申出書 を受理しました。	○担当部署において、事象の説明 を行い、障害状態確認届に係る取 扱の確認を徹底するよう周知しまし た。	内部
524	障害年金 請求書の 受理誤りについて	確認・決定誤り	東京	中野	2012年 9月25日	2012年 12月12日	○事務センターより、障害年金請求書 の返戻があり、確認したところ、障害 年金請求書の受理誤りが判明しまし た。	○障害年金の納付要件に係る相談を 受けた際に、国民年金第3号期間の 記録未整備に係る確認不足より、本 来、納付要件を満たしていないにもか かわらず、満たしていると回答し請求 書を受理したことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説 明し、了承いただくようお願いしまし た。 ○記録整備の上、請求の取下げに 係る通知を発送しました。	○担当部署において、事象の説明 を行い、納付要件に係る取扱の確 認を徹底するよう周知しました。	内部
525	障害年金 請求書の 受理誤りについて	確認・決定誤り	鳥取	倉吉	2012年 12月13日	2013年 2月12日	○事務センターより、障害年金請求書 の納付要件について連絡があり、確 認したところ、障害年金請求書の受理 誤りが判明しました。	○障害年金の納付要件に係る相談を 受けた際に、国民年金の免除申請年 月日の確認を誤り、初診日以降の申 請分を含めて計算したことで、本来、 納付要件を満たしていないにもかか らず、満たしていると回答し請求書 を受理したことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説 明し、了承を得ました。 ○請求の取下げに係る通知を発送 しました。	○担当部署において、事象の説明 を行い、納付要件に係る取扱の確 認を徹底するよう周知しました。	内部
526	年金受給 選択申出 書の受理 誤りについ て	確認・決定誤り	福岡	八幡	2012年 3月9日	2012年 10月31日	○お客様より、年金の選択結果につ いて問合せがあり、確認したところ、年 金受給選択申出書の受理誤りが判明 しました。	○お客様の障害厚生年金額改定請 求に伴い年金受給選択申出書を受理 した際に、本来、額改定請求の結果を 確認して、選択すべきところ、確認を 漏らし、誤って支給額の低い障害年 金を選択したことによります。	1名	その他	830,860	○担当者がお客様にお詫びの上説 明し、了承を得て返納方法申出書 を受理しました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、 訂正処理可能との回答がありまし た。 ○訂正処理依頼書等関係書類一 式を機構本部に進達し訂正処理を 確認しました。	○担当部署において、事象の説明 を行い、年金受給選択申出書の受 理に関し確認を徹底するよう周知し ました。	外部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
527	障害年金 請求書の 受理誤り について	確認・ 決定誤り	福岡	久留米	2012年 11月2日	2013年 3月28日	○事務センターより、障害年金請求書の納付要件について連絡があり、確認したところ、障害年金請求書の受理誤りが判明しました。	○市町村役場より、障害年金の納付要件に係る相談を受けた際に、旧法該当にもかかわらず新法の納付要件による確認を行ったことで、本来、納付要件を満たしていないにもかかわらず、満たしていると回答し請求書を受理したことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○請求の取下げに係る通知を発送しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、納付要件に係る取扱の確認を徹底するよう周知しました。	内部
528	障害年金 の受給権 者現況届 に係る処 理誤りに ついて	確認・ 決定誤り	埼玉	事務 センター	2009年 12月1日	2012年 9月26日	○現況調査による障害状態を審査した際に、前回診断書を確認したところ、障害年金の受給権者現況届に係る処理誤りが判明しました。	○前回、現況調査による障害状態を審査した際に、2級該当との認定結果であったにもかかわらず、継続して1級と誤り処理を行ったことによります。	1名	過払い	592,267	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 ○訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、障害年金の現況届に係る取扱の確認を徹底するよう周知しました。	内部
529	子の加給 年金の加 算漏れに ついて	確認・ 決定誤り	愛知	笠寺	2003年 12月28日	2013年 4月12日	○お客様より、子の加給年金について問合せがあり、確認したところ、子の加給年金の加算漏れが判明しました。	○老齢年金裁定請求書を審査する際、子の加給年金の登録を漏らしたことにあります。	1名	未払い	4,214,660	○担当者がお客様にお詫びの上、事象を説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱を協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	○お客様相談室において、事象の説明を行い、加給年金の取扱の確認を徹底するよう周知しました。	外部
530	障害年金 請求書の 受理誤り について	確認・ 決定誤り	新潟	三条	2012年 3月1日	2012年 6月27日	○年金請求書の審査を行った際に、確認したところ、障害年金請求書の受理誤りが判明しました。	○障害年金の納付要件に係る相談を受けた際に、納付要件の確認を漏らし、本来、納付要件を満たしていないにもかかわらず、満たしているとして、請求書を受理したことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○不支給決定通知書を発送しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、納付要件に係る取扱の確認を徹底するよう周知しました。	内部
531	年金受給 選択申出 書の受理 誤りにつ いて	確認・ 決定誤り	東京	大田	2010年 12月6日	2012年 11月5日	○お客様より、年金の選択結果について問合せがあり、確認したところ、年金受給選択申出書の受理誤りが判明しました。	○老齢年金と障害年金に係る年金受給選択申出書を受理する際に、障害者特例該当時の選択申出書を受理しなかったことによります。	1名	その他	4,157,745	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金受給選択申出書の受理に関し取扱の確認を徹底するよう周知しました。	外部
532	障害年金 裁定時の 決定誤り について	確認・ 決定誤り	兵庫	須磨	2008年 2月22日	2011年 1月24日	○お客様の代理人より、障害年金の相談を受けた際に、確認したところ、障害年金裁定時の決定誤りが判明しました。	○障害年金裁定請求書を審査する際、本来、障害厚生年金に該当するにもかかわらず、障害基礎年金を裁定したことによります。	1名	未払い	3,249,366	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、障害年金の取扱の確認を徹底するよう周知しました。	外部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生日月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
533	障害年金 の納付要 件の確認 誤りについ て	確認・ 決定誤り	大阪	堺西	2013年 4月23日	2013年 5月22日	○事務センターより、年金請求書の返 戻があり、確認したところ、障害年金 の納付要件の確認誤りが判明しまし た。	○障害年金の納付要件に係る相談を 受けた際に、納付要件の確認を誤り、 本来、納付要件を満たしていないにも かかわらず、満たしているとして、請 求書を受理したことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様の代理人にお詫 びの上説明し、了承を得ました。 ○請求書を返戻しました。	○担当部署において、事象の説明 を行い、納付要件に係る取扱の確 認を徹底するよう周知しました。	内 部
534	障害年金 の納付要 件の確認 誤りについ て	確認・ 決定誤り	大阪	堺西	2013年 3月1日	2013年 5月7日	○事務センターより、年金請求書の返 戻があり、確認したところ、障害年金 の納付要件の確認誤りが判明しまし た。	○障害年金の納付要件に係る相談を 受けた際に、納付要件の確認を誤り、 同月に取得と喪失のある厚生年金記 録を含め計算したことで、納付要件を 満たしていないにもかかわらず、満た しているとして、請求書を受理したこと によります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説 明し、了承を得ました。 ○再度、調査したところ別途合算対 象期間が判明したことより請求書を受 理しました。	○担当部署において、事象の説明 を行い、納付要件に係る取扱の確 認を徹底するよう周知しました。	内 部
535	障害基礎 年金支給 停止事由 消滅届の 返戻誤り について	確認・ 決定誤り	愛知	事務 センター	2013年 5月10日	2013年 5月13日	○お客様の代理人より、返戻書類に ついて問合せがあり、確認したところ、 障害基礎年金支給停止事由消滅届の 返戻誤りが判明しました。	○お客様より、障害基礎年金支給停 止事由消滅届と年金受給選択申出書 の郵送による提出があった際に、担 当者が選択処理のみ行うものと誤り、 障害基礎年金支給停止事由消滅届を 返戻したことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様の代理人にお詫 びの上説明し、了承いただくようお 願いました。 ○お客様より、再度届書を送付いた だき処理を行いました。	○担当部署において、事象の説明 を行い、年金受給状況など記録の 確認を徹底するよう周知しました。	外 部
536	年金受給 選択申出 書の受理 誤りについ て	確認・ 決定誤り	佐賀	武雄	2012年 5月25日	2013年 3月7日	○共済組合より、年金の選択結果に ついて問合せがあり、確認したところ、 年金受給選択申出書の受理誤りが判 明しました。	○老齢年金と障害年金に係る年金受 給選択申出書を受理する際に、老齢 年金を選択すべきところ、障害年金を 選択するとした申出書を受理したこと によります。	1名	その他	88,032	○担当者がお客様にお詫びの上説 明し、了承を得て返納方法申出書 を受理しました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、 訂正処理可能との回答がありまし た。 ○訂正処理依頼書等関係書類一 式を機構本部に進達し訂正処理を 確認しました。	○担当部署において、事象の説明 を行い、年金受給選択申出書受理 時の確認を徹底するよう周知しまし た。	内 部
537	障害年金 裁定時の 決定誤り について	確認・ 決定誤り	沖縄	コザ	2005年 5月12日	2013年 2月20日	○お客様の代理人より、障害年金の 相談を受けた際に、確認したところ、 障害年金裁定時の決定誤りが判明し ました。	○障害年金裁定請求書を審査する 際、障害認定日による請求であった にもかかわらず、必要な診断書が添 付されていなかったことから、事後重 症により決定したことによります。	1名	未払い	2,662,141	○担当者がお客様にお詫びの上説 明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、 訂正処理可能との回答がありまし た。 ○訂正処理依頼書等関係書類一 式を機構本部に進達し訂正処理を 確認しました。	○担当部署において、事象の説明 を行い、障害年金請求書受理時の 意思確認を徹底するよう周知しまし た。	内 部
538	障害年金 の納付要 件の確認 誤りについ て	確認・ 決定誤り	大阪	淀川	2012年 11月22日	2013年 1月25日	○機構本部より、年金請求書の返戻 があり、確認したところ、障害年金の 納付要件の確認誤りが判明しました。	○障害年金の納付要件に係る相談を 受けた際に、納付要件を合算対象期 間を含め計算したことで、納付要件を 満たしていないにもかかわらず、満た しているとして、請求書を受理したこと によります。	1名	—	0	○担当者がお客様のお詫びにお詫 びの上説明し、了承いただくようお 願いました。 ○請求書を返戻しました。	○担当部署において、事象の説明 を行い、納付要件に係る取扱の確 認を徹底するよう周知しました。	内 部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
539	障害年金 請求書の 受理誤り について	確認・ 決定誤り	北海道	札幌北	2012年 9月11日	2013年 4月26日	○年金事務所で、障害年金請求に係る審査を行った際に、確認したところ、障害年金請求書の受理誤りが判明しました。	○障害年金の納付要件に係る相談を受けた際に、老齢基礎年金繰上請求後の初診の疾病に対する障害基礎年金請求であることから、受給要件がないにもかかわらず請求書を受理したことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○不支給決定通知書を発送しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、要件に係る取扱の確認を徹底するよう周知しました。	内部
540	障害年金 の納付要件の 確認誤りについて	確認・ 決定誤り	鳥取	鳥取	2013年 4月24日	2013年 5月7日	○事務センターより、年金請求書の返戻があり、確認したところ、障害年金の納付要件の確認誤りが判明しました。	○障害年金の納付要件に係る相談を受けた際に、納付要件の確認を誤り、合算対象期間とならない期間を含め計算したことで、納付要件を満たしていないにもかかわらず、満たしているとして、請求書を受理したことによります。 ○市町村役場職員の確認不足によるものです。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○請求の取下げに係る通知を発送しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、納付要件に係る取扱の確認を徹底するよう周知しました。 ○市町村役場に、今回の事象を連絡し、再発防止策の徹底を図る旨の連絡を受けました。	内部
541	障害基礎 年金現況 届の様式 誤りについて	確認・ 決定誤り	奈良	事務 センター	2013年 5月31日	2013年 6月6日	○お客様より、障害年金の診断書について連絡があり、確認したところ、障害基礎年金現況届の様式誤りが判明しました。	○障害基礎年金の現況届を送付する際に、障害給付改定請求書が提出されていたため、現況届での診断書は不要であるにも関わらず、診断書付の現況届を送付したことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○現況届の処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、障害年金の現況届に係る取扱の確認を徹底するよう周知しました。	外部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生日月日	判明日月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
542 ～ 560	老齢年金 裁定時における第 四種被保 険者期間 の削除漏 れについ て	確 認 ・ 決 定 誤 り	東京	八王子	1994年 3月30日	2012年 10月18日	○機構本部からの再裁定関係書類の 返戻や、お客様の遺族年金の請求を 受付た際などに、確認したところ、第 四種被保険者期間の削除漏れが判明 しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際 に、第四種被保険者期間を含む厚生 年金期間が上限を超えている場合 は、本来、超過期間について削除す べきところ、削除を漏らしたことによ ります。	1名	その他	536,830	○担当者がお客様にお詫びの上説 明し、了承いただくようお願いしまし た。 ○厚生年金保険料還付金及び返 納方法申出書の手続を説明しまし た。 ○第四種被保険者記録を訂正の 上、再裁定関係書類を機構本部に 進達し、訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明 を行い、年金記録などの確認を徹 底し、再発防止に努めるよう周知し ました。	内 部
			長野	長野南	1983年 6月2日	2012年 10月30日			1名	その他	380,894			内 部
			鹿児島	加治木	1997年 7月24日	2012年 11月20日			1名	その他	118,180			内 部
			岩手	盛岡	2003年 11月20日	2012年 11月5日			1名	その他	837,636			内 部
			福島	平	2005年 3月24日	2012年 11月9日			1名	その他	1,594,644			内 部
			石川	七尾	1986年 4月15日	2012年 12月11日			1名	その他	361,578			内 部
			香川	高松東	1974年 7月1日	2012年 12月11日			1名	その他	83,318			内 部
			千葉	幕張	1990年 9月27日	2012年 12月20日			1名	その他	257,616			内 部
			鹿児島	奄美大島	2000年 1月13日	2012年 12月25日			1名	その他	1,666,765			内 部
			岩手	二戸	2004年 4月8日	2012年 12月26日			1名	その他	270,210			内 部
			埼玉	春日部	2000年 4月13日	2012年 12月26日			1名	その他	220,400			内 部
			東京	目黒	2000年 11月29日	2012年 12月26日			1名	その他	316,544			外 部
			北海道	新 さっぽろ	2000年 6月15日	2012年 12月27日			1名	その他	37,852			内 部
			埼玉	熊谷	1992年 4月8日	2012年 1月20日			2名	その他	255,194			内 部
			神奈川	横浜西	2000年 10月5日	2012年 1月4日			1名	その他	89,094			外 部
			千葉	千葉	2011年 11月25日	2012年 2月22日			1名	その他	126,204			内 部
			愛知	笠寺	2001年 4月5日	2012年 3月15日			1名	その他	299,000			外 部
			群馬	桐生	2003年 12月11日	2012年 4月17日			1名	その他	1,027,660			内 部
			群馬	前橋	1992年 8月6日	2012年 4月19日			1名	その他	739,124			内 部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
561 ～ 578	老齢年金 裁定時における第 四種被保 険者期間 の削除漏 れについ て	確 認・ 決 定 誤 り	愛知	大曽根	1998年 1月14日	2012年 4月27日	○機構本部からの再裁定関係書類の 返戻や、お客様の遺族年金の請求を 受付た際などに、確認したところ、第 四種被保険者期間の削除漏れが判明 しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際 に、第四種被保険者期間を含む厚生 年金期間が上限を超えている場合 は、本来、超過期間について削除す べきところ、削除を漏らしたことによ ります。	1名	その他	29,479	○担当者がお客様にお詫びの上説 明し、了承いただくようお願いしまし た。 ○厚生年金保険料還付金及び返 納方法申出書の手続を説明しまし た。 ○第四種被保険者記録を訂正の 上、再裁定関係書類を機構本部に 進達し、訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明 を行い、年金記録などの確認を徹 底し、再発防止に努めるよう周知し ました。	内部
			大阪	東大阪	2003年 3月19日	2012年 5月29日			1名	その他	675,583			内部
			滋賀	大津	1989年 4月13日	2012年 7月18日			1名	その他	345,585			内部
			長野	長野南	1995年 8月10日	2012年 9月11日			1名	その他	663,600			内部
			群馬	桐生	1974年 8月1日	2012年 9月12日			1名	その他	44,708			内部
			北海道	北見	1994年 12月15日	2012年 9月4日			1名	その他	53,424			内部
			東京	渋谷	1996年 1月22日	2013年 1月4日			1名	その他	1,176,322			内部
			大阪	八尾	2005年 8月17日	2013年 1月8日			1名	その他	1,496,929			内部
			北海道	札幌西	1999年 5月13日	2013年 2月12日			1名	その他	1,382,475			内部
			大阪	城東	2003年 7月10日	2013年 2月14日			1名	その他	388,056			外部
			北海道	札幌東	1993年 6月3日	2013年 3月14日			1名	その他	11,427			内部
			愛媛	事務 センター	1993年 3月4日	2013年 4月18日			1名	その他	58,155			内部
			福岡	南福岡	1998年 12月11日	2013年 4月19日			1名	その他	146,880			内部
			北海道	札幌東	1982年 8月26日	2013年 4月22日			1名	その他	1,259,993			内部
			愛媛	今治	1978年 5月1日	2013年 4月30日			1名	その他	97,277			内部
			大阪	堺西	2006年 1月27日	2013年 4月30日			1名	その他	617,070			内部
			鹿児島	加治木	2002年 2月21日	2013年 5月10日			1名	その他	154,043			内部
			愛知	大曽根	1977年 10月6日	2013年 5月9日			1名	その他	771,500			内部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
579	厚生年金被保険者加入期間照会申出書に係る回答票の作成漏れについて	未処理・処理遅延	宮崎	都城	2008年 10月1日	2012年 5月17日	○年金事務所で、書類の整理を行った際に、厚生年金被保険者加入期間照会申出書に係る回答票の作成漏れが判明しました。	○お客様のねんきん特別便に係る処理を行った際に、厚生年金保険の期間照会に係る回答票の作成依頼を受けていたにもかかわらず、処理を漏らしたことになります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○厚生年金保険の期間照会に係る回答票を送付しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、書類の保管及び進捗管理について、取扱いの確認と徹底を周知しました。	内部
580	再裁定関係書類の処理漏れについて	未処理・処理遅延	奈良	事務センター	2011年 7月28日	2012年 3月30日	○年金事務所で、書類の整理を行った際に、再裁定関係書類の処理遅延が判明しました。	○機構本部より、再裁定関係書類に国民年金第3号被保険者届が必要であるとの理由で返戻されたが、その後の処理を漏らしたことになります。	1名	その他	115,400	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、過払いは今後の支払で調整することで、了承を得ました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、書類の保管及び進捗管理について、取扱いの確認と徹底を周知しました。	内部
581	年金受給権者氏名変更届の未処理について	未処理・処理遅延	長野	事務センター	2012年 5月22日	2012年 5月28日	○担当者が未処理の書類を確認したところ、年金受給権者氏名変更届の未処理が判明しました。	○年金受給権者氏名変更届を諸変更の締切日までに処理すべきところ、進捗管理を怠ったことにより、未処理となったものです。	1名	未払い	131,083	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○担当者が氏名変更処理を行い、年金の支払を確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、未処理の届書等の書類管理及び進捗管理の徹底について周知を行ないました。	内部
582	再裁定関係書類の処理漏れについて	未処理・処理遅延	福岡	小倉北	2002年 5月1日	2012年 10月12日	○事務センターより、遺族年金請求書の返戻があり、確認したところ、再裁定関係書類の処理漏れが判明しました。	○65歳以降も厚生年金被保険者であったお客様について、平成14年4月中に厚生年金の喪失処理を行った場合は、出力されたりリストにより、確認後、再裁定処理を行うべきところ、これを漏らしたことになります。	1名	未払い	3,800	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、出力リストの取扱いと記録確認の徹底を周知しました。	内部
583	再裁定関係書類の進達漏れについて	未処理・処理遅延	大阪	吹田	2009年 1月8日	2012年 7月26日	○お客様より、提出書類の進捗状況について、問合せがあり、確認したところ、再裁定関係書類の進達漏れが判明しました。	○お客様より、受理した再裁定関係書類について、処理済書類に混入し、進達を漏らしたことになります。	1名	未払い	153,968	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、書類の保管及び進捗管理について、取扱いの確認と徹底を周知しました。	外部
584	年金額仮計算書の進達漏れについて	未処理・処理遅延	大阪	吹田	2009年 2月24日	2012年 7月31日	○お客様より、年金額について問合せがあり、確認したところ、年金額仮計算書の進達漏れが判明しました。	○年金額仮計算書を受付た際、速やかに機構本部へ進達すべきところ、進捗管理不足により、進達を漏らしたものです。	1名	未払い	93,209	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○年金額仮計算書を受理し、機構本部へ進達しました。 ○年金の支払を確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、受付た書類等の進捗管理の徹底について周知を行いました。	外部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
585	年金加入記録回答票の未処理について	未処理・処理遅延	宮崎	都城	2012年 1月26日	2012年 11月9日	○市役所より、お客様から年金加入記録の回答が届かないとの問合せがあったとの連絡があり、確認したところ、年金加入記録回答票の未処理が判明しました。	○年金加入記録回答票を受付た際、速やかに調査等を行うべきところ、進捗管理不足により、処理済として保管していたものです。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○担当者が調査を行い、お詫びの文書及び回答書を送付しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、受付た書類等の進捗管理の徹底について周知を行いました。	外部
586	未支給年金請求書及び年金額仮計算書の進達漏れについて	未処理・処理遅延	兵庫	尼崎	2012年 5月23日	2012年 11月28日	○お客様より、未支給年金の支払について問合せがあり、確認したところ、未支給年金請求書及び年金額仮計算書の進達漏れが判明しました。	○未支給年金請求書及び年金額仮計算書を受付た際、速やかに機構本部へ進達すべきところ、進捗管理不足により、進達を漏らしたものです。	1名	未払い	7,200	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○未支給年金請求書及び年金額仮計算書を機構本部へ進達し、年金の支払を確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、受付た書類等の管理の徹底について周知を行いました。	外部
587	委託業者による未支給年金請求書の回付漏れについて	未処理・処理遅延	本部	障害年金業務部	2011年 8月29日	2012年 12月18日	○担当者が未処理状況の調査を行ったところ、未支給年金請求書の回付漏れが判明しました。	○委託業者が未支給年金請求書の不備等を確認した際、請求書を当グループへ回付すべきところ、失念したことによります。 ○委託業者の進捗管理不足によるものです。	1名	未払い	25,492	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○未支給年金請求書の写しにより入力処理を行い、年金の支払を確認しました。	○委託業者より、未支給請求書点検時における適切な不備回付について指導を行い、徹底したとの報告がありました。	内部
588	遺族基礎年金裁定請求書に係る支給停止事由の入力漏れについて	入力誤り	埼玉	事務センター	2011年 12月7日	2012年 3月19日	○市役所より、遺族基礎年金裁定者一覧表に記載されたお客様の受給状況について問合せがあり、確認したところ、遺族基礎年金裁定請求書に係る支給停止事由の入力漏れが判明しました。	○委託業者が裁定請求書を入力する際に、入力を漏らし、処理結果リストのチェックにおいても誤りを発見できなかったことによります。	1名	過払い	131,483	○担当者がお客様の家族にお詫びの上説明し、了承を得ました。返納方法申出書を受理しました。 ○機構本部に、再裁定関係書類一式を進達しました。	○年金給付グループにおいて、事象の説明を行い、支給停止となる請求書については確認の徹底を周知しました。 ○委託業者に、誤入力の防止及びチェック体制の強化を要請し、再発防止策にかかる願末書の提出がありました。	外部
589	遺族厚生年金裁定請求書に係る基礎年金番号の入力誤りについて	入力誤り	大分	事務センター	2012年 6月21日	2012年 7月23日	○他年金事務所より、重複付番者一覧表の対象者の基礎年金番号について連絡があり、確認したところ、遺族厚生年金裁定請求書に係る基礎年金番号の入力誤りが判明しました。	○委託業者が裁定請求書を入力する際に、基礎年金番号を誤って入力し、処理結果リストのチェックにおいても誤りを発見できなかったことによります。	2名	未払い	10,950	○担当者がそれぞれのお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○処理が完了し、正しい年金証書を送付し、誤って送付した年金証書の回収をしました。	○年金給付グループにおいて、事象の説明を行い、審査及び決裁時の確認の徹底を周知しました。 ○委託業者に、誤入力の防止及びチェック体制の強化を要請し、委託業者から、入力担当者及びチェック担当者に事象を説明の上、注意喚起した旨の報告がありました。	内部
590	標準報酬改定請求書の入力誤りについて	入力誤り	愛知	事務センター	2011年 3月18日	2012年 12月11日	○老齢年金裁定請求書を受付した際、確認したところ、標準報酬改定請求書の入力誤りが判明しました。	○標準報酬改定請求書の入力時に、婚姻期間を昭和46年から平成23年と入力すべきところ、昭和46年から平成22年と誤って入力したものです。	1名	未払い	233	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○訂正入力処理を行ない、処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、事務処理方法及び入力結果のチェックを再度確認し、事務処理誤りの発生防止に努めるよう周知・徹底しました。	内部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
591	年金受給権者住所・支払機関変更届の入力誤りについて	入力誤り	岡山	事務センター	2013年 2月13日	2013年 4月10日	○金融機関より、年金振込口座の口座番号が誤っているとの問合せがあり、確認したところ、年金受給権者住所・支払機関変更届の入力誤りが判明しました。	○支払機関変更届を入力する際、口座番号の入力を誤ったことによります。	1名	未払い	139,916	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、年金の支払を確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、入力処理時及びダブルチェック時の内容確認の徹底について周知を行いました。	外部
592	老齢年金決定時における氏名の入力誤りについて	入力誤り	群馬	事務センター	2013年 2月23日	2013年 6月14日	○機構本部より振込不能の原因について確認依頼があり、確認したところ、老齢年金決定時における氏名の入力誤りが判明しました。	○委託業者が老齢年金請求書进行处理する際、氏名のフリガナを誤って入力したことによります。	1名	未払い	308,325	○担当者がお客様の代理人にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、年金の支払を確認しました。	○委託業者より、再発防止に係る顛末書が提出され、入力処理時及びダブルチェック時の内容確認の徹底について報告を受けました。	内部
593	老齢年金裁定時における共済組合期間の入力誤りについて	入力誤り	大分	日田	2008年 11月20日	2013年 4月8日	○機構本部より、裁定状況について、連絡があり、確認したところ、老齢年金裁定時における共済組合期間の入力誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金の裁定を行う際に、共済組合の取得年月日について、本来、昭和42年11月とすべきところ、昭和42年1月として入力したことによります。	1名	過払い	72,677	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
594	年金受給権者住所・支払機関変更届の入力誤りについて	入力誤り	愛知	事務センター	2013年 6月14日	2013年 6月17日	○お客様より、年金が振込まれていないとの問合せがあり、確認したところ、年金受給権者住所・支払機関変更届の入力誤りが判明しました。	○支払機関変更届を入力する際、口座番号の入力を誤ったことによります。	1名	未払い	269,116	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、年金の支払を確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、入力処理時及びダブルチェック時の内容確認の徹底について周知を行いました。	外部
595	老齢年金裁定時における配偶者生年月日の誤入力について	入力誤り	福岡	小倉南	2000年 2月10日	2012年 2月27日	○機構本部より、再裁定関係書類の返戻があり、確認したところ、老齢年金裁定時における配偶者生年月日の誤入力が判明しました。	○お客様の老齢年金裁定時に、配偶者生年月日を誤って入力したことで、加給金の発生が遅くなったものです。	1名	未払い	65,575	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金裁定時の年金記録及び添付書類などの確認を徹底するよう周知しました。	内部
596	国民年金死亡一時金に係る住所情報の入力誤りについて	入力誤り	茨城	事務センター	2013年 1月11日	2013年 2月27日	○お客様の代理人より、送金通知書の住所が相違していたため、郵便局窓口で死亡一時金を受取できなかったとの問合せがあり、確認したところ、国民年金死亡一時金に係る住所情報の入力誤りが判明しました。	○死亡一時金の住所情報を入力する際、請求書に添付されている住民票等の確認を怠り、請求書の住所のみを確認し、誤った住所を入力したことによります。 ○ダブルチェックにおいても誤りに気付かなかったことが原因です。	1名	未払い	120,000	○担当者がお客様の代理人にお詫びの上説明し、了承を得ました。 誤って入力した送金通知書を回収しました。 ○正しい送金通知書を送付しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、事務処理に係る内容確認の徹底について周知を行いました。	外部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
597	障害年金 裁定時の 入力誤り について	入力誤り	高知	事務 センター	2013年 3月14日	2013年 3月25日	〇市区町村役場より、お客様の障害年金裁定結果について問合せがあり、確認したところ、障害年金裁定時の入力誤りが判明しました。	〇事後重症請求による、障害年金裁定請求書を審査する際、受付年月日を誤り入力したことによります。	1名	過払い	786,898	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。	〇担当部署において、事象の説明を行い、審査時の確認を徹底するよう周知しました。	外部
598	年金額仮 計算書の 年金見込 額の記載 誤りにつ いて	通知書等の作成誤り	秋田	秋田	2011年 12月27日	2012年 1月27日	〇機構本部より、再裁定関係書類の返戻があり、確認したところ、お客様に送付した年金額仮計算書の年金見込額の記載誤りが判明しました。	〇新たに厚生年金期間が判明した際、本来、第四種被保険者期間の一部について削除の上、年金見込額を試算すべきところ、削除せずに誤った年金額仮計算書を送付していたものです。	1名	—	0	〇担当者がお客様及び代理人にお詫びの上説明し、了承を得ました。	〇担当部署において、勉強会を開催し、今回の事象の説明及び年金見込額の算出方法等について再度周知しました。	内部
599	不支給決定通知書の作成誤りについて	通知書等の作成誤り	徳島	事務 センター	2012年 4月3日	2012年 7月27日	〇社会保険審査官より、審査請求をされたお客様の不支給決定通知書について照会があり、確認したところ、遺族厚生年金に係る不支給決定通知書の作成誤りが判明しました。	〇不支給決定通知書の作成処理の際に、平成24年とすべきところ、確認不足により誤って平成23年と記載したものです。	1名	—	0	〇担当者がお客様及び代理人にお詫びの上説明し、了承を得ました。	〇年金給付グループにおいて、今回の事象を説明し、通知書作成後のダブルチェック及び決裁時における確認について慎重に行うよう周知・徹底しました。	外部
600	遺族年金 請求書等 の受付控 に係る氏 名の入力 誤りにつ いて	通知書等の作成誤り	和歌山	和歌山西	2013年 2月22日	2013年 2月25日	〇お客様より、遺族年金及び未支給年金請求書の受付控が送付されたが、氏名が誤っているとの問合せがあり、確認したところ、遺族年金請求書等の受付控に係る氏名の入力誤りが判明しました。	〇遺族年金請求書等の受付控を作成する際、請求者の氏名のフリガナを誤って入力し送付したことによります。	1名	—	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。	〇担当部署において、今回の事象を説明し、受付控を作成した際、印刷した控と請求書の確認を行うよう周知・徹底しました。	外部
601	源泉徴収 票の作成 誤りにつ いて	通知書等の作成誤り	大阪	枚方	2013年 2月4日	2013年 2月6日	〇年金事務所において、再交付した源泉徴収票の作成誤りが判明しました。	〇源泉徴収票の再交付を行った際、誤って旧様式により作成し交付したものです。	64名	—	0	〇担当者が64名のお客様に正しい源泉徴収票及び旧様式の源泉徴収票の廃棄を依頼するお詫びの文書を送付しました。	〇担当部署において、新様式への変更時の取扱い及び窓口交付時の複数人による確認の徹底を周知しました。	内部
602	振替加算 の支給時 期に係る 説明文書 の作成誤 りについて	通知書等の作成誤り	大阪	事務 センター	2010年 12月9日	2012年 2月19日	〇お客様より、振替加算について問合せがあり、確認したところ、振替加算の支給時期に係る説明文書の作成誤りが判明しました。	〇お客様に振替加算の手続きに関する案内を行った際に、本来、配偶者が65歳時と案内すべきところ、誤って請求者が65歳時に振替加算の手続きを行うとした案内文書を送付したことによります。	1名	—	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。	〇担当部署において、事象の説明を行い、振替加算の説明時の取扱いを確認し周知徹底しました。	外部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
603	年金額仮 計算書の 作成誤り について	通知書 等の作 成誤り	千葉	木更津	2013年 5月14日	2013年 6月3日	〇お客様から提出のあった、年金額 仮計算書を確認したところ、年金額仮 計算書の作成誤りが判明しました。	〇お客様に対する年金額仮計算書を 作成した際に、本来、削除すべきで ない国民年金期間を削除し、年金見込 額を計算したことによります。	1名	—	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説 明し、了承を得ました。 〇正しい年金額仮計算書を送付 し、回答を受理しました。	〇担当部署において、事象の説明 を行い、年金記録の確認を徹底す るよう周知しました。	内部
604	老齢年金 請求書の 受付控え に係る基 礎年金番 号の記載 誤りにつ いて	通知書 等の作 成誤り	東京	江戸川	2013年 2月9日	2013年 5月24日	〇お客様より、年金請求書の受付控 えについて問合せがあり、確認したと ころ、基礎年金番号の記載誤りが判 明しました。	〇お客様の老齢年金請求書を受付 けた際にお渡しする、受付控えにつ いて、別人の基礎年金番号により作 成したことによります。	2名	—	0	〇担当者がお客様にお詫びと事象 説明の文書等を送付し、了承いた だくようお願いしました。	〇担当部署において、事象の説明 を行い、受付控え作成時の本人確 認を徹底するよう周知しました。	外部
605	通知書の 氏名の記 載誤りに ついて	通知書 等の作 成誤り	埼玉	熊谷	2013年 7月1日	2013年 7月4日	〇お客様より、送付された通知書に記 載された氏名が誤っているとの問合 せがあり、確認したところ、受給者 あて通知書の氏名の記載誤りが判 明しました。	〇お客様より、厚生年金保険料の 本人負担額を計算した通知書の送 付依頼があり、作成を行った際、 通知書の氏名を誤って記載し送付 したことによります。	1名	—	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説 明し、了承を得ました。 〇担当者が正しい通知書及び誤 った通知書を回収するため、返信用 封筒を送付しました。	〇担当部署において、今回の事象 を説明し、文書作成時及び送付時 のダブルチェックの徹底について周 知を行いました。	外部
606	厚生年金 被保険者 加入期間 照会申出 書に係る 回答書の 記載誤り について	通知書 等の作 成誤り	長崎	佐世保	2013年 2月14日	2013年 2月26日	〇お客様より、回答文書の記載内容 について問合せがあり、確認したと ころ、厚生年金被保険者加入期間 照会申出書に係る回答書の記載誤 りが判明しました。	〇厚生年金被保険者加入期間照 会申出書に係る回答書を作成する 際、生年月日を誤って記載し送付 したものです。	1名	—	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説 明し、了承を得ました。 〇お詫びの文書の交付及び回答書 の差替を行いました。	〇担当部署において、今回の事象 を説明し、通知書等作成後のダ ブルチェックの徹底について周知 を行いました。	外部
607	送付文書 の記載誤 りについて	通知書 等の作 成誤り	神奈川	鶴見	2013年 3月12日	2013年 3月15日	〇コールセンターより、お客様から 送付文書の記載内容について問合 せがあり、確認したところ、送付 文書の記載誤りが判明しました。	〇お客様に送付する文書を作成す る際、文中の氏名を記載する箇所に 別人の氏名を記載し送付したも のです。	1名	—	0	〇担当者がお客様の代理人にお詫 びの上説明し、了承を得ました。 〇正しい文書を送付しました。	〇担当部署において、今回の事象 を説明し、送付文書等作成後のダ ブルチェックの徹底について周知 を行いました。	内部
608	福祉事務 所からの 照会に係 る回答文 書の記載 誤りにつ いて	通知書 等の作 成誤り	福岡	南福岡	2012年 11月20日	2012年 11月26日	〇福祉事務所より、年金記録に係 る回答内容について問合せがあり、 確認したところ、福祉事務所から の照会に係る回答文書の記載誤り が判明しました。	〇福祉事務所からの照会に基づ き、回答文書を作成する際、前回 作成した回答内容の訂正等を行わ ず、誤った内容で作成し交付した ものです。	1事務 所	—	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説 明し、了承を得ました。 〇正しい回答文書を交付しました。	〇担当部署において、今回の事象 を説明し、通知書等作成後のダ ブルチェックの徹底について周知 を行いました。	外部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
609	年金額仮 計算書の 作成誤り について	通知書 等の作 成誤り	秋田	秋田	2010年 4月頃	2013年 2月19日	○お客様より提出された年金額仮計 算書の内容を確認したところ、年金額 仮計算書の作成誤りが判明しました。	○年金額仮計算書を作成する際、年 金記録の訂正内容欄に誤った資格記 録を記載し送付したものです。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説 明し、了承を得ました。 ○正しい年金額仮計算書を受理 し、機構本部に進達しました。	○担当部署において、今回の事象 を説明し、通知書等作成後のダブ ルチェックの徹底について周知を行 いました。	内部
610	障害基礎 年金不支 給決定通 知書の作 成誤りに ついて	通知書 等の作 成誤り	千葉	事務 センター	2013年 1月18日	2013年 4月2日	○ブロック本部より審査請求の資料提 供を求められて確認したところ、障害 基礎年金不支給決定通知書の作成誤 りが判明しました。	○障害基礎年金不支給決定通知書 の作成する際に、20歳前に初診日 がある認定日請求の場合は、20歳到 達日の前日である平成21年6月7日 を認定日として通知書に記載すべき ところ、誤って、平成20年6月7日と したことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説 明し、了承を得ました。 ○通知書を送付し、誤った通知書 を返送いただきました。	○担当部署において、事象の説明 を行い、通知書作成時の確認を徹 底するよう周知しました。	内部
611	年金見込 額照会回 答票の交 付誤りに ついて	誤送付 ・誤送 信	京都	京都南	2012年 5月24日	2012年 5月24日	○お客様より、年金の支払額について 問合せがあり、確認したところ、年金 見込額照会回答票の交付誤りが判明 しました。	○街角の年金相談センターにおい て、お客様の年金相談を行った際に、 前に相談を行った別人の基礎年金番 号をもとに、誤った年金見込額照会回 答票を交付したことによります。	2名	—	0	○担当者がそれぞれのお客様にお 詫びの上説明し、了承を得ました。 ○誤って交付した年金見込額照会 回答票の回収と正しい交付を確認 しました。	○担当部署において、事象の説明 を行い、交付物の氏名及び内容等 の確認を徹底するよう周知しまし た。 ○社会保険労務士会に再発防止策 の徹底を図るよう連絡しました。	外部
612	年金見込 額照会回 答票の交 付誤りに ついて	誤送付 ・誤送 信	大阪	守口	2013年 1月17日	2013年 4月9日	○お客様より、別人の年金見込額照 会回答票を持っているとの連絡があ り、確認したところ、年金見込額照 会回答票の交付誤りが判明しました。	○お客様の年金相談を行った際に、 基礎年金番号の入力を誤り、別人の 年金見込額照会回答票を交付したこ とによります。	2名	—	0	○担当者がそれぞれのお客様にお 詫びの上説明し、了承を得ました。 ○誤って交付した年金見込額照会 回答票の回収と正しい交付を確認 しました。	○担当部署において、事象の説明 を行い、交付物の氏名及び内容等 の確認を徹底するよう周知しまし た。	外部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生日月日	判明日月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
613 ～ 622	年金給付 関係通知 書等の誤 送付につ いて	誤 送 付 ・ 誤 送 信	大分 青森 愛知 愛知 福島 埼玉 栃木 東京 兵庫 青森	事務 センター 青森 名古屋西 中村 事務 センター 事務 センター 大田原 板橋 姫路 弘前	2011年 9月7日 ～ 2013年 7月19日	2011年 9月15日 ～ 2013年 7月22日	○お客様より、別のお客様の書類が 送付されたとの連絡があり、確認した ところ、年金給付関係通知書等の誤 送付が判明しました。	○ご連絡をいただいたお客様あてに 年金給付関係通知書を送付する際 に、担当者が誤って別のお客様に送 付する年金給付関係通知書等を封入 し送付したものです。 ○封入・封緘時における担当者の確 認が不十分であったことによります。	4事業 所 46名	—	0	○担当者がご連絡をいただいたお 客様にお詫びの上説明し了承を得 ました。誤って送付した年金給付関 係通知書等を回収しました。 ○担当者が本来、送付するお客様 にお詫びの上説明し、了承を得まし た。 ○担当者が本来送付するお客様あ てに年金給付関係通知書を送付 しました。	○担当部署において、今回の事象 を説明し、お客様あてに文書を送付 する際は封入封緘時に複数名でダ ブルチェックを行うことを徹底するよ う周知しました。	外部
623	年金の選 択に係る 説明誤り について	説 明 誤 り	東京	府中	2012年 4月3日	2012年 4月23日	○機構本部より、年金受給選択申出 書について連絡があり、確認したと ころ、年金の選択に係る説明誤りが判 明しました。	○お客様の年金の選択に係る説明を 行った際に、オンライン画面に新法で ある遺族共済年金が旧法と表示され ていたことにより、障害基礎年金と老 齢厚生年金との選択方法を誤って説 明したことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説 明し、了承を得ました。	○担当部署において、事象の説明 を行い、障害年金に係る年金受給 選択申出書の取扱いを、慎重に行 うよう周知しました。	内部
624	源泉所得 税の還付 時期の説 明誤りに ついて	説 明 誤 り	千葉	市川	2012年 2月17日	2012年 3月15日	○お客様より、源泉徴収された所得税 について問合せがあり、確認したと ころ、源泉徴収された所得税の還付時 期の説明誤りが判明しました。	○お客様より遅れて公的年金等の受 給者の扶養親族等申告書が提出され た場合の還付については、申告書が 提出・処理された次の定時支払期に 還付されますが、スケジュールの確認 不足により、誤った還付時期を説明し たものです。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説 明し、了承いただくようお願いしまし た。	○担当部署において、今回の事象 を説明し、扶養親族申告書に係る スケジュールについて再確認し、正 確な回答をするよう周知しました。	外部
625	標準報酬 改定請求 書の添付 書類に係 る説明誤 りについて	説 明 誤 り	千葉	佐原	2012年 3月23日	2012年 5月18日	○お客様より、添付書類について問合 せがあり、確認したところ、標準報酬 改定請求書の添付書類に係る説明誤 りが判明しました。	○お客様より3号分割の手続きの相 談を受けた際に、確認不足により按 分割割合が記載された書類が必要と 誤った説明をしたことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説 明し、了承を得ました。 ○標準報酬改定請求書を受理し、 処理が完了したことを確認しまし た。	○担当部署において、今回の事象 を説明し、離婚分割に係る改定請 求書の取扱いについて研修を行 いました。	外部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生日月日	判明日月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
626	脱退手当 金の受給 要件に係 る説明誤り について	説明 誤り	茨城	水戸北	2012年 7月3日	2012年 7月4日	〇お客様が脱退手当金の手続きで来所され、年金記録を確認したところ、脱退手当金の受給要件に係る説明誤りが判明しました。	〇役場より昭和18年生まれの男性であるお客様についての照会があった際、確認不足及び認識不足により、脱退手当金の受給資格がないにもかかわらず、あると誤った説明をしたことによります。	1名	—	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承いただくようお願いしました。	〇担当部署において、今回の事象を説明し、再度脱退手当金の受給要件について周知・徹底しました。	外部
627	標準報酬 改定請求 書に係る 説明誤り について	説明 誤り	大阪	八尾	2012年 9月25日	2012年 10月2日	〇お客様より標準報酬改定請求書を受理した年金事務所から連絡があり、確認したところ、標準報酬改定請求書に係る説明誤りが判明しました。	〇お客様が標準報酬改定請求書の提出のために来所された際、審判確定日の確認不足により年金分割の請求期限の特例について誤った説明をしたことによります。	1名	—	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。	〇担当部署において、今回の事象を説明し、離婚分割の取扱いについて再度周知しました。	外部
628	遺族年金 の受給要 件に係る 説明誤り について	説明 誤り	和歌山	和歌山西	2012年 8月24日	2012年 8月28日	〇お客様が遺族年金の手続きに来所した際に、確認したところ、遺族年金の受給要件に係る説明誤りが判明しました。	〇役場より被保険者死亡による年金請求について電話照会があった際、年金記録及び請求者が誰であるか等を確認した上で回答すべきところ、確認が不十分であったために、誤って遺族年金が発生すると回答し、添付書類の提出を案内したものです。	1名	—	0	〇担当者がお客様の家族にお詫びの上説明し、了承を得ました。	〇担当部署において、電話照会の際の対応方法を説明し、年金記録等の確認事項について再度周知・徹底しました。	外部
629	非居住者 の老齢年 金の課税 方法の説 明誤りに ついて	説明 誤り	千葉	千葉	2012年 8月30日	2012年 11月26日	〇お客様より、初回の年金支払通知書について問合せがあり、確認したところ、非居住者の老齢年金の課税方法の説明誤りが判明しました。	〇海外に居住する方が年金を受けるときは所得税法上で非居住者に該当し、公的年金等控除の諸控除が認められていない等、所得税額の計算式を誤って説明したものです。	1名	—	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承いただくようお願いしました。	〇担当部署において、外国居住者の年金について参考資料を配布の上、所得税の計算方法、その他手続き等について周知しました。	外部
630	退職後の 年金支払 時期に係 る説明誤り について	説明 誤り	愛媛	松山東	2012年 12月27日	2013年 2月14日	〇お客様より、年金の支払時期について問合せがあり、確認したところ、退職後の年金支払時期に係る説明誤りが判明しました。	〇遺族年金を受給中のお客様より、退職を契機とした、老齢年金等の改定後の支払時期について相談を受けた際に、スケジュールの確認を誤り説明を行ったことによります。	1名	—	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 〇関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	〇担当部署において、事象の説明を行い、支払スケジュールの確認を徹底するよう周知しました。	外部
631	年金見込 額の試算 誤りにつ いて	説明 誤り	愛媛	今治	2012年 8月15日	2012年 10月10日	〇お客様の配偶者より、年金見込額回答票と振込通知書の内容が相違しているとの問合せがあり、確認したところ、年金見込額の試算誤りが判明しました。	〇年金見込額の試算を行う際に、収録されている賞与の支払情報の確認及び賞与等の支払予定について聴取しなかったことが原因です。	1名	—	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。	〇担当部署において、今回の事象を説明し、年金見込額試算の際は、お客様の年金記録の確認及び標準賞与の見込額等を確認の上算入し、年金見込額試算を行うよう周知・徹底しました。	外部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
632	死亡一時金の請求に係る説明誤りについて	説明誤り	石川	金沢北	2012年 12月17日	2013年 2月14日	〇お客様が死亡一時金の手続きに来所した際に、確認したところ、死亡一時金の請求に係る説明誤りが判明しました。	〇お客様から配偶者死亡による年金請求の相談があった際、第1号被保険者としての保険料納付済期間が36月未満であり死亡一時金は支給されないと説明すべきところ、請求できると誤って説明したものです。 〇委託社会保険労務士の死亡一時金に係る知識不足及び確認不足によるものです。	1名	—	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。	〇担当部署において、事象の説明を行い、死亡一時金の相談に係る注意事項について、確認と徹底を周知しました。 〇社会保険労務士会に対して今回事象を情報提供し再発防止の徹底を依頼しました。	内部
633	判明した記録に係る説明誤りについて	説明誤り	東京	練馬	2013年 4月5日	2013年 4月8日	〇年金事務所で、相談結果の確認をしたところ、判明した記録に係る説明誤りが判明しました。	〇お客様の未支給年金に係る手続きを行った際に、新たに判明した年金記録について、既に受給中の年金計算に含まれているにもかかわらず、確認不足により今後の年金額が増加すると誤った説明を行ったことによります。	1名	—	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。	〇担当部署において、事象の説明を行い、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部
634	住民票コードによる住所変更に係る説明誤りについて	説明誤り	長崎	長崎南	2011年 12月8日	2013年 3月4日	〇お客様より、郵便物が旧住所のまま転送されてくるとの問合せがあり、確認したところ、住民票コードによる住所変更に係る説明誤りが判明しました。	〇委託社会保険労務士が住所変更の手続きについて相談を受けた際、お客様が住民票コードの収録前に住所変更を行っていることを確認の上、住民票コードによる住所の自動更新が行われない旨説明すべきところ、確認不足により、自動更新される旨誤った説明を行ったことによります。	1名	—	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 〇担当者が住所変更処理を行いました。	〇担当部署において、今回の事象を説明し、住民票コードの収録と住所変更情報の提供時期の確認の徹底について周知を行いました。 〇社会保険労務士会に、今回の事象を連絡し、再発防止策の徹底について報告を受けました。	外部
635	在職中の老齢年金の支給額に係る説明誤りについて	説明誤り	東京	葛飾	2012年 8月14日	2013年 4月11日	〇お客様より、年金の支払額について問合せがあり、確認したところ、在職中の老齢年金に係る支給額に係る説明誤りが判明しました。	〇お客様より、在職中の老齢年金の支給額について、電話相談があった際に、厚生年金の喪失月に係る取扱いを誤り、在職中の老齢年金に係る調整額を説明したことによります。	1名	—	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。	〇担当部署において、事象の説明を行い、在職中の老齢年金に係る調整の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	外部
636	老齢年金の受給権発生年月日の説明誤りについて	説明誤り	千葉	千葉	2012年 12月14日	2013年 1月17日	〇事務センターより、年金の受給資格期間について連絡があり、確認したところ、老齢年金の受給権発生年月日の説明誤りが判明しました。	〇お客様から老齢年金に係る相談を受けた際に、同月に取得と喪失がある厚生年金記録の確認を漏らし、受給権発生年月日を1ヵ月誤って説明したことによります。	1名	—	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。	〇担当部署において、事象の説明を行い、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
637	年金からの 所得税の 調整に係る 支払日の 説明誤りにつ いて	説明 誤り	愛知	昭和	2013年 2月9日	2013年 3月15日	〇お客様より、年金の支払状況につ いて問合せがあり、確認したところ、年 金からの所得税の調整に係る支払日 の説明誤りが判明しました。	〇お客様より、扶養親族等申告書の 提出漏れにより、年金から調整された 所得税の支払時期について問合せが あった際に、処理サイクルを誤り支払 時期を説明したことによります。	1名	—	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説 明し、了承いただくようお願いしまし た。	〇担当部署において、事象の説明 を行い、処理サイクルの確認を徹底 するよう周知しました。	外部
638	標準報酬 改定請求 書に係る 説明漏れ について	説明 誤り	静岡	掛川	2011年 10月26日	2012年 11月7日	〇お客様より、離婚分割がされていな いのではないかと問合せがあり、確 認したところ、標準報酬改定請求書に 係る説明漏れが判明しました。	〇離婚及び按分割合の調停が成立し たお客様の老齢年金見込額について の相談時に、離婚による年金分割の 取扱いを誤認し、年金分割には標準 報酬改定請求が必要である旨を説明 しなかったものです。	1名	—	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説 明し、了承を得ました。 〇機構本部に取扱いを協議の上、 受理した標準報酬改定請求書を事 務センターに回付し、処理が完了し たことを確認しました。	〇担当部署において、離婚等によ る年金分割の事務処理方法等につ いて研修しました。	外部
639	厚生年金 加入期間 訂正に係 る説明漏 れについ て	説明 誤り	埼玉	春日部	2011年 11月28日	2013年 2月18日	〇お客様より、厚生年金加入期間に ついて問合せがあり、確認したところ、 厚生年金加入期間訂正に係る説明漏 れが判明しました。	〇お客様の老齢年金請求に係る手続 きを行った際に、厚生年金の喪失月 の調整に係る考慮を漏らし、加入月を 1ヵ月多く説明の上、請求書を受理 し、その後の事務センターからの調整 に係るお客様への説明指示を失念し たことによります。	1名	—	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説 明し、了承を得ました。	〇担当部署において、事象の説明 を行い、受給要件及び事務センター との連絡方法の確認を徹底するよ う周知しました。	外部
640	標準報酬 改定請求 書の添付 書類に係 る説明誤 りについ て	説明 誤り	福岡	西福岡	2013年 1月10日	2013年 3月13日	〇お客様が標準報酬改定請求書の提 出のために来所された際、確認したと ころ、標準報酬改定請求書の添付書 類に係る説明誤りが判明しました。	〇お客様より年金分割の相談があっ た際に、確認不足により当事者間の 合意や裁判手続きが不要な3号分割 であることに気付かず、按分割合が 記載された書類が必要と誤った説明 をしたことによります。	1名	—	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説 明し、了承いただくようお願いしまし た。	〇担当部署において、今回の事象 を説明し、改めて年金分割制度に ついて研修を行いました。	内部
641	後納保険 料納付に 係る老齢 年金の受 給権発生 年月日の 説明誤り について	説明 誤り	愛知	岡崎	2013年 1月31日	2013年 5月8日	〇お客様より、年金の支払状況につ いて問合せがあり、確認したところ、後 納保険料納付に係る老齢年金の受給 権発生年月日の説明誤りが判明しま した。	〇国民年金の後納制度により老齢年 金の受給要件を満たしたお客様への 説明を行った際に、受給権発生年月 日については、本来、後納保険料の 納付日と説明すべきところ、60歳時 点に遡り支払が行われると誤った説 明を行ったことによります。	1名	—	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説 明し、了承を得ました。	〇担当部署において、事象の説明 を行い、受給権発生年月日の取扱 い、及び記録の確認を徹底するよう 周知しました。	外部
642	老齢年金 に係る年 金見込額 の試算誤 りについ て	説明 誤り	広島	福山	2013年 5月20日	2013年 5月20日	〇お客様より、年金額について問合せ があり、確認したところ、老齢年金に係 る年金見込額を誤って試算しているこ とが判明しました。	〇お客様から年金相談を受けた際 に、年金見込額について、一部繰上 げを希望していたにもかかわらず、全 部繰上げによるを試算を行ったこと によります。	1名	—	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説 明し、了承を得ました。	〇担当部署において、事象の説明 を行い、年金見込額を試算する際 の取扱いと、お客様の意思確認に ついて周知・徹底しました。	外部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生日月日	判明日月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
643	老齢年金の支給停止に係る説明誤りについて	説明誤り	和歌山	事務センター	2013年 5月15日	2013年 6月18日	〇お客様の代理人より、年金の支給状況について問合せがあり、確認したところ、老齢年金の支給停止に係る説明誤りが判明しました。	〇お客様の代理人より、資格喪失届の喪失理由を誤り提出したことから、支払への影響について問合せがあった際に、受給年金が停止されるにもかかわらず、停止されないと説明したことによります。	1名	—	0	〇担当者がお客様の代理人にお詫びの上説明し、了承を得ました。	〇担当部署において、事象の説明を行い、支払サイクルの取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	外部
644	年金相談時の合算対象期間に係る説明誤りについて	説明誤り	神奈川	鶴見	2012年 10月25日	2012年 11月10日	〇お客様より、年金請求について問合せがあり、確認したところ、年金相談時の合算対象期間に係る説明誤りが判明しました。	〇お客様が老齢年金の相談を行った際に、合算対象期間について、昭和36年以前の期間にもかかわらず、合算対象期間として扱い、国民年金後納保険料に係る誤った説明を行ったことによります。	1名	—	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 〇国民年金の納付を確認し、請求書を受理しました。	〇担当部署において、事象の説明を行い、合算対象期間の取扱いを確認し周知・徹底しました。	外部
645	年金相談時の合算対象期間に係る説明誤りについて	説明誤り	神奈川	厚木	2011年 9月13日	2013年 1月8日	〇お客様より、年金請求について問合せがあり、確認したところ、年金相談時の合算対象期間に係る説明誤りが判明しました。	〇お客様が老齢年金の請求を行った際に、合算対象期間について、国民年金の任意加入期間にもかかわらず、合算対象期間として扱い、今後の国民年金の任意加入期間を説明したことによります。	1名	—	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 〇高齢任意加入について説明しました。	〇担当部署において、事象の説明を行い、合算対象期間の取扱いを確認し周知・徹底しました。	外部
646	老齢年金の見込額説明誤りについて	説明誤り	新潟	三条	2013年 6月12日	2013年 6月12日	〇お客様からの繰上げ請求書の手続きを行った際に、確認したところ、老齢年金の見込額説明誤りが判明しました。	〇お客様より、繰上げ請求に係る年金相談を受けた際に、繰上げ請求年月日を1年間違えて見込額の試算を行い、説明したことによります。 〇委託社会保険労務士の確認不足によるものです。	1名	—	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。	〇担当部署において、事象の説明を行い、年金見込額試算時の記録の確認を徹底するよう周知しました。 〇社会保険労務士会に再発防止策の徹底を図るよう連絡しました。	外部
647	繰下げ請求時における添付書類の案内誤りについて	説明誤り	群馬	前橋	2013年 5月10日	2013年 6月24日	〇お客様からの繰上げ請求書の手続きを行った際に、確認したところ、繰下げ請求時における添付書類の案内誤りが判明しました。	〇お客様より、繰上げ請求に係る年金相談を受けた際に、本来、必要のない戸籍謄本の添付が必要と説明を誤ったことによります。	1名	—	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、ご理解いただくようお願いしました。	〇担当部署において、事象の説明を行い、繰上げ請求に係る取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	内部
648	在職老齢厚生年金相談時の説明誤りについて	説明誤り	福岡	東福岡	2012年 12月1日	2013年 2月20日	〇お客様より、年金の支給状況について問合せがあり、確認したところ、在職老齢厚生年金に係る説明誤りが判明しました。	〇お客様からの在職老齢厚生年金に係る相談を受けた際に、基金加入者であることを考慮せずに、在職中に係る年金の停止額を計算し説明したことによります。	1名	—	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。	〇担当部署において、事象の説明を行い、年金見込額に関する相談時の基金加入記録の取扱いの確認を周知・徹底しました。	外部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
649	時効特例 給付の説明 誤りに ついて	説明 誤り	神奈川	鶴見	2012年 11月29日	2013年 7月12日	〇お客様より、年金の支給状況について問合せがあり、確認したところ、時効特例給付の説明誤りが判明しました。	〇お客様の旧法国民年金の老齢年金の請求手続きの際に、時効特例に該当しない事案にもかかわらず、該当すると説明したことによります。	1名	—	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。	〇担当部署において、事象の説明を行い、年金記録の確認及び時効特例の取扱いを周知・徹底しました。	外部
650	雇用保険 の給付と 老齢年金 との調整 に係る説明 誤りに ついて	説明 誤り	兵庫	明石	2013年 2月22日	2013年 4月10日	〇お客様より、年金の支払額について問合せがあり、確認したところ、雇用保険の給付と老齢年金との調整に係る説明誤りが判明しました。	〇お客様の年金相談を行った際に、雇用保険の給付に係る調整サイクルに関する知識不足より、解除後の老齢年金の支払月に対する支払額を誤って説明したことによります。	1名	—	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。	〇担当部署において、事象の説明を行い、年金の支払日及び支給停止期間等については十分確認の上、説明するよう周知・徹底しました。	外部
651	障害年金 相談時の 納付要件 に係る説明 誤りに ついて	説明 誤り	宮城	事務 センター	2012年 8月20日	2012年 11月13日	〇事務センターで障害年金請求書の審査を行った際に、確認したところ、障害年金相談時の納付要件に係る説明誤りが判明しました。	〇市町村役場より、障害年金の納付要件に係る相談を受けた際に、国民年金の免除に係る要件を誤り、本来、納付要件を満たしていないにもかかわらず、満たしていると回答したことによります。	1名	—	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 〇不支給決定通知書を発送しました。	〇担当部署において、事象の説明を行い、納付要件に係る取扱の確認を徹底するよう周知しました。	内部
652	障害年金 の納付要件 の説明 誤りに ついて	説明 誤り	千葉	千葉	2009年 2月23日	2012年 11月22日	〇お客様より、過去の相談での回答について問合せがあり、確認したところ、障害年金の納付要件の説明誤りが判明しました。	〇障害年金の納付要件に係る相談を受けた際に、婚姻期間等に係る確認不足より、納付要件を満たしているにもかかわらず、満たしていないと説明したことによります。	1名	—	0	〇担当者がお客様の代理人にお詫びの上説明し、了承を得ました。 〇障害年金請求書を受理しました。	〇担当部署において、事象の説明を行い、納付要件に係る取扱の確認を徹底するよう周知しました。	外部
653	障害年金 相談時の 納付要件 に係る説明 誤りに ついて	説明 誤り	宮城	仙台北	2013年 4月4日	2013年 4月9日	〇お客様からの年金相談を受けた際に、確認したところ、障害年金相談時の納付要件に係る説明誤りが判明しました。	〇障害年金の納付要件に係る相談を受けた際に、国民年金の納付年月日の確認を誤り、本来、納付要件を満たしていないにもかかわらず、満たしていると回答したことによります。	1名	—	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。	〇担当部署において、事象の説明を行い、納付要件に係る取扱の確認を徹底するよう周知しました。	内部
654	障害年金 相談時の 納付要件 に係る説明 誤りに ついて	説明 誤り	東京	武蔵野	2013年 1月7日	2013年 1月21日	〇お客様の年金請求書に係る手続きを行った際に、確認したところ、障害年金相談時の納付要件に係る説明誤りが判明しました。	〇障害年金の納付要件に係る相談を受けた際に、国民年金の特例3号期間の申請年月日の確認を誤り、初診日以降の申請分を含めて計算したことで、本来、納付要件を満たしていないにもかかわらず、満たしていると回答したことによります。	1名	—	0	〇担当者がお客様の代理人にお詫びの上説明し、了承を得ました。	〇担当部署において、事象の説明を行い、納付要件に係る取扱の確認を徹底するよう周知しました。	内部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
655	障害年金 請求に係 る説明誤り について	説明誤り	千葉	千葉	2012年 3月13日	2012年 7月9日	〇お客様より、受給中の障害年金以外の疾病による障害年金の請求について問合せがあり、確認したところ、障害年金請求に係る説明誤りが判明しました。	〇障害年金の併合認定の説明を行った際に、本来、併合認定は請求書の受付日より受給権が発生すると説明すべきところ、後日、請求した場合でも、遡及して受給権が発生すると説明したことによります。	1名	—	0	〇担当者がお客様の代理人にお詫びの上説明し、了承を得ました。 〇年金額改定請求書を受理し、不支給決定通知書を送付しました。	〇担当部署において、事象の説明を行い、障害年金に係る取扱の確認を徹底するよう周知しました。	外部
656	障害年金相談時の受給要件に係る説明誤りについて	説明誤り	群馬	高崎	2013年 4月17日	2013年 6月19日	〇障害年金請求書に係る相談を行った際に、確認したところ、障害年金相談時の受給要件に係る説明誤りが判明しました。	〇障害年金の納付要件に係る相談を受けた際に、納付要件の確認を誤り、納付要件を満たしていないにもかかわらず、満たしていると回答したことによります。	1名	—	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。	〇担当部署において、事象の説明を行い、納付要件に係る取扱の確認を徹底するよう周知しました。	内部
657	厚生年金記録の統合誤りについて	記録訂正誤り	高知	幡多	2008年 10月20日	2012年 9月20日	〇後納の相談に来所したA様の記録を精査したところ、厚生年金記録の統合誤りが判明しました。	〇厚生年金記録の統合処理を行った際に、A様の記録を、同一生年月日で類似した氏名のB様の記録であると誤って判断し、統合したことによるものです。	2名	—	0	〇担当者がそれぞれのお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 〇A様に係る訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。 〇B様に係る記録訂正を行いました。なお、他年金を選択していることから影響額の発生はありません。	〇担当部署において、事象の説明を行い、記録統合時の職歴の確認の徹底を周知しました。	外部
658	老齢年金の記録訂正に係る再裁定誤りについて	記録訂正誤り	広島	福山	2007年 10月30日	2012年 10月18日	〇基金突合を契機にお客様から連絡があり、確認したところ、老齢年金の記録訂正に係る再裁定誤りが判明しました。	〇お客様の年金記録の相談を行った際に、老齢年金に別人記録が統合されていたことから、訂正のための再裁定の処理を行うこととしていたにもかかわらず、処理を漏らしたことによります。	1名	過払い	40,353	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 〇訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	〇担当部署において、事象の説明を行い、年金記録の確認の徹底を周知しました。	外部
659	別人記録の統合による裁定誤りについて	記録訂正誤り	和歌山	和歌山東	2009年 12月17日	2013年 4月17日	〇配偶者の老齢年金請求書に係る審査を行った際に、お客様の老齢年金裁定時の別人記録の統合による裁定誤りが判明しました。	〇お客様の厚生年金記録の資格取得の処理を行った際に、別人の厚生年金手帳番号を記載したことによります。	2名	過払い	15,091	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 〇訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	〇担当部署において、事象の説明を行い、年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
660	厚生年金手帳記号番号の登録誤りについて	記録訂正誤り	福島	郡山	2008年 12月11日	2013年 2月21日	〇A様より厚生年金保険被保険者加入期間照会申出書が提出され、記録を確認したところ、厚生年金手帳記号番号の登録誤りが判明しました。	〇A様の厚生年金手帳記号番号が判明した際、確認不足により、同姓同名・同一生年月日のB様の記録として登録処理を行ったものです。	1名	過払い	662,738	〇担当者がB様にお詫びの上、年金の返納について説明し、了承を得ました。 〇記録訂正処理を行い、B様より受理した返納方法申出書を機構本部に進達しました。 〇A様の記録訂正処理を行いました。	〇担当部署において、今回の事象を説明し、年金記録照会の調査を行う際、お客様の氏名・生年月日のみならず、住所や年金加入状況等の確認についても徹底するよう周知を行いました。	内部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
661	厚生年金手帳記号番号の判明時における処理誤りについて	記録訂正誤り	愛知	笠寺	2013年 3月14日	2013年 4月16日	○お客様より遺族年金の請求があり、記録を確認したところ、厚生年金手帳記号番号の判明時における処理誤りが判明しました。	○お客様の厚生年金手帳記号番号が判明した際、基礎年金番号との登録処理をすべきところ、基礎年金番号の標準報酬月額を訂正処理したものです。	1名	未払い	235,204	○担当者がお客様にお詫びに上説明し、了承を得ました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し、支払を確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、年金記録が判明した際の取扱いについて周知・徹底しました。	内部
662	厚生年金手帳記号番号の登録誤りについて	記録訂正誤り	北海道	新さっぽろ	2008年 9月17日	2013年 3月11日	○事務センターより、別人記録の登録に係る調査依頼があり、確認したところ、厚生年金手帳記号番号の登録誤りが判明しました。	○A様の記録調査を行った際、判明した厚生年金手帳記号番号がB様の記録であったにもかかわらず、事業所所在地等の確認不足により、A様の記録に登録したものです。	2名	過払い	980,824	○担当者がA様にお詫の上、年金の返納について説明し、了承を得ました。 ○担当者がA様より返納方法申出書を受理し、機構本部に進達しました。 ○B様の記録の登録及び再裁定等の処理を確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、年金記録を確認する際、お客様の氏名・生年月日のみならず、住所や年金加入状況等の確認についても徹底するよう周知を行いました。	内部
663	厚生年金手帳記号番号の登録誤りについて	記録訂正誤り	北海道	札幌東	1994年 4月21日	2012年 12月28日	○事務センターより、別人記録の登録に係る調査依頼があり、確認したところ、厚生年金手帳記号番号の登録誤りが判明しました。	○事業所より、A様の厚生年金手帳記号番号が記載されたB様の資格取得届を受付た際、確認不足により、そのまま登録処理を行ったものです。 ○また、老齢年金の裁定時においても、職歴等の確認不足により、誤りに気付かなかったものです。	2名	—	0	○担当者がB様にお詫びの文書及び年金額仮計算書を送付しました。 なお、B様の年金は全額停止されており、影響額は発生しませんでした。 ○記録訂正処理を行い、B様より受理した年金額仮計算書を機構本部に進達しました。 ○A様の記録の登録及び再裁定等の処理を確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、年金記録を確認する際、お客様の氏名・生年月日のみならず、住所や年金加入状況等の確認についても徹底するよう周知を行いました。	内部
664	厚生年金手帳記号番号の登録誤りについて	記録訂正誤り	宮崎	延岡	1989年 10月頃	2013年 1月31日	○事務センターより、厚生年金基金から記録の調査依頼があったとの連絡があり、確認したところ、厚生年金手帳記号番号の登録誤りが判明しました。	○A様の年金番号の一部にB様の記録が混在し、その記録に係る厚生年金手帳番号がB様の番号であったため、そのまま裁定が行われたものです。 ○記録の登録時及び老齢年金の裁定時においても、職歴等の確認不足により、誤りに気付かなかったものです。	1名	過払い	150,183	○担当者がB様にお詫びの上、年金の過払いについて説明し、了承を得ました。 ○B様より返納方法申出書等を受理し、機構本部に進達しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、年金記録照会の調査を行う際、お客様の氏名・生年月日のみならず、住所や年金加入状況等の確認についても徹底するよう周知を行いました。	内部
665	厚生年金手帳記号番号の登録誤りについて	記録訂正誤り	神奈川	小田原	2009年 3月13日	2012年 10月26日	○他年金事務所より、年金手帳を持参したA様の記録がB様の記録に登録されているとの連絡があり、確認したところ、厚生年金手帳記号番号の登録誤りが判明しました。	○B様よりねんきん特別便に係る相談を受けた際、確認不足により、A様の厚生年金手帳番号を登録したものです。 ○老齢年金の裁定時においても、職歴等の確認不足により、誤りに気付かなかったものです。	2名	過払い	29,430	○担当者がB様にお詫びの上年金の過払いについて説明し、了承を得ました。 ○記録訂正処理を行い、B様より受理した返納方法申出書を機構本部に進達しました。 ○A様の記録の登録及び再裁定等の処理を確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、年金記録照会の調査を行う際、お客様の氏名・生年月日のみならず、住所や年金加入状況等の確認についても徹底するよう周知を行いました。	内部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
666	厚生年金 手帳記号 番号の登 録誤りに ついて	記 録 訂 正 誤 り	栃木	栃木	2008年 11月18日	2012年 10月31日	○他年金事務所より、別人記録の登録に係る調査依頼があり、確認したところ、厚生年金手帳記号番号の登録誤りが判明しました。	○A様より窓口相談を受け、年金記録が判明した際、確認不足により、B様の厚生年金手帳番号を登録したものです。 ○老齢年金の裁定時においても、職歴等の確認不足により、誤りに気付かなかったものです。	2名	過払い	161,666	○担当者がA様にお詫びの上年金の過払いについて説明し、了承を得ました。 ○記録訂正処理を行い、A様より受理した返納方法申出書を機構本部に進達しました。 ○B様については、受給権が発生しないため、影響額がないことを確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、年金記録照会の調査を行う際、お客様の氏名・生年月日のみならず、住所や年金加入状況等の確認についても徹底するよう周知を行いました。	内 部
667	厚生年金 手帳記号 番号の登 録誤りに ついて	記 録 訂 正 誤 り	香川	善通寺	2012年 11月14日	2012年 12月11日	○他年金事務所より、別人記録の登録に係る調査依頼があり、確認したところ、厚生年金手帳記号番号の登録誤りが判明しました。	○A様が老齢年金請求のため来所し、年金記録が判明した際、確認不足により、B様の厚生年金手帳番号を登録したものです。 ○委託社会保険労務士の確認不足によるものです。	2名	—	0	○担当者がA様及びB様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○老齢年金請求書等を受理し、年金の支払を確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、年金記録照会の調査を行う際、お客様の氏名・生年月日のみならず、住所や年金加入状況等の確認についても徹底するよう周知を行いました。 ○社会保険労務士会に再発防止策の徹底を図るよう連絡しました。	内 部
668	老齢年金 の繰上げ 請求書の 受理誤り について	事 故 等	千葉	船橋	2012年 9月13日	2012年 11月9日	○お客様より、共済組合からの年金支給額について連絡があり、確認したところ、老齢年金の繰上げ請求書の受理誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金裁定時に、警察共済組合の定額支給開始年齢の確認を漏らし、一部繰上げが有利にもかかわらず、全部繰上げの請求書を受理したことによります。 ○共済組合交付の年金加入期間確認通知書に特例該当者である旨の記載がなかったことによります。	1名	未払い	210,100	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○警察共済組合に再発防止策の徹底を図るよう連絡しました。	外 部
669	老齢年金 の繰上げ 請求書の 受理誤り について	事 故 等	埼玉	越谷	2012年 10月10日	2012年 12月7日	○お客様より、共済組合からの年金支給額について連絡があり、確認したところ、老齢年金の繰上げ請求書の受理誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金裁定時に、特定消防組合の定額支給開始年齢について確認を漏らし、一部繰上げが有利にもかかわらず、全部繰上げの請求書を受理したことによります。 ○共済組合交付の年金加入期間確認通知書に特例該当者である旨の記載がなかったことによります。	1名	過払い	228,165	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○共済組合に再発防止策の徹底を図るよう連絡しました。	外 部
670	郵便物の 配達遅延 について	事 故 等	宮城	仙台南	2012年 9月3日	2013年 7月9日	○日本郵便株式会社より、郵便物運配に関する事故報告書の提出があり、郵便はがき2通の配達遅延が判明しました。	○機構本部宛ての郵便物(はがき2通)が、郵便局の郵便物区分作業場の搬送ラインの隙間から発見されたものです。	2名	未払い	65,533	○担当者がそれぞれのお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○お客様より、加給年金額加算開始事由該当届等を受理し、処理が完了したことを確認しました。	○日本郵便株式会社に対し、再発防止を要請しました。 ○日本郵便株式会社より、再発防止策を含む報告書の提出がありました。	外 部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
671	障害年金 請求時の 診断書の 現症年月 日訂正誤 りについて	事故等	滋賀	草津	2011年 11月18日	2012年 3月5日	○機構本部より、障害年金請求書の返戻があり、確認したところ、障害年金請求時の診断書の現症年月日訂正誤りが判明しました。	○お客様の障害年金請求書を審査した際に、初診日の変更が生じました。本来、診断書の訂正は医療機関で行うべきところ、担当者が訂正したことによります。 ○委託社会保険労務士の意識不足によるものです。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○医療機関において訂正された診断書を受理し関係書類一式を機構本部に進達しました。	○社会保険労務士会に、今回の事象を連絡し、再発防止策の徹底を図る旨が記載された顛末書を受理しました。	内部
672	郵送した 診断書の 未着事故 について	事故等	広島	広島南	2013年 2月18日	2013年 2月25日	○お客様より、障害年金の処理状況について連絡があり、確認したところ、郵送した診断書の未着事故が判明しました。	○障害年金請求に係る診断書について、医療機関あて記載不備事項の補正依頼を郵送で行ったところ、事故により未着となったものです。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承いただくようお願いしました。 ○医療機関において診断書を作成していただき審査を行いました。 ○郵便事業株式会社及び医療機関より未着郵便等がないことを確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、障害年金の取扱い及び郵送物の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	外部
673 ～ 676	年金給付 関係通知 書等の誤 送付につ いて	事故等	岩手 愛媛 愛媛 愛媛	花巻 松山西 事務 センター 松山東	2013年 3月2日 ～ 2013年 7月11日	2013年 3月4日 ～ 2013年 7月11日	○お客様より、別のお客様の書類が送付されたとの連絡があり、確認したところ、郵便局の配達員による年金給付関係通知書等の誤配達が判明しました。	○郵便局の配達員が郵便物を配達する際に、誤配達したものです。	8名	—	0	○郵便局の担当者がご連絡をいただいたお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。誤って送付した年金給付関係通知書等を回収しました。 ○郵便局の担当者が本来、送付するお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○担当者が本来送付するお客様あてに年金給付関係通知書を送付しました。	○郵便局に対し今回の事象を説明し、お客様あてに文書を配達する際は確認を十分に行った上で配達するよう要請したところ、担当者に指導した旨の報告がありました。	外部
677	保有個人 情報の開 示請求手 続きの説 明不足に ついて	説明誤り	北海道	札幌東	2012年 6月13日	2012年 6月21日	○ブロック本部より、お客様からの保有個人情報の開示請求について連絡があり、確認したところ、保有個人情報の開示請求手続きの説明不足があったことが判明しました。	○死亡者の姪であるお客様より遺族厚生年金裁定請求書の開示請求について相談があった際に、不開示の決定等に不服がある場合には日本年金機構に対して異議申立てができることの説明を漏らしていたものです。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。	○課室長以上の打合せにおいて、今回の事象を説明し、開示請求時の説明漏れがないよう周知・徹底しました。	内部

整理 番号	件名	事故 等の 区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
678 ～ 691	不審電話 について		北海道 他13件	年金事務所13件 本部1件	2013年 10月	2013年 10月	○お客様より、「不審な電話があったので、確認したい」との照会がありました。	○社会保険事務所や社会保険事務局、日本年金機構、市(区)町村の職員を名乗り、次のような内容の電話が被保険者や年金受給者にありました。 (1)医療費の還付があるので、フリーダイヤルや携帯電話に折り返し連絡し、手続きをするように促す。 (2)医療費の還付があるので、コンビニエンスストアやスーパーマーケットに設置してあるATMに行き振込の操作をするように促す。 (3)口座番号や携帯電話番号などの個人情報を聞き取ろうとする。	20名	—	0	○現在、社会保険事務所や社会保険事務局は存在しないことをお伝えしました。 ○医療費の還付は年金事務所では行っていないこと及び折り返しの電話をしないようお伝えしました。 ○電話で金融機関のATM等に誘導し、振込手続きを行うことはないことをお伝えしました。 ○電話で口座番号などの個人情報を確認することは行っていないこと及び個人情報等は回答しないようお伝えしました。	○日本年金機構内部にお客様に注意を促すように指示しています。 ○日本年金機構ホームページに、不審電話及び不審な訪問に関する注意を促す内容を掲載しています。	事件等